

令和3年第3回志布志市議会定例会会議録
目 次

| 第1号（9月14日） | 頁 |
|--------------------------------------------------------------|----|
| 1. 議事日程 | 16 |
| 2. 出席議員氏名 | 17 |
| 3. 欠席議員氏名 | 17 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 17 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 17 |
| 6. 開 会・開 議 | 18 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 18 |
| 8. 日程第2 会期の決定 | 18 |
| 9. 日程第3 報告 | 18 |
| 10. 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 | 18 |
| 11. 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて) | 20 |
| 12. 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度志布志市一般会計補正予算(第5号)) | 21 |
| 13. 日程第7 議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について | 22 |
| 14. 日程第8 議案第47号 志布志市多目的イベント広場条例の制定について | 23 |
| 15. 日程第9 議案第48号 財産の処分について | 26 |
| 16. 日程第10 議案第49号 事業契約の変更について | 27 |
| 17. 日程第11 議案第50号 令和3年度志布志市一般会計補正予算(第6号) | 27 |
| 18. 日程第12 議案第51号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) | 33 |
| 19. 日程第13 議案第52号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) | 34 |
| 20. 日程第14 議案第53号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算(第2号) | 35 |
| 21. 日程第15 議案第54号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第1号) | 36 |
| 22. 日程第16 議案第55号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算(第1号) | 37 |
| 23. 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 38 |
| 24. 散 会 | 39 |

第2号（9月15日）

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 議事日程 | 40 |
| 2. 出席議員氏名 | 41 |
| 3. 欠席議員氏名 | 41 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 41 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 41 |
| 6. 開 議 | 42 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 42 |
| 8. 日程第2 一般質問 | 42 |
| 尖 信一 | 42 |
| 小野 広嗣 | 59 |
| 野村 広志 | 81 |
| 青山 浩二 | 101 |
| 9. 延 会 | 127 |

第3号（9月16日）

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 議事日程 | 128 |
| 2. 出席議員氏名 | 129 |
| 3. 欠席議員氏名 | 129 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 129 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 129 |
| 6. 開 議 | 130 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 130 |
| 8. 日程第2 一般質問 | 130 |
| 岩根 賢二 | 130 |
| 八代 誠 | 140 |
| 丸山 一 | 146 |
| 南 利尋 | 161 |
| 平野 栄作 | 182 |
| 9. 延 会 | 197 |

第4号（9月17日）

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 議事日程 | 198 |
| 2. 出席議員氏名 | 199 |
| 3. 欠席議員氏名 | 199 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 199 |

| | |
|--------------------|-----|
| 5. 議会事務局職員出席者 | 199 |
| 6. 開 議 | 200 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 200 |
| 8. 日程第2 一般質問 | 200 |
| 小園 義行 | 200 |
| 9. 散 会 | 217 |

第5号（9月30日）

| | |
|---------------------------------------------------------|-----|
| 1. 議事日程 | 218 |
| 2. 出席議員氏名 | 219 |
| 3. 欠席議員氏名 | 219 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 219 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 219 |
| 6. 開 議 | 220 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 220 |
| 8. 日程第2 議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について | 220 |
| 9. 日程第3 議案第47号 志布志市多目的イベント広場条例の制定について | 230 |
| 10. 日程第4 議案第48号 財産の処分について | 231 |
| 11. 日程第5 議案第49号 事業契約の変更について | 232 |
| 12. 日程第6 議案第50号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号） | 233 |
| 13. 日程第7 議案第53号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号） | 237 |
| 14. 日程第8 議案第55号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） | 238 |
| 15. 日程第9 議案第56号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第7号） | 240 |
| 16. 日程第10 報告第4号 令和2年度志布志市健全化判断比率について | 241 |
| 17. 日程第11 報告第5号 令和2年度志布志市資金不足比率について | 241 |
| 18. 日程第12 認定第1号 令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について | 242 |
| 19. 日程第13 認定第2号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について | 244 |
| 20. 日程第14 認定第3号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認 定について | 244 |
| 21. 日程第15 認定第4号 令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて | 244 |
| 22. 日程第16 認定第5号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて | 244 |

| | | | | |
|-----|-------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------|-----|
| 23. | 日程第17 | 認定第6号 | 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 244 |
| 24. | 日程第18 | 認定第7号 | 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について | 244 |
| 25. | 日程第19 | 認定第8号 | 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について | 244 |
| 26. | 日程第20 | 認定第9号 | 令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について | 244 |
| 27. | 日程第21 | 発議第5号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書の提出について | 248 |
| 28. | 日程第22 | 閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長) | | 249 |
| 29. | 日程第23 | 閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長) | | 250 |
| 30. | 閉会 | | | 250 |

令和3年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜日 | 種 別 | 内 容 |
|-------|----|------------|------------------------------------|
| 9月14日 | 火 | 本会議 | 開会・議案上程 |
| 15日 | 水 | 本会議 | 一般質問 |
| 16日 | 木 | 本会議 | 一般質問 |
| 17日 | 金 | 本会議 委員会 | 一般質問 予算審査特別委員会（現地調査） |
| 18日 | 土 | 休 会 | |
| 19日 | 日 | 休 会 | |
| 20日 | 月 | 休 会 | 敬老の日 |
| 21日 | 火 | 委員会 | 常任委員会 |
| 22日 | 水 | 委員会 | 予算審査特別委員会 |
| 23日 | 木 | 休 会 | 秋分の日 |
| 24日 | 金 | 休 会 | |
| 25日 | 土 | 休 会 | |
| 26日 | 日 | 休 会 | |
| 27日 | 月 | 休 会 | |
| 28日 | 火 | 休 会 | |
| 29日 | 水 | 休 会 | |
| 30日 | 木 | 本会議 | 委員長報告・質疑・討論・採決 令和2年度決算関係議案上程・閉会 |

2. 付議事件

| 番号 | 事 件 名 |
|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 議案第46号 | 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第47号 | 志布志市多目的イベント広場条例の制定について |
| 議案第48号 | 財産の処分について |
| 議案第49号 | 事業契約の変更について |
| 議案第50号 | 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第51号 | 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第52号 | 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第53号 | 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第54号 | 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第55号 | 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号） |
| 議案第56号 | 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第7号） |
| 諮問第3号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 報告第3号 | 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて) |
| 報告第4号 | 令和2年度志布志市健全化判断比率について |
| 報告第5号 | 令和2年度志布志市資金不足比率について |
| 認定第1号 | 令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第2号 | 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第3号 | 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第4号 | 令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第5号 | 令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第6号 | 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第7号 | 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第8号 | 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 認定第9号 | 令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について |
| 発議第5号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書の提出に ついて |
| 承認第8号 | 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度志布志市一般会計補正予算（第5号）) |
| 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長) | |
| 閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長) | |

3. 一般質問

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|--------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 1 尖 信一 | 1 行財政改革について | <p>(1) 窓口業務について、利用する市民に対して十分な対応ができてきているか問う。</p> <p>(2) 本市における監査の指摘事項等に対して、改善が適切に行われているか問う。</p> <p>(3) 予算額が年々増加傾向にあるが、歳出の精査をはじめとして抜本的な見直しが必要ではないか。</p> <p>(4) 市長の公約である「入るを量りて出ざるを制す」について、具体的な実績を問う。</p> | <p>市 長</p> <p>市 長 教育長</p> <p>市 長</p> <p>市 長</p> |
| | 2 環境行政について | <p>(1) 世界をはじめ国内でも官民間問わず、脱炭素社会に向け様々な取組が行われているが、本市ではどのように考えているか問う。</p> <p>(2) 必要な電源構成が今後大きく変化していく中で、これまでとは違い水素やアンモニアなどの利用が新たな注目を集めている。このような背景から、本市の臨海工業団地を活用した新たな産業の育成は考えられないか問う。</p> | <p>市 長</p> <p>市 長</p> |
| | 3 まちづくりについて | <p>(1) コロナ禍における新しい働き方として、地方ではワーケーションへの取組がみられる。本市の夏井・陣岳地区で宅地造成を行い、ワーケーションに適した分譲地とすることで、人口増加及び経済活性化につながるのではと考えるが、市長の見解を問う。</p> | 市 長 |
| | 4 新型コロナウイルス感染症対策について | <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、早くも一年半が経過し、業種によっては大きな影響を及ぼしている。特に、本市の銀座街は閉店や休業で疲弊している。これまでの一時的な支援とは違う、業界全体の回復のための抜本的な対策を講じる必要があると考えるが、取組の状況について問う。</p> | 市 長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|--------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 尖 信一 | 4 新型コロナウイルス感染症対策について | (2) 市内の全世帯に、一世帯当たり5万円の支援金支給は考えられないか問う。 | 市 長 |
| | 5 教育行政について | (1) 新たに教育長が任命され半年が経過したが、現在の本市の小・中学生の学力について、どのように考えているか。また、学力向上のための具体的な対策について問う。 (2) 教員の不足が懸念される中、新学期に向けた教員の確保ができてきているか問う。また、10年ごとの教員資格更新制の廃止が決定したが、教員の質の維持・向上を今後どのように考えているか問う。 | 教育長 教育長 |
| 2 小野広嗣 | 1 無電柱化の推進について | (1) 市役所や商店街に通じる新町・上町通りは、道幅が狭く、近年の車両の大型化により、朝夕の通勤時やお昼時などで通行に支障を来している時間帯もあることは、従前より指摘されているが、本庁機能の移転により車両の往来がさらに増え、車両が電柱・歩行者と接触する危険性が高まっているのが現状である。通行空間の安全性や道路の防災機能の向上へ向けた無電柱化の推進状況について問う。 | 市 長 |
| | 2 交通安全対策について | (1) 市民の皆さんから、危険箇所に対する信号機の設置の必要性や、横断歩道・停止線などをはじめ、道路の白線が消えている箇所が市内に多く見受けられ、危険であるとの相談が寄せられているが、当局の現状認識と対応について問う。 | 市 長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|----------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 2 小野 広 嗣 | 3 企業版ふるさと納税のさらなる活用について | (1) 昨春から税の軽減割合が引き上げられ、手続きも大幅に簡素化された結果、「企業版ふるさと納税制度」を活用する自治体が増えている。本市も取組を開始以降、徐々に成果が出ているが、まだ制度を縦横に活用しているとは言えない。施政方針にも、企業にとって魅力的な地方創生プロジェクトの情報発信を行い、積極的に「企業版ふるさと納税」を活用するとあるが、本市の現状と今後の展望について問う。 | 市 長 |
| | 4 学校教育におけるDXの推進について | (1) 現在、教育の現場では「G I G Aスクール構想」により、様々な施策が推進されようとしているが、今後はさらに学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進が重要になってくる。本市では、教育現場におけるDXの推進に向けて、今後どのように取り組んでいくのか問う。 | 教育長 |
| 3 野村 広 志 | 1 通学路の安全対策について | (1) 千葉県八街市で下校途中の小学生5人が、大型トラックにはねられ死傷した痛ましい事故を受け、全国で通学路の総点検が進められている。本市における、点検状況と安全対策について問う。 | 市 長 教育長 |
| | 2 サツマイモ基腐病対策について | (1) 昨年に続きサツマイモ基腐病の発生・拡大が懸念されている。鹿児島県は多発するおそれがあるとして注意報を発令したが、本市の現状や対策・対応の在り方について考えを問う。 | 市 長 |
| 4 青山 浩 二 | 1 新型コロナウイルス感染症の予防対策について | (1) 新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果と重症化を予防する効果が期待されているワクチンについて、本市における現在までの接種率について問う。 | 市 長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|--------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 4 青山浩二 | 1 新型コロナウイルス感染症の予防対策について | <p>(2) ワクチン接種後の副反応についてどのような症状があるのか、また、本市において副反応の報告がなされているのか問う。</p> <p>(3) 市民の不安解消と無症状の陽性者の早期発見を目的として、PCR検査等の費用を助成している自治体が増えてきている。本市においてもこの助成事業に取り組む考えはないか問う。</p> <p>(4) 全国的に感染拡大が止まらないまま学校においては二学期が始まったが、保護者・教職員からは児童・生徒を感染から安全に守れるか不安を抱く声が上がっている。そこで、学校での感染予防対策を強化する必要があると思うが考え方を問う。</p> | 市 長 市 長 市 長 教育長 |
| | 2 一般質問の答弁に対するその後の進捗状況について | <p>(1) 平成30年12月定例会において、「災害時の避難場所等の機能を持つ屋内練習場の整備を」の質問に対し、「市内体育館の見直しの一つとして有明体育館を屋内練習場の機能を持つ運動施設として改修していく」と答弁したが、その後の進捗状況を問う。</p> <p>(2) 平成30年12月定例会において、「老朽化が進む有明野球場の改修を」の質問に対し、「補助事業を調査し有明野球場に係る整備計画を策定し整備を進めていく」と答弁したが、その後の進捗状況を問う。</p> | 市 長 教育長 市 長 教育長 |
| 5 岩根賢二 | 1 選挙公営の制度導入について | <p>(1) 公職選挙法では、立候補者の選挙運動に係る経費の負担をできるだけ少なくし、立候補の機会均等を図る手段として、「選挙公営」の制度を設けている。</p> <p>① 選挙公営制度の具体的な種類と公費負担の限度額を示されたい。</p> | 選管委員長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 5岩根賢二 | 1 選挙公営の制度導入について | ② 鹿児島県内での実施状況はどうか。 ③ 本市でこの制度を導入した場合、どれくらいの経費がかかるか。 ④ 本市でも、若者をはじめ、新人が立候補しやすい環境を整備するために、選挙公営の制度を導入してはどうか。 | 選管委員長 |
| | 2 市長の退職金見直しについて | (1) 今定例会に市長の退職金を0円にする条例改正案が提出された。 ① そもそもなぜ退職金の見直しをするのか。 ② 本市の「特別職の職員の給与に関する条例」では第4条に「退職手当の額及びその支給方法は別に定める」とだけある。他市の条例には、その根拠条例名を明示している例がある。本市でも市民に分かりやすいように改めるべきではないか。 ③ 任期中に納める市の負担金はいくらか。 ④ 本年3月の施政方針にある「関係機関と審議会」では、退職金を0円にする方法として、この「条例の一部改正」の内容で了解を得られたのか。 ⑤ 退職金を0円にすることにより、市の財政にどのような影響があるか。 ⑥ 他の方法で市の財政に貢献する方策は考えていないか。 | 市長 |
| 6八代 誠 | 1 本市単独の助成事業及び補助事業について | (1) 防犯街灯設置に関する補助金について問う。 ① 制度内容、今年度の申請状況及び実績について。 (2) 危険廃屋解体撤去事業について問う。 ① 申請状況及び実績について。 ② 補正予算額の積算根拠について。 | 市長 市長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|---------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 6 八代 誠 | 1 本市単独の助成事業及び補助事業について | (3) 住宅リフォーム助成事業について問う。 ① 申請状況及び実績について。 ② 補正予算額の積算根拠について。 (4) 上記3事業について、対応が遅いのではないかと考えるが、市長の見解を問う。 | 市 長 市 長 |
| | 2 災害復旧等の問合せ対応について | (1) 国や県が主体となる災害復旧等に関しては、本市にそれぞれ担当部署が配置されている。しかし、問合せに対する国や県からの回答が極端に曖昧であると考ええる。問い合わせた市民が納得できる回答を文書で求めることができないか。 | 市 長 |
| 7 丸山 一 | 1 交通対策について | (1) 志布志有明インターチェンジの開通による問題点（信号機の設置、速度制限の表示、市道の四車線化と水路の整備、「通学路有り」の予告板の設置、出入口照明灯の設置、路面カラー舗装の整備、出入口のワイド化、出口からの主要方面案内板の設置、側道出口の一時停止と歩道ラインの整備、調整地のコンクリート舗装化、側道と調整地間の蓋板設置、通学路の舗装化と中学校までの防犯街灯の設置、防音壁の増設、鳥類のふん対策）と、安全対策について問う。 | 市 長 |
| | 2 災害対策について | (1) 近年豪雨災害が続いているが「道路パトロール隊」を創設して災害の軽減を図れないか。 | 市 長 |
| | 3 絶滅危惧種等の保護対策について | (1) 本市における、現在の絶滅危惧種等に関する保護対策は十分と考えるか。 | 市 長 |
| | 4 サツマイモ基腐病について | (1) サツマイモ基腐病のまん延を防止するための具体的な対策や解決手法について、検討や議論は進んでいるか。 | 市 長 |
| 8 南 利 尋 | 1 経済対策について | (1) 長期化しているコロナ禍により、飲食、宿泊業などが深刻なダメージを受けている。どのような支援事業に取り組んでいくのか問う。 | 市 長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 8南 利 尋 | 1 経済対策について | (2) 固定費などの支援だけでは、経済の底上げは図れないと考える。人流を増やし、スピードある経済の底上げを図るためにも、全市民に対して、飲食、宿泊業などで使用できる商品券配布を行うべきではないか問う。 | 市 長 |
| | 2 漁業振興について | (1) 本市では、漁業の衰退が懸念されている。新たな部署を設け、漁業振興に取り組むべきではないか問う。 | 市 長 |
| | | (2) 漁業後継者や、Iターン、Uターンの新規就業者に対して新たな支援事業を行う考えはないか問う。 | 市 長 |
| | 3 観光振興について | (1) 昨今、マイクロツーリズムの普及により市内観光スポットの利用者が増えている。保全・管理を行うべきではないか問う。 (2) 新しい生活様式の中で、需要の多い観光事業にスピード感をもって取り組むべきではないか問う。 | 市 長 市 長 |
| 4 環境行政について | (1) 昨今、多くの場所でたばこのポイ捨てが目につく。対策を講じるべきではないか問う。 (2) ごみ処理に対して多くの意見を聞く。市民の意見も取り入れて、環境に優しい廃棄物処理設備等の検討も行っていくべきではないか問う。 | 市 長 市 長 | |
| 9平野 栄 作 | 1 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）導入による成果及び課題について | (1) 本市においては、平成28年度に導入され、現在では全ての市内の小・中学校が導入済みであり各校独自性のある活動が展開されている。これまでも学校・家庭・地域の連携による子供たちの健全育成を推進してきたが、さらに一歩踏み込んだ取組を展開するために導入されたと認識している。教育行政要覧にも、冒頭に「各学校に設置している学校運営協議会制度をさらに活性化し、これまで以上に充実した教育活動に取り組んでまいります」と記載されている。導入後の成果及び課題について以下を問う。 | 市 長 教育長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|----------|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 9 平野 栄作 | 1 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）導入による成果及び課題について | <p>① CSが設置されたことによりどのような変化があったと感じているか。</p> <p>② 地域や家庭への浸透がまだまだ進んでいないと感じるが、どのように受け止めているか。</p> <p>③ CSの普及・啓発や活動等に対する予算措置はできないのか。</p> <p>④ 地域との連携に学校側としてどのように参画していくのか。</p> <p>⑤ 委員への情報提供の在り方は適切か。</p> <p>⑥ 活性化に向けてどのような政策を講じる考えか。</p> | 市 長 教育長 |
| 10 小園 義行 | 1 消費税について | <p>(1) 現在の帳簿方式が2023年10月からインボイス（適格請求書）方式に変わることの影響をどのように受け止めているか。</p> <p>(2) 現在、免税事業者への周知はどのようにされているか。</p> <p>(3) 農業をはじめ中小事業者への影響が大きいと考える。国に対して導入中止の声を上げるべきと考えるがどうか。</p> | 市 長 市 長 市 長 |
| | 2 国保について（特例措置） | <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による保険料を減免する特例措置が出されている。内容を問う。</p> <p>(2) 前年所得が0円だと対象になるのか。</p> | 市 長 市 長 |
| | 3 国保について（子供の均等割額） | (1) 18歳までの均等割額を国の政策と併せ、市の独自支援として見直す考えはないか。 | 市 長 |
| | 4 国保について（傷病手当） | (1) 事業主やフリーランスにも被用者と同じように対応する考えはないか。 | 市 長 |
| | 5 介護保険について | (1) 特別養護老人ホームなどに入所する低所得の高齢者への補足給付制度が8月から改正された。内容を問う。 | 市 長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質問の相手方 |
|--------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 10小園義行 | 5 介護保険について | (2) 改正に伴う基準でどのような影響が出ているか。 | 市 長 |
| | 6 学校教育について | (1) G I G Aスクール構想で子供1人に1台のタブレットやパソコンが渡されたが、このことによる国が求めているものは何か。 (2) 先生や子供たちの受け止めはどうか。 (3) 学校のトイレに生理用品の配置をお願いし、前向きに取り組むとの答弁であったが、新年度に向けての対応を問う。 | 教育長 教育長 市 長 教育長 |

令和3年第3回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和3年9月14日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて
(令和3年度志布志市一般会計補正予算（第5号）)
- 日程第7 議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第47号 志布志市多目的イベント広場条例の制定について
- 日程第9 議案第48号 財産の処分について
- 日程第10 議案第49号 事業契約の変更について
- 日程第11 議案第50号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第12 議案第51号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第53号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第54号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第55号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|-----------------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 福 田 裕 生 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 濱 田 茂 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 大 迫 秀 治 | 耕地林務水産課長 小 山 錠 二 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎 |
| 有明支所長 重 山 浩 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 和 佐 浩 教 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | 松 山 支 所 産 業 建 設 課 長 河 野 穂 積 |

議会事務局職員出席者

| | |
|---------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時00分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和3年第3回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月30日までの17日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第4号は、総務常任委員会に付託いたします。

次に、地方自治法第243条第2項の規定により、公益財団法人志布志市農業公社から令和2年度事業報告及び収支決算書、令和3年度事業計画書及び収支予算書が、並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、志布志市教育委員会から志布志市教育委員会外部評価委員会点検評価報告書が、また監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にしていただきたいと思います。

—————○—————

日程第4 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（東 宏二君） 日程第4、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。
鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在、広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同規約第8条第4項の規定により、全ての市議会議員の選挙における得票数の多

い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（東 宏二君） ただいまの出席議員は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第33条の規定によって、立会人に長岡耕二君及び岩根賢二君を指名いたします。

候補者名簿を配ります。

（候補者名簿配布）

○議長（東 宏二君） 候補者名簿の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 配布漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

○議長（東 宏二君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（東 宏二君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（藤後広幸君） それでは順にお願いいたします。

2番、南利尋議員。3番、尖信一議員。4番、市ヶ谷孝議員。5番、青山浩二議員。6番、野村広志議員。7番、八代誠議員。8番、小辻一海議員。9番、持留忠義議員。10番、平野栄作議員。11番、西江園明議員。12番、丸山一議員。13番、玉垣大二郎議員。14番、鶴迫京子議員。15

番、小野広嗣議員。16番、長岡耕二議員。17番、岩根賢二議員。19番、小園義行議員。20番、福重彰史議員。18番、東宏二議員。

○議長（東 宏二君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。長岡耕二君及び岩根賢二君、開票の立会いをお願いいたします。

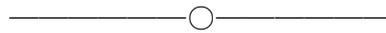
（開票）

○議長（東 宏二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数19票、有効投票18票、無効投票1票。有効投票のうち、川越信男君15票、畑中香子さん3票。以上であります。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）



日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（東 宏二君） 日程第5、報告第3号、専決処分の報告についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第3号、専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

令和3年8月23日に、市主催の奉仕活動中の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、市道表・大谷芝ノ元線で、道路愛護清掃伐採作業中に、参加者が使用していた刈払機で過って雑草中の小石をはね、市道中山・豊留線を都城方向から志布志方向へ走行していた、和解の相手方の所有する軽貨物車の左前方側面ガラスを破損したところです。

事故の原因は、刈払作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失の割合を市が100、和解の相手方が0%とし、軽貨物車の原形復旧及び代替車両借上げに要する費用3万6,883円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、専決処分についての報告を終わります。

○議長（東 宏二君） お諮りします。

日程第6、承認第8号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度志布志市一般会計補正予算（第5号））

○議長（東 宏二君） 日程第6、承認第8号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

承認第8号、専決処分の承認を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、梅雨前線豪雨及び8月豪雨による災害の発生に伴う災害復旧費、並びに県営業時間短縮要請協力金給付事業負担金につきまして、緊急に令和3年度志布志市一般会計予算を補正する必要が生じ、令和3年8月20日に令和3年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により承認を求めるものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,805万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ262億3,375万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫負担金の災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費負担金を2,101万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の繰入金金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を8,869万円、ふるさと志基金繰入金を1,795万9,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の市債の災害復旧債は、公共土木施設災害復旧事業補助を1,040万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の商工費の商工業振興費の負担金、補助及び交付金は、県営業時間短縮要請協力金給付事業負担金を1,795万9,000円計上するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の災害復旧費の農林水産施設災害復旧費は、測量設計業務及び軽微な作業等の委託料を6,000万円、農地等災害復旧補助金を360万円増額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の災害復旧費の公共土木施設災害復旧費は、測量設計業務及び軽微な作業等の委託料を2,500万円、工事請負費を3,150万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。承認第8号は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は、承認することに決定しました。



日程第7 議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第46号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第46号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、市長の退職手当を0円とするため、現に在職する市長が退職する日の属する月における給料月額を0円とするものであります。

内容につきましては、本日、令和3年9月14日に、現に在職している市長である私の退職する日の属する月における給料月額を0円とすることを、条例附則第2項に規定することにより、退職手当を0円とするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 市長の退職手当の額を変更するということですが、市長、鹿児島県市

町村総合事務組合に、今、本市も加入しているわけですね。そこで、その組合が規定している特別職である首長のここの退職手当の額を、勤続期間1年につき100分の500としているわけですが、ここについて組合の中でこれを100分の100にするとか、そういった議論というのは全くこれまでなされてないのか。そういうものが、市長も参加されているその組合の中での議論として、今回隣の曾於市の首長も、このことを提案して受け取っていないということなんです。この組合の中での議論としては、この首長の退職手当を100分の100としたら、志布志市の報酬に対して300万円程度ですよね。そういったものだ、まあ、そうだよみたいな感じもあるわけですけど、そういう議論が全くなされてないのか、なされているのか、その実情だけを教えてください。

○市長（下平晴行君） 具体的には、そういう議論はなかったということであります。

○19番（小園義行君） 今回の提案にあたって、首長のほうで退職手当を受け取らないという意思だというふうに思うわけですね。そこで、今後仮に当選をされたとしたら、4年後もこういったことが起きてくるわけですが、その現市長に限ってという提案ですので、今後こういったもので県民からまた市民から、そういったものの声が出ないような意味からしたときに、ここの100分の500というここの組合の規定を、市長は、現在ここの組合に志布志市が加入されておられるわけですので、今後そのことについてはやはり声を上げて変えていくという、そういったことも含めての今回の提案ということも理解をすることもできるわけですが、そこについては、当局の間では全く議論はなかったのですか。

○市長（下平晴行君） これは、次のことありますので、私が今どうこうということは考えていないし、お答えできないところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第46号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第47号 志布志市多目的イベント広場条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第47号、志布志市多目的イベント広場条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第47号、志布志市多目的イベント広場条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、新たな憩い及び集いの場を整備することにより、市民のふれあい交流の促進及びにぎわいの創出を図り、もって、豊かな市民生活及び魅力ある地域社会の実現に寄与するため、多目的イベント広場を設置することとし、その名称及び位置、使用時間等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） それでは、議案第47号、志布志市多目的イベント広場条例の制定について補足して説明申し上げます。

まず、付議案件説明資料は5ページでございます。

多目的イベント広場は、JR志布志駅に隣接しており、敷地面積1,480㎡に床面積388.8㎡の上屋を建設して、にぎわいの創出を図るものでございます。

内容につきましては、議案書で説明申し上げます。

第1条は、設置の目的でございます。

第2条は、広場の名称を多目的イベント広場とし、位置は、志布志市志布志町志布志二丁目28番28号でございます。

第3条は、広場の使用時間を午前8時30分から午後5時までとするものです。

第4条は、広場の休業日を12月29日から翌年の1月3日までの日とするものです。

第5条は、使用の許可、第6条は、使用の制限、第7条は、使用权の譲渡等の禁止、第8条は、原状回復義務について規定するものです。

第9条は、使用料の納入について、別表のとおり、行為の種類ごとに規定するものです。

第10条は、使用料の減免、第11条は、使用料の不還付、第12条は、損害賠償義務について規定するものです。

第13条は、委任、第14条は、過料について規定するものです。

なお、この条例は、令和3年10月1日から施行するものでございます。

以上が補足説明でございます。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○20番（福重彰史君） まずは、この第12条の損害賠償義務でございますけれども、これは使った人が故意または過失によって毀損した場合に、賠償をしなければならないということであるわけですが、あくまでもここに故意あるいは過失ということでございますが、その後ただし書で、「市長が特別な事情があると認めるときはこの限りでない」ということであるわけですが、こういう過失ということの規定していながら、これ以外に市長が特別に認めると、この市長が特別に認めるといふことは、どういうことになりますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 当然故意、過失による場合について設備を毀損した場合は、損害賠償が発生すると。当然許可を出す時点でも、そういうことをまた前のほうでも許可にあたっては、毀損のおそれがあるものは許可しないということがございます。そういう中で、毀損のおそれがあるということで許可はしました。そして本人としては故意ということで、過失の場合ということなのですが、実際調べた結果、その施設の管理が市のほうに少し行き届いていなかったということがあった場合等とかも考えられますので、いろいろなことを想定してその場合とかを拾えるように、こういうただし書きを設けているところでございます。

○20番（福重彰史君） 今説明がありましたけれども、全く理解できないというわけではないわ

けですけども、あくまでもこの損害賠償義務というものについては、故意または過失ということになっているわけです。故意または過失ということを考えてときに、いわゆるそういう認める場合があるのかなというふうに捉えるわけなんですよね。その点について、もうちょっと詳しく説明をいただきたい。

それからもう一点ですけども、今回この条例を制定ということでございますけれども、条例制定前に使用がされていますよね。この条例制定前の使用についての見解はどのようにお持ちですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず12条のただし書でございますけれども、今まで損害賠償についてはいろいろな事故等でもありますけれども、過失割合があったりして、いろいろ弁護士相談とかします。そういう中で、仮にそういう瑕疵が認められなかったとかいう場合があったときのことがあるので、ここにはただし書を設けておきたいということでございます。

それから10月1日から施行ということで、実際その日から公布ですが、その前に附則の2号で、準備行為ということがございます。ということで、最終日が30日とした場合に、もし公告した場合にその夕方でも予約ができるということで準備行為、そういう予約とか準備行為ができるということで、実際に使えるのは10月1日からということでございます。

○20番（福重彰史君） 市長が特に認めるということについては、大方理解をいたしました。

次のその条例制定前の使用についてということですけども、これは8月1日にイベントがあって、この中で使用されていますよね。たまたま私は市報を見ていたら、こうだったわけですけども。条例はまだ制定されていない、そういう中で使用が認められているということは、ちょっとこれはおかしいのではないですかね。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 本来であれば、建物を設置して条例も同時というのが、一番理想だというふうに考えているところでございます。そこについては、法令審査会でも議論をしたところでございました。しかしながら、今年度も6月以降まで配水工事等をしておりまして、実際に使えるのが6月以降でした。ということで、今回の9月に向けて条例を提案したんですけども、8月1日にはぼっぽマルシェをしております。これについては、まだここが設置管理条例のない行政財産でない普通財産として取り扱っておりまして、行政財産使用料条例と普通財産貸付料の算定運用基準等を遵守しながら、普通財産ということで貸し付けて、8月1日については利用していただいているところでございます。

○20番（福重彰史君） 大変苦しい答弁ではないかなというふうに思うわけですけども、やはり物事には手順というのがあるわけですので、そういうことを十分踏まえながら取り組んでもらわないと、今の答弁というのは、非常に苦しいなというふうに理解したところですけども、今後こういうことが絶対ないように取り組んでいただきたいなと思うところでございます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） いろいろな議論とかコロナの状況とかがございまして、今回こういうことになりましたが、本当は理想としては、設置条例と供用開始は一緒がいいと思います

ので、そういうふうにも今後もできるように努めてまいりたいと思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第47号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第48号 財産の処分について

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第48号、財産の処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、財産の処分につきまして説明を申し上げます。

本案は、安楽大迫工業団地分譲地を売却するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号及び志布志市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、志布志市志布志町安楽字迫田4619番3ほか計3筆、1万2,069㎡を、随意契約によって株式会社霧島湧水に2,248万4,000円で売却するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） この土地に関しては、前回別の法人と契約が結ばれて取下げになったわけですけど、この随意契約になった経緯と、この金額は前の法人と契約した金額と全く一緒だと理解していいですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 先の企業さんが撤退されまして、その後私どもの企業立地推進係がずっと今までは企業訪問でいろんなところを回りながら、「設備投資とかありませんか」という情報収集をしています。その中で株式会社霧島湧水さんのほうが立地したいという意向があって、設備計画があると。また倉庫を造りたいという希望がありまして、企業立地選考委員会がございますので、その中に公募をかけて、審査の結果1社でしたので、この1社がぜひということで、今回随意契約ということになりました。

金額については、前回は2,248万円になっているところがございます。前回の公募の仕方は、予定価格はこの金額ですよということでした。その中で採点をする。私どもは現在県の仕組みとかいろいろ勉強をしまして、そうするとやはり多いのが、いろいろ評価をするんですけども、最終的には金額の予定価格が高いほうになるということが多かったものですから、そういうことを勉強しまして、今回は予定価格を2,248万4,000円という千円単位で予定価格を定めましたところ、この価格で札が入りまして、今回は前回より4,000円高い金額で今上程しているところがございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第49号 事業契約の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第49号、事業契約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号、事業契約の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、要求水準書及びサービス対価を変更することによる契約の金額の変更、並びに事業名の変更に伴い、志布志市地域優良賃貸住宅整備事業の事業契約を変更して締結するにあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第49号、志布志市地域優良賃貸住宅（仮称）整備事業の事業契約の変更について、補足して説明申し上げます。

現在、志布志まちづくり株式会社において、志布志町安楽の松波地区に、5階建てRC造りの3LDKを15戸、2LDKを9戸、最上階にコミュニティールームを1室併設し、10月の供用開始に向けて整備を行っております。

本契約における変更につきましては、契約の目的の（仮称）部分を、条例整備を行ったことにより削除することとし、契約金額については、給水方式、植栽など維持管理運営費などの変更により当初契約額7億4,734万7,074円を2,376万6,396円減額し、今回7億2,358万678円の変更契約をするものでございます。

以上で補足説明を終わります。御審議方よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第49号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第50号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第50号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、災害復旧事業、コロナに負けるな！特別応援給付金事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第50号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に5億1,940万9,000円を追加し、予算の総額を267億5,316万円とするものでございます。

それでは、予算書の5ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、一般単独事業は志布志市健康ふれあいプラザ給湯設備改修事業、宇都中学校エレベーター設備等整備事業等に伴う合併特例債を5,610万円増額、災害復旧事業は、災害復旧事業債を補助事業で5,680万円、単独事業で3,910万円、合わせて9,590万円増額、また臨時財政対策債は、起債可能額の決定に伴い4,331万9,000円減額するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入予算でございますが、予算書の8ページをお開きください。

10款、地方特例交付金は、交付額の決定に伴い151万2,000円減額しております。

9ページをお開きください。

11款、地方交付税は、普通交付税の交付額の決定に伴い4億9,269万4,000円増額しております。令和3年度の普通交付税の交付額は61億9,269万4,000円となり、前年度より2億3,918万2,000円、4%の増となりました。

12ページをお開きください。

15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、5目、災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧事業を2,001万円増額しております。

13ページをお開きください。

2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付決定見込みに伴い4,242万円増額、6目、教育費国庫補助金は、学校施設環境改善交付金を1,666万5,000円計上しております。

16ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、森林環境保全直接支援事業を547万7,000円増額、8目、災害復旧費県補助金は、農林水産業施設災害復旧事業を7,437万5,000円増額しております。

17ページをお開きください。

17款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入、1節、土地売払収入は、安楽大迫工業団地分譲地の売却に伴い2,248万4,000円計上、2節、その他の不動産売払収入は、帖前谷地区の立木売払代金を711万円増額しております。

18ページの19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、今回の財源調整として7億1,679万9,000円減額、4目、施設整備事業基金繰入金は、志布志庁舎空調設備取替修繕に伴い110万円増額、5目、地域づくり推進基金繰入金は、イベント運営事業の中止等に伴い1,353万6,000円減額、14目、オラレまちづくり基金繰入金は、スタートアップ商工業者応援事業に伴い210万円増額、15目、ふるさと志基金繰入金は、「コロナに負けるな！特別応援給付金事業」等に充当する経費として1億2,020万8,000円増額しております。

19ページをお開きください。

2項、特別会計繰入金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計について、令和2年度の繰越額の確定による精算に伴い、合わせて1,051万9,000円増額しております。

20ページの20款、繰越金は、令和2年度一般会計の繰越額の確定に伴い2億9,732万9,000円増額しております。

21ページをお開きください。

21款、諸収入、5項、雑入、2目、弁償金は、児童手当システムに係る児童手当の過誤支給に伴う損害賠償金を398万1,000円計上、4目、雑入は、県地域振興公社営事業参加者負担金を2,138万9,000円、後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金返還金を174万円、合わせて2,312万9,000円増額しております。

22ページの22款、市債は1億868万1,000円増額し、総額で18億188万1,000円としております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。予算書は24ページ、説明資料は2ページの上段になります。

2款、総務費、1項、総務管理費、2目、文書広報費は、地方公務員制度の改正による令和5年4月からの定年延長に伴い、例規整備、対象となる職員への研修、人事担当職員への研修等について支援を受け、制度の円滑な導入を図る地方公務員の定年延長に伴う新制度支援業務委託事業として220万円計上しております。

説明資料は3ページの上段になります。

3目、財産管理費は、設置後19年を経過した志布志庁舎2階の空調設備が故障し、庁舎管理の観点から空調設備の取替修繕を行う必要があるため、志布志庁舎空調設備取替修繕を110万円計上しています。

予算書は26ページ、説明資料は9ページの下段になります。

3款、民生費、1項、社会福祉費、6目、社会福祉施設費は、志布志市健康ふれあいプラザの給湯設備について、経年劣化等により不具合が生じている箇所を改修し、市民のコミュニティ拠

点施設の一部である入浴施設の維持を図り、市民の健康づくりを推進するため、志布志市健康ふれあいプラザ給湯設備改修事業を3,115万6,000円計上しております。

予算書は27ページ、説明資料は9ページの上段になります。

4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成及び飼養管理を行い、地域環境の保全を図る不妊・去勢手術費助成事業を30万円計上しております。

予算書は29ページ、説明資料は10ページの上段になります。

6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業総務費は、新型コロナウイルス感染症の影響から来場者が激減し、厳しい経営状況となっていること、また、今後も厳しい状況が予想されることから、必要な支援を行い、やっちくふるさと村の運営継続及び雇用の維持を図るため、やっちくふるさと村指定管理料を1,817万3,000円増額しております。

説明資料は10ページの下段になります。

3目、農業振興費は、有害鳥獣の捕獲強化及びわなによる捕獲巡回に係る労力の軽減を図るとともに、猟友会の活動率の向上を図る有害鳥獣捕獲特別強化事業を756万6,000円計上しています。

説明資料は11ページの上段になります。

6目、畜産業費は、翌年度以降の計画の一部を前倒しすることに伴い、事業参加者負担金として県地域振興公社営事業（資源リサイクル畜産環境整備事業）を2,138万9,000円増額しております。

予算書は30ページ、説明資料は11ページの下段になりますが、2項、林業費、2目、林業振興費は、田之浦小学校の分収林の売払いを実施した田之浦北畑地区と、今年度追加で主伐を実施する帖前谷地区の人工造林を実施する市有林管理事業を805万6,000円増額しております。

予算書は32ページ、説明資料は3ページの下段になります。

7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から収支が悪化し、施設運営の継続が厳しくなる中、施設運営継続に要する経費が必要なことから、国民宿舎特別会計繰出金を4,566万6,000円増額しております。

説明資料は4ページの上段になります。

2目、商工業振興費は、市内で創業しようとする者が、当初の計画を上回る見込みとなったため、志布志市商工業支援制度事業（スタートアップ商工業者応援事業）を210万円増額しております。

説明資料は4ページの下段になりますが、実施期間満了により事業費が確定したため、中小事業者管理コスト支援事業を1,496万円減額しております。

説明資料は5ページをお開きください。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく県の営業時間短縮要請等条件に該当していない事業所に対し、長期化するコロナ禍で事業継続に支障を来している商工業事業者、令和2年度からの給付金事業に続く第4弾を行うことで事業存続の支援を図る、「コロナに負け

るな！特別応援給付金事業」を4,580万円計上しております。

説明資料は6ページの上段になりますが、3目、観光費は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受けている市内の宿泊施設、飲食店等の利用活性化のため、個人旅行者に限り、市内外からの観光客に宿泊代金や飲食代金等の還元を行うことで、観光入込客増を図るキャッシュバック志布志キャンペーン事業を2,400万円計上しております。

説明資料は6ページの下段になりますが、志布志みなとまつり企画会議及びやっちく松山藩秋の陣まつり実行委員会において、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためイベントの中止が決定したことに伴い、イベント運営事業を1,384万2,000円減額しております。

説明資料は7ページをお開きください。

コロナ禍によりマイクロツーリズムや県内完結型の教育旅行の需要が高まる中、貸切バスを利用する学校等及び旅行者に対して旅行費用の一部を助成していますが、当初の計画を大きく上回る団体の誘客が予定されていることから、貸切バス旅行誘致事業を500万円増額しております。

説明資料は8ページになりますが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経営が悪化し、事業継続に支障を来していた中、まん延防止等重点措置の適用を踏まえ、さらにその影響を大きく受けた宿泊事業者に対して、この局面を乗り越えていくための支援を図る、「コロナに負けるな！特別応援給付金事業（宿泊施設分）」を1,555万円計上しております。

予算書は33ページ、説明資料は13ページの上段になります。

8款、土木費、5項、都市計画費は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りつつ、地元経済活動の回復を後押しするため、景観政策推進事業（危険廃屋解体撤去事業）を450万円増額しております。

予算書は34ページ、説明資料は13ページの下段になりますが、6項、住宅費は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りつつ、地元経済活動の回復を後押しするため、住宅リフォーム助成事業を300万円増額しております。

予算書は35ページ、説明資料は2ページの下段になります。

9款、消防費、1項、消防費、4目、災害対策費は、避難所における新型コロナウイルス感染症対策のため、換気用の大型扇風機や自動ラップ式トイレを整備し、円滑な避難所運営を図る、避難所用新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業を205万8,000円計上しております。

予算書は36ページ、説明資料は14ページの下段になります。

10款、教育費、2項、小学校費は、家庭でのタブレット端末持ち帰り学習を開始するにあたって、有害なサイトや不必要なアプリなどを遮断するフィルタリングソフトを導入するタブレット端末用フィルタリングソフト導入事業（小学校）を43万4,000円計上しております。

予算書は37ページ、説明資料は15ページをお開きください。

3項、中学校費、1目、学校管理費は、バリアフリー化に伴う実施設計の成果に基づき、エレベーター設備等を整備する宇都中学校エレベーター設備等整備事業を4,093万4,000円増額しております。

2目、教育振興費は、小学校費と同じくタブレット端末用フィルタリングソフト導入事業（中学校）を21万6,000円計上しております。

予算書は38ページ、説明資料は12ページをお開きください。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、梅雨前線豪雨及び8月豪雨により被災した農地及び農業用施設並びに林道施設を復旧するため1億2,700万円増額しております。

予算書は39ページ、説明資料は14ページの上段になります。

2項、公共土木施設災害復旧費は、8月豪雨により被災した公共土木施設を復旧するため3,000万円増額しております。

予算書は40ページになりますが、14款、予備費は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況や災害への備え、今後の不測の事態への対応のため1億1,316万円増額しております。

予算説明資料の1ページをお開きください。

令和3年度新型コロナウイルス感染症対策事業一覧に対象事業を追加しておりますので御参照ください。また、予算書38ページから39ページの11款、災害復旧費につきましては、5号補正予算の一般財源の一部を6号補正において地方債に財源振替を行っております。

以上が、補正予算（第6号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するた

め、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において予算審査特別委員会を招集します。
ただいまから、この議場において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○
午前11時01分 休憩

午前11時09分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に平野栄作君、副委員長に野村広志君、以上であります。

○議長（東 宏二君） お諮りします。

日程第12、議案第51号及び日程第13、議案第52号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号及び議案第52号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○議長（東 宏二君） 日程第12 議案第51号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第51号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第51号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,804万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ47億1,356万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を3,804万7,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を90万8,000円増額するものであります。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第51号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第13 議案第52号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第52号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第52号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、一般会計繰出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ57万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億1,534万8,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、事務費繰入金を28万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を29万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費の一般管理費の委託料は、電算システム保守委託料を28万6,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を63万2,000円増額するものであります。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第52号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第14 議案第53号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第53号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第53号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算につきまして、介護保険基金積立金、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7,322万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ43億1,027万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金の介護給付費交付金は、過年度分を901万6,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を3億6,327万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の諸支出金の償還金及び還付加算金の償還金は、国庫補助等返還金を3,870万2,000円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の諸支出金の繰出金は、一般会計繰出金を897万9,000円増額するものであります。

11ページをお開きください。

歳出の基金積立金は、介護保険基金積立金を6,002万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第53号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

日程第15、議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第15 議案第54号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第54号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第54号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算につきまして、繰越額の確定に伴い、一般会計繰入金及び繰越金を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入予算の款項の区分間の金額の調整をするものであり、予算の総額に増減はございません。

それでは、歳入予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の3ページをお開きください。

繰入金は、一般会計繰入金を474万2,000円減額するものであります。

4ページをお開きください。

繰越金は、前年度繰越金を474万2,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りします。議案第54号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第16 議案第55号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第16、議案第55号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算につきまして、国民宿舎ボルベリアダグリの施設運営継続に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,597万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,668万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を4,566万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の繰越金は、前年度繰越金を30万8,000円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳出の管理費の委託料は、指定管理料を4,597万4,000円増額するものであります。

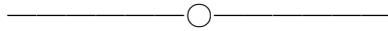
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第55号は、総務常任委員会に付託いたします。



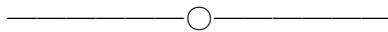
○議長（東 宏二君） お諮りします。

日程第17、諮問第3号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第17 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第17、諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年12月31日をもって任期が満了する山本力氏の後任として、樋渡直子氏を人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

樋渡直子氏の略歴につきましては、説明資料の8ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

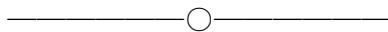
これから採決いたします。

お諮りします。諮問第3号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号は、適任とすることに決定しました。



○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。
本日は、これで散会します。
お疲れさまでございました。

午前11時23分 散会

令和3年第3回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：令和3年9月15日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

尖 信 一

小 野 広 嗣

野 村 広 志

青 山 浩 二

岩 根 賢 二

八 代 誠

丸 山 一

南 利 尋

平 野 栄 作

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 福 田 裕 生 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 濱 田 茂 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 大 迫 秀 治 | 耕地林務水産課長 小 山 錠 二 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎 |
| 有明支所長 重 山 浩 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 和 佐 浩 教 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | 環 境 政 策 監 梶 原 豊 |
| 危 機 管 理 監 萩 原 政 彦 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|---------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） こんにちは。獅子と公明の尖信一でございます。今日初めてトップバッターということで、緊張していますけどよろしく願いいたします。

先の6月一般質問の中で、市長が「次の市長選を目指して頑張ります」と表明なされました。ぜひ次の4年間も頑張ってくださいなということ、ここで改めてお願いしておきます。また一方で、私もよく聞くんですけども、「尖さんが出いやあいげな」と、あちこちから聞くもんですからね、市長、御安心ください、その気はございませんので、今のところです。ちょっと和んだところで、一般質問に入らせていただきたいと思います。

通告どおり御質問させていただきます。まず行財政改革についてということで、要旨が（1）から（4）までありますけれども、私は（1）から（4）まで全部読み上げますけれども、市長は一つずつ御回答いただきたいと思います。

まず初めに、窓口業務について、利用する市民に対して十分な対応ができていないか聞きたいと思います。2番目、本市における監査の指摘事項等に対して、改善が適切に行われているか聞きたいと思います。3番目、予算額が年々増加傾向にあるが、歳出の精査をはじめとして抜本的な見直しが必要ではないか聞きたいと思います。最後に、市長の公約である「入るを量りて出づるを制す」について、具体的な実績があれば御回答をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えいたします。

私は市長就任以来、行政は最大のサービス業であり、市民目線での窓口対応に努めるよう、繰り返し職員に指導をしてきたところであります。

市役所の窓口では各種証明書の交付、制度を利用するための申請、困りごとの相談等、様々な場面があります。市民の皆さんが困ることのないよう、例えば転入の方がいらっしゃった場合には、年金、保険証、ごみの分別、学校、保育園、水道など、様々な手続きが必要となりますが、戸惑われることのないようにしっかりと案内し、転入者の目線に立って対応しているところであります。

○3番（尖 信一君） 実は、今回この質問にあたり、知り合いの方から私に苦情がありまして、

「窓口業務がなっていない」と、「2回間違った書類が送ってきた」ということがあったものですから、またよくよく考えてみると、9年前私が志布志市に帰ってきたときも、ある申請をお願いしたんですけど、めったにない申請なんですけれども、窓口の若い男性職員がなかなか必要書類が準備できなかつた。後ろに控えておられた年配の職員の方が出て来られて、「これとこれとこれ」ということで、私に渡していただきました。席を立てて帰った後に、その後どうなさるかなと、きちんと業務の連携ができるのかなと思って拝見していたら、結局二人ともそれぞれ別な仕事をなされたんですね。「あっ、これはちょっと業務の承継ができていなんじゃないかな」という経験をしておりました。

今回、ある自治会の会計の担当者からこういう相談を受けたものですから、ここはもう一回窓口業務については、きちんとマニュアル化をして対応していただけないものかということで、この問いを立てました。そこで、今そういう窓口申請に対してのマニュアル、「Q&A」があるかどうか。そこだけ確認させてください。

○市民環境課長（留中政文君） 窓口のマニュアルがあるかということでございますが、窓口もいろいろな課がございまして、マニュアル化をしているところ、またその引継ぎの時に、先輩の職員が指導を行いながら事務の引継ぎ、また指導を行いながらやっているところもございまして、全てがマニュアル化しているということではございません。

○税務課長（濱田 茂君） 税務課の窓口事務についてですけれども、年度初めに関連システムの操作研修、レジスターの操作研修等を行いまして、税務課どの職員でも、証明書の発行等は対応できるように努めているところでございます。

○3番（尖 信一君） できているか、できていないかということは、統一がまだされていないというふうに判断しますけれども、市長が現場主義を唱えられている中で、もう4年近くなりますけれども、市長どうでしょうか、ここをきちっと精査して、大体窓口に来られるパターンというのは決まっていると思うんですよね。そういうのをパターン化して、どなたがその席に座られてもきちんと対応できるような、そのフォルダーは常にタスクバーに置いておいて、来られたら開けてどういう書類がある、どういう手続きをすればいいというのを市長、きちっと取り組んでいく考えはございませんか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるように、市民の皆さんが申請に来られるときにスムーズに対応できるためには、しっかりとマニュアルを策定すべきであると思いますので、今後は無いところについては、しっかりとそのマニュアルを整備してまいりたいと考えております。

○3番（尖 信一君） ぜひともよろしく申し上げます。

2番目の監査結果についてお伺いしたいと思います。本市でも、年度内にいろんな監査が行われます。定期監査、臨時監査、指定管理施設監査、消防備品監査、学校備品監査、財政援助団体監査、いろいろございますけれども、私が議員になってから、ずっと読ませていただいていますけれども、なかなか改善されないと。昨日、6月23日に行われた監査の報告をいただいたときに、もうないだろうなと思ったら七つ注意事項が挙がっていました。そのところ、それぞれ市長と

教育長にお伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 監査結果の報告でございますが、このことについては、課長会での報告や監査結果報告書を全庁で共有し、情報共有を図っているところではありますが、さらに指摘事項等の周知を図り、課長会で周知を図った内容が、全職員に行きわたるように、指導を徹底してまいりたい。しかし一つは、監査指摘事項がそのまま、すぐ対応しなければいけないということもないような事案もあるようでもありますので、そこはしっかりと精査して対応してまいりたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましても、日頃から事務の適正化、執行につきましては適正に務めるよう努力をしているところではございますが、監査委員からの指摘事項等につきましては、市長部局と情報を共有した上で教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の三課長でさらにその内容を確認し、各担当係に対し早急に改善するときは、しっかりと対応するように指導をしているところでございます。

○3番（尖 信一君） まず、ちょっと基本的なことを押さえておきたいと思っておりますけれども、指摘事項、注意事項というのが、今市長がおっしゃいましたけれども、私も最初注意事項のほうが重要なかなと思ったら全く反対で、指摘事項が法令規則等に違反するもの又は著しく妥当性を欠くこと。それから注意事項は、指摘事項に至らないが、さらに的確な事務執行を促す必要があると。今市長は、この注意事項については、早急に取り組む必要のないところもあるとおっしゃいましたけれども、例えば、これも監査報告にちゃんと挙がっているんですよ。他の自治体では、刑事事件に発展している事案もある。要するに、消せるボールペンを使用していると。今回の6月23日に挙がった監査報告には、会計書類に鉛筆書きがしてあったという指摘があるんですが、どうですか市長、このところ。

○市長（下平晴行君） これは、あってはならないことだというふうに思います。

○3番（尖 信一君） よくよく見ますと、皆さんの担当課での課内の監査は、ほぼ問題はないんですよ。よくこれを精査すると、補助団体とか支援団体申請書、そういうものの不備が多いんですよ。だから、問題はすぐに解決できると思うんですよ。申請いただいたときにきちんとチェックすれば、こういうことはなくなってくると思うんですよ。ぜひともそのところは、新年度から改めていただきたいなとお願いしておきますので、よろしいでしょうか。

時間もありませんので、次の（3）、（4）は関連がありますので、併せて質問させていただきたいと思っております。下平市政になってから、様々な取組をされていますけれども、最初市長は、「補助金をゼロベースで見直す」というふうにおっしゃっておられました。そこで、私が疑問に思ったことをちょっと拾い上げてみました。これは一般会計の分だけ見まして、役務費と委託料に限定して集計してみました。役務費というのは、通信費とか手数料とか保険とかいろいろありますけれども、これで全課にわたって調査しまして合計しますと4億9,600万円ありました。それから委託料、これは設計料とか施設管理、健康診断とか、今年は特にワクチン接種が2億3,000万円使われておりますので、それも含めると23億400万円、委託料がこれだけございました。こ

れは毎年行われる健康診断もありますので、それも含めての金額ですけれども、この「入るを量りて出ざるを制す」という市長の公約の一つで重要な公約であります。このことについて、この4年間で何か具体的な効果があったのか。そこのところをまず聞かせていただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） まず、先ほど申しましたように補助金のゼロベースということで取組をしました。これは、それと併せて、乙地方の日当及び半日当の廃止等を令和3年度当初から実施したと。それから、国による保育料の無償化に伴って、本市独自で実施した0歳児から2歳児までの保育料の4割補助は、6割に拡充したところでもあります。また、給食費の半額補助を今年度から取り組んだということがございます。それから、新電力への取組ということで1,000万円程度の削減をしているところがございます。

○3番（尖 信一君） 給食費の半減というのは、必ずおっしゃるだろうなと思っていました。全く評価していないわけではないんですけれども、一つ大きな疑問があったのは、去年12月の一般質問で、学校給食会の件でお聞きした時に、本市も学校給食会から6,000万円近い仕入れがあるわけなんです。ここの見直しをお願いしたわけなんですけれども、その時に市長はこうおっしゃったんですね。「私も議員時代に問題があって、問題を一般質問で質問したことがある。」とおっしゃいました。私はそれを聞いて、過去を遡って調べてみました。事務局にも問い合わせをしました。私が9年前に志布志市に帰ってきたときに、それまでの議員の方の一般質問を、3年間に遡って全部調べてみましたけれども、これは9年前の話ですけれども、その時に市長の給食会についての一般質問はなかったんですね。記憶違いか問題意識があって、質問したつもりでいたのか分かりませんが、今日はそのことを問うのではなくて、議員でできないことでも、市長になればできることがあるとおっしゃったわけですね。この6,000万円の経費の見直しを、なぜ問題意識を持っておられたのに取り組んで来られなかったのか。ここだけ聞かせてください。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

給食の食材を給食会へ発注しているところですが、市長からも話があったところございました。そして、尖議員の一般質問を受けて、再度確認をしたところがございます。給食会へ食材を発注している要因といたしましては、例えばですけれども、米飯のときの米があるわけですが、大量に扱うということから、無洗米の米を、こちらが必要とする米を安定的に、安全に供給をしていただけるということが1点ございます。

それから2点目といたしまして、今60人ぐらいのアレルギー対応の給食を提供して、子供たちのアレルギー対応をしておりますけれども、そのアレルギー対応に対しまして、どんな食材にどんな成分が含まれているという、そういったしっかりとしたデータ等がある関係から、給食会のほうへ発注をしているところがございます。まだ見直すところは少しはあるのかなと考えておりますので、今後ちょっと時間をいただきまして、精査、検討をさせていただければと思っております。

○市長（下平晴行君） このことについては、いわゆる地元の生産された食料等を野菜等も含めて使うことができないかということで、私も実際一般質問をした経緯があるんですが、このこと

については例えば先ほど課長からもありましたけれども、それと変わって規格の問題ですね。そういうことや、地元でそういうものが数だけ求められないということ等もあって、しかしこれは、給食会というところから受け入れていることでもありますので、これもちょっと拡充して、地域での生産者団体が集まって対応しているところも実際あるわけでもあります。そういうことができるかどうかですね、そこ辺も含めて今後も精査してまいりたいと考えております。

○3番（尖 信一君） 予算組みをなされている最中なんで、なかなか経費削減というところは難しいかと思えますけれども、こういうところが、取組次第では予算削減効果が高いというふうに私は思っていますので、今、市長の答弁を聞きまして、そこら辺は期待しておきたいと思います。

次の環境行政についてお聞きしたいと思います。要旨が2点ありますので、通して読ませていただきます。世界をはじめ国内でも官民間問わず、脱炭素社会に向け様々な取組が行われているが、本市ではどのように考えているのかをお伺いします。

また、必要な電源構成が今後大きく変化していく中で、これまでとは違い水素やアンモニアなどの利用が新たな注目を集めております。このような背景から、本市の臨海工業団地を活用した新たな産業の育成を考えていないかお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 気候変動問題について2015年に合意されたパリ協定では、平均気温上昇の幅を2度未満とする世界共通の目標が広く共有されるとともに、2018年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書においては、気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるために、2050年度までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要とされております。

本市におきましては、リサイクルの推進や使用済み紙おむつの再資源化に取り組むなど、積極的に二酸化炭素の排出抑制に取り組んでおりますが、脱炭素社会に向けて市民及び事業者を巻き込んだ新たな取組の必要性も感じているところであります。令和3年3月に、議員から一般質問を受けた後に企業が実施した脱炭素研修会に、課長等がウェブで参加をしております。今後、市として環境問題に貢献できる道を探りながら、しっかりと対応してまいりたいと考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 前回3月に一般質問をさせていただいたときに、「そのうち国も自治体に対して、いろいろなプレッシャーをかけてきますよ」と御指摘をしておりましたけれども、7月に環境大臣が「脱炭素に向けた取組、新しい地方交付税の創設をして、今後自治体を支援していく」と発言がありました、小泉環境大臣ですね。その中で、脱炭素の専門家の派遣も2022年から行くと。それから2022年度概算要求請求で、地域脱炭素移行・再生エネルギー推進交付金というのを設けて、2030年まで75%を補助すると。これは繰越しもオッケー、民間との共同事業でもオッケーと、非常に幅の広い交付金が創設されるようであります。市長、この件は御存じですか。

○市長（下平晴行君） はい、このことについては承知しております。

○3番（尖 信一君） では、早々何か課内でこの件について協議していないですか。この事業

に向けてどう取り組むかとか。

○市長（下平晴行君） 内容については、具体的にどうしたいということではないわけですが、志布志市ではリサイクルの取組、先ほど言いました紙おむつの再資源化等々を、できることはまずやっつけていこうと。それから「エコライフ55」という宣言をしておりますので、充実をしていく必要があると、そういうことも含めて協議をしたところでございます。

○3番（尖 信一君） 本市は皆さんよく御存じのように、リサイクル率トップクラスでずっと来ているわけなんですね。ただ、ここ数年ちょっと順位を下げてはいますが、私は、この再生エネルギー、リサイクルも含めて、ステージが変わったと思っています。今までの皆さんがやっておられる市民を巻き込んだリサイクルから、行政が主体となった民間と共同した再生エネルギーを目指していかないと、とても2030年度までに45%の削減はできないという政府の危機感がこういうことを、いろんな補助金を使ってでも推進していこうというふうに政府の考えが変わってきているんですね。ということは、リサイクルは当然やらなくてはいけないんだけど、今後はステージを1ランク、2ランク上げないと、脱炭素化は目指せないというふうに私は判断しております。

そこで一つの御提案ですけれども、本市では臨海工業団地が造成され、分譲され、多くの企業が参加していただいております。ただ残念ながら、倉庫業、運送業が主で多くの雇用は見込めない、産業技術も移転されない。そういう負の面もあるわけですよ。そこで、今5工区が分譲中で、6工区が今後造成されるという予定でありますけれども、合わせて9.6haぐらいございますよね。ここに今国土交通省が、グリーン成長戦略重点分野としてカーボンニュートラルポート（CNP）、要するに脱酸素に向けた港の活用ということで、PDFファイルで76ページぐらい割いて出しているんですよ。どうでしょうか、5工区、6工区をまとめて、ここに水素、アンモニアを中心とした生成プラントを誘致するというような大胆な考えは、市長ございませんか。

○市長（下平晴行君） 港の活用については、港を利用していただく基準というのを設けておりますので、こういうことができるのかどうか内部ではまだ議論はしていないところであります。

しかし、このカーボンニュートラルポートについては昨年12月に、神戸港など多様な産業が集積する全国6地域7港湾が対象とされております。対象となった港湾については、背後に製鉄所や火力発電所、石油化学産業を抱える地域が多いところでございます。志布志港においては、飼料工場が多く立地しておりますが、需要や利活用方策の動向を見ながら、港湾管理者であります鹿児島県と連携を取りつつ、状況を注視してまいりたいというふうに思います。

なお、これまでの分譲においては、募集対象業種を原則として、先ほど言いました製造業及び物流・倉庫業等の港湾関係企業で、雇用の創出と地域経済の発展に寄与が求められるものとしております。新産業の創出も含め、志布志港を核とするさらなる産業振興を図るため、引き続き県などと協力しながら、臨海工業団地への企業立地に尽力していきたいと考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 国が、こんなすばらしい計画を補助金を付けて提示しているわけなんで

すね。それに対して本市、今の市長の考えでは、今までの継続という形で製造業も一応入ってはいますけれども、ぜひともこの脱炭素に向けた第2段階、第3段階まで、国が一生懸命やろうとしているところを利用して、3番目にありますまちづくり、このまちづくりと連携して、新たな志布志市という姿が、まちづくりができるんじゃないかなと、私はそういう希望を持っております。

3番目にも触れますけれども、志布志市は港を中心として高速道路が完成して、物流網がほぼ出来上がる見通しが立ってまいりました。本土から見ると、最南端の港でもありますし、海外との航路もきちんと確保されている。本市に入港するさんふらわあの親会社ですね、株式会社商船三井がオーストラリアの企業と提携して、アンモニアをオーストラリアで生成して輸入するというようなことも発表しています。日本郵船株式会社は、LNG（液化天然ガス）向けタンクを将来アンモニア燃料対応にできる設計に変更すると、こういう様々な企業が脱炭素に向けて、特に水素、アンモニアに向けて、むこう10年を見据えた戦略を今一生懸命練っています。国もこういう政策を提示していますので、ぜひとも課内でもう一回協議していただいて、製造業もオッケーということですから、ぜひとも検討していただきたいなと思います。最後に市長、こここのところだけ決意をお願いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、将来の環境、我々の次の世代のためにも取り組む必要性はあろうかと思いますが、港の管理については県の対応でございます。また、先ほど言いましたように、臨海工業団地についても、十分内部で協議をして取組をしてまいりたいと考えております。

○3番（尖 信一君） 私のモットーは、最初できないことを言うんではないと、まずやると。必ず障害が出てきます、問題が出てきます。そこは修正しながら進むというのが、私のモットーなんです。だから、行政という立場ではいろんな条例、法令等があり、規約があり、がんじがらめなところもあるでしょうけども、新しいまちづくりをするためには、何をどうしなければならぬんだと。その決意が市長にあれば、多くの問題は解決できるのではないかと思います。次の4年を目指して、ぜひともそこら辺は新たな取組の一つとして取り上げていていただきたいなと思って、次の質問に移ります。

3番目、まちづくりについてですが、コロナ禍における新しい働き方として、地方ではワーケーションへの取組が見られます。本市の夏井・陣岳地区で宅地造成を行い、ワーケーションに適した分譲地とすることで、人口増加及び経済活性化につながるのではと考えますが、市長の見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

ワーケーションにつきましては、主にリゾート地や観光地などにおいて、テレワークを行いながら休暇を楽しむという、コロナ禍における新たなワークスタイルとして注目されております。環境整備や誘致活動に積極的に取り組む自治体や、働き方改革の一環として、ワーケーションを導入している企業も見受けられるところでございます。

本市におきましても、既存施設を活用したワーケーションを紹介する県のサイトや市のホームページにおいて情報発信を行っておりますが、議員お尋ねの夏井・陣岳地区における宅地造成につきましては、ワーケーションをきっかけとした移住政策として、東九州自動車道の整備による将来的な交通アクセスの向上を見据えた事業展開であると認識をしているところであります。

今のところ移住者向けの新たな受皿として、宅地造成の計画はないところでありますが、今後テレワーク環境での働き方が主流となり、多くの企業におけるワーケーションに対するニーズが高まれば、観光振興策及び移住促進策の両面で調査・研究していく必要があるかと考えております。

○3番（尖 信一君） 必要性はあるというふうにお答えをいただきました。今回庁舎移転をして、もうすぐ1年になりますけれども、市長は「庁舎移転の目的は、ヒト、モノ、カネ、情報が集まるんだ」ということを常におっしゃっていますね。その結果を云々というのではなくて、この前も本庁舎移転後の有明庁舎の利活用についてもお聞きしましたら、私はそのときに、「ITを専門とした職業学校を誘致したらどうか」というような質問をさせていただきました。そのとき市長は、「私自身もアイデアはたくさん持っている」というような答弁をなさいましたけれども、その後結構な時間が経っておりますけれども、この庁舎移転後の市長のまちづくりというのを、もう一回聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） これは地理的優位性を生かしたまちづくりをしていかなければならない。そして核となる拠点が必要だということで、本庁舎の移転を、元志布志町役場のほうに移転をしていただいたということでもあります。

おかげさまで、都城志布志道路、東九州自動車道の開通によって、人の流れ、車の流れが大幅変ってきたと。やはりまちの活性化は、人の交流の行き交いで活性化するということが基本ではないかと思えます。その証拠に、コロナ禍によって人の交流がないと、このようにまちが疲弊してしまうのかと、これはこのことを言っているのではないかというふうに私も理解しているところであります。そういう面では、有明庁舎も含めて有明地域、松山地域の特性を生かしたまちづくりをしっかりしていかなければいけないという思いは、しっかりと持っております。

庁舎の問題についても、いろんな考え方があるわけではありますが、有明庁舎についても今空き部屋があるわけでもあります。私もいろんな、ここではちょっと言えない部分もあるんですけれども、考え方をしっかり持っておりますので、これを生かして今志布志市のいわゆる本庁舎移転ということで、皆さんの協力をいただいた。これを生かしていくためにも、有明庁舎も同時に生かしていく必要があると思っておりますので、また皆さん方の協力もお願いしたいと思います。

○3番（尖 信一君） 通告書にワーケーションと入れておりますけれども、御理解いただけない方もいらっしゃるかもしれませんが、これは、都市部にいる方がお休みとか有休をとって、自分の住みたい、行ってみたいところでテレワークを活用しながら仕事をすると。ワークとバケーションを合成した言葉でございます。

当初は、この働き方改革で大変な変革をしている中で、特にこのコロナ禍では、労使ともに非

常に難儀しているわけなんですけれども、その中でワーケーションが結構浸透してきております。内閣府の調査によりますと、首都圏在住の3割が移住に興味があると。さらに25%の方がテレワークでも支障がないというふうに判断しているようであります。そういうことから、ワーケーションからさらに進んだ移住も含めた地方でのテレワークの在り方というのが、多くの企業が始めております。例を挙げたらきりがないのでやめておきますけれども、前回はパソナが淡路島に本社を移したとかいうことは、御紹介した記憶がございますけれども、日本のグーグル本社も、今出社を全部ストップしていますね。在宅勤務ということをやっております。

そこで、ある新聞社が調査をしました。全国で大体10万人以上の都市で、どこが一番適しているのかというのを調査して、1位は滋賀県の彦根市、この調査をしたときの基準は、そのワーケーションをするときの住宅の面積とかインターネットの通信速度、それから公衆無線LANの整備の数、貸オフィスの数、ここら辺を基準にして調査したところ、第1位が彦根市でした。ここはテレワーク拠点を整備することに対して支援する国の交付金を利用して、市庁舎内に60席を2022年度に整備するという発表をしています。すごいことですよ。

2位が酒田市、ここは本市とよく似た港湾都市でもあります。ここも昨年テレワーク補助金を設けて申請者を募ったところ、期限内に24件の申請があったと発表しています。

3位が松江市、ここは私が議員になったとき、最初にタブレットの御紹介といいますか、タブレットの学習を推奨しました。まだあの頃は、コロナが全く想像もできない時期でしたけれども、そのタブレットの基本ソフトを開発している、唯一世界に通用する日本の開発者、松本さんという方がおられるんですけれども、この方が、「ルビーオンレイルズ」というプログラミングの基本ソフトを開発しておられますけれども、その方の故郷なんですね。その方の故郷というだけで、企業が全国からここに集まっているんですね。大阪にフェンリルというプログラムの開発の会社があります。ここに3年前に会派獅子と公明で視察しました。私も、公民館長時代に中学生、高校生を10人ほど連れて見学に行きました。ここがやはり本社は大阪なんですけれども、松江市に営業所を開設しています。理由を聞いたら、やはりこの松本氏、「ルビーオンレイルズ」を開発した松本氏の故郷であるというだけで営業所を出しているんですね。

こういう意味でテレワークが可能な地域が、今このコロナ禍でもどんどんどんいろんな企業、移住者を誘致しているんですね。そこで私も今回この質問にあたり、当時バブルの頃なんだろうかと、夏井・陣岳がゴルフ場開発ということで、計画が上がったと聞いております。その当時の資料が欲しかったものですからお願いしたんですけれども、3か月経ちますけれどもまだ提出されておられません。そこで、この夏井・陣岳地域の今の主な所有者、1社でもいいと思うんですけれども、その所有者とどれくらいの規模になるのか教えていただければ、お願いしたいと思います。

○財務課長（折田孝幸君） 夏井・陣岳地区のその用地の件ですが、所有者については今確認はしてありませんが、その当時、今現在、市が所有している面積が、おおむね30町歩という形になっております。

○3番（尖 信一君） 大変な広さですね、30町歩。この夏井・陣岳地区、お隣の外之牧地区、ここに志布志インターチェンジができます。そこから串間市を通過して日南市の南郷、北郷それから宮崎市の清武を通過して宮崎市内まで行くと、この距離を担当課にお願いして距離を測って数字を合計したところ、大体70数キロございます。車でどうでしょうか、45分、50分ぐらいでしょうかね。あそこにインターチェンジができると、宮崎空港と本当にひとつなぎになるわけなんですね。そこに都市部から来られた方々が、リムジンに乗って志布志市に来られて、夏井・陣岳地区の造成された住宅で仕事をなさると。また先ほど申しあげました臨海工業団地の水素、アンモニアのプラントの技術者がそこに住まれるとか。私自身も夢はたくさん持っているんですけども、市長になかなか通じないものですから、こういうような質問をさせていただいております。

外之牧地区に、もしそのような広大な土地がまだ残っておれば、あそこに無料の駐車場を設けて、この志布志市をはじめとする近隣の方が車であそこまで行って、あそこから、例えば小さなリムジンで宮崎空港まで行くということも可能なんですね。鹿児島空港まで行って、駐車代を払って自分で運転していく必要がなくなると。当然リムジンの運営とかいろんな問題も出てきますけれども、そこら辺は十分な可能性があるのではないかなというふうに、私自身は考えております。これは人口増加と経済的な波及効果が相当あるのではないかなと思っております。本市がやるのは造成とインフラ、ここまでの、あとの住宅開発、販売は、これは都市部の大手の住宅会社にお任せするというのが一番リスクがないかなと思います。市長も担当の課長も常々おっしゃっていますよね、「行政だけではできないんだ」と。「民間を巻き込んで連携してやっていくんだ」とおっしゃっていますので、そこら辺は十分可能じゃないかなと思っております。後背地には風力発電を設置して、各住宅には今無償で太陽光発電設備を住宅に設置してくれる会社もありますので、電気料金が安くなるとか、そういうこともできるんじゃないかなというふうに思っております。この前、事前のレクチャーでは冗談みたいな話で申しあげましたけれども、同じ敷地に星野リゾートが出てきたらいいなと。結構なハイクラスのホテルを建ててくれたら、もっといいんじゃないかなというようにも御提案申しあげました。

市長どうでしょうか。そういう夢のある、将来を見据えた、市民に志布志市は将来どんどん発展していくなというように、希望のあるような計画を出されるような、これは例えばの話なんですけれども、そういうようなプランを考えてみられてはどうですか。

○市長（下平晴行君） 尖議員の今の話でいきますと、大変先明るい話であります。ただ、あそこは30haあるわけですが、もうほとんど虫食い状態で、面積もばらばらであるわけでありまして、その活用がどうなのかということで、風光明媚な立地条件、先ほどありました交通アクセスの利便性、これは大変重要なポイントであると認識しておりますけれども、過渡期である現時点において費用対効果や実現性、企業の需要動向など懸念材料が大変多いため、今後も状況を見極める必要があるんじゃないかということで、先ほど議員もおっしゃいましたように、企業が進出してきてそのことをやるというようなことになりまして、それはもちろん今おっしゃいましたように、市がやる役割、インフラ整備とかそういうものは出てくるだろうと思っておりますので、で

できればそういう企業の進出が、大変有り難いとは思っているところでございます。

○3番(尖 信一君) 九州の企業で西鉄というところがありますよね。ここがベトナムで500戸の高級住宅街を造るといような、九州の企業ですけれども、そういうところもあるんですね。あそこにはJRの夏井駅もございます。いつも南議員が夏井駅のことを質問なさっておられますけど、JR九州もMJRというブランドで、分譲マンションを販売しております。そういう意味では、西鉄とかJR九州の力を借りるとか、またまた関西・東京方面の住宅販売会社を巻き込んで、ジョイントプロジェクトという形でできるんじゃないかなと私は思っております。今、市長もおっしゃったように、インフラ整備だけで、あとは企業がやってくれるんだったら可能かもしれないということなので、ぜひとも今後の課題として取り組んでいただければというふうに思っております。そこのところ、もし次の4年間の任期も市長をなさるのであれば、検討、調査・研究するというところでよろしいでしょうか。

○市長(下平晴行君) 先ほど言いましたような状況等を見極めながら、調査・研究してまいりたいというふうに思います。

○3番(尖 信一君) これは先ほど述べました港湾の分譲とリンクしておりますので、そこら辺も併せて検討していただきたいなというふうに思っております。それをお願いして、次の質問に入らせていただきたいと思います。

4番目の新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から、早くも1年半が経過し、業種によっては大きな影響を及ぼしております。特に、本市の銀座街は閉店や休業で疲弊しております。これまでの一時的な支援とは違う、業界全体の回復のための抜本的な対策を講じる必要があると考えますが、取組の状況について聞きたいと思っております。

また、市内の全世帯に、一世帯当たり5万円の支援金支給は考えられないかを聞きたいと思っております。お願いします。

○市長(下平晴行君) 新型コロナウイルス感染症の経済対策に関しては、これまでも切れ目のない事業継続の支援策と地域経済の浮揚策を実施してきたところでございます。特に、飲食店や宿泊施設を中心とした支援策については、家賃や人件費等に充てられる経営固定経費支援事業、中小事業者管理コスト支援事業及び用途を限定しない各種応援給付金事業など、また地域経済を浮揚させるための景気刺激策については、飲食店及び宿泊施設利用限定のプレミアム商品券発行事業や貸切バス旅行誘致事業など、ニーズに応じた補助事業を実施してきており、令和2年度以降から合わせますと5億円を超える取組を行ってきているところであります。

今定例会においても、「コロナに負けるな！特別応援給付金事業計画」を提案しており、少しでも市内の事業者を救うための対策事業を、引き続き行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○3番(尖 信一君) 昨日いただきました補正予算の中で、やはりコロナ対策の費用がたくさん載っておりました。本当にありがたいなと思っております。宿泊分も含めまして合計したとこ

ろ、1億円ぐらいの補正が組んでありました。感謝申し上げたいと思います。

国も県もそして本市も、様々な支援策をこの1年半の間やってきております。ただ、それとは裏腹になかなかこのコロナ禍が沈静化しないと、経済が疲弊していると。特に飲食業、宿泊業、限られた業種でありますが大変なことになっていると。廃業、休業していらっしゃる方がたくさんいる。

そこで、政府がこの1週間新型コロナウイルスの感染状況が少し緩和しているということに合わせて、行動制限をもう緩和しようかなと、実証実験を始めるというようなことを言っていますよね。それに呼応をするように、大阪府の吉村知事が飲食業界に対して実証実験を行うと。今日の朝の新聞では、福岡県も10月には行動制限の緩和を行いたいというのを発表しております。ワクチン接種証明書とかPCR検査をするとか、飲食店側では第三者承認をきちんと受けるということの前提で、行動制限の緩和を行うというようなことを発表しております。

そこで御提案申し上げたいんですけども、これは昨年3月、私が初めて新型コロナウイルス感染症について「大変なことになりますよ」と一般質問した折に、さんふらわあの利用客に大阪市と志布志市で乗船するとき、PCR検査をしたらどうかというような御提案を申し上げたことがあるかと思いますが、市長、覚えておられますか。

○市長（下平晴行君） はい、これはしっかりと覚えております。

○3番（尖 信一君） 当時は、今よりもハードルが確かに高かったですよね。どういうふうにするか、また新型コロナウイルス感染症がどういうものか、あまりまだ分からないような状況でしたから、できなかったのはよく分かるんですけども、その後空港等でPCR検査をするようになりましたですね。そこら辺は認識していただいていると思います。

そこで、政府が抗原検査キット、これは今まで研究用ということで限られた方法でしか使えないというふうにしてきたんですけども、近々薬局で販売をするというようなことも発表しております。それに合わせて私が今回御提案したのは、この銀座街の一角に検査場を設けると。ここで毎日銀座街を利用する方は抗原検査を受けてもらう。もちろんスタッフ、従業員の方も毎日検査をする。インターネットで調べてみますと、抗原検査キット、安いもので1,000円ちょっと、高いもので2,000円、3,000円していますけども、毎日使う数をもって交渉すれば、1,000円ぐらいになるかなというふうに思っているんですけども。この抗原検査を毎日して、陰性の方だけ利用してもらおうと。ここら辺は人権の問題とかいろいろあるかと思いますが、こういうことで飲食店を利用される方、迎えられる方の双方が安心して営業ができるということができんじゃないかなというふうに思って、今回この提案をさせていただきました。

そこで、抗原検査キットが1,000円という形で試算してみました。これを4者で負担する。県と市と店舗、そして飲食店を利用する方、大体一つの組織で1人で利用者も含めて250円の負担になります。従業員も毎日検査するわけですが、これは店負担、本人負担ということになるかと思いますが、昨日の補正予算で計上されていました本市の飲食店の数が210となっていたかと思うんですが、私は今回、店舗数を銀座街に絞って80で試算してみました。一日の利用者が150

名、該当する店舗が80店舗、稼働が月に25日、検査時間を5時半から9時まで、検査員を5名ぐ
らい、月間検査キット数が約9,750本、1万本ぐらいですね。1,000円×150人×25日、これを4で
割って、さらに80で割ると、お店の負担は大体1万1,700円。これを25日で割るとお店の負担は
1日470円になります。一日の利用者が200人で計算すると、お店の負担は625円になります。こ
れには検査員の有償、無償は入っておりません。有償にすれば当然単価が上がりますよね。

いろいろ問題はあると思うんですよ。ただ、こういうことをすることによって、市は、業者の
皆さんのことを、市民のことをきちんと考えて、前向きにいろんな施策をやりますよというよう
な市の姿勢も見えてくるのではないかなというふうに思います。課題もあります。5名の検査員
の確保をどうするのかとか、その方たちの医療レベルをどうするのか、医者も必要なのか。今申
し上げたように有償なのか無償なのか。そこら辺も問題になります。私も初めて知ったんですが、
本市の銀座街は全体的な飲料組合がないと。じゃあ、店舗をどうしてまとめるんだと。商工会が
中心になるのかという問題もあります。また、検査時間の9時が適切なのか、その後飲食街に入
って来られる方はどうするのかとかですね。参加しない店舗も当然出てくるでしょうから、それ
をどうするのか。また、これが実施された場合に、いつまでやるのか。反対にいつやめるのかと
いう問題もあろうかと思えます。また、検査する方の個人情報、これの管理・保管をどうするの
か。本当にいろんなハードルがあるんですけども、市長、どうでしょうか。もしかしたら志布
志モデルになるかもしれません。行動制限緩和に向けた形で、夜の街、飲食店街を活性化すると
いうような意味で、このような取組もあってもいいんじゃないかなというふうに思いますけれど
も、御意見を聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） 議員がおっしゃるように、私どもは、事業者の皆さんの事業継続をして
いただくために、いろんな形で支援をしているということで全く同じでございます。

ただ、この抗原検査のガイドラインというのがありまして、発熱等の風邪に似た症状がある場
合に検査を行うこととされており、公的機関が配布する検査に用いるキットも薬事承認を得てい
るもので、高齢者施設等で使用することと定められているようであります。

個々の飲食店で検査するとした場合、医療従事者等が不在時に行う検査を想定するところですが、
市場に流通している抗原簡易キットは、安価で入手しやすいというふうに思うわけでありま
すが、素人が検査を採取することで、採取方法によって検査結果の安全性に疑問が生じることに
なります。

また飲食店の安心・安全がPRでき、先ほどおっしゃいますように経済効果を生み出す仕組み
というふうに考えるところですが、一つの案としてあり得るとは思いますが、現段階では陰性ま
たは陽性反応に不確定要素がある以上、市が簡易キットを配布する、そういうものを使うという
ことについては、大変厳しいのではないかなというふうに考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 先ほども申しましたが、まずできないことを言うのではなくて、どう
したらできるかということが、私は行政、市長の役目だと思うんですよ。壁は確かに高い、
たくさんありますよね。先ほど市長も申し上げられましたように、医療従事者の確保をどうする

のか、判断をどうするのかというのがいろいろあるかと思いますが、現在は、感染しているかどうか分からない方が利用なさるわけですね。それに比べたら、かなりの感染抑制の効果はあろうかと思いますが、そういう意味では、ぜひともどこかの組織、商工会もそうですけれども、中心となって取り組んでみる価値はあろうかと思いますが、いずれこれは、どこかがやってきますよ。だから、どこかがやってからやるのではなくて、志布志市が率先してやってみると。今回の抗原キットの販売も少しゆるくなります。薬局で販売ができるようになります。そうなると、このようなプランをやる自治体も出てくる可能性が十分ありますよね。その時に後追いではなくて、先進的に取り組んでいくと。問題も出てきます。問題が出てきたら必ず解決方法を見つけ出して、前に進めるというような取り組む姿勢が、私は必要かなというふうに思います。そこら辺は保健上の問題、個人情報の問題、先ほど申しましたように、それに参加しない店舗をどうするかとか、本当に様々な問題がありますけれども、今この飲食業の方々が、意欲を失いかけているんですね。もう廃業しようかとか、辞めようかとか、勤労意欲がすごく落ちているんですね。これをこのままにしておくわけにはいかないわけですね。そういう意味では、この事業をぜひとも前に進めていただく検討ぐらいは、お願いしたいなと思っております。

2番目の質問ですけれども、一世帯当たり5万円の支給ということですが、この件について市長の考えを聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、その影響を受けている方々に対し、雇用や暮らしを守るために必要な対策をしっかりと講じていくことを第一に考えて取組をしているところでございます。

ただいま尖議員から提案のあった一世帯当たり5万円の支援金の支給につきましては、地域経済の回復や生活支援の下支えの意味合いも含まれていると思うところではございますが、個人消費が低迷している現状におきましては、その効果は限定的なものになるのではないかと懸念されるところでございます。

新型コロナウイルス感染症の収束の見通しはいまだ立っていない状況でございますので、コロナ禍において本当に困っている人への支援を充実させるとともに、市民の皆様の安全・安心を最優先に考え、感染状況や社会経済活動の動向を見極めながら、真に市民に必要とされる取組や施策の展開をしていきたいという考え方で、今取組をしているところでございます。

○3番（尖 信一君） 本市も様々な支援金を出しておられます。個人にはないんですが、プレミアム商品券ということで出されております。前回のプレミアム商品券も好評で、3日か4日ぐらいで完売したというふうにお聞きしております。

今回の補正でも、先ほど申しましたけれども1億円ぐらいの補正予算がありますが、前回のプレミアム商品券もそうなんですけれども、どうしても皆さんが使うのはスーパーなんですよね。そこら辺の統計は取られていないですね。どこでどれだけ使われたということはですね。統計の取りようがないですね。数字が上がってくるから、そこはできるかと思いますが、課長が今頭を振ったからあえて聞きませんが、ただ、私これは言葉足らずで申し訳ないんですけ

ど、5万円の支給と言っていますが、私の思いはプレミアム商品券で5万円配るということなんです。そのうちの4割、2万円を飲食店限定のプレミアム商品券にすると。1万円ぐらいはスーパーで使ってもいいんでしょうけども、残り2万円をさらに飲食店もしくはほかの小売業で使ってもいいと限定します。すると、この5万円のうちの4万円は、市内からお金は逃げないんです。分かっただけです。スーパーで買い物したのは、全部市外にお金が行ってしまうんです。お金が回らないんです。この2万円を仮に飲食店向けに限定すると、単純計算ですよ、後で述べますが、5万円を1万5,000世帯で掛けると7億5,000万円、ふるさと納税の約3分の1に該当するかと思うんですが、そのうちの7億5,000万円の4割、3億円が飲食店に落ちるんです。今までは飲食店に10万円とか20万円とかいうお金を支給なさいますよね。すると、いわゆる根っこのところにお金が行って、それよりもっと上からお金を振ると、市民、消費者にお金を振ると。水は上からかけるんです。これは経済の原則です。市民に支給して使用する所を限定すると、そしたらここまで全部、市民も利点を受ける、使う飲食店も利点を受けるという意味では、今までのプレミアム商品券とは全然効果が違うんです。だからそういう意味での今回のこの一般質問では、ちょっと説明不足で申し訳なかったなというふうに思っていますけども。どうですか、そういう限定されたプレミアム商品券を、当然金額も大きいので、1年ぐらい使用期間を長くするとかいろんな方法があるかと思いますが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどもお答えしたところでありますが、市民の皆様の大事なことは、安全・安心を最優先に考えて取組をしているということでございますので、今議員がおっしゃったようなことを実施すると、今おっしゃったような財源も相当必要になってくるということでございますので、そこ辺の中身についてはそういう取組や施策をしっかりと講じていくことを第一に、市民のために取組をしていきたいと考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） ふるさと納税を本市は一生懸命頑張っていたいただいて、大変な財源になっております。その恩恵は、いろんな方が受けていらっしゃるかとは思いますが、市長、今コロナ禍なんです。資源は限られています。それをまんべんなく配るのではなくて、選択と集中で限られたところに、困っているところに集中して経済効果を狙うと、市民の働く意欲を減失させないと、そういう政策が必要かなというふうに私は思っております。必ず、市長の答弁は厳しいものがあると、私がそれだけ厳しい、ハードルが高い質問をしているのかもしれませんが、できないわけではないですよ。それは御理解いただけるかと思えます。今の答弁でも安心・安全が第一だとおっしゃいましたが、それならば抗原検査キットを利用した方法をするのを第一に考えるのが当たり前ではないですかと、私はそう思うんです。そのところをお願いして、最後に教育行政についてお伺いしたいと思います。

新たに教育長が任命され半年が経過しましたが、現在の本市の小・中学生の学力について、どのように考えていらっしゃるか。また、学力向上のための具体的な対策についてお伺いをしたいと思います。

また、教員の不足が懸念される中、新学期に向けた教員の確保ができていますかどうかお伺いし

たいと思います。また、10年ごとの教員資格更新制の廃止が決定しましたが、これによる教員の質の維持・向上を今後どのように考えておられるかお伺いをしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本市の小中学生の学力につきましては、着実に向上していると捉えております。令和3年5月に実施されました全国学力学習状況調査の結果によりますと、小学校においては全国平均と同等の学力が身に付いております。中学校におきましては、国語、数学ともに、全国正答率を下回ってはいるものの、令和元年度よりも全国との差が縮まっております。

一方で、主体的に取り組む態度に課題があるということが分かってまいりました。

今後も教育委員会といたしましては、一つ目には日々の授業の充実、二つ目には授業外の学習活動の充実、三つ目には家庭学習の充実、この三つの視点で学校長のリーダーシップの下、各学校の学力向上アクションプランに沿った取組が推進されるよう、指導、助言そして支援に努めていきたいと思っております。

また、令和2年度に策定いたしました、第2次志布志市教育振興基本計画に示しました今後5年間の目標を踏まえまして、全国平均を上回る学力を目指した取組というの、引き続き続けてまいります。併せて主体的に取り組む姿勢について課題が見られましたので、今後も夢や目標、それから憧れを持って、子供たちが自分の将来像を思い描きながら、それを学習意欲へとつなげ、学力の向上を図る取組を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 今回、また新たな発見があったということですね。子供たちの主体的に取り組むというのが分かったと、ここに問題があるということでございます。前教育長は四つの問題点をおっしゃっていました。家庭の環境学習、それから児童・生徒の勉強に取り組む姿勢、教師のレベルの問題、最後に管理職の危機感の不足があるというふうにおっしゃいました。私も全く同感ですが、今の学力調査の結果で、やはり中学生の高学年になると、全国レベルで見ていくとどうしても落ち始めるということが、これは前々から分かっていることなんですよね。その一つの解決策が、3年前に私はタブレット学習というのを申し上げたんですね。自分の弱点がよく分かると。それに対して教師が個別指導ができるというようなタブレットがありますよと、使われたらどうですかということで、一時その会社のタブレットを伊崎田小学校で試験的に使っていただきました。それはもう心より感謝申し上げたいなというふうに思います。

そこで、やはり今教育長が、子供たちが主体的に取り組むということに課題があるというふうにおっしゃいましたけど、私は、やはり教師の教える技術、レベル、これが一番大事ではないかなというふうに思っております。そこで、教える力の共有化、各先生たちがそれぞれいろんな技術、レベルをお持ちだと思うんですね。これを共有化して一元化して、いわゆる相互にそのノウハウを共有すると。教員の教える技術のオープンソース化ですよ、これをやっていくべきではないかなというふうに思います。

本市の場合もそうですけれども、教職員の方は3、4年ぐらいで転勤なさる方もたくさんおりますので、そういう意味では、その技術を定着させるということでは、いろいろな問題があろう

かと思えますけれども、そこら辺を一度教育長、検討していただきたいなと思えます。

○教育長（福田裕生君） 教職員の指導技術の課題については、私も同様に捉えているところがございます。本年2月にこちらにまいりまして、過去のこと等も踏まえて申し上げれば、教員が本市において指導技術を高めるための様々な施策が、着実に定着してきているなというのが率直な思いでございます。

一方で、さらに高めていかなければならないこととして、私が今思っていますのは、いわゆる学校内において、様々な経験、様々な領域に力を持っておられる先生方がおられますので、学校内において日々の教育活動をしながら、しっかりとお互いに同僚間でピアレビュー、ピアコーチング、つまり同僚間での教え合い、コーチのしあい、批評をしながら、お互いの良い指導技術を身に付けていくといったところを、もっとオープンにしていくことが必要ではなかろうかなというところをつくづく思っているところです。

これはなぜかと申しますと、外での研修に出向くとなりますと、その間研修に時間を取られてしまいまして、一定時間の授業を別の先生が担わなければならないといったような課題等も出てまいります。それはそれでフォローする体制は取っているんですけども、一番は学校内、日々の業務の中で、お互いにお互いの力を見せて、学び合ってそして高めていく。そしてそれを子供のために尽くす、地域のために尽くしていくような、いわゆるOJTのシステムをしっかりと築き上げていくことが大事であろうと思えます。そのためには、これはやはり管理職のリーダーシップでございますので、いろんな研修会の折に、こういったところに特化したような内容を盛り込んでいるところでございます。

○3番（尖 信一君） 小学校5年生から英語、プログラミング、それから今回のタブレット使用と、もう本当に様々な負担が一気に児童・生徒にも、教師の方々にもかかっているわけなんですよね。教師の加配もなかなかないという中で限られた取組しかできないというのは、私もよく理解しておりますので、ここは教育長の力の見せどころというふうに思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後のこの教員不足が懸念される中で、教員の資格更新の廃止が決定しました。教育の手法が大きく変わろうとしている中で、教員不足、35人学級、いろんなプレッシャーが教員、学校にもかかっておりますけれども、そういう中でこの教員の免許の更新が廃止されたということについて、本市では教員の質の担保をどういうふうに考えておられるか、最後にお聞きしておきたいと思えます。

○教育長（福田裕生君） まず最初に、教員の配置状況についてお答えいたします。

本年度4月時点におきましては、教員の不足は生じておりません。特別教育支援員それから医療的ケアの支援員、それぞれ1人ずつが未配置の状況がありましたけれども、その後すぐに2人の支援員については配置ができたところでございます。

また2学期のスタートにあたりましては、教員1人が未配置の学校がありますが、配置の見通しは既に立っておりますので、現在具体的な手続き等について、大隅教育事務所と協力してその

手続きを進めているところでございます。

今後、教員免許更新制は変わっていきますので、これについては国の動向、県の動向をしっかりと見ていく必要があると思っております。文部科学省は、教員免許制の廃止後も県教育委員会が実施している研修の充実を図りつつ、都道府県ごとに教員個別の研修受講歴を管理するデータベースを整備して、個々の先生方の受講実態を把握しながら、教員の資質向上を目指す取組を推進していくといったような方向性を示しております。

本市におきましても、国・県のこのような動向はしっかりと注視しつつも、本市独自に現在取り組んでおります鹿児島大学との包括連携協定を生かした支援を受けるということ、それから新年度からはさらに県の総合教育センターとの連携も、これまで以上に強化をしながら、研修会の在り方、その質の充実に努めてまいりたいと。そのことを本市の子供たちのために十分に生かせるように、取り組んでまいりたいと思っております。

○3番（尖 信一君） 大変心強い答弁をいただきました。ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいなというふうに御期待申し上げたいと思います。

ちょっと先ほど申し上げるのを忘れましたが、新型コロナウイルス感染対策についての銀座街での実施の件ですけれども、私が昨年9月から、庁舎内にも導入したらどうかというオゾン発生器というのがございますね。ここが大阪府の株式会社タムラテコというんですけれども、なんと鹿児島市のラ・サール学園にありとあらゆるところに入っていますね。ラ・サール学園でも感染者が出たんですけれども、玄関から廊下、教室、食堂、厨房設備の厨房の中、各寮の中にもこのタムラテコ社のオゾン発生器が入っております。また、板橋区の医師会の会長さんがやっている病院及びその介護施設で、50人のスタッフのところでも1人感染者が出たんです。50人のスタッフの中で、2日間勤務なされたんですけれども、クラスターが発生しておりません。そういうオゾン発生器というのがありますので、夜の飲食店の皆さんに補助金を出して導入していただければ、より前向きな営業ができるんじゃないかなというふうにお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○
午前11時26分 休憩

午前11時34分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） 皆様こんにちは。会派、獅子と公明の小野でございます。先番議員であります尖議員の御配慮によりまして、午前中と午後と2回にわたって質問ができるという、幸せな状況でございますが、初めに無電柱化の推進について質問をいたします。この件については、

本田市政、下平市政と数回にわたって質問をしてまいりました。下平市長も、これまで前向きな答弁をされておりますが、御存じのとおり市役所や商店街に通じる新町通り、上町通りは、道幅が狭く、近年の車両の大型化により、朝夕の通勤時やお昼時などで通行に支障を来している時間帯もあることは、従前より指摘されておりますが、本年より本庁機能の移転により車両の往来がさらに増え、車両が電柱・歩行者と接触する危険性が高まっているのが現状であります。

そこで、通行空間の安全性や道路の防災機能の向上へ向けたその後の無電柱化の推進状況について伺いたいと思います。

次に、交通安全対策について質問いたします。

市民の皆さんから、交通安全対策に関して、様々な相談・要望を受けますが、その内容は多岐にわたります。当局にも様々な声が届いていると思いますが、私のほうにも危険箇所に対する信号機の設置の必要性を求めるものや、横断歩道や停止線などをはじめ、道路の白線が消えている箇所が市内に多く見受けられ、雨の日の夜などは、特に危険であるとの相談が寄せられておりますので、その点について、当局の現状認識と対応方について伺いたいと思います。

次に、企業版ふるさと納税のさらなる活用について質問をいたします。

昨春から税の軽減割合が引き上げられ、手続きも大幅に簡素化された結果、企業版ふるさと納税制度を活用し、企業から寄附を集めようという自治体が増えております。どの自治体も厳しい財政運営の一助にと期待しているようであります。本市も取組を開始以降、徐々に成果が出てきておりますが、まだ制度を重要に活用しているとは言えないのではないかと思います。先進自治体の取組などを参考にいただきながら、さらなる推進を期待するものであります。施政方針にも、企業にとって魅力的な地方創生プロジェクトの情報発信を行い、積極的に企業版ふるさと納税を活用するとあります。

そこで、本市の現状と今後の展望について伺いたいと思います。

次に、学校教育におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進について質問をいたします。

9月1日にデジタル庁が発足しました。デジタル庁はその推進するデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化を進めていくとしております。現在、教育の現場では、GIGAスクール構想により、様々な施策が推進されようとしておりますが、こういった国のビジョンの下、今後はさらに学校教育におけるDXの推進が重要になってくると思います。

そこで本市では、教育現場におけるDXの推進に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか教育長に伺いたいと思います。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えします。

まず無電柱化の推進につきましてお答えいたします。

無電柱化につきましては、これまで何回か小野議員の一般質問をいただいているところでござ

います。これまでの答弁に対しまして、真摯に向き合い、検討を重ねて進めてきておりますが、様々な課題を抱えて今に至っているところでございます。現在、鹿児島県無電柱化協議会へ加入し、事業推進に向けて協議を行っているところでございます。

続きまして、交通安全対策につきましてお答えいたします。

交通安全施設につきましては、市民の皆様からの声も届いているところでございます。信号機の設置などは警察及び公安委員会へ進達しておりますが、優先順位もありなかなか進んでいないのが現状でございます。外側線などの白線につきましても要望等が届いており、対応できるところから安全性の確認を進めているところでございます。

続きまして、企業版ふるさと納税のさらなる活用につきましてお答えいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、平成28年度の税制改正によりスタートし、地方公共団体が行う地方創生の取組に対し、企業が寄附を行った場合に、税額控除の優遇が受けられる制度でございます。また、令和2年度の税制改正により、税負担軽減の割合が6割から9割に拡充され、手続きにつきましても、企業が利用しやすいように緩和されたところでございます。

本市におきましても企業とのつながりを重視しながら、着実に事業を進めているところでございます。

続きまして、学校教育におけるDXの推進につきましては、教育長がお答えいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

本年3月に、一人1台端末と高速大容量のネットワークの一体的な整備を完了いたしました。学校現場では、今年度からタブレットの利活用がスタートしております。現在、教員の指導力向上や授業におけるICTの効果的な活用を目指し、取り組んでいるところです。GIGAスクール構想により、教育現場においてもデジタルトランスフォーメーションが急速に進む中、市としてもデジタル教材をより有効的に活用し、子供の学びの一層の充実や業務改善につなげられるよう取組を進めたいと考えております。

その活用にあたりましては、子供の発達の段階や学習場面に応じた従来の対面型の授業と、デジタル教材の良さを適切に組み合わせることで指導することが極めて重要であると考えております。

また、タブレットの持ち帰りにつきましては、先行実施の都道府県、本県の地域等の情報を参考にしたり、専門家の意見を聞いたりしながら、安全対策等をしっかりと講じた上で、有効に使えるよう準備を進めているところでございます。

今後もデジタルトランスフォーメーションについて研究を進め、本市の実態からどのような進め方がよいのかをしっかりと見極めながら、その充実を図ってまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） それぞれお答えをいただきましたので、まず無電柱化の推進についてから市長にお聞きをしてみたいと思います。

この新町・上町通りの具体的な道路状況については、先ほど市長が述べられたように、もうこれまでも繰り返して述べてきておりますので、市長も十分現状は御存じだろうと思っておりますので、これまでの流れだけ先にざっと申し上げて、質問に入りたいと思っております。

まず平成21年に、私も参加していたわけですが、商工会を中心に商店街の活性化対策を検討する中で無電柱化の意見が出されて、それを取りまとめた報告書が市当局にまず提出をされております。

そして平成26年3月定例会の一般質問で、私のほうで行ったんですが、「商店街の活性化に向けて」という項目の中で、電柱の地中化について質問をした際、当局の答弁としまして、これは港湾商工課長が答弁をされましたが、「これから先、地域の皆様方の意見を聞く機会等を設け、商工会等とも連携をしながら、そういう声やいろんな意見を聞きながら検討していく」という答弁でありました。

それを受けて、翌年平成27年5月に、2日間にわたって商工・行政意見交換会が開かれ、その際私も参加しておりましたけれども、無電柱化についても意見・要望が出されまして、商店街活性化への多くの貴重な意見が出されました。

こういった経緯を受けて、翌年の平成28年12月に一般質問を行いました。車の接触の危険性をはじめ、歩行者の安全対策が急務であるとして、新町・上町通りの無電柱化を図る考えはないか聞いております。その際、本田市長は「車両や歩行者の安全性及びこの地区の商店街活性化対策との調整も含めて、今後関係機関と連携を図りたい。そしてこの地域にも電柱の地下埋設が可能と思われるので、関係部署を招集し、このことは検討を加えたいと思う」と述べられたわけであります。

そして、翌々年の平成30年9月、これは下平市長に対してでございますが、一般質問を行いました。中心市街地の活性化に向けた取組を聞く中で、無電柱化の推進についてお聞きをいたしております。その際、下平市長は平成30年2月に、先ほどありましたように鹿児島県無電柱化協議会へ加入をしておき、「商店街の中心道路である市道上町線の無電柱化について協議をしている」と、かなり前向きな答弁をされております。

以上、ざっと申し上げましたが、こういったこれまでの12年ほどの一連の流れを改めてお聞きになり、この無電柱化の推進については、今回で私4回目の質問となるわけでありましたが、どのような思いで受け止められているのか、率直なお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） これは、4回ほど議員が質問されたということで、進んでこなかったということでもあります。私も、先般答弁であったかどうか分かりませんが、歴史のまちづくり事業の取組をすることによって、景観整備事業で無電柱化ができるんだということで、この事業の取組をしていきたいというお答えを確かしたような気がしておりますが、そういうつもりで、私もこのことについては、しっかりとした本庁舎移転も含めてまちづくりをしていこうということでは、真剣に考えてるところでございます。

○15番（小野広嗣君） まさしくそのとおりで先ほど冒頭質問で、市長になってかなり前向きな答弁をしていただいたというふうに理解をしているわけですが、その際、市長とのやり取りの中で、市長はこう述べられているんですね。「駅周辺の整備、空き家・空き地・空き店舗対策、商店街の無電柱化等については」、ここからが大事だと思うんですが、「現在、それぞれの部署が連

携した職員体制の中で、具体的な取組を進めている」と言われているんですね。そして、「引き続き電線管理者との合意に向けて調整を進めていく」というふうに述べられております。この点については、その後どのような進展があったのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 無電柱化の進展状況でございますが、現在、鹿児島県無電柱化協議会の中で、無電柱化要望リストに上げております。採択の前の合意形成に向けて、電線管理者との協議を行っているというところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今の答弁をお聞きして、要望リストの中にしっかり上げていただいていると、そういった中で様々な課題をクリアしながら進めていくしかないんだろうなというふうに思うんですが、前回の市長とのやり取りの中で、市長はこう言われているんですね。「国交省のホームページ等でいろんなやり方、工法が紹介されている。現在情報収集を行っている状況である」というふうに言われているんです。その情報収集の結果がどうだったのか、そしてこれまで無電柱化に対してはコストがかかるというふうに言われていた時代があったわけですが、こういった工法等を基にして、コスト削減ができる、そういう手法が生まれてきているわけですね。そういった意味からしたときに、こういった工法・手法を取り入れて、本市で今私が述べている区間を無電柱化しようとした場合、どのくらいかかるのか。そういった積算というか試算はされてみたのか、お示しをください。

○市長（下平晴行君） まだ事業が採択されていない状況の中で、詳細な設計ができていないということでございます。工法ごとの工事費等の比較はできておりませんので、国土交通省の情報を参考に1km当たりの概算の工事費を把握しているというところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今市長が言われたように、概算の積算といいますか、工法がそれぞれありますので、その工法によって当然積算額は変わってくるわけでありましたが、以前質問をした際に、直埋め方式というのが一番コストが安くて済むと。そしてこれを実現するために、スピードアップも図れるというようなことも述べておりますけれども、こういった協議は、九電のほうと話されていないのか、そこら辺の協議状況も少しお示しをください。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

小野議員がおっしゃったとおり、低コストの手法が今様々な方法が発表されているところでございまして、前回御質問があったときの直埋施設方式が一番安いだろうということで、現在九電等に、この工法が日本国内で採用された実績があるのかとか、九州内でどうなのかという問い合わせをしているところでございますが、まだ九州内では、実績がないというところでございます。

○15番（小野広嗣君） 直埋め方式だけに限らず、一番素早く取り組めるのは、こういった工法だろうと思うのですが、段階が工法によって様々にありますね。そういった段階等もしっかり見ていただきながら、そこで当局としての積算みたいなものをしっかり上げて、九電さんとも協議をしていくということも大事だろうと思いますので、そこは鋭意進めていただければと思います。

あと前回のやり取りの中で、市長はもう1点こう言われているんですね。「中心市街地活性化

基本計画を策定している」、これは鹿児島市なんですけど、「ここが有利な補助事業を導入している。こういった先進事例もあるので、今後具体的に調査をしてみたいと考えている」と述べられているのですが、この点については、補助金等も含めてですが、調査進展があったのかお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 無電柱化事業に対する国からの補助としては、社会資本整備総合交付金があり、補助率は50%から60%であるということでございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。お聞きしているのは、今の答えも当然理解をしているのですが、中心市街地活性化基本計画、こういったものをしっかり立てて、有利な補助事業を引っ張っている鹿児島市の例がある。こういった例が全国的にはいっぱいあるわけですね。そういった情報を収集して、内部の検討はどこまで進んだのか。そこをお聞きしたいところでありまして。どうですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 鹿児島市の中心市街地活性化基本計画の中で、無電柱化計画事業を掲げて事業をしております。鹿児島市は、先ほど市長が申しました社会資本整備総合交付金の中の特別メニューで、防災安全交付金というような形で事業をしているようでございます。私どももこの無電柱化計画を進めるのであれば、社会資本整備総合交付金の中の特別なメニューを使って、要望していきたくて考えているところでございます。補助が全てではございませんで、また公共事業債等の起債も活用しながら進めていきたくて考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） よく分かりました。課長がそういった答弁で具体的に述べていただきましたので、そういった方向で進めていきたくてということですので、しっかり市長を中心に協議をして進めていきたくてと思いますが、市長、これまでの前回のやり取りの中から、少し確認をさせていただきながら今この質問を行っているわけですが、改めてこの無電柱化の目的というものについて、市長はどのように認識されて理解されているのか、まずお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、無電柱化につきましては、いわゆる安全性、それから景観等とも含めて取組をしていかなければいけないというふうに考えております。しかし、今までの質問の中にありますように、そういう商店街活性化の団体等との協議等も進めていかなければいけないと思っておりますので、今おっしゃったようなことも含めて、まちの活性化、景観も含めて取組をしていかなければいけないと思っております。

○15番（小野広嗣君） 繰り返しになりますけど、景観であるとか安全対策であるとか、そして防災対策であるとか、そういった必要性というのは、市長も当然共有されていると思っております。今商店街活性化対策というお話もされましたけど、この件は12年前に遡って、お互いにもう地元ではその必要性は共有されていることなんです。だから改めて聞くとかいう次元ではなくて、当局側がそういったことを十分に理解し、文書でも上がっているわけですから、要望書もね。そして港湾商工課は担当の所管が変わりますので、それぞれ変わっていても引き継がれているものだと僕は思っております。市長もそういう立場で、この商店街の聞き取りを本当に細やかにされた

時期がありましたよね。本当に一生懸命されていました。そういった意味で一番分かっている市長だと、そこは思いますので、そういったことはしっかり理解していただきながら、前へ進めていっていただきたいなと思うんですけど、今そういった目的から考えたときに、この志布志市内には一体どれだけの電柱が立っているんだろうかと思われたことはないのかなと思うわけですが、担当課のほうにもそういったことは、僕も何度もこれまでも投げかけておりますので、もしお分かりであればお示しをください。

○市長（下平晴行君） 建設課が管理している路線においては、電柱は1万299本ということでございます。

○15番（小野広嗣君） 大変な数でございますけれども、それでは、今回の質問の範囲となります新町とか上町、もっと言えばこのちょうど前川の手前の東町郵便局までは、何本あって延長はどれくらいなのか。ここをお示しいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 延長については1.4kmで、電柱の本数が34本から49本ということでございます。

○15番（小野広嗣君） 本数が49本で、延長が1.4kmということであります。前回様々に聞いておまして、聞く際にも私のほうでも調べておりますけれども、ほぼ一致する数だと思っております。

市長、先ほど質問にあたって、市長のほうにも事前にお届けしましたけれども、この「通行区間の安全快適性上町線」というこの写真、市長のほうに先ほど質問前にお渡ししました。そのほうがいいかなと思われましたので。これは同僚議員も皆さん見ていただければ分かると思いますが、大変な状況ですね。軒並み電信柱がずっと立っていました。車は、後ほど質問する白線をずっとまたいで、いわゆる歩道に入り込んで、歩行者がこのままいるとはねられますね。こういった状況が、いわゆる通勤時あるいは夕方、昼食時、頻繁に見受けられているんですね。こういった写真等から判断しても、大変なところだなと思うわけですが、市長、どういう感想をお持ちでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今までは下を向いて歩いていましたので、あまりそのように思っていま
せんでしたが、この写真を見ますと本当にこんなふうなまちなのかと、びっくりしているところ
です。これがなくなった場合には、本当にすばらしい景観もあるまちになるのではないかと思っ
たところでございます。

○議長（東 宏二君） ここで昼食のため、休憩いたします。午後は1時5分から開会いたしま
す。

—————○—————
午後0時00分 休憩
午後1時01分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○15番（小野広嗣君） 先ほど市長のほうにも見ていただいて、こういった写真の状況の中から大変な状況にあると。普段はそう感じないかもしれませんが、改めて見ると驚くという話で、先ほど副市長のほうも、そういった感想を休憩時間に述べていただきましたけれども、そういった中で景観であるとか観光そして安全、快適、防災と、こういった目的意識の中で、国においても様々な議論がこれまで重ねられてきたわけです。そうした中で、無電柱化の日というのがそういった議論を経て決まったわけですが、このことについて市長は御存じでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、存じていないところであります。

○15番（小野広嗣君） 以前、本田市長にもお聞きしましたけれども、御存じでないという答弁でありましたけれども、実は市長、平成26年11月10日に無電柱化の日というのを決めているわけですが、この11月10日というのは「1」を電柱と見立てて、それが3本並ぶわけですね、そして、それを「0」にする日ということで、11月10日が無電柱化の日となっているということで、無電柱化を進める上でも、ぜひ心に受け止めていただければと思います。

これを1年後に、実は無電柱化を進めるための市町村の会が全国の市町村長が集まってスタートをしているんですね。調べてみましたら、本年5月現在で288の市町村が参加しておりまして、県内でも15市町村がこれに参加をしております。実はお隣の都城市の池田市長は、この会の幹事をなさっております。本市は、まだここに参加しておりません。定住自立圏構想等でも都城市と様々な情報の共有、施策の共有をしております。そういった意味からも、この会にしっかり入っていただいて、この施策の推進を進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今までそういう無電柱化の推進等々の文書等も見えていないところでありますが、都城市の池田市長とは都城志布志道路促進協議会等々でも一緒に要望活動をしておりますので、その機会にお会いした時にお話を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひこの会に入りながら、様々な情報が入ってくるようでありますので、それを入れながら推進をしていただければと思います。国も本年5月に、2度目となる無電柱化推進計画を定めておりました。この推進計画については、国のほうで県と市に、努力目標として定めていただきたいということを要請しておりますので、ぜひとも本市においても計画的に進めていく上で、この無電柱化計画の策定が必要ではないかというふうに思っております。国においてもそういった相談窓口として、いわゆる九州地方整備局であるとか、ここで無電柱化ワンストップ相談窓口とかも用意しております。鹿児島県の無電柱化計画等も見ていると、しっかりとしたまとまりで、10年計画で、10年スパンで去年からスタートしているようでありますので、そういった例が身近にいっぱいございますので、そういったものを引き入れながら、この推進計画の策定というものに今後取り組んでいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回、国の無電柱化推進計画が見直され、無電柱化推進期間が令和7年までに延長されたことから、鹿児島県無電柱化計画も見直されるのではないかと考えますので、その内容などがどのようになるのか検討してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、さらにそういったものを参考にしながら、検討を深めていって

ただければと思います。

実は市長、ここに「無電柱化革命」という本がございます。これは小池百合子さんと東大大学院の松原教授の共著です。実は、小池さんも松原教授も神戸市出身なんですね。そしてそれぞれの実家が、阪神淡路大震災を経験されております。中でもこの松原教授は、その震災の際に妹さんを亡くされております。どういった状況だったかと言いますと、電柱が倒れまくっておりました消防車が入れない、救急車が入れない。そういった状況の中で家屋の中で倒れている人を救えないという、まさにこの世の地獄としか言いようがない、そういった体験をされているんですね。そういった状況の中で、何も電柱が悪ではないんです、電線は必要なんですね。だけれども、防災から見たときに、電柱をやはり無くしていかなければならない。そういう思いが小池さんもこの松原教授も強くて、無電柱化革命という本を出されて、この推進に取り組んでいらっしゃる。このことについて、市長の御感想を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市においても、豪雨や台風など災害が年々多くなっているというふうに感じておりますが、テレビ等でも電柱が倒れて車の往来ができないような状況を見るわけでありましたが、そういうことから含めて、本当にその必要性を十分に感じているところであります。

○15番（小野広嗣君） ただいまの市長の率直な思いをお聞きしましたので、十分理解をすることでありますけれども、ぜひ担当職員の方には、こういった本をしっかり読んでもらえたら有り難いと思っています。無電柱化に対する認識はさらに深まると思いますし、市長は大変忙しいですので、そのエキスの分だけでも、市長に職員の皆さんからお伝えしていただければと思います。

この中を読んでいきますと、「広がれ、まちの無電柱化」といって、埼玉県川越市の例が実は出ております。川越市は歴史的な蔵造り、商家のまちであります。無電柱化の整備前に比べて、実は観光客が2倍増えています。これは300万人から650万人に増えているんですよ。およそ2倍強増えている。これは、全て無電柱化の整備によってそうなったと言われております。志布志市も歴史のまちづくりの推進を標榜しておりますので、交通安全対策であるとか防災対策であるとか、交通空間の安全性であるとか様々ありますけれども、そこに景観が入ってきて、そして観光が入ってくる。こういう点からも、この無電柱化というのはすごく大事だと、僕は思っています。市長も、これまでの答弁を見てもそういう理解をされていると思うんですよ。そういった意味では、まちのブランド力を高める上でも、この歴史のまちづくり構想と合わせた、いわゆるまちづくり、無電柱化の推進というのは、すごく大事だと思いますが、その観点から観光という観点から、市長はどう受け止められるのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画を策定し、その中でも街並み整備事業として電話・電気線の地下埋設化を掲げております。また先ほど歴史のまちづくり事業でのことも話をしましたが、これも景観整備事業というのがありまして、いわゆるそういう無電柱化の事業等もあるわけでありまして。そのような取組をしていけたらと思っているところであります。また、この区間は通学路でもあります。交通安全対策、防災対策、景観対策など

あらゆる面で必要な事業と考えますので、商店街や近隣住民の皆様の御理解をいただきながら、進めてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） ただいま市長のほうから十分理解をされた上で、必要な事業であるということで、目的に沿った先ほど述べていただきましたその観点から、今述べられたように観光等も入ってきますので、ぜひとも前に進めていっていただきたい。この点については、市長とも個人的にも何回となくお話をさせていただき、市長もぜひとも必要な事業だというふうにこれまでも述べられました。先の6月定例会でも、2期目の出馬の意向を問うた際に、市長も出馬の意向を述べられましたので、そういった意味から言うと、これは私自身の個人的な思いでもありますけれども、市長のマニフェスト、公約等でも、しっかりこの無電柱化の推進ということをうたっていただいて、やはり真を問うとかいう思いであっていただきたいなというふうに、これは私の思いとしてあります。そういった意味では、この項の最後として、市長にその意気込みについてお聞かせいただければと思っております。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたとおり、通学路でもあり、交通安全対策あるいは防災対策、景観対策などあらゆる面で必要な事業だと思っておりますので、いつの時点でそのことができるか、できるだけ早めに内部でも協議をしながら、取組をしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 十分理解できる答弁でありますので、次の質問に移らせていただきます。

交通安全対策のうち、信号機の設置の件からまずお聞きをしたいと思います。市民から御相談のあった3か所の設置要望について、初めに2、3点ほどお聞きをしまして、それから後で全体的な市長のお考えをまた伺いたいと思っております。これまでも、市道の安全対策の観点から一般質問を行ってまいりましたが、当局も御存じのとおり、1か所目については、これは私の家の近く。いわゆる市道昭和弓場ヶ尾線、ここと市道上町線の交差する地点の件であります。御存じのように、ここは見晴らしが悪い上に信号もなくて、そして極めて危険な状態、交差する3か所に一旦停止線はしっかりあるんですけれども、これは郵便局側から優先となっております。ときにはものすごいスピードで駆け上がってくる車もあります。当然停止する必要がないわけですので。ところが、その優先車である車は停止しなければいけないと思って停止する場合があります。停止しなければならない車が、逆に走ってくる場合もあります。そして、お互いが上町線同士で新町に向けて行くと、お互いがこの見合ってしまう。こういったこともあって、過去にも接触事故等が相当ございました。そういった観点から見れば、地元からの要望書も当局に上がっています。そしてこのことは、過去にも質問をいたしておりますが、その後警察署との協議、その内容等はどうかだったのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 市道昭和弓場ヶ尾線と上町線の交差点の信号機設置においてでございますが、平成27年5月に要望書を提出しておりますが、大原方面からの下り勾配がきつく、交差点手前が曲線であり、現状では信号機の設置はできないところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今あった答弁は、そういったやり取りは本田市長とやったときにも、そういった答弁は返ってきていないんですよ。その後の要望とか出ているんですね。そういったこ

とに対して理解ができていないから、そういった答弁になるんだろうと思いますけれども、この信号機の設置が難しいことは、僕も十分分かっています。けれども僕が質問を行った際に、何ができたのかといたら、交差点の線をしっかり引く、優先順位をしっかりと付けるとかそういったことだけが行われました。それだけでも進んでよかったなという地元の声もありましたけれども、ここ本当に難しい道路だなと。確かに市長が言われるように、上からの線が急勾配になっています。そこで信号によって急に止まれるのかという問題も十分承知をしています、じゃあどうすればいいのかと。この問題はずっと棚上げ状態で来ているんですよ。そういった中で、今のところこの信号機の設置が市として難しいのであれば、市長にも何回となくお話をしておりますけれども、あの写真館の隣の荒れた土地がありますね。あそこをしっかりと整備して景観もよくなる、そして拡幅をすることによって通学路が広がっていく。そしてもっと言えば、あの通学路は私どもの地域の避難路でもあるんですよ。いざ緊急の避難のときに、あの狭さだけではとても避難ができないというのは、もう目に見えているんですよ。そういった観点からも、もし信号がまだまだ先であるのであれば、そういったことにはしっかりと取り組んでいただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今議員がおっしゃったようなことをすることで、そのことが安全性が担保されるというようなことであれば、そういうことを含めて現状をしっかりと確認して、できることから取組をしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、この件は市長が一番御存じなわけで、何回となくそのことは本田市市長のときから申し上げていて、それが受け継がれて、市長も十分そのことは理解をされていると思いますので、前向きな検討を加えていっていただきたいというふうに思っております。

後で総論としてまたお聞きしますけれども、2か所目は、市道香月線と稚児松・松波線の交差点、この点についてであります。以前ここについては、一旦停止の方向が変わった際に、危険だという声が上がって、「信号機を早く設置すべきである」との市民の声を当局に届けたわけですが、その際には、「市道香月線の延伸工事が完了して、東九州自動車道の志布志有明インターにつながっていくと交通量が増えて危険なので、それに合わせて速やかに設置できればと考えている」とのことでした。現在、市民からも「ここは危険なので、早く設置してほしい」との声もお聞きしますし、既に当局にも要望が上がっていると思いますけれども、ここについてはどうなっているのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 市道香月線と稚児松・松波線の信号機設置におきましては、香月線延伸計画時から公安委員会に要望しており、香月線と東九州自動車道の開通時期に合わせて設置の要望を再度しておりますが、いまだに設置できない状況でありましたので、通学路、交通安全点検の中で改めて回答を求めているところであります。

○15番（小野広嗣君） 今の状況は、今の市長の答弁で理解をするわけですが、全員協議会でもこの市道香月線の延伸スケジュールの説明があった際にも聞いているんですよ。そして、これまでもここは交通量の増加に伴う安全確保というのが、すごく懸念をされていたわけですがけれども、

例えば今はコロナ禍であって、この運動公園であるとか港等でイベントは制限をされているわけですね。けれども、ここが一旦イベント等が行われるようになると、大変な交通量になっていくわけですね。危険度が増えていくと。そういった意味では、車同士の接触、あるいは接触の危険性ですね。道路の優先順位はあったにしても、あそこは一旦停止がどっちかというのが、いまだに分かっていない方もいらっしゃるって、かなり危ないと言われております。こういったケースもありますので、非常に憂慮はしているのですが、こういった本当に危険を感じる箇所に関しては、しっかり警察当局にも強く要請をしていただければ有り難いと思っておりますが、重ねていかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 信号機の件については警察の関係であります。なかなか設置についてお願いができないような状況であります。これは公安委員会ではなくて志布志警察署に再度お願いをして、早急に設置ができないかということで、再度お願いをしてまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 後で、この点に関しても総論で聞かせていただきますが、次に、3点目ですが、県道柿木志布志線と市道昭和弓場ヶ尾線の交差点についてであります。市長も御存じだと思いますが、以前から信号機はもとより無いわけですが、横断歩道もなくて、危険であるとの声が上がっていたわけですが、現在この東九州自動車道や都城志布志道路がつながってからは、これまで以上に車の通行量が増えて、県道と交差しているのに、市長、実は市道がめちゃくちゃ広いが故に、その市道をめちゃくちゃスピードを出して走っている車が多い。見通しも悪いですよ、カーブを切っているからですね。非常に危険であるという声が上がっているわけですが、この点について当局はどのように受け止めていらっしゃるのかお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 県道柿木志布志線は、バス路線であり、市道の昭和弓場ヶ尾線は交通量が増え、危険な交差点であるというふうに認識しております。信号機設置の要望を公安委員会へ行いたいと思います。なお、市道部分におきましては、スピードを抑制するような対策の検討を行いたいと思います。

私もここを通過して仕事に来るわけですが、おっしゃいますように、市道側の道路の幅が広くて、県道は狭いというようなことで、市道のほうがスピードを出して通っているというような状況であるわけがありますので、やはり県道のほうからのいわゆるカーブになっているために交差点の中まで入ってくるような状況もよく見るわけがありますので、これも改めてお願いをしてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） まさしく市長が言われたように、御相談のあった方々の中からも、「市長はここを通過しているから、一番よく知ってらっしゃると思いますよ、小野さん。」と、つい先だって言われたばかりでございまして、よく御存じだと思ひまして、今の答弁は理解しますし、公安委員会の方にしっかりおつなぎをしていただければというふうに思うのですが、ここについては、順番的に言えば「せめてこの横断歩道とか、点滅信号でもいい」という声があります。一方で言えば、スピードを上げている車がありますから、市道においては市でできる交通規

制というか、スピードをダウンさせる方法とか、標識を掲げることによって、市道においてもやり方というのがあるのではないかという声もいただいたところであります。この点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市でできることがどういうことなのか、看板等々でできるのか、そこ辺は現状をまずはよく見て、対応してまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） ぜひ建設課等とも協議していただきながら、現地のことは多分現場課の課長もよく御存じですので、しっかり検討方をさせていただきたい。

この信号機の設置については、事は市民の命に関わってくるような問題にも直結していくわけですね。そういったことを調査をしながら、しみじみと実感したんですけれども、この本会議場においても、様々な議員の方々から様々な地域のそういった信号機の設置要望とか道路の状況について、質問等のやり取りがありました。そういった中で、要望も直接市に上がったりもしておりますけれども、なかなかうまくいかない。やはり相手があるわけですので、県警、港湾、様々あるわけで簡単にはいかないんですが、また今年も諦めかど。そして道路事情は、この道路の拡幅の状況も厳しかったりして、なかなか信号設置までいかないみたいよとか、様々な返事をいただいて諦めの感が漂ってしまうと。けれども、やはり市民の安全ということ、命を守るということであれば、こういったことに対して当局は、おざなりに対応してはいけないと思っているんですね。棚上げ状態にしてはいけない。先ほどの私の家の近くの問題もそうですが、絶対にそういうことではなくて、やはり地元はその要望がかなうまで要望は続けるわけですので、そのことに対してどういう状況であるのかというのをしっかりとお返しし、市と市民との信頼関係というのが、しっかり構築されていかなければならない。この辺についてはどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 国・県などの要望に対しては、進達や要望書等を提出をしているところであります。また、土木協会などの要望活動の中では、私が直接要望している場合もあるところでございます。信号機などの要望に関しましては、志布志警察署長とお会いする機会などを通して、お願いをしてまいりたいと思います。

○15番（小野広嗣君） ぜひ、そういう方向で進めていただければと思います。

次の観点に移らせていただきますけれども、この車道外側線という言い方は、正式な言い方ですけれども、この白線が消えてしまっているために、通行する車はその消えた白線を越えて走っていると。もうすごく多いですね、そういうことが。がゆえに、通行人との接触事故につながらないかとひやひやする箇所が何か所もあるという御相談と思います。同じようなことですが、市内の道路というのは白線が本当に消えていて、通学路でもそういったところがあると。それで危ないので引き直してほしいと。このことを誰に言っているのか分からないのでメールをしましたという相談もございました。確かに、白線の引き直しというのを考えたときに、市道であれば志布志市、県道であれば県、国道であれば国。これは横断歩道とかになると、県警、公安委員会と。非常に分かりづらい。市民から見たら、市だろうというふうに見る人が多いわけですね。ずっと調べてみますと、6年前の志布志市の広報で、この立て分け等を少し説明していた

だいておりますけども、小さな記事でした。これでは分かりづらいなど。そういう意味ではしっかりと市民に届くように、分かりやすいイラスト等も入れたりしながら、ページ数をしっかり押さえて広報してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 白線でございますが、毎年予算の範囲内において、要望のあった箇所を中心に対応をしているところでありますが、現在、通学における交通安全のさらなる確保について、国・県からの緊急点検の指示があり、危険箇所の点検を行っているところであります。今後は対策案の検討を行い、外側線などの引き直しなどを含めて交差点内の安全確保など、早急に取り組んでまいりたいと思っております。

また、過去に交通安全対策の周知の中で、広報の関係でございますが、少し掲載したところがありますが、改めて市報かホームページ等で掲載してまいりたい。おっしゃいますように、国道、県道、市道、農道あらゆるものが市道だと市民は思っているという事で、このことについては、関係する課とも協議をしたところであります。ですから、そういう市民から見た対応の仕方、これはしっかりと対応していかなければいけないと。国・県がやる分は国・県に対してそれぞれの要望を出すのではなくて、やはり市がその中に入って対応しているわけでありまして、それと併せて対応してまいりたいというふうに思っております

○15番（小野広嗣君） 理解できましたので、ぜひそのように進めていただければというふうに思います。その際、広報においては、信号機や横断歩道等に関する権限は公安委員会、そうした場合に、鹿児島県警では、この道路標識とか交通信号の意見箱というのを設置しているんですね。標識ボックスであるとか信号機ボックスが設置されています。そして書面やEメール、電話による受付も行っていますので、周知する場合には、そのことも併せて掲載していただければ、市民の理解度は増すと思います。その点どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市民の皆さんが、行政に伝えやすい対応の仕方をしてまいりたいというふうに思います。

○15番（小野広嗣君） 白線の話に戻らせていただければ、この道路の外側線、横断歩道や一旦停止とか様々かすれたり、消えたりしているわけですね。何でそうなるんだと市民から聞かれるわけです。そういったときに、先ほど予算の範囲内だと市長は答弁をされましたけれども、この原因というのは一体何なのでしょう。予算不足が原因なんですか。

○市長（下平晴行君） いろんな事業については、予算の範囲内で毎年計画を立てて事業をしているわけですが、そういう中での予算の範囲ということでもあります。これはおっしゃるとおり、白線が私が見ても、また要望をされている箇所についても、しっかりとそのことについては対応していかなくてはいけないといのは感じているところでありますが、その予算の範囲というのは、予算が限られた中での対応でありますので、その予算をどのように確保して対応していくかということも、総体的にどうしてもしなくてはいけないこと等も含めて、予算の配分の在り方を検討していかなくてはいけないと思っております。

○15番（小野広嗣君） それでは改めてお聞きしたいわけですが、この下平市政になってから、

この交通安全施設の要望件数、そしてそれを受けて整備された件数、こういったものを3年弱になるとは思いますがお示してください。

○市長（下平晴行君） 交通安全対策としては、白線の引き直し、ガードレール・カーブミラーの設置など、過去3年間で111件の要望をいただき84件の対応を行っております。また、その他にも舗装の打働工事や打換え工事において、白線の引き直しを行っているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今数字をお示しいただきました。それなりに取り組んでいらっしゃると思いますが、そういった御要望等を受けて整備した実施率という言い方が正しいのかは分かりませんが、約75%ぐらい進めていただいているということでもありますけれども、市長、この外側線とか規制線がはっきり見えると、もう当然事故を防げるわけですね。そういった意味では、本当にさっき市長が言われたように、限られた予算の範囲の中で何かできるかというのを精査していきたいという答弁、それは市長として当然でしょうけれども、やはりこれは一つ命が関わっていく問題だから、本来ならばしっかりと、予算を抜本的に見直して増やしていくという方向性だけは持っていただきたい、これが一つ。そして県と国にも、この引き直しについても素早く対応できるように物申していただきたい。この2点について答弁を求めておきます。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、子供たち含めて市民の生命・財産を守るという部分では、はっきりと白線の対応をしていかななくてはいけないというふうに思うところでありますので、その予算がどういう形で編成ができるのか、そこも内部でしっかりと決めていきたい。

それから、国・県に対しても、もちろん国道、県道あるわけでもありますので、その対応もしていただくように併せてお願いをしてみたいと思います。

○15番（小野広嗣君） ぜひそう願いたいわけですが、今回交通安全の観点から、信号機の設置とか道路標示の問題など、いっぺんに述べたわけですが、後ほど同僚議員からも質問があると思いますが、このマスコミをにぎわせた直近の悲惨な事故がありました。これを契機に、道路上での安全対策が市民の間でも非常に関心が高まっているんですね。こういった時期をしっかりと捉えて、道路上の表示についても総点検をしっかりと担当課でも行っていただいて、併せて、実は一番言いたいのはここなんです、県警等に対しても志布志警察署に対してもそうですが、担当課はいろいろと日常的に協議をされていますけれども、ここぞという危険箇所に対しては、ここが遅れている、ここは急いでほしいということに関しては、市長自らが乗り込んで行って訴えると、そのくらいの思いで取り組んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） その気持ちは十分あるわけですが、ここで言っているか分かりませんが、警察がどこまで対応していただけるのかですね、私が行って対応していただけるのであれば大変ありがたいのですが、そこも含めて考え方というか検討させていただきたいと思います。

○15番（小野広嗣君） ここであまりそのことを強く言うと、市長の今後の立場もあるでしょうから。ただこの件については、市長のリーダーシップを本当に期待しておりますので、前に進めていただくように要請をしておきたいと思います。

次へ移ります。企業版ふるさと納税ですが、本市もチャレンジされているのはよく分かります。

だけど私のほうから見て、本市のあの地方創生のプログラムをいっぱい見ると、まだまだ訴えられる力があるなど、伸びしろはあるんだなというふうに思っているんです。その観点から今回質問しているんですが、現在までの成果として、これまで依頼した企業の数だとか、そしてその結果受けた寄附の件数、そして寄附総額、こういったものをお示してください。ホームページでは、私もある程度確認はしております。

○市長（下平晴行君） 税制改正後である昨年度は、3社より御寄附をいただいたところでございます。令和2年度、鹿児島県では32の市町村が、企業版ふるさと納税に係る地域再生計画の認定を国から受けているところでありますが、そのうち約半数の15市町村は、寄附がなかったというところでございます。十島村など突出して寄附件数が多いまちがございますが、3件以上の寄附をいただいたのは、本市も含めて7市町村であり、税制改正後の初年度としては、よいスタートを切れたものというふうに考えております。B T V株式会社が500万円、外山木材株式会社が10万円、L R株式会社が110万円、白水興産株式会社が100万円御寄附をいただいているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今市長が述べていただきました。大体700万円強の寄附額ということだと思います。そういったこれまでの取組をしていただいて動いてこられた、その中から見えてきた今後の見通しといたしますか、企業訪問だとかPRをされてきているわけですので、それを通して得た今後の手応え、こういったものはどうなのかお示してください。

○企画政策課長（西 洋一君） これまでの実績につきましては、先ほど市長が答弁された内容になろうかと思いますが、今後におきましても、先ほど御質問にもありましたように、総合戦略全てのプロジェクトが寄附の対象となっておりますので、企業側としてもそれぞれの企業理念であったり、事業展開に合致した事業に対して寄附をするという傾向がございます。ただ、全てを出すことで埋もれてしまうと、その事業がなかなか表に見えてこないという部分もありますので、そこについては、しっかりとそれぞれの企業ごとにPRしていくプロジェクトを仕分けして、取り組んでいきたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。市長、担当課による本年7月1日付の事務事業の一覧表というのをちょっと見させていただきました。そうすると、この民間企業に対して推すプロジェクト、いわゆる地方創生に取り組む意義ですね。ここの絞り込みは、なかなか本市はできていないという評価をしています。そういったことから言えば、この課題の克服については、どう考えていらっしゃるのかお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったように、推しが足りないということであるとすれば、やはり企業との連携、お願いにあがったり、そして私は、やはりそれぞれの課で関連している企業等々もあるわけでありまして、そういう課と兼ね合いのある企業等々の連携をしっかりと図って、そういう御寄附をしていただくような取組はできないのかどうか考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今僕がお聞きしたのは、絞り込みができていないという状況、そこをどう克服するのかという問いでありますけれども、少し答弁がずれていたと思うわけですが、そこ

はいいです。答弁自体が間違っているわけではないですよ。ただ、聞いたことに対して少し違うかなという感じがしました。

それで市長、もう御存じなんですが、この企業版ふるさと納税制度で企業が受けるメリットというものに注目をすると、企業は最大で寄附額の約9割が軽減される。実質的には企業の負担が約1割まで圧縮をされるわけですから、節税効果は極めて高いんですね。そしてその上で寄附をしたとすれば、その企業は地方創生に最も熱心な企業だというイメージアップにもつながるわけですよ。その上で自治体への寄附を通じて、その地域とのつながりも生まれてくると。そうすると、そこから新たな事業の展開というのでも生まれるわけですね。そういったことを考えれば、極めて企業にとっても魅力的な制度だと僕は思うんですが、市長はどう受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 企業版ふるさと納税については、企業にとりましても社会貢献による自社イメージの向上、それから地方創生への参加といったプラス面があるところでございます。また、関係性を深めた上で、地方公共団体とのパートナーシップの構築、地域資源などを生かした新事業への展開なども期待ができるものと考えられます。国においても、こういったメリットについて広く周知が図られているところでありますが、本市においてもプロジェクト組立てや見せ方の工夫を凝らして、周知を図っていく必要があるというふうにあります。

先ほど言われましたとおり、企業にとっては9割の税の軽減効果、それから地域への貢献、人材育成等々が図られるわけでありますので、そういうことを説明しながら取組ができればというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 企業に対してはそういうことでもありますね。市長が今答弁されたとおりであろうと思います。一方で、逆に自治体にとっては、いかに多くの企業から寄附を集められるのかというのに対して、知恵を絞らないといけないわけですね。本市は、企業にとって魅力的な事業を立案できているのかと。そして、興味を示してくれそうな企業のリサーチができているのかと。いわゆる自治体の戦略的な取組が求められていると思うわけですが、僕は、まず何よりも情報発信力の強化が必要だろうと思っているんですね。そういう意味では、企業版ふるさと納税のPRができる、その特化したポータルサイトを構築して、全国の企業に向けて市のプロジェクトに対する寄附を募集すると、これが一番大事だろうと。なぜこの質問をするかということ、うちはふるさと納税はすごいです。そのふるさと納税のコーナーの中に、ちょっとだけ企業版ふるさと納税のコーナーが載っているだけなんですよ。隣の大崎町はしっかりしたものを作り上げております。鹿児島市もそのためのチラシまで、「貴社の力を鹿児島市の力へ」と、市長、こういうチラシを身近なところで鹿児島市なんかも作っていますので。本市も知恵を絞ってこういったことに対して取り組んでいただきたい。しっかりしたポータルサイトの構築というのが大事かと思いますが、この点いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） これまで寄附をいただいた企業を訪ねてみますと、やはり自社の事業と関連のある事業を好まれるようであります。そういった意味において、現在、まち・ひと・しご

と創生総合戦略全体が寄附対象事業であることから、お好みのものを広くお選びいただけるというメリットもございます。

一方では、一つの画期的な事業を立上げ、その事業そのものに共感を得て、寄附へつなげるといった手法があるということも存じ上げているというところでございます。

そういうことで、令和2年度においては港湾商工課を主軸としながら、企画政策課との連携体制を進めてきたところでございます。企業に訴求できるようなプロジェクトの絞り込みができないなど、難しい部分もあったようですが、企業版ふるさと納税については、事業の組立てから実施、地域再生計画の管理、プロジェクトの決定、寄附の募集、情報発信、受入企業とのつながりの構築、国との連携、財政面での調整など、多様なプロセスがございます。さらには令和2年10月から人材派遣型も加わり、多様化・拡大化が進んでおります。このような状況を踏まえ、これらを一元的に扱える担当部署の設置も、一つの選択肢としつつ、企業版ふるさと納税のどのような取組を特化していくのか、それにどのような役割分担が必要であるのか、全課をもって検討してまいりたいと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。後ほど突っ込んでお聞きしたいということに関する答弁が先に出ておりますけれども、改めて聞かせていただきたいと思います。先ほど少し例に挙げました大崎町は、インターネット事業の最大手のヤフー株式会社、ここから寄附金を4,600万円いただいたというニュースがテレビや新聞でずっと出ていましたけれども、これは8団体が採択されているんですね。実は、普通は我々のほうから「寄附をしていただけませんか」と言うんですけど、これは「カーボンニュートラルに関して手を上げる自治体はありませんか、そこには寄附できますよ」という、ヤフーが募集したことによって大崎町も手を挙げて採択されたわけですよ。僕はここを見ていて、すごくお隣がそういうふうになったので、このことには拍手喝采ですが、一方では同じようなことをやって、同じようなPRもできる本市がそのことに手を挙げていない、あるいは情報を得ていなかった、そういう状態にあったのか。そこをすごく気にしたところではありますが、その辺の原因とか状況を少しお示してください。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたように、やはり大崎町がそういう多額の御寄附をいただいたということでは、大変嬉しいことでもあります。悔しいところでもあります。企業側からの募集という形態での企業版ふるさと納税については、主流ではないものの今後増える可能性もございますので、アンテナを高く張り、情報収集に努めてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長のほうからアンテナを高く立てて、情報収集をしていきたいということでもありますから、その点から見たときに、すごく気になるのは、地方創生を所管する企画政策課とこの地方創生関連事業を所管するそれぞれの課との連携というのがどうなっているんだと、しっかり取れているのかなど。様々な情報が企画政策課にも各課から上がっているのかと気になるのですが、その辺はどうなんですか。

○市長（下平晴行君） 地方創生担当については、今年度から企画政策課内の企画調整係、地方

創生広報戦略系の連携体制にて推進しており、各課との連携体制にも厚みが増していると考えております。また、地方創生に資する情報については、関係課への個別の声掛けをはじめ、庁内掲示板を利用してメールマガジンのように発信するなど、各課のアンテナにかかりやすくするように取組を実施しているところであります。今後もこれまで同様に総合的な視点での地方創生担当、専門的な視点での各課が、情報を共有しながら連携を深めて取り組んでまいるということでございます。

○15番（小野広嗣君） そういう意味では、今の市長の答弁はよく理解できるんですけども、本市としては企画政策課がその担当になっていて、各事業主体の課と連携が取れているんですかという質問なんです。連携が取れていれば、先ほどのヤフーみたいなこともどうなんだろうねと。企画政策課ではなかなか知り得ない場合もありますね。これを逆に市民課であるとか、港湾商工課であるとか、ここがつかんだ後に連携が取れていれば、素早く手を打てると、僕はそのように思うんですよ。そこらについて、これまでそれができていたのかというのを聞きたいんです。

○企画政策課長（西 洋一君） これまでの企業版ふるさと納税の寄附の実績の取組につきましては、企業との接点が多い港湾商工課が主体となって、企業等にPRをした後に寄附を受け入れるというような形で、今年度企画政策課のほうに所管を移管しましたけれども、取組の流れとしましては、今のような内容です予定で行っておりました。そういった関係で今回ヤフーの情報については、情報の収集ができていなかったところであります。

今後においては、それぞれの業務において企業と接点がある部分も出てきますので、そこら辺については、しっかりと連携を図っていきたくと考えております。

○15番（小野広嗣君） 今後そういった取組を進めていっていただければと、反省点は反省点として生かしていただいて。

あと市長、今回のこの税額控除の特例措置は、令和6年度までの期間となっているんですね。それから言えばあと3年ちょいです。もう本当に取組のスピードアップを図らないと、あっという間にこの制度が終わってしまう。その危機感を持ちながら仕事をしていただきたいというふうに思います。所管課がこれまで述べられた今後の方向性というのを読ませていただくと、「対象事業の選定、担当課のプレゼン能力の強化、旗振り役の設置が今後の実績につながると考える」と述べているんですね。こういったことを実行に移すとなると、先ほど市長も少し述べていらっしゃいましたが、企業の事業を売り込むための担当部署の明確化、そして企業側の機運を高める経営活動も重要になってくると。そのためにも、この推進体制の強化というのが急務ではないかと私は思うのですが、先ほどの答弁と少し重なりますけど、再度、市長の答弁を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたけれども、そういう企業とのつながりの構築、情報発信、受入れ、それと課の中での対応ですね、企画政策課ではなくて、直接関係する課が計画をもって対応するといったようなことを踏まえたと、しっかりした中心となっていく室なのか、何かそういうものを設けて取り組んでいかなければいけないのかなというふうには思ったところで

あります。

○15番（小野広嗣君） 私も全く同感でありまして、そういう思いで今回質問をさせていただいておりますので、前向きな検討方を要請しておきたいと思っております。この件は、さっきの旗振り役というのが出ましたけど、市長が一番の旗振り役だというふうに思っておりますので、この時限的なことを考えたときに、本当に市長の音頭で前に進めていただければと、これは要請をしておきたいと思っております。

次の教育委員会サイドに質問をさせていただきたいと思っております。先ほど答弁もいただきましたけれども、このDXを進めていく上で様々あるんですが、このデジタル教科書の導入というのでも推進していかなければならないというふうにもうたっておりますけれども、まずは本市の現状はどうなっているのか、まず教育長お聞かせください。

○教育長（福田裕生君） デジタル教科書の現状についてお答えいたします。

現在、全小・中学校に整備をし活用が進んでいるところでございます。学習者用のデジタル教科書につきましては、今年度文部科学省の実証事業に市内の3小・中学校が参加をし、教育効果を検証しているところです。現時点におきましては、紙の教科書を主として授業が進められておりますけれども、音声であるとかシミュレーションといったデジタル教科書ならではの活用ができる場面では、その良さを生かした活用を進めているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今の現状というのは教育長から述べていただきましたけど、このGIGAスクール構想、今まで何度となくこの場でも質問しておりますが、ここではICTを活用していくことになるわけですが、ここで当然オンラインでの授業とか宿題の配布をする場合、さらに今述べたデジタル教科書やデジタルドリルの活用など、各人の状況に合わせて推進することによって、いわゆる多様な学びの実現が図られる。そして教員の負担軽減などへの期待が高まっているんですが、ここに対する認識をお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） ICT活用による授業の改善については、これまで本市においては段階を追って取組を進めてきたところでございます。今後におきましても、本市においてどういった形での推進がより適切であるのかといったところをしっかりと見極めながら、対応を研究してそして実戦に結び付けていく、全ての学校で取り組んでいくという姿勢を大事にしていきたいと思っております。

なお、詳細については、また学校教育課長のほうからも答弁をさせます。

○学校教育課長（上木勝憲君） 本市のICT活用の現状についてお答えしたいと思います。

現在、研修会や校内研修会で授業を進められるように、特にロイロノート授業支援システムの活用を図っているところでございます。

こちらの支援ソフトについては、課題の一斉送信をしたり、回収をしたり、児童の意見をそのまま比較検討したりするようなものができるようになっております。そして、グループ活動や一人一人の個別の対応に生かすような対応ができるようにしております。

今後活用をより深めていくために、それぞれの研修の充実をしたり、ICT支援員がおります

ので活用を図って、より手に届くような研修の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○15番（小野広嗣君） よく分かりました。今研修の充実を図るということで、教職員の負担を軽減すると言いながら、実際は初期の段階では負担が大きいわけですよね。そういう意味ではしっかりと研修をして支えていっていただくということが大事で、国のほうでも教員のICT活動指導力チェックリストを基にして、状況を把握しています。これ活用状況は上がっているんですよ。もう70%ぐらいまで上がってきていますね。ところがこの指導力においてはなかなか進んでいない。ここに対してどうするかということで、校内研修リーダーであるとかICT支援員、ここをしっかりと活用していくんだと言われているのですが、この充実に向けてはどのようなのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましても、教職員の特にICTに関する実技を伴う研修というところを、まず大事にしているところでございます。ICT支援員を派遣し、校内の研修に関して、まずはとにかく子供が使えるように実技研修をしっかりと充実させていくことをやっております。それにおきましては、本市には専門性を有している指導主事もおりますので、指導主事の派遣、それから先ほど申しましたICT支援員の派遣、あるいは設置業者の協力も得ながら、学校の要請に応じた対応もしておりますし、不測の事態が生じたときにはすぐに駆け付けられるような連絡体制も取りながら進めております。

また、学校によっては、さらに一歩二歩進めた取組をやってみたいという学校等もございまして、そういったところにもしっかりとフォローができるような体制を構築しているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今教育長の話聞いて、大分安心したところで、しっかりとした取組をなさっていただくということで安心をしましたが、あと文科省は、学校と保護者との判このやり取りを見直すなど、いわゆる連絡手段をデジタル化していく方針というのを教育委員会に通知しているわけですね。こういったことを受けて、いわゆる保護者と学校間の円滑化を図ることがうたわれておりますけれども、ここについてはどのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○教育長（福田裕生君） それぞれの学校とその保護者との連絡体制につきましては、従来でありますと、固定電話機それから携帯電話機で学校側から直接電話をして連絡を取り合うという形が主でありましたけれども、現在におきましては、それぞれのPTA組織が一斉メールの配信会社と契約をするなりいたしまして、学校から一斉に保護者の携帯ないしはPC等に連絡が伝わるような体制が全て整っているという認識をしております。

今後におきましても、その方法等がより進んでいくものと考えますが、一方で個人の情報等の流出だとか不適切な活用といったこと等も気になるところではございますので、送られてきたまた受け取った情報を、しっかりとそれぞれの保護者が管理できるような指導・啓発というのも大事にしていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） おっしゃるようによく理解をするところであります。このDXを進めていく上では、初期の段階で懸念されるものを全部クリアしてから導入していくという、特に子供ということが大事になりますので、そういった方向で進めていただければと思います。

このシステムやソフトウェアの更新とか、今まで設置した設備の更新であるとか、様々なことがこのDXを進めていく上で出てきます。そのための予算確保ということがすごく大事になってくるのですが、この点についての現段階の検討方をお示してください。

○教育長（福田裕生君） 学校配当予算の確保につきましては、これまでも関係各課と十分に協議をしながら、適切な配当がなされるようにしてきたところではございます。

今後におきましても、子供たちの一つ目には健康、安全、安心、つまり命を守るという視点での配当がまず1番目。それから2番目においては、それぞれの学校の実態に応じた学校の課題解決を図るための予算措置をしていくということが二つ目。三つ目には、特色ある教育活動をより充実させるという視点もございます。その中において議員のほうからも御指摘があったデジタルトランスフォーメーションといった内容をどのような形で盛り込み、そしてそれを各学校から要望が上がってくるのか、そこら辺りをしっかりと見極めた上で、財政担当局と市長部局と十分に協議をしながら、適切なる配当がなされるようにしていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） よく分かりました。

あと特にこの点確認をしておきたいわけですが、デジタル教科書のみを使用した場合には、学習の基本能力である読解力の低下が危惧されるわけですね。そこで、よく聞くこと、よく読み、よく書くなどの生徒が学び続けるための基本的な学ぶスキルを身に付ける上では、紙面の活用と対面学習の併用が極めて大事だと思っています。ここを抜いての学習というのはないと思っていますけれども、ここについての教育長のお考えをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） その点に関しましては、今議員がおっしゃったとおりの考えを持っております。これからの社会では、デジタル社会に対応した、いわゆる読解力といったものが強く求められてくると思っています。その基礎となるのは、やはり紙ベースで書かれた文章をしっかりと読んで理解すること。そして自分の思い、考えをしっかりと紙に書き落とす、書き記すことができるという力が、全ての学びの中心になっていくと、基礎になっていくというふうに捉えております。ICT活用のスキルも必要ですけれども、対面授業や紙を使った、紙ベースの従来型の学習というのは、やはりこれはしっかりと施していかなければならないということを肝に銘じているところでございます。思考力を育成するためには、いつも画面に向かってばかりではなく、実際、人と人が顔を見ながら、表情を見ながら思いをくみ取ったり、気持ちを高めていったりとかそういうような学習活動の展開というものは、デジタル社会が進展する中においても、私たちは強く大事にしていく必要があるというそういう認識でおります。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。これは教育長に「釈迦に説法」かもしれませんが、私から見て、国が様々な教育方針を出してきますね。そういった中には、御都合主義という言葉は悪いけれども、場当たりのものもこれまで私から見て時に見受けられることもあったんで

す。何か国家のための教育と、国ははき違えているのではないかと思うようなこともこれまでもありました。国が現在求めているこのDXを推進する上での教育現場では、何のための教育なのかということ、この原点を見失わずに、教育は子供の幸福のためにあるんだという立場で取り組んでいただきたいと、当然そういう思いでされていると思いますけれども、このコロナ禍で教育現場、教師にとっても子供にとっても、本当に大変な状況にあると思います。2学期が始まってまたいろいろありますよ、これ、コロナ禍で。デジタル化をそういった中で推進する中で、基本的にとすれば、どういう人間教育をするのかというのを忘れてしまう可能性もございますので、そこをしっかりと基本理念を据えて取り組んでいていただきたい。これは「釈迦に説法」かもしれませんが、お考えを伺いたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 私は、教育の目的というのは、人格の完成だというふうに思っております。人格の形成に向けて、例えばデジタルであるとか従来型のアナログであるとか、今の子供、これからの社会を生き抜く、これからの日本、志布志市、鹿児島県を支えていく子供たちをどう育てていくか、そのことが子供たちの幸福につながるし、国民、市民の幸せづくりにつながっていくものと思っておりますので、何を進めるにしても、この人格の完成を目指すということをしつかりと肝に銘じた上で、それぞれの事業、施策を講じていくことが非常に重要だろうと思っております。担当課の職員にも、そして各学校の管理職を中心としたリーダーたちにも、こういった思いを伝え続けていきたいとそのように思っております。

[小野広嗣君「終わります」と呼ぶ]

○議長（東 宏二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後2時07分 休憩

午後2時15分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） 皆さんこんにちは。志みらいの野村でございます。3人目ですのでお疲れのところでしょうけれども、お付き合いいただきたいと思っております。

今朝の新聞でありましたけれども、鹿児島県内100歳以上の方が1,887名と、10年連続で過去最高を更新したという記事が大きく掲載されておりました。昨年より134名増えたということで、そのうち443名が自宅で生活をされていると。また晩酌をされている方も48名いらっしゃるということで、驚きながら感心させられたところでありました。医療の進歩等が背景にあるという記事になっておりましたけれども、超高齢化社会に突き進んでいくのかなと改めて感じたところでありました。今年20日が敬老の日であります。コロナ禍で表立ってお祝いごとはなかなかないかもしれませんが、志布志市内の高齢者の方々が、健やかに安心して生活ができますことをお祈りし

ながら、早速質問に入らせていただきたいと思います。

まずは、通学路の安全確保についてお聞きしてまいります。6月に千葉県の八街市の市道で、下校途中の小学生5人が、大型トラックにはねられて死傷した痛ましい事故が発生をいたしました。まだ記憶に新しいことだと思います。そのことを受けて、早速、通学路の総点検が全国で再び進んでおります。こういった事件や事故が発生いたしますと、全国各地で通学路の危険性や不備等について速やかに再点検が行われるわけですけれども、私は、今回のこの痛ましい事故は、平時からの通学路における危機管理が適切に行われて改善がなされていれば、未然に防げた事故ではなかったのかなと強く感じております。私が以前同様の質問をさせていただいた時に、本市では通学路の交通安全点検実施要項に基づいて、3年に一回の割合で点検を繰り返して行い、通学路における交通安全確保を継続的に着実にかつ効果的に取組を推進するとしておりました。

そこで、そういった取組を踏まえた中でお聞きをしてまいります。市長と教育長それぞれに、千葉県で起こったこの痛ましい事故をはじめとし、こうして度々起こる通学路における同様の事故等を踏まえて、どのように受け止めておられるのかまずはお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

千葉県八街市において下校途中の小学生の列に大型トラックが突っ込み、児童5人が死傷した事故を受け、大変悲しく痛ましい事故が起きないように通学路の点検が必要と感じたところでございます。

そのようなことから、通学路の点検を教育委員会、建設課で早急に行うよう指示したところでございます。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

池袋での横断中の親子の死亡事故、天津市で園児の死亡事故などに引き続いて、今回千葉県八街市で幼い子供の尊い命が奪われるという事故が発生したことは、大変痛ましく、あってはならないことと思っております。突然に家族を失った遺族の苦しみ、悲しみを思うと、このような悲惨な事故が決して繰り返されることがないように、行政としての取組、併せて一人一人ができる取組を進めていかなければならないと、切に思っている次第でございます。

本市においても、このような事故が起らないような対策をこれまで以上に関係機関と十分な連携を図りながら、強化を図っていきたくと考えております。早速本市におきましては、各小・中学校において、安全確保のための対策として登下校時の管理職や教職員、PTA等による立しよ指導の強化、警察や駐在所への見回り依頼や、スクールタクシー停留所周辺の安全や送迎の状況確認などを行ってきたところでございます。

今年度はスクールガードリーダーを3人から5人へ増員して、市内全小学校の巡回指導を行い、またスクールガードや防犯ボランティアの協力も得ながら、登下校時刻の安全確保に努めているところでございます。

今後とも子供たちの大事な命を守るために、学校やPTA、地域が一体となって、見守りの強化や青パト隊等の協力を得て、子供の安全確保に引き続き取り組んでまいります。

○6番（野村広志君） 私も教育長と違わぬ思いでありますけれども、おそらくこれは未然に防げた事故もあったのだろうかなと思われまして、通学路の安全確保の徹底について、今さらながらに考えさせられたところでありました。当然本市でも同様の事故が発生しないとは言い切れなわけでありまして、未然防止への対応、対策については急務であると言わざるを得ないのかなと感じております。

そこでお聞きしてまいります、本市の中でこの通学路が絡んだ事故の発生について、近年どういった事案が報告を受けておられますか。それについてお示しいただけますか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 本市の通学路で起きた事故の状況について話をしたいと思いません。

昨年度は登下校中の自転車と自動車とが接触をし、けがをする事故が中学生が1件、自転車同士の接触事故が中学生で1件発生しております。今年度につきましては、登校中に自転車と自動車とが接触し、けがをした事故が1件発生しております。

○6番（野村広志君） 今報告をいただきましたけれども、毎年のように、主には自転車が多いようでありましたけれども、こうやって事故が発生しているようであります。本市の中でもまだまだ危険な箇所があり、対策を進めなければならない部分もあるのかなと思われるところですが、そのような中で先般の新聞報道で、鹿児島県内全43市町村の教育委員会が、学校側から改善要望があった通学路の危険箇所について、814か所あったと報じられております。主だっっては、歩道の拡幅であったりとかガードレールの設置など、ハード面の整備を求める声が多かったということではありますが、それでは本市の中では、この通学路における危険箇所と思われる報告は、何か所ほど報告を上げたところでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和3年度志布志市通学路交通安全推進会議にて73件の報告を受けております。地域別で言いますと、志布志地域が17件、有明地域が36件、松山地域が20件でございます。要望内容でございますが、歩道設置道路改良が14件、ガードレールの設置が11件、区画線再設置要望が7件、横断歩道の設置が5件、信号機設置が2件、標識の設置が3件、伐採要望が11件、のり面維持管理が6件、維持業務・蓋板設置等でございますが10件、その他ということで速度取り締まり等ということで4件でございます。

○6番（野村広志君） 全部で73か所の報告を受けたということで今いただきましたが、この通学路における危険箇所、ここの判断の基準になりますけれども、これは学校長の判断でこうやって上がってくるということ、そこに委ねられているという見解でよろしいでしょうか。そこはどうですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

各学校、PTA等と連携をいたしまして、校区の危険箇所を見て回り、安全マップを作成し、通学路検討委員会、スクールゾーン委員会などで危険箇所の点検を行っております。その判断につきましては、最終的には学校長の判断ということで、報告をいただいているところです。

○6番（野村広志君） 学校長が校区内全てを把握するというのは、なかなか困難なことではな

いかなと思いますが、通学路の危険箇所等については国や県、市の中で、何か危険箇所ということの基準になるようなもの、指針になるようなものというのはいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 文部科学省から通学路における合同点検を行う観点が見示されております。

一つ目は、見通しのよい道路、幹線道路の抜け道になっている道路など車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所というのが1点目です。2点目は、過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットした事例があった箇所、これが2項目目です。3点目が、保護者、見守り活動者、地域の住民などから、学校、市町村への改善要請があった箇所。こういった観点で危険箇所という認定で学校長は判断をし、教育委員会に報告をするようにということで現在行っております。

○6番（野村広志君） 文部科学省のほうで、そういった指針が設けられているということで報告いただきましたが、当然学校長の判断、これは今ありましたように、先生、地域の方、保護者の意見も組み込まれていると思いますけれども、正確に把握をするために、具体的にどんな方法で学校長はその正確な情報を把握されているのかなと、すごく疑問に思うわけですが、なかなか見通しのよい道路で大型車の進入であるとか、過去に事故があった云々という、学校にそういった情報がしっかりと蓄積されて、情報が共有されていけばでしょうけれども、具体的には情報の入手の方法というのは現状はどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

P T Aによる、保護者によるアンケート調査を行っている学校もございます。それから教職員が出向いて指摘されたところを確認するという方法を取っているところ、それから長期休業中などを利用し、職員による校区内のフィールドワークによって危険箇所を指摘しているという方法もございます。併せまして、学校運営協議会それから地域住民広くから声を集める方法等で、危険箇所の選定をしているところが多数でございます。

中には日曜参観の際に、保護者と子供と一緒に普段の通学路に登校し、そして子供目線それから親の目線で、「ここが危ないよ」とか子供に教えながら、またそのことを、学校当局側にも伝えていただけるような流れを作っている学校もございます。

○6番（野村広志君） 様々な取組でこの情報を集めているということですが、この危険箇所の情報については、やはり正確に把握をするためには、一番に保護者を含めながら、地域の声を上手に拾い集める必要があるのかなと感じております。そこで学校や地域においては、先ほどもありましたとおり、防犯マップ等が整備をされているかと思いますが、学校側が指定されているということですか、この通学路について危険箇所等についても、こういった地域の防犯マップと共有されながら、学校や地域、保護者また教育委員会をはじめとする行政側においても、同じようなフォーマットを使いながら、情報の共有が図られることは非常に大事なのかなと思っています。

こういった防犯マップ等を使った情報の共有という分については、今どういった状況でしょうか。できておりますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 教育委員会を通じ、各学校に危険箇所の点検を依頼し、毎年8月末に志布志市通学路交通安全推進会議を開催し、関係機関を含め対応を協議しているところでございます。対応内容につきましては、市のホームページに掲載し、周知をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 防犯マップのことを少しお話をしましたので、情報の共有を図るためには効果的な手法かなと思ひまして、ちなみに今お示ししたのが、これが新橋校区における安全安心マップになります。仮に参考までにとお思ひでお持ちをいたしましたけれども、新橋校区ではコミュニティ協議会に本年から変わりましたので、それ以前にふるさとづくり委員会で作成したのになります。全部で35の自治会、集落が当時ございましたので、35自治会別に安全安心マップが作成をされております。地図のドットについてもなるべく合わせてありますので、全てを並べると新橋校区全体の安全安心マップが出来上がるというようなことになろうかと思ひます。その中には、通学路をはじめ避難経路や避難場所、そして危険箇所などの情報が記載をされております。また自治会から聞き取りをいたしました安全対策等の要望等も記載がされております。それに加えて、空き家の情報であったりとか危険家屋の情報、そして見守りや手助けを必要とする世帯の情報等も自治会から情報をいただき、自治会別に地図に落とし込みをしております。また同時にデータベースの中で管理をしております。

こういった地図を作っておりますけれども、新橋校区の中でもこういった整備をされているけれども、現状としてはなかなかこういったものを情報の共有を図りながら、積極的な活用というところまではまだまだ課題が残っておりますけれども、現在それに向けての活用の仕方であるとかいうのは、協議をしているところでありますけれども、参考までにお示しをしたところでした。

各学校、校区公民館とかで様々な工夫を凝らしながら校区内の危険箇所の把握がなされているかと思ひますけれども、やはりこの課題については繰り返しになりますけれども、関係機関の方々の情報の共有ということが一番なのかなと思ひております。地図情報等をいかに活用して、危険箇所を把握して解消につなげていくのかということにつながるのかなと感じております。まずは可視化できるこういった共通のマップ等を作成して活用を図り、そして情報の共有化に取り組んでいく。そういったことが非常に大事なのかなと思ひますけれども、市長、教育長、これはいかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） これはハザードマップの最小版というようなものになるのではないかと、大変見やすく活用できるんじゃないかと思つたところでございます。

○教育長（福田裕生君） 今議員から実際のマップを見せていただきましたけれども、それぞれの方々がそれぞれの立場で感じられたことが、しっかりと地図の中に落とし込んでありますので、こういったものをまた学校で、そしてそれぞれの自治会単位で、子供からお年寄りまで皆さんで共有していくことによって、交通安全、事故を減らすということにつなげていくということは、非常に素晴らしいことだと思ひて見させていただいたところでございます。

こういう手法が、今後広がっていくような状況を作ることも必要ではなからうかなと、見させていただきながら感じているところでございます。

○6番（野村広志君） そういったマップ等の作成については、やはり地域住民の方々の声というのが一番重要になってくるのかなと思います。そういった仕組みづくりについても、しっかり取り組んでいただければいいなと思っております。参考までにしていただければなと思っております。

一度作り上げますと、データの中で管理をしておりますので、毎年の更新については比較的容易に更新ができるものと思っております。参考にしていただければなと思っております。

通学路の話に戻しますけれども、この通学路を含め危険箇所について、先ほども様々な手法で危険箇所を把握されるということでしたけれども、実際、教育委員会としては、この現場等については確認をされますか。

○教育長（福田裕生君） それぞれの校区における危険箇所の教育委員会としての確認でございますけれども、危険度の高いところにおいては、実際出向いて見させていただいたり、先ほど報告をいたしました実際に通学路上で事故が起きた箇所には、すぐ出向いてその状況は把握するなり、そしてその後の対策、それから指導の在り方等を学校側と一緒に検討を進めることはしているところでございます。

○6番（野村広志君） では、先ほども73か所ということで報告がありましたけれども、この危険箇所について、学校側から報告があったものについては、こういった流れをもって、対処なり改善に向けた対応にあたっていただいておりますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 先ほど市長が申しました通学路交通安全推進会議の中で、73件の報告をいただいているところでございます。

この危険箇所についての流れでございますが、教育委員会を通じ、各学校に危険箇所の点検要望を依頼しております。その結果を受けまして8月末に志布志市通学路交通安全推進会議を開催いたしまして、国、県、警察、教育委員会、総務課、建設課の関係機関を含め、今後の対応を協議しているところでございます。

○6番（野村広志君） であれば、教育委員会と市長部局のほうでは、その会議を通してしっかり情報の連携とか共有は図れているという認識でよろしいわけですね。その部分は安心しているところですが、一方で、学校側が先ほど言った地域であったりとか保護者の方々からいただいた通学路の危険箇所等の情報、そういったものを教育委員会が一回その情報を吸い上げるといような形で取りまとめて、所管課である建設課にそれをお伝えして対処なりをしていただくと、また会議の中で協議をしていくという流れになろうかと思いますが、当然ここには国や県、関係団体の関係性も出てくるのかなと察するわけですが、結果、すぐに対応できないものであったりとか、時間のかかるものであったり、対処ができないもの等々精査をされると思いますが、そこでその結果について教育委員会を通して、各学校にしっかり伝わっているということでしょうか。併せて、その情報を提供された保護者であったりとか地域の方々に、その情報については、しっかりとどういった結果になりましたという報告がされていますでしょうか。大変そのところが重要かなと思っております。情報を提供したけれども、改善されるのかどうなの

か分からず、まして改善されればいいんですけども、そのままのような対応になるのかも分からないような場合も見受けられるようであります。まずは、通学路の認定から危険箇所の把握、そして改善や対処にあたっていただきまして、最後にその結果の報告といったこの一連の流れになりますけれども、もう一度再確認をしていただきまして、その在り方についてを見直していく必要があるんじゃないかなと少し感じております。そこら辺についての考え方はいかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 先ほど建設課長も答弁がございましたけれども、各学校から上がった内容について教育委員会を經由し、建設課、担当課のほうにつないで交通安全推進会議の中で検討していただく。そしてその中で、施設面であるとか、比較的早い時期に改善ができる、できないといったところの見極めと言いますか、順位を付けていただいたものを一覧にさせていただいております。例えば、年度内に対応ができるとか3年以内にとか、そういうところの区分をした一覧をそれぞれの学校には報告をしているところでございます。

それぞれの学校から該当する地区の方々へ連絡がいつているかどうかについては、十分私どもとして確認ができていっているかどうかについては、少し今後反省しなければならない点があるかもしれません。それぞれの学校への伝え方、保護者含め地域の方への伝え方については、改善の必要があろうかというふうに思っております。

○6番（野村広志君） 市内21の学校がございいますので、様々あろうかと思えます。通学路の交通安全プログラムの中にも、こういったP D C Aの流れを明記がされておりますので、そういったことについてももう少し検討していただければなと思っております。先ほどありましたとおり、ちなみに学校運営委員会が全て設置をされておりますので、そういった場面をこの危険箇所の情報の提供であったりとか共有、また改善や対処の報告であったりとか、上手にこの学校運営委員会等を活用するというのも一つの方法ではなかろうかなと思っております。現在、私もこの学校運営委員会に入っておりますけれども、なかなかこの中では通学路の危険箇所の問題であったりとか、そういったものが議題に上がってこないというのが、私のところだけかもしれませんがもあるようであります。この学校運営委員会の中での目的とか意義とか、もろもろあろうかと思えます。重要な協議もしてまいりますけれども、この子供たちの安心安全という通学路の問題も、非常に大事な問題ではなかろうかなと思っておりますので、ぜひこの学校運営委員会等でも、協議ができるような促し方というか提案の仕方というのも教育委員会で考えていただければなと思いますが、そこはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今議員から御指摘いただいたことは、もっともなことだろうと私は思っております。保護者によるP T Aももちろんですけども、地域の方々を委員とさせていただいているそれぞれの校区の学校運営協議会、そういった方々のお力をお借りして、その審議会の中でしっかりとこの件については提案もし、どういった形でより安全を守れるのか、担保できるのかといったところを、学校運営協議会の方々の声も反映させながら、いわゆる熟議しながら子供たちの安全を守る形を整えていくことが非常に重要なことだと思っております。そういったと

ころが今本市において、どの程度の学校できちとなされているかどうか、そこらのところは今後しっかりと私どもも把握しながら、啓発を十分図っていく必要があると思っている次第です。

○6番（野村広志君） 上手に活用できるこの仕組みをぜひ検討していただければなと思っております。

もう一点、この危険箇所について、先ほど日曜参観の時に一緒に子供たちと通学路を回るという話がありましたけれども、大人が目線だけではなくて、子供たちの目線でのこの危険箇所というのは、非常に大事なのかなと思っています。こういった子供たちの意見を聞いたりとかいう場面というのは、どうですか、全校には広がりがありますか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 本市の現状につきましては、数は少ないですが、全校生徒によるアンケートを実施している学校がございます。教育長の答弁でもありましたように、日曜参観等を利用しながら保護者と一緒に登校をして、危険な場所はないかというのを確認して、実際の場所を見ながら確認している学校もがございますので、そのようなことはとても大事な視点だと思いますので、子供の視点を捉えた通学路の安全確保について、今後広げてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 子供たちの目線というのは非常に大事だということで、認識されているようであります。固定観念にとらわれていない大人ではなかなか気付かないものというのが、子供の行為にもあろうかと思っておりますので、しっかり受け止められるような仕組みをお願いしたいなと思っております。

では、具体的にこの危険箇所等についての対処についてであります。この通学路の安全点検実施要項については、推進会議において協議をして先ほども協議をしたということでしたけれども、これは7月か8月に実施するという事になっているようでしたけれども、本年度は実施をされましたか。そして具体的にどのような内容の協議がなされたかお示いただけますか。

○市長（下平晴行君） 通学路交通安全推進会議は、国、県、警察、教育委員会、総務課、建設課のメンバーで8月27日に開催を予定していたところですが、新型コロナウイルス感染拡大によりまん延防止等重点措置が適用されましたので、書面により開催し、現在対応を取りまとめているという状況でございます。

○6番（野村広志君） 予定をしておりましたが、コロナ禍で実施ができなかったということで、書面でしっかりと協議をされて取りまとめをしているということでしたので、こういったことが改善の遅れにつながらないように、取組を進めていただければなとお願いしておきたいと思いますが、では、具体的にこの危険箇所の対応処置について、先ほど73か所あるという答弁もありましたけれども、かなりの数がやはり上がってくる中で、毎年そういった情報が上がってくるかと思っておりますけれども、所管課としては、どのようにこれに優先順位を付けて対応にあたっていってまいりますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） それぞれ、国、県、警察、市それぞれの所管がございますので、それぞれお願いをしているところでございます。特に市に関するものにつきましては、全てにおい

て現地調査を行い、危険性の高いものから、またすぐ対応できるようなもの、優先順位を付けながら対応している状況でございます。

○6番（野村広志君）　すぐできるものはすぐということですが、予算が伴うものもあろうかと思いますが、関係機関としっかり連携をしながら、国・県のものというのも非常に多いかと思いますが、関係団体のものもあろうかと思いますが。先ほども答弁の中に少しありましたけれども、多種多様の要望に対しては、所管課の中では、大変苦慮されながら判断されているんだろうなということは推察できますけれども、ちなみに、なかなか改善されないもの、ないしはできないものとか前進していかないという、歯がゆいものとかが担当課の中でもあろうかと思いますが。当然これは国や県のもの、市のもので危険なものであれば、何とか計画を立ててということになりますけれども、国・県であれば、先ほど同僚議員の質問の中にもありましたとおり、なかなか前に進んでいかないという箇所については、歯がゆい思いがあろうかと思いますが。実際、今抱えている案件の中で、市内にどれぐらいそういった危険箇所と思われるもので、国・県が絡むもので、なかなか前に進んでいない保留になっているものというのがございますか。

○建設課長（鮎川勝彦君）　件数的にはちょっとまだ整理できていないところでございますが、昨年も同じような会議をしまして、ホームページ等で結果を公表しております。その部分において改善されていないものは、再度また国・県にどうなっているのかと、今回またこの推進会議の中でお聞きしているところでございます。

なかなか解決できない事案といたしましては、歩道設置を要望された場合に、なかなか民地等の用地取得がうまくいかないとか、そういった自分のエリア内であれば予算を付ければ対処できるんでしょうけれども、どうしても相手がいるところが難しいのかなと感じているところでございます。

○6番（野村広志君）　先ほど同僚議員の中でも、県や国のもの、関係機関のものについては、市長自ら出向いて行ってでも、その危険な箇所の解消に向けた取組を進めていただきたいというような話もありました。根気強くこういった改善に向けた動きが大事なんだろうなと思いますので、事故につながらないような未然防止という意味合いも込めて、ここは市長としても本気でそのことについては取り組んでいただければなおお願いしておきたいと思います。

今、担当課のほうからありましたとおり、民有地の部分が少しありましたので、そこについて少しお聞きしますが、危険箇所について民有地の部分が妨げになって、特にこの見通しの悪い場所等については、この民有地が絡むとなかなか改善が難しい部分もあるということをお伺いしております。こういった特に民有地に対する当局の対処の考え方ですね、こういった考え方を基にして、この民有地の方に協力をお願いしていくのかということについて、少し見解をお聞かせいただけますか。

○建設課長（鮎川勝彦君）　植栽など民地部分が妨げになる部分の御指摘かと思いますが、あくまでも所有者の財産になりますので、所有者に管理をお願いしているところでございます。

○6番（野村広志君）　このことは、見通しが悪くて今言った伐採であったりとか、雑木等々の

こともありますけれども、実際に見通しが悪くて事故につながったというケースを、同僚議員からも聞いております。民有地にカーブミラー等の設置ができないかという話もあったかと思いません。当然、今話があったように、植木等の伐採の協力をもらうとか対応が取れないものかと思えますけれども、そういった情報はお聞きになっていますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 民地等が度々そういった中で、いろんな方々から見通しが悪いというあらゆるところ出てまいりますが、あくまでも所有者のほうにお願いをして、切っていただくような形でございます。また、台風等で倒木があったりした場合は、市で市民に多大な迷惑を掛けるということで、撤去作業等をしているところでございます。

○6番（野村広志君） このケースは、実際に自転車に乗った子供と事故が発生したという事案があったようでございます。カーブミラー等の設置のお願いも少しあったということですが、なかなか民有地ということで、前に進んでいかないということがあったので、この民有地の対応の仕方、相談の仕方等についても、担当課でもう少し頑張ってもらいたい、いろんな仕組みを考えてもらいたいとお願いをしておきたいと思えます。当然、今言われたとおり個人の財産でありますので、強制的にそこにそういったものを立てたりとか、伐採したりということは、なかなかかなわないものかと思えますけれども、安全を守るという意味でも、そこには何とかお願いをしていくというような方向を取っていただければなと思えます。市長、そういった事案等がたくさんあるということですが、どう思われますか。

○市長（下平晴行君） これは、人の土地であるということで、なかなかお願いをするという形でしか方法はないのかなと。これを譲ってもらうとかいうことができない状況であるわけですので、先ほど課長が言いましたように、その部分は、その方に管理をしていただくというようなお願いしかないのかなと思っているところです。売っていただければ、譲渡していただければ、市のほうで対応していきたいと考えているところです。

○6番（野村広志君） 仮に、先ほど雑木等々ということで、本人さんが高齢であったりとか、またこっこの地元にはいらないとかいうような状況の場合、「代行して市のほうでやりますよ」と言うぐらいは、しっかりと取組をしていただけるという認識でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） そういう所有者が自らができないという状況の中では、それは当然安全のために、市が対応していかなければいけないんじゃないかなと思えます。

○6番（野村広志君） では、そこを併せてカーブミラーであったりとかそういったものも、個人の場所に設置していいですよと、設置してくださいという要望があれば、そういったことも検討するという、併せてどうですか。

○危機管理監（萩原政彦君） お答えします。

カーブミラーの設置につきましては、総務課のほうで対応しております。今お聞きの用地につきましては、基本民有地でありますと、後々のことがあります、どうしても民有地に立てる場所が望ましいということになった場合には、民有地の所有者の方の御協力をいただいているところです。

設置につきましては、民有地につきましては借りるとい形になりますけれども、現に民有地に立っていて、設置をさせていただいているところも結構ございますので、これからも協力をいただけるような形で、相談をしてみたいと思います。

○6番（野村広志君） 目的については、安全確保ということですので、どこでも設置しますよということではないということは十分理解しておりますので、そういった相談があったときには、しっかり現場を確認していただきまして、対処にあたっていただければなと思っております。行政として積極的に動いていただければなと思っております。

では、少し視点を変えましてお聞きしてまいります。現在も、志布志市には都城志布志道路と東九州自動車道、この二つの自動車専用道路が一部開通をしておりますが、このことにより車の流れが少し変わったのではないかなと考えております。特に大原見帰地区の志布志インターチェンジ付近と尚志館高校前交差点では、大型車両と普通車両が混在をし、時間帯によっては大変混雑が発生をしているようであります。この辺は、歩道が整備されておりますが、通学路としての現状についてはどうでしょうか。お聞かせください。

○市長（下平晴行君） 大原見帰地区は、歩道が整備されており、今回の通学路点検での要望は、受けていないところでございます。尚志館高校前交差点から志布志有明インターチェンジ間におきましては、一部歩道がないところがありますが、今年度整備をする予定であります。

今後は、通学路内の交差点だまりなどの危険箇所には、車両用ガードパイプなどを設置し、通学路の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

○学校教育課長（上木勝憲君） 二つの自動車専用道路のインターチェンジ付近を通学路にしている児童・生徒について説明いたします。

通学路としている生徒につきましては、3小学校、4中学校の子供たちがおります。合計123人が通学路として利用している現状でございます。

○6番（野村広志君） 123名がそこを通学していると。何か情報として危なかったとか危険だったりとか、怖いよというような話は聞いておりませんか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 以前と比べまして、車の量とかそういうことは非常に増えてきていますが、今のところ報告は受けておりません。

○6番（野村広志君） 交通量の多い場所については、ありましたとおり車道路歩道を分離するというので、ガードレールであったりとかラバーポール等で区分されているようでありますけれども、この区間を含めながら、市内全域特に通学路においてですけれども、この車道と歩道のすみ分けがしっかりなされていない箇所等を含めて、この車歩分離の考え方について、少しお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 歩道の設置においては、道路構造令の規定に基づき、地域の実情を踏まえ運用していきます。基本的には、交通量や歩行者数により設置の有無を検討していくということでございます。

○6番（野村広志君） この車歩分離の考え方というのはしっかり持って、先ほども同僚議員の

話の中で、商店街の中ですけれども車が歩道のところまで乗り上げないと通れないと、こういう考え方に立ってみると、しっかりとこの車歩分離の考え方をもちながら、改良ないしは安全確保にあたっていただかなければならないのかなとお願いをしておきたいと思います。これは歩道だけではなく自転車やバイク通学の生徒も見受けられるわけですので、安全対策にはやはり十分な配慮が必要だと言えるのではないかなと思っております。

実際に千葉県の八街市で、冒頭お話をしましたが、ここもガードレールの要望が上がっていたという情報もございます。管内で該当する危険箇所等についても、いま一度精査をしていただければなとお願いしておきます。

あと市内には国道、県道、市道と入り混じっている箇所がございますが、先ほども少しあったかと思えますけれども、通学路の安全対策についてこの各々の道路管理者は違うわけですが、こういった連携を取りながら、この安全確保についての協議がなされているのか、そこについて少しお示しただけです。

○建設課長（鮎川勝彦君） 先ほどから申しております通学路交通安全推進会議等で、危険箇所の情報共有を行いながら対策を講じているところでございます。また、日常の維持管理におきましても国・県とは密な連携を取って、対策を講じているところでございます。

○6番（野村広志君） 情報の共有がなされているということでもあります。密に連携を取りながら事にあたっていたきたいものだなと思っております。

では、次にこのことも学校からの聞き取りの中で多く声が出ているということで、先ほども報告がありましたが、通学路の歩道脇の雑木や雑草の伐採であります。生い茂っているような状態では歩道を通れず、一部車道にはみ出ないと通行ができないような現状が見受けられるようになります。こういった箇所については、当然伐採を進めていただきたいわけですが、ここは予算も必要になってまいります、積極的にメンテフリーののり面を順次延長を延ばしていただきたいものだなと思っております。そして併せて必要な箇所については、歩道等の拡幅についても十分検討していただきたいものだなと思っておりますが、こういった考え方について、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） のり面のメンテフリーは、道路改良の中で行ったり、維持管理節減のため年次的に行っております。今回の通学路点検では、伐採の要望がありますので、今後の対応を検討していきたいと考えております。

また、歩道設置の要望が多くありますが、道路拡幅が必要となることから、多額の費用と時間が必要になります。要望に追いつかないところもあるかと思いますが、緊急性の高いところから順次整備をしてみたいと思っております。

○6番（野村広志君） なかなかこの通学路に限定したメンテフリーののり面というのは、難しい部分もあるのかなと察するところですが、せめて把握されているこの通学路について、優先的に見回りの強化であったりとか、雑木や雑草等の伐採管理については、積極的に進めていただきたいものだなと思っております。

あと併せて防犯街灯に雑木や雑草が生い茂り、本来の効果が確保できていない箇所が市内には多数見受けられるようであります。これは高所伐採にあたるものかもしれませんが、こちらについても同時に対応する必要があるんじゃないかと思いますが、そこについても併せて答弁いただけますか。

○市長（下平晴行君） おっしゃいますとおり、防犯街灯についても木等が影響を及ぼして、効果を発揮できていないという状況があるところもありますので、そこはしっかりと高所作業車等で対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） ではもう一点、先ほども少し触れましたが、車歩分離の取組として同僚議員の中でも先ほど質問がありましたけども、さほど交通量が多くない地区について、これは目視効果を高めるために歩道を示す線、外側線の引き直しのことと併せて、通学路の歩道部分におけるカラー化を進めていただきたいというような思いがあります。これは一部進んでいるところもありますけれども、まだ通学路の部分でこのカラー化がされていないところも多数見受けられます。山間部の通学路では、この歩道を示す線が薄く消えているところも多数見受けられます。こういった箇所についても、当局は把握されているかと思いますが、このカラー化も含めて、その見解をお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 今回の千葉県事故を受けまして、通学路における交通安全のさらなる確保について、国・県からの緊急点検の指示があったところであります。危険箇所の点検をそういうことで行っております。今後は対策案の検討を行い、今おっしゃいました外側線のカラー化のことも含めて、引き直しを含めて交差点内の安全確保など、早急に取り組んでまいりたいと思うところでございます。

○6番（野村広志君） では、カラー化についても積極的に協議して進めていただけるということでもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○6番（野村広志君） 順次進めていただけるということで確認させていただいたところでした。では、もう一点確認させてください。この通学路における整備に係る予算の考え方について少しお聞きしますが、先ほどよりもろもろの提案を申し上げました。また、当局のほうとしても、積極的に進めていきたい事案もあるようでございました。この通学路等の危険箇所整備に係る予算については、学校関連予算または教育関連予算からの支出になるのか、それとも道路管理者側としての一般市道の整備等々として捉えていいのか、その辺の考え方について少しお示しいただけますか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 通学路の整備におきましては、一般会計予算の土木費の中の道路改良の予算から計上しているところでございます。

○6番（野村広志君） では、あくまで道路管理者側の責任として、市長、これは責任を持って進めていくという認識でよろしいですか、確認です。

○市長（下平晴行君） 今課長が答弁したように、しっかりと予算を計上して対応してまいりま

す。

○6番（野村広志君） 今市長から答弁ありました、今まさに新年度予算、令和4年度の予算の積上げが各課でもろもろされている時期ではなかろうかなと思いますけれども、来年度について、この通学路の危険箇所等についての予算に取り組んでいくということですので、それなりの予算に伴うものがあるかと思えます。その考えについてはどうですか。

○市長（下平晴行君） それはしっかりと、やはり子供たちの安全確保が大事でありますので、予算の確保をどういった形で執行をしていくのか、できるだけそういう対応ができるような予算の確保をしてみたいと思います。

○6番（野村広志君） 今、市長からありましたので、しっかりと予算を取っていただいて、対応にあたっていただきたいなと思っております。

この通学路は、全てくまなく安全対策を取り続けることは、なかなかこのマンパワー的にも予算的にもかなり厳しい現状であろうかと思えます。しかし、不断の決意を持ってこの住みよい安全で安心できるまちになるように、本市で悲しい事件や事故が発生しないように、危険箇所の管理、危機管理の徹底について、最後にこの取組の在り方について、その決意を市長、教育長、それぞれお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 交通安全を厳守するためには、交通事故の実態や要因を総合的に解明し、これを踏まえた効果的な交通安全対策が必要であるというふうに考えております。事故危険箇所の点検をしっかり行い、警察や国・県と連携し、必要な対策を実施して、そういう事故等が起きないように対応してみたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） 特に通学路での事故を減少させるためには、子供たちの目線の視点を入れた点検を強化するとともに、PTAをはじめ地域の方々を含めた様々な関係機関と、これまで以上の連携の精度を上げる必要があると思っております。その上で、例えば標識の設置、交通規制の要請であるとか、通学路の変更などを対策の一つとして視野に入れた安全対策をきちんと講じていきたい。場合によっては予算を伴うこともあろうかと思っておりますので、関係各課としっかりと連携を取りながら積み上げていきたいと思っております。

○6番（野村広志君） 市長も教育長も十分に認識をしておられますので、少し安心をしておりますが、繰返しになりますけれども、平時よりしっかりとこの取組が大切なんだろうと思っております。関係各所と連携を図りながら速やかに対策が講じられるよう、仕組みづくりをお願いしておきたいと思えます。

次に移ります。サツマイモ基腐病対策についてお聞きをしてみたいです。昨年も大きな被害が発生をし、質、量ともに甚大な影響を及ぼしたわけですが、今年は昨年以上の脅威になりそうでもあります。様々な策を取っていただいておりますが、まさにこれからがさらなる被害の拡大が懸念される場所でもあります。

そこで、お聞きます。現在の被害状況について把握されているものをまずお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） サツマイモ基腐病については、平成30年12月に鹿児島県内で初めて発生が確認され、本市においても令和元年度から被害があり、年々被害が拡大傾向にあるところであります。

鹿児島県病害虫防除所から発令されたサツマイモ基腐病に関わる注意報や県から示された対策に基づき、本市においても市報やホームページを含め、市内全域に注意喚起の周知を徹底しているところでございますが、現状把握のため実施している月2回のサツマイモの生育調査では、調査ごとに被害が拡大しており、8月31日時点においては、一部でも発生が見られるほ場の割合は、調査ほ場の70%近くに及び、うち甚大な被害を受けたほ場は約6%であるということで、深刻な状況となっているところであります。

今後、畝間に停滞水が生じるような豪雨や雨を伴う台風などにより、さらなる被害拡大が想定されるところでございます。

○6番（野村広志君） 市内でも大変な広がりを見せているようでありますが、実際に生産者の方の声をお聞きしますと、昨年も被害を受けてさらに今年もとなると、もう生産を諦めるとかいうような声もお聞きをいたします。実際に生産を諦めて農地が耕作放棄地になっていくのではないかと懸念も取り沙汰されておりますが、そこでお聞きしますが、昨年度からすると、このサツマイモのほ場面積の変化については、どのような状況になっておりますか。

○市長（下平晴行君） 毎年、畑かん受益地を対象に作付調査を行っており、令和3年7月時点においては、サツマイモの作付面積は1,068.8haであり、サツマイモ基腐病発生以前の平成29年度と比較しますと、253.8haの減少となっております。

主な要因としては、全国的な焼酎の需要低迷に伴う契約数量の減少や、新型コロナウイルス感染症によるさらなる契約数量の減少に加え、サツマイモ基腐病まん延による高齢生産者の生産意欲低下などが想定されているところでございます。

○6番（野村広志君） 幾つか要因があるようでありますけれども、作付面積の中で253.8haということで、非常に大きな減少になっているようであります。これは減った面積分、カンショ、サツマイモの耕作地は現在どのようになっていますか。何か転作されているのか、また休耕田とかになっているのか、その辺の情報はございますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 平成29年7月調査時点から令和3年7月時点におきまして、平成29年7月をサツマイモの作付面積を100としましたところ、そのままサツマイモが植えてある面積につきましては77%、実際に23%減っているところでございますが、うち飼料作物が14.1%でございます。また荒地、山等になっているところが5.6%でございます。残りが野菜、芝等でございますが、野菜につきましては、里芋、ゴボウ、ショウガ等を作付しているようでございます。

以上です。

○6番（野村広志君） 250町分以上ということで、大変な面積でありますので心配しておりましたが、こういったことを含めながら、先般発表された農業生産高ランキングで、本市の農業生

産高が大きく順位を下げた要因の一つでもあるのかなと少し感じたところでしたが、私も幾つかほ場に出向きまして、直接生産者とお話を聞いたところでした。こんな状況ではサツマイモの生産を諦めたいと、しかし変わる作物もなく機械等の投資をしたものもあり、大変悩んでおられました。生産者の方々は、こういった病原菌による農作物の被害は、ある程度生産する上ではそのリスクを承知して作付けをされておられますが、毎年のように年々この被害が拡大するような中では、まさに災害級であるということで危機感を持っておられました。

そこでお聞きいたしますが、このサツマイモ基腐病については、その効果的な対策については大分判明をしてきているわけですが、現在市では、どのようなことを生産者に指導の徹底をお願いしている現状でしょうか。

○市長（下平晴行君） 農業・食品産業技術総合研究機構であります。技術者向けに発行したサツマイモ基腐病の発生生態と防除対策、マニュアルに基づき「持ち込まない」「増やさない」「残さない」について広報を行ってきております。

定植に関わるものとして、当日の苗消毒及び当日調整した消毒液の使用、また月2回程度のほ場確認による早期発見、発病株の抜き取り、ほ場外への持出しの徹底や予防剤、治療剤のローテーションによる複数回散布、排水対策徹底について周知を図ったところがございます。

○6番（野村広志君） これは生産者から伺ったところですが、やはり苗から拡散が広がっていくということが見受けられるため、ウイルスフリーであったりとかバイオ苗を活用したことをちょっと進めていきたいということでしたけれども、農林水産省からの供給がなかなか少なく、手に入らないようなこともあるようでございました。

それと併せて、この苗でありますけれども、消毒管理された苗床で一括して生産していくという供給体制が取れないかということも少し考えております。水田地等、休耕田等を活用しながら、この苗床を完全に消毒管理がされたところで、一括で管理をしながらほ場に供給していくと。当然そのほ場自体が完全に食毒されていなければ、このウイルスフリーであったりとかバイオ苗をもってしても、完全に止めることはできないわけですが、発生を遅らせることもできると。全面的に広がりも抑えることができるということもありますので、そういったことも考えていく必要があるのかなと思ったところでしたけれども、そこについてはどうでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 一時感染源としまして、まず感染苗の持込み、それから土壌内に残った昨年度の罹病残渣、そういったところが考えられるところで、特に健全な苗の確保というのは非常に重要であると認識しているところでございます。

バイオ苗につきましては、芽の先端部分のみを無菌状態で培養して作ったウイルスフリー苗から、育苗ハウスによって脇芽を増やして切り出して育苗した苗でございます。実際にウイルスフリー苗、バイオ苗につきましては、JAの話をお聞きしたところですが、バイオ苗の供給には、非常に限りがあるというふうなお話でございました。ですので、ウイルスフリー苗を購入していただいて、個人でバイオ苗を作るという方法が望ましいのではないかと、お話を伺っているところでございます。

昨年度国の助成等におきましては、このウイルスフリー苗の導入につきまして助成もあったところでございます。

以上です。

○6番（野村広志君） このバイオ苗についてはなかなかやはり数が足りないということもありましたので、そういったバイオ苗を作って活用していくというような今答弁でありましたけれども、先ほど話をしましたこの苗床についてですけれども、消毒をされた管理された苗床について一括で生産できるような体制を作って供給をしていくと、それが、どこがそれを管理しながらやるのかということのもろもろ問題がありますけれども、今個人で苗を管理したりとかJAであったりとか、もろもろのところから供給をいただいている現状もあろうかと思っておりますけれども、そういったことについてはどうでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） またJA等とそこにつきましてはしっかりと話をしながら、現状とかそういったところも含めて、生産者の声も聞きながら調整していければと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） これは「持ち込まない」「増やさない」「残さない」という基本的な考えの下で、今お示しいただきました効果的な対策を講じて、以前としてまだ発生が見られ被害が拡大し続けているということは、まだ対策が不十分なのかなと感じているところです。悩ましい問題でありますけれども、やはり最終的には生産者の方々に理解と協力を得て、さらなる防除に努めていただくことにしか頼らざるを得ない状況ではないのかなと考えております。多くの生産者はこのことを真摯に受け止めて、ほ場の消毒から苗の消毒、排水の管理や残渣の処理に至るまで、取り得る対策については丁寧に実施をしていただいていると思います。「もうこれ以上対策は取れない」というようなことを漏らされる方も、実際にいらっしゃいます。でもそういった方々のほ場であっても、ある程度被害の拡大は抑制できたとしても、完全に止めることはできていない現状であります。こういった状態が続くと、さすがにやる気を失せているようであります。このサツマイモ基腐病、土壌感染症の糸状菌、カビでありますので、隣のほ場から伝染してしまう可能性も否めず、対策に大変苦慮されております。

ここで、この広がった被害拡大、この要因として、当局としては何が一番の要因になっているのかということを考えていらっしゃいますか。

○市長（下平晴行君） 感染経路として、畝間に停滞水が生じるような豪雨や雨を伴う台風による二次感染が考えられるところでございます。また、長雨等による不測の事態に対応する生産者の従事者数の不足や、兼業等により十分な従事時間が取れないこともあり、対応については、各生産者の実情により温度差があるものと考えております。

○6番（野村広志君） この各生産者の実情による温度差というところ、大変気になりますけれども、このサツマイモの生産者の中でマンパワーが不足しているというようなことだと思いますけれども、思うようにこの防除策が取られていない、対策の徹底がなされていないということが、原因の一端であるという認識でありますけれども、当局も告知放送等で様々アナウンスされてお

りますが、対策の徹底がなされていない現状が今の状況を生み出した一つの要因であるとするれば、しかるに私はこうも考えております。先般、冒頭市長からありましたとおり、先月鹿児島県の病害虫防除所のほうから、サツマイモ基腐病が多発するおそれがあるとして、注意報が発令されましたけれども、主には予防や対策の呼びかけにとどまっておりますが、私は、もう少し声のトーンを上げて、各自治体が強く発信していく必要があるんじゃないかなと考えております。先ほどの話に少し戻りますけれども、やはりここはサツマイモの生産者に理解と協力をさらに仰いでいただきまして、各生産者間の対策の温度差を少しでも縮めていただきまして、危機感をもって対応にあたってもらうべき強いメッセージを市長自らの声で、他の自治体に先駆けてということになろうかと思っておりますけれども、発出する必要があるんじゃないのかなと強く思っております。例えば、緊急事態宣言ではございませんけれども、志布志市のサツマイモ基腐病多発警報のようなものを発令してみてもどうかと思っております。これは単にスローガンに過ぎないと言われるかもしれませんが、官民一体となった防除対策の推進と、基幹産業としての志布志市の農業を守るという意味でも、その意気込みと覚悟を市長自らが宣言という形で示すことも、大変重要ではなからうかなと思っております。市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） サツマイモ基腐病は年々増大が想定され、危機感を持っているところがあります。しかしながら、県などの機関から示された対策を早めに周知することにより、一定の効果がみられるほ場もあります。爆発的な被害拡大を抑えていると感じているところでもございます。

今後さらなる啓発、啓蒙に努めるとともに、私からのメッセージを発信したいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 発信したいとの答弁でありましたので、当局としてもその本気度を生産者に示していただきまして、対応方あたっていただけるものと期待を申し上げたいと思います。いかんせん、その効果は不明でありますけれども、発信する目的は最終的には防除で、被害拡大を抑制するということになりますので、生産者と気持ちを共にしていただきまして、取組を進めていただきたいものだと思います。

あとやはり生産者にも一定の理解と協力を様々にお願いをしていくわけでありますので、市単独としても何らかの形でサツマイモ生産者の将来を見据えた支援の在り方を模索、検討していただきたいものだと思いますが、その点については、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） しっかりとそのことも含めて対応してまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 単独でも何か検討していただけるという理解でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） サツマイモ生産者へは、国の助成の動向を探りながら、全ての被害農家が申請できるように、発表後はいち早く周知を図って申請の支援に努めてまいりたいと思います。

また具体的対策としましては、農研機構や大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトの情報を基に、事業化の検討もしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今ありました大隅地域サツマイモ基腐病対策プロジェクトの情報を基に事業化の検討をしたいということでしたけれども、現段階では何か具体的な話ができるところはございますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 大隅のプロジェクトにつきましては、実証とか試験的なものを今実施しているところでございます。具体的な事業としては、特に今のところ示されていないところでございます。

○市長（下平晴行君） 事業が見えてきたら、しっかりとその辺の情報提供をしてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） 当局としても様々知恵を出していただきまして、進めていただければなおお願いしておきたいと思っております。確か国のほうで支援策が設けられている水田の転作事業等を活用してみてもどうかと思っております。例えば、6月でもお話をしましたが、海外輸出向けの2Sサイズの青果用のカンショなどの生産を促してみてもどうかと考えているところです。これをしますと、農機具等はそのまま使用できて、志布志港から輸出用の品目として検疫等の環境整備も同時に進めながら、生産輸出の推進が図られれば、将来を見据えた取組として後押しになるのではないかなと感じております。こういった視点を含めながら検討していただくことは、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 農産物の輸出につきましては、取組を進めていかなければならないと考えているところでありますが、サツマイモにつきましては、焼酎原料用のサツマイモ生産農家も多いことから、まずは、サツマイモ基腐病対策について、重点的に取り組んでまいりたいというふうを考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 6月議会の中でも質問をいたしました。志布志港からの農産物の輸出については、今後十分にその可能性を秘めているわけでありますので、産地づくりは輸出品目づくりにおいても、この危機的な状況であるサツマイモ基腐病を逆手に取るではございませんけれども、農業分野において新しい成長戦略の一つとして捉えて、取組を進めていただきたいものだなと強く感じております。サツマイモ基腐病対策を重点にやりたいということで、今市長の答弁がありましたので、このことについては今度またゆっくりとやりたいと思っておりますので、置いておきたいと思っております。

あと最後に少し視点を変えてお聞きいたしますが、現在こういったサツマイモ基腐病、病原菌等による被害や天候不良、気候・災害等による農業収入の減少に備えた農業者収入保険助成制度が平成31年1月から創設されております。農業作物全般にわたって網羅しており、条件は青色申告をしている個人、法人に限るとなっているようです。ですので、こういったサツマイモ基腐病による減収等にも対象になっているかと思いますが、そこでお聞きいたしますが、農業者収入保険助成制度というのが昨年度から創設されておまして、一部補助がされておりますけれども、昨年度の加入促進がなされたということでもありますけれども、現在の加入状況についてはどんな状況でしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和2年度の加入実績は111件で、1,124万7,000円であります。そのうち、カンショ農家は24件加入しているところでございます。

○6番（野村広志君） 111件とカンショ農家が24件ということで、少し対象が比べられませんので、加入可能な対象者として何%ほどの方が加入されていらっしゃるのでしょうか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 2020年の農林業センサスの数字でございますが、農業経営体数ということで出ておりますが1,094件です。そのうち528件、48%の方が青色申告をしているというところでございます。

なお、サツマイモに関しましては、雑穀イモ類という作物を主に生産している方につきましては230経営体の方がいらっしゃいますので、大体その割合でいけば、100名ぐらいの方が青色申告をしているというような状況ではなかろうかと想定しているところでございます。

○6番（野村広志君） 今大体の数字をお示しいただきましたけれども、この農業者収入保険助成制度の創設をして、加入が大分進んだということでもありますけれども、なかなかやはりもう一歩加入が進んでいかないということですが、なかなか進んでいかない理由というのは、どこにあるのかなと思いますけれども、当局のほうでどの程度まで加入を推進していきたいなど、進めていきたいなどという目標としている加入率みたいなものが何かございますか。

○農政畜産課長（大迫秀治君） 生産者がしっかりと自分の経営について認識をしながら、こういったリスクに備えていくということであれば、しっかりとなるべく多くの方が加入していくということで、加入推進を図っていききたいというふうに目的を定めているところでございます。

○6番（野村広志君） では、具体的にはどこまでという数字は、まだ持っていないということでもよろしいですね。この収入保険の必要性は、十分に認識するところで、掛け捨て保険の方式と積立保険方式が選択できるということで、なかなかこの制度が難しく理解が進んでいないのかなという気もいたしますけれども、個人の資産形成に直接つながらないように、掛け捨て部分の保険料に現在上限を設けて一部補助をしていただいておりますけれども、今後この加入促進につながり、ひいては緊急時の収入補填としてのセーフティネットとしての役割も期待されるところでありますので、さらなる加入促進が必要だと思いますけれども、市長はこの加入促進についての考え方はどのように思っているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 収入保険の加入促進につきましては、昨年度掛金の一部を助成する制度を創設し、加入促進を図っているところであります。令和2年度対象分については、大幅な加入増加につながったところであります。

今後につきましては、現在の補助制度を維持しつつ、加入の要件の一つである青色申告の実施促進等、関係機関の協力を得ながら推進し、さらなる加入促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 一つ提案ですけれども、加入促進のために先ほど上限を設けて補助をしているというところがありますので、この上限額を少し引き上げて、さらに加入しやすいようなしくみを取るというようなことは考えられないでしょうか。いかがですか。

○市長（下平晴行君） その上限額がどの程度がいいのかどうかですね、これも内部で十分協議させていただいて、対応してまいりたいと思います。

○6番（野村広志君） 関係団体の方々、または実際に生産者の方々と十分に協議いただきまして、さらなる加入促進が図れるような仕組みを取っていただければなと思っております。農業を取り巻く環境については、リスクの予測が大変困難で深刻な場合が多くございます。農業者の経営努力だけではなかなか避けられない様々な問題に対応するため、この収入保険制度の加入促進は不可欠であり、唯一無二の制度であると考えております。そのためには、さらなる加入促進への取組を推し進めていただきたいものだと思っております。このことは、当然このサツマイモ基腐病の対策だけにとどまらず、近年多発しております豪雨災害等での被害にも対応でき、現在猛威を振るっております新型コロナウイルスの感染拡大により、収入に影響の出たコロナ対策にも広く網羅されていると思われまますので、今まさに取り組むべき課題ではなからうかなと思っております。

最後にもう一度市長、全てこれを参酌しましてお気持ちをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） サツマイモにつきましては、市の基幹作物でありますので、一日も早い効果的な防除技術が開発されることを望んでおります。

市としましては、サツマイモ生産農業者が継続して安定的な農業経営ができるように、国の助成制度の申請支援など、生産者に寄り添った様々な支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 市長の気持ちもお聞きできたところでした。本市の基幹産業でありますので、この農業分野においても一人も取りこぼすことなく、安心して志布志市の中で就農して生活が営まれるように、ぜひともしっかり寄り添った政策を取っていただければなお願いをしておきたいと思っております。

私の一般質問はこれで終わりいたします。

○議長（東 宏二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時40分 休憩

午後3時49分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） 改めましてこんにちは。真政志の会、青山でございます。本日4人目ということもありまして、皆さん本当にお疲れのことと思います。また、時間も時間ですので、なるべく早く終わらせたいと思っております。そのためには、市長が気持ちのよい答弁をすることが必要不可欠でございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思っております。それでは早速通告に

基づき質問していきたいと思います。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症の予防対策についてお聞きしていきます。新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果と重症化を予防する効果が期待されているワクチンでありますが、このワクチンの接種状況についてお伺いします。現在までの接種対象者に対しての接種率について、65歳以上の方と64歳以下の方に分けてお示しいただきたいと思います。併せて、現在までの感染者数について、直近の数字をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種の目的は、発症を予防し、死亡者や重傷者の発生をできる限り減らす新型コロナウイルス感染症の予防を図ることです。

厚生労働省によりますと、発生予防効果は本市が接種しているファイザー社製のワクチンでは、接種した人の発症率が接種しなかった人の発症率より95%少ないという結果も出ております。本市では、5月10日から75歳以上の方から医療機関での個別接種、集団接種を実施し、9月13日時点で全体の12歳以上の接種率が1回目が74.5%、2回目が66.4%となっております。65歳以上の接種率は、1回目が93.4%、2回目が92%。12歳から64歳までの接種率は、1回目が62%、2回目が49.3%となっております。

今後も感染症予防の効果と副反応リスクの双方について、周知をしっかりと図ってまいります。感染者数でございますが、95人ということでございます。

○5番（青山浩二君） 数字については、理解したところでございます。

では、その接種率でございますが、当局が当初予想していた数字というものもあるかと思いません。当初予想していた数字と今時点がどれくらい違うのか、あるいはおおむね順調に進んでいるのか、そこを少しお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 全国から見ても、志布志市の場合は進んでおります。ちょっと割合が分かるものを持ってくるのをあれでしたけれども、おかげさまで接種券の発出についても、6月いっぱいにはほとんどの市民の皆さんに送付できております。

○保健課長（川上桂一郎君） 市の接種の目標ということで、7月末までは65歳以上の希望される方の接種ということで、大体80%ぐらいを予定しておりました。それよりも接種率が高い実績等になったところです。最終的には、今10月末を目標に12歳以上である接種対象者の80%を超える方を今目標にしております。今のところ予約等がもう入っておりまして、ほぼその80%以上という接種率というのは達成できるというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 接種も今おおむね順調というより、大分接種が進んでいるというふうに理解したいと思います。

それでは、このワクチン接種について少し関連がありますので、この項目についてもう少し質問していきたいと思います。ちょっと前ですけれども、大変ショッキングなニュース、記事を見ましたので、この接種率を聞いたところでございます。政府の新型コロナウイルス対策分科会、尾身会長のところですが、9月3日にまとめた提言書によると、全ての希望者がワクチン接種を

終えたとしても、社会全体が守られるという意味での集団免疫の獲得は困難ということを発表されております。当初新型コロナウイルス感染症に対する集団免疫は、60%から70%の接種率で達成できる可能性があるというふうに試算されておりましたが、政府の資料で希望者全員が接種した後でも、集団免疫が達成できないことが明示されたこととなります。理由としては、従来型より感染力の高いデルタ株が広がっているためだということらしいです。ただ、集団免疫が獲得できなくても、個人免疫を獲得する方が多ければ、おのずと感染リスクは低くなっていくと私は思っておりますので、今後においては個人免疫の獲得の取組が大事になってくるというふうに感じております。個人免疫の獲得イコールワクチン接種ということになります。これが結果的にワクチン接種率のさらなる向上につながっていくというふうに思っております。

しかしながら、このワクチン接種は強制ではございませんので、一人でも多くの方が接種していただくような施策を今後は考えていき、そのことがワクチン接種に導いていくようになればいいのかなというふうに思います。これについては、国においても接種済証明書を活用した取組ですね、飲食店利用や買い物など、証明書を提示すれば割引がされたり、ポイントが付与されたりと活用策を模索していますので、本市も本市なりの施策を知恵を絞りながら考えていただきたいというふうに思います。これならワクチン接種率のさらなる向上も図られると思いますし、経済活動の回復にも寄与できると考えますが、この点についていかがですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今、いろいろその集団免疫の話、個人免疫の話等ございました。確かに当初の時点で普通の感染株ということで、市としても60%、70%以上の集団免疫というのを目標にしておりましたが、この変異株の出現によりまして、やはりもっとその集団免疫も上げないといけないと。今のところ全国、高齢者の方よりやはり若年の方の感染がみられるということで、そういった若年者の方の感染を防ぐために接種というのをしていただきたいと。国の新型コロナウイルス感染症対策本部でも、今は11月頃をめぐってそういった行動制限の緩和等をまたいろいろ方針を立てられておりますので、市としましては、その国の状況と県の動向等を踏まえて、少しでも若年の方が接種ができるようなインセンティブが考えられるのであれば、検討していきたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 御検討方どうぞよろしくお願ひしたいと思います。また、本市においてもコロナワクチン接種が始まって約5か月ぐらい経過しておりますが、接種体制についてお願ひしたいと思います。

例えば、個別接種を地域別に何か所とか、集団接種はどこどこで月何回するとか、少し具体的にお示しいただきたいと思ひます。

また、併せて今後の計画もお示しいただきたいと思ひます。

○保健課長（川上桂一郎君） 御質問の接種体制についてですが、市内の医療機関といろいろ協議をしまして、本市としましては実施医療機関が当初の段階では15医療機関ございましたが、12歳以上16歳以下の対象者の方には、市内にある小児科の医療機関にも協力をお願いいたしまして、今17の医療機関で実施をしております。

地域別に申し上げますと、松山地域が1か所、有明地域が5か所、志布志地域が11か所という17か所でございます。これにおきまして7月末までの高齢者向けの接種のときには、週に2,000回を超える接種予約枠というのを、医療機関と協力して行っておりましたが、その後8月以降にワクチンの供給量が少し減ったということで、またその週の予約枠というのも調整をしておりました。やはり土日にしかどうしても休みがない若年の方とか、それ以外の方にも市のほうで集団接種というのをこれまでにトータルで10回実施をしました。今後その個別での接種での予約枠は、供給量に合わせた形で今調整をしております。集団接種もあと9月、10月にトータルで4回実施をすると計画をしております。

○5番（青山浩二君） 今課長の答弁で、具体的にお示しいただきましたけれども、この集団接種の場所ですね、ここが答弁がちょっと漏れていたようですので、場所をもう一回お示しいただけますか。

○保健課長（川上桂一郎君） 集団接種におきましては、有明地区公民館で全部で8回、志布志地区の健康ふれあいプラザで2回、今後4回実施をすると申し上げましたが、健康ふれあいプラザのほうで実施を予定しております。

○5番（青山浩二君） 接種体制とまた今後の計画については理解いたしました。これからも多くの市民の方が受けられると思いますので、今の体制を維持していただいて頑張ってくださいと思います。

そこで、このワクチン接種については、事前に予約をしなければなりません。ちょっと余談になりますけれども、私は、私の父と母の予約を電話でいたしました。父、母共に高齢者でありますので、一番最初の優先グループでの接種ができたわけでございますが、電話をかけ続けること大体100回ですね。これぐらいでやっとつながりました。周りの方に話を聞くと、「100回は少ないほうだよ。」と言われる方もおられました。私以上に電話をかけている方もいるんだなと思った次第でありました。これについては、全員同じ条件の下、電話をかけているわけですから、特に苦情を言うつもりはございません。当局においても限られた人員の中で、最大限の対応をしてくださっているのは分かっているつもりでございますし、逆に職員の皆さんの対応に感謝しているところでもございます。しかしながら、電話がつながりにくかったというのは事実でありますから、このことに対して、市民の方から苦情というものはなかったですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 議員おっしゃるとおり、4月26日から75歳以上の約5,000人の方の予約を開始をするということで、コールセンターの体制というのを6人体制で準備をしておりました。その前に、いろいろコールセンターで実際やり取りのシミュレーション等も行っておりまして、こちらの想定が甘かったのかもしれないかもしれませんが、大体5、6分で終わるといふふうに思っていたのですが、実際コールセンターが予約を受けるとなると、やはり高齢者で「接種券を準備してください」とか、「カレンダーを見てください」、「メモの準備をしてください」とか、そういったやはり電話でのやり取りというので、うまくつながらないということもありまして、やはり1件の対応が10分を超えるというのがみられました。これにつきまして、私たちのワクチン接種推進室で

も、この対応の考え方が甘かったというふうに考えております。

そのために5月の連休を返上しまして、開設も追加をして行いまして、その後コールセンターのほうも6人体制から12人体制と、ウェブ予約も開始がされて、なかなかコールセンターで当初はつながらなかったんですが、割とつながるようになったということでございます。

しかし、やはり最初の私たちの想定というのが甘かったというふうに考えておまして、その百数十回電話をされた方とか、いろいろ皆さん心配をされたと思いますので、この場を借りておわびをいたします。申し訳ございませんでした。

○5番（青山浩二君） 当初苦情があって、それを改善したということで、本当に対応については感謝しかありませんので、また今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、この接種の予約受付方法について、別の市民の方からいただいた意見というものを少し述べていきたいと思ひます。これについては、若干不公平感が否めないなというふうに思ひましたので、質問させていただきたいと思ひます。

12歳から49歳の方の予約受付が、本年7月22日からウェブで開始されました。7月22日は海の日で祝日、翌23日はスポーツの日で祝日ということでウェブ予約のみということでしょうが、まず確認したいのは、その次の7月24日土曜日、7月25日は日曜日になるところでございますが、この7月24日、25日の土日の2日間は、まずウェブ予約はできたのか、ここをお示しいただけますか。

○保健課長（川上桂一郎君） ウェブ予約は可能でした。

○5番（青山浩二君） それでは、この7月22日から25日までの4日間ですね、ウェブ予約が何件入ったか数字をお示しいただきたいと思ひます。

○保健課長（川上桂一郎君） 7月22日に1,299件、7月23日に259件、ちょっと24日と25日は合わせてなんですけど223件と、合計で1,781件のウェブ予約が入ったところです。

○5番（青山浩二君） 数字については分かりました。そこで同じ条件、12歳から49歳の方で電話予約の方は週が明けて7月26日月曜日午前9時からの予約受付開始となっております。12歳から49歳の方でネット環境がない方は、この4日間は待たなければならないという状況が続いたところでございます。今の時代、ネット環境がない方というのは、ごく少数ではございますけれども、実際にいるわけですね。同じ年齢条件なのに、ネット環境の有無で予約の順位に差が出ることに不公平感を少し覚えました。今の答弁でいくと、1,781件の差が生じたということでございます。なぜこんな仕組みにしたのか、これで公平と言えるのか、ネット環境がない方への配慮が足らなかったんじゃないかと思ひますが、ここについてはいかがですか。

○保健課長（川上桂一郎君） まず今回のこの7月22日から祝日、土日が入ったということで、ウェブ予約しかできないということに対しましては、こちらの確認というか、このときに本来であればウェブ予約をコールセンターと同時に予約受付をするということをするべきだったんですが、こちらとしましてその分を、これまでが7月1日から基礎疾患患者、60歳から64歳の方、50歳から59歳の方という予約の受付開始日を、その後毎週木曜日に設定しておりました。こちらとして

もその流れで毎週木曜日の予約開始ということで、その時にその日が祝日、土日が入るということを、土日はあれだったんですけど、祝日ということの確認をしていなかったというふうを考えております。できれば、7月26日の月曜日からというふうにはいたんですけど、一日でも早く予約受付を開始したいという思いから、こういった不公平があるような対応をしてしまったということでございます。

○5番（青山浩二君） それではこの件について、市民の方から苦情とかそういうのはなかったですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 4、5件ありました。

○5番（青山浩二君） ですよ。少数ではございますけれども、そういった方がいますので、今後の対応、配慮というものをどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

今後ワクチン接種3回目という話も、専門家の中では出てきております。少数ではございますが、そういった不満を持つ方が出てこないような仕組み、予約の方法を考えていただきたいと思ひますけれども、いかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、今課長のほうから答弁がありましたとおり、配慮に欠けていたということでございますので、このようなことが二度と起こらないように、しっかりした体制で対応してまいりたいというふうには考えております。

○5番（青山浩二君） その点については、ぜひお願ひしておきたいと思ひます。

このことで最後です。そのほかに今言った電話がつながりにくかった、またネット環境の有無で不公平感を感じる、これ以外にワクチン接種全般において、市民の方から御意見とかなかったでしょうか。

○保健課長（川上桂一郎君） 接種のそういった予約等については、こちらのほうもコールセンターでは丁寧に説明をして行ったところですが、ワクチン接種を受けられない方への誹謗中傷とか、そういった配慮をしていただきたいという要望はあったところではあります。

○5番（青山浩二君） 今回のこういった事業は、当局においても初めての経験でありますし、一生懸命頑張っておられるのも十分分かっております。しかしながら、まだまだ出口が見えない新型コロナウイルスとの戦いでございますので、来たるべき3回目の接種に向けて、しっかりと体制を整えていただきたいというふうには思ひます。私たちもできる限りの協力はしていきたいと思ひておりますので、共に収束に向けて頑張っていけたらというふうには思ひますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に移ります。ワクチン接種後の副反応についてはどのようなものがあるのか、また、本市においてこれまでに副反応の報告がなされているのかお伺ひしますということで通告してございました。ちょっと具体的な答弁の前に確認しておきたいのですが、本市における個別接種、集団接種、共に使用しているワクチンの製造メーカーはどこになりますか。

○保健課長（川上桂一郎君） 本市で使用しているものは、ファイザー社製のワクチンでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、副反応について各製造メーカー、報道等では様々あるようがございます。ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、メーカー別にどんな症状が起こる可能性があるのか。またそれはどれぐらいの確率で起こる可能性があるのか、具体的にお示しをいただきたいと思います。これは、別に市民の皆さんに不安をあおっているわけではございません。接種するにあたって正確な知識として知っておくべきだと思っ質問しておりますので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 日本で接種されているワクチンはファイザー社、モデルナ社、アストラゼネカ社のものがあり、接種後の主な副反応として、50%以上の方に接種部位の痛み、倦怠感、頭痛などがみられ、10%から50%の方に発熱、関節痛などがみられたと報告がされております。

実証実験の結果では、モデルナ社のワクチンのほうが、これらの副反応の発生頻度が5ポイントから20ポイント程度高く報告されているほか、接種から1週間程度経った後に接種した部位のかゆみ、痛み、腫れなどが1%から10%の方にみられたということが報告されております。

アストラゼネカ社のワクチンでは、ワクチン接種約10万回から25万回に1回程度、まれに珍しいタイプの血栓症が起きるとい報告があります。

○5番（青山浩二君） 先ほどの答弁で、本市はファイザー社製を使用しているということがございます。それでは本市において、これまでにどれぐらいの副反応の報告がなされているのか、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 報告基準となる症状、アナフィラキシー、血栓症、入院、治療を要するもの、死亡、身体機能の障害に至るものなどを知った医師または医療機関の開設者は、予防接種法第12条に基づき報告しなければならないこととされています。

収集した報告については、厚生労働省の審議会に報告し、専門家による評価を行い、その結果を公表するなどして、安全性に関する情報提供を行っていくこととなります。実際に報告された症例や評価の結果等は厚生労働省のホームページで公表されているということがございます。

県、市へ報告提供がなされます9月10日現在で、本市へは3件の情報提供があったところがございます。

○5番（青山浩二君） 本市においては、3件ということで報告があったということですね。副反応については、どれぐらい本市の中ではあったのかということをお聞きしたかったわけであり、これ以上掘り下げるとプライバシーの問題にもなりますし、個人の特定にもつながるおそれがあるため、もうこれ以上はお聞きいたしません。件数については理解いたしました。

それでは、関連がありますので、この副反応について3点だけ一般的な対処方法をお示しいただきたいと思います。専門的知識については私も分かりませんし、当局におかれましても医療従事者ではありませんので、深いところまでは分からないと思います。あくまでも一般的な対処方法ということで御説明いただけたらと思います。

まず1点目でございますが、副反応の中でもアナフィラキシー症状というのが一番重篤だというふうに理解しますが、このアナフィラキシー症状というのはどういった症状なのか、まず御説

明をお願いしたいと思います。

○保健課長（川上桂一郎君） まず御質問のアナフィラキシーとは、薬や食べ物が体に入ってから短期間で起きることがあるアレルギー反応でございます。蕁麻疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急に起こったりします。それと血圧の低下や意識レベルの低下を伴うというような症状が、アナフィラキシーショックであります。

○5番（青山浩二君） それでは、2点目にこのアナフィラキシーの治療方法についてお伺いします。仮の話でございますが、接種会場でアナフィラキシーが起こった場合の対処方法について、具体的に説明をお願いいたします。

○保健課長（川上桂一郎君） まず集団接種会場におきましては、医師が来ております。それと消防署のほうから救急救命士の方にも来ていただいております。それと薬剤師も接種会場にはおります。もしこういった症状が起きた場合には、会場にその救護室というのを設けておまして、そこに心電図とか救急処置が必要な医療器具というのは、医師の指示の下にそろえております。それと薬剤ですね、アナフィラキシー症状が出た場合に、アドレナリンの投与とか、呼吸の確保等考えられますので、そのような対応というのを医師の指示、薬剤は医師しか確保できませんので、そういったところも医師の協力を得て準備をしているというところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、最後3点目になります。ワクチン接種後、自宅に帰ってから副反応が起きた場合、これはどうすればいいのかということと、また併せて熱が出た場合の対処方法についても、お示しいただきたいと思います。

○保健課長（川上桂一郎君） まず接種後の帰宅をしてからと、接種をして15分間の経過観察の方、30分間の経過観察の方がいらっしゃいます。集団接種においては、そのような経過観察の場所は分けておまして、そこに当日は市で行った場合が日曜日でしたので、その日の当番医のお示しをして、あとは曾於市の夜間急病センター、鹿屋市の大隅広域夜間急病センターという、夜間の診察ができる医療機関の案内をしております。それと経過観察のところに、先ほど申し上げましたように救急救命士と経過を診る看護師も待機をして、その看護師のほうからそのような説明をすることもあります。

もし熱が出た場合というのも、市販でされている解熱剤等を使用されたり、よく症状が出るのが翌日とか、二日三日経ってからやはり熱がというのもありますので、そのような市販薬を服用されたりとかして、それでも改善しない場合というのはやはり医療機関の受診等を勧めるというふうに案内をしております。

個別接種においても、その医師のほうからそのような話があるということでございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。皆さんまた起こる可能性もあるというふうな感じもありますので、ぜひ理解していただきたいというふうに思います。私についても理解したところでございます。

それでは次に、新型コロナウイルスワクチンとそれ以外のワクチン、これについては同時期に受けることはできるんでしょうか。例えば、高齢者におきましては、肺炎ワクチンなどもありま

す。また、これからの時期インフルエンザ予防接種も受けることになろうかと思えます。これらについては同時期に接種することは可能なのでしょうか。そこをお示しいただきたいと思えます。

○保健課長（川上桂一郎君） 御質問のその別のワクチンの接種とコロナワクチンの期間の関係なんですけど、これにおきまして厚生労働省のほうでは、コロナワクチンを打って2週間以上経てば、別のワクチンを接種してもよいと、逆に言えば別のインフルエンザワクチンを打って、2週間経ってからコロナワクチンを打ってもいいと示されております。やはりそういった場合、医師に確認をとるか相談をした上で、やはり接種というのは判断していただきたいと。同時接種というのはもういけないというか、無理があるのかなということでございます。

○5番（青山浩二君） 大体2週間は空けてくださいねということと、しっかりと医師の診断を仰いでくださいねということですね。分かりました。

では次に、これまでにおいて新型コロナウイルス感染症に感染したことのある方、本市においても直近の数字で先ほど95人と言われましたけれども、その方々はワクチン接種を受けることはできるのですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 感染した方もワクチンを接種することは可能です。現時点でも、通常どおり2回接種するというございますので、やはりこれも医師に確認をしたりとか、そういったことを踏まえた上での接種というのがよろしいかというふうに考えます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、この項目の最後になります。一般的にワクチン接種においては、副反応による健康被害が極めてまれではあるものの、避けることができないことから、救済制度が設けられていると思えます。このコロナワクチン接種にも、その救済制度は適用されるのか。また適用されるのであれば、どのような救済制度なのか具体的にお示しいただきたいと思えます。

○保健課長（川上桂一郎君） 健康被害救済制度についての御質問ですが、これは今回の新型コロナウイルスに限らず、やはり予防接種法にあるこの接種においては、健康被害救済制度というのがございます。先ほど市長が申し上げました、3件のちょっと重症的な副反応の疑いがある報告を受けたところで、やはりそういった方たちからの申請が、まず市に来ます。そして市におきましてこれを県に進達する前に、市のほうで予防接種の健康被害調査委員会というのを設置をしておりますので、やはりそこにおいて、そのような事象においての調査等を行います。それによりまして、県に進達をしまして、県から厚生労働省に行きまして、厚生労働省から今度は第三者等で設置をする疾病障害認定審査会というのに諮問をいたします。その審査会から厚生労働省に答申がありまして、そこで厚生労働大臣が、今回の被害というものが予防接種によるものだということが決定をされれば、そこからまた県を介して市にその認定の通知、否認の通知も来ますけど、それがなされます。そこからその被害者の方に対しての給付が開始をされると。給付においては、その方がその被害を受けた疾病とかそういったもの等の医療費とか、またその状態にもよるのですが、障害年金の支給とか、そういった金銭的給付が行われるということでございます。

○5番（青山浩二君） 救済制度については、よく分かりました。本市においても先ほど答弁が

あったように、出ている方もいらっしゃるようでございます。そして、またこれからまだまだ多くの方がワクチンを接種されると思います。市民の方々には、今御答弁いただいた副反応が出た場合の対処方法等をしっかりと理解していただきまして、また当局におかれましては、医療機関と密に連携を取っていただきまして、万が一が起きた場合でも、迅速で丁寧な対応をお願いしたいというふうに思います。

最後に市長から、この放送を聞いている市民の皆様へ、一言何かお願いできますか。

○市長（下平晴行君） これまで質問の中で答弁してまいりましたが、私も市民の生命・財産をしっかりと守っていくという義務がございますので、そこも含めて、これからも今まで以上にその市民の皆さんに寄り添った体制づくりを整えて、取組をしてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） それでは、次に移ります。

市民の不安解消と無症状の陽性者の早期発見を目的として、PCR検査等の費用を助成している自治体が、全国的にもまた県内においても増えてきております。本市においても、このPCR検査等の費用に関する助成事業に取り組むお考えはないのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症のPCR検査は、感染が疑われる者、濃厚接触者、集団発生が疑われる特定の地域や集団・組織等に対し、医師の判断で実施した場合は、検査料は公費扱いとなり本人への自己負担はないところであります。しかし、任意のPCR検査を受ける場合は、全額自己負担となっております。検査料は医療機関や検査方法によって異なっております。任意のPCR検査を受けた方への助成については、鹿児島県では妊婦に対して助成があり、県内でも独自で助成をしている自治体もあります。

本市においては、変異株による感染が拡大していることから市民の不安解消と感染症の早期発見のために、任意のPCR検査への助成については、他の自治体を参考とするとともに医療機関と協議しながら、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） 実施に向けて、これから協議をしていくということですね。私はこの一発目の質問で、そういう回答が返ってくると思わなかったんですよ。それで市長が、最後の最後で言ってくれるのかなと思って、これから10個ぐらいあったんですよ。それでは飛ばしますね。市長が実施に向けて取り組むという答弁ですので、すみません、市長、もう一回確認を取らせてください。

○市長（下平晴行君） 医療機関と協議しながら、実施に向けて取り組んでまいるということでございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。ありがとうございます。市長が「なかなか難しいですね」という答弁があれば、私は鹿屋市と曾於市、垂水市この三つの事例を示しながら、また市長を説得しようかなというふうな作戦を練っていたんですけども、市長が取り組んでくれるということでしたので、市長のその強いリーダーシップをもって取り組んでいていただきたいと思います。私も、早速これを相談された市民の皆さんもいらっしゃいますので、このことをお伝えしていきたいと思います。どうぞ取組をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、大分飛びましたので、次の項目に移ります。全国的に感染拡大が止まらないまま、市内の小・中学校においては2学期が始まりました。保護者・教職員からは、児童・生徒を感染から安全に守れるか、不安を抱く声が多く上がってきております。そこで、学校での感染予防対策を強化する必要があると思ひまして、この質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、本市の学校において、子供たちそして教職員は学校内感染から絶対守るんだと、そして学校からは絶対クラスターは出さないんだと、そういう強い信念を持ちながら、日々教育行政に携わっていただいていると思ひますけれども、市長、教育長、それぞれのお立場からこの問題、課題に対してどんな意識を持っているのか。あるいはどのようなお考えの下、リーダーシップを取って子供たちも守っていただいているのか、まずそこのお二人にお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 本件におきましては、感染拡大警戒基準ステージ4、鹿児島県独自の緊急事態宣言が9月30日まで延長されたところであります。本市におきましても、感染者数は比較的落ち着いておりますが、予断を許さない状況が続いているところであります。全国的な新型コロナウイルス感染拡大の要因の一つに、若者の感染率が高いことが挙げられます。特に子供たちの命を守るために、学校は安全でなければならぬことが重要ですので、今後も教育委員会と学校、地域、家庭が連携して、感染症対策に取り組んでいただくようお願いをしているところでございます。

詳細につきましては、教育長から説明いたします。

○教育長（福田裕生君） 新型コロナウイルス感染症対策につきましては、各学校の実態に沿って、実効性のある対策を講じるように指示をしているところでございます。

8月30日に開催いたしました本市校長研修会におきまして、給食、昼休み、休み時間等の学校現場において、特に感染リスクが高いと思われる場面について、さらに各学校で工夫・改善を講じるよう、これまで以上に意識を高くした取組をお願いしたところであります。

具体的な各学校の取組といたしましては、検温を含めた健康観察の徹底、授業時間を調整した手洗い時間の確保、空き教室や広いスペースを活用した密の回避、エアコン使用中の換気の徹底、給食の配膳盆の消毒や黙って食事をする、いわゆる黙食の実施等についてお願いをしたところでございます。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、子供たちの命を守るために、今後も感染拡大の未然防止に向けて、まさに今が正念場という強い覚悟で、関係各課そして各学校の協力をいただきながら、安全な教育環境づくりに努め、子供たちの学びの場をしっかりと保障するよう努めてまいります。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、まず学校での水際対策という観点からお聞きします。2学期は1年の中で一番行事が多い学期でありまして、それに伴って来校者も格段に増えていきます。そういった方々へのスムーズな体温チェックということもそうですが、子供たちも自宅で一旦体温を測って学校に来るわけではございますが、正面玄関での再度の体温チェック、これは二重チェックになって、水際対策としては非常に効果があると思ひます。そういった体温チェックを自動体温計を導入して、

スムーズに体温測定ができるように、各学校に自動体温計の設置を求めますがいかがですか。ちなみにですが、市役所にも導入されておりますよね。この庁舎の1階にもあると思います。スマートフォンのような画面に顔をかざせば、1秒程度で自動で体温が表示される、あの体温計のことです。それを各学校に設置をお願いしたいという提案ですけれども、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 各学校におきましては、感染対策を様々な観点からお願いをし、実施していただいているところでございます。今議員から御指摘のありました自動体温計につきましては、非接触また瞬時に体温測定を行えるため、感染リスクの軽減に加え、測定結果を即座に児童・生徒も把握できるため、対策の一つとして有効であるというふうには考えております。

○5番（青山浩二君） それを、今導入してはいかがですかという提案なんですけど、市長、これについては、いかがお考えですか。

○市長（下平晴行君） 子供たちの安全からいくと、即その結果が出るということでは大変重要ではないかと考えております。それは一緒にそのことができるのか等々も含めて、財政とも協議をしながら、もしできるとすれば早い時期に設置をしてまいりたいと思います。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。前向きな協議、検討をよろしくお願ひしたいと思います。今自動体温計のことを言いましたけれども、この自動体温計がもう既にある学校があると聞いています。とある学校に聞くと、うちはないよという学校もあります。これはある学校が何校あって、それが設置されていない学校が何校あってという、そういう数字的なものは当局は捉えていますか。

○教育長（福田裕生君） 現在、本市内において自動体温計を導入している学校は6校でございます。導入していない学校が15校ということになります。この購入につきましては、国の学校保健特別対策補助事業の一環でありまして、この補助金の趣旨は、市が一律にこれこれこういった設備を整えて、各学校に一律に配置するというような趣旨のものではなくて、市全体としての上限が示されまして、それに応じて各学校に配当された額内で、各学校の希望に応じてその内容を挙げて、そして必要なものを購入していくといったようなものであったわけですので、学校の希望に添った備品、消耗品の調達がなされているという、その中で6校は、これを希望されて購入されたというような状況でございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。そういった補助事業というものを活用して、購入した学校もあれば、その補助事業は別のものに使った学校もあるということですね。ただ、その当時については、自動体温計は必要ないと判断した学校があるかもしれません。この残りの15校ですね。そういうこともあるかもしれませんが、今のこの感染拡大の中、ましては多数の方が来校される2学期を迎えておりますので、私は、全ての学校に設置する必要があると思っております。水際対策で、学校間において格差が生じることはあってはならないと思っておりますので、導入していない学校については、市で支援することはできないでしょうか。再度お伺いします。

○市長（下平晴行君） 今教育長から答弁がありましてとおり、それぞれの学校が必要とする備品等を購入したということではありますが、しかし議員がおっしゃるように、外から来る来訪者の

方々が、そういう感染的なものを持っているか持っていないか、体温があるかないのかというのは、やはり入口でしっかりと対応すべきではないかというふうに考えております。その設置については、もうちょっと議論させていただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 現在この件につきまして、各学校長から新たに購入を考えたいんだがとか、困っているんだがといったような報告は受けていないところでございます。購入に関する相談等がこの後あれば、各学校に配当されている一般予算というのもございますので、その中の購入の可否についても、話を進めていくことは可能かと思っております。

○5番（青山浩二君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。声が上がらないのであれば、教育委員会側からでも「自動体温計はありますか」というような問いかけも必要ではないかなと思いますので、この水際対策において、各学校間に格差があってはならないと思いますので、ぜひ、そのところはよろしく願いしておきたいと思います。

次に、授業中の換気についてお伺いします。このコロナ対策においては、マスク着用と3密対策もそうですが、換気が非常に大事であると言われております。現在の教室の換気対策について、お示しいただきたいと思います。

○学校教育課長（上木勝憲君） 現在の学校で行われている換気対策について説明します。

まず、鹿児島県で感染が拡大しているデルタ株への対応としましては、特に換気が重要であると捉えております。エアコン使用時においても45分から50分の授業がありますが、その時間ごとに一回は必ず換気をする、双方向の換気をするを各学校に徹底をしております。

具体的な学校の例としましては、双方向の窓を授業中10cm以上開けた常時換気を行っている学校があったり、校内放送による換気の呼びかけ、給食時間中、授業中、会議中の常時換気等の工夫をしている学校もございます。大切なことは、教師だけが指示をするのではなく、子供と共に考え、感染症対策を一緒に考えていくということが大切ではないかなと思っております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。ぜひ今のような対策を続けていっていただきたいと思います。

次、給食時間の対策についてお伺いします。この給食時間は、大人数での会食という状況になっております。大人でいう会食クラスターが発生しやすい状況にあるということでございます。ですので、給食は本当に細心の注意を払って食べなければなりません。本来なら友達同士机をくっ付けてお話をしながら食べる、こういった光景が今は見られないわけでございます。本当に子供たちから楽しみを一つ一つ奪っていく新型コロナウイルスが憎いと、そういう思いでもございます。そういった中、この給食時間での対策も非常に大事でございますので、ここでの対策をお示しいただきたいと思います。

○学校教育課長（上木勝憲君） 給食時間中の取組について御説明いたします。

給食時間は、学校の教育活動においても、非常に感染リスクが高い場面であると捉えております。8月30日に行われました市の校長研修会においても、このことをしっかりと伝達をし、これまで以上に意識を高く持ち、それぞれの学校において感染対策を講じるよう指導しているところ

です。

具体的な対策としましては、配膳前の机等の消毒、密集場面となる時間差を付けたコンテナ室を利用するときの学年の分散、対面ではなく同一方向での座席配置、教室では限りがありますが、できるだけ距離を置いた座席の配置を行うこと、自分専用のお盆の使用、黙食、一人で黙って食べるということになりますが、そのような徹底、食後のマスク着用等を行っているところでございます。

今後、感染が拡大する状況でもありますので、給食時間中の対策を強化していきたいと思っております。

○5番（青山浩二君） 給食時間が一番気を使う時間ではないかなというふうに思います。先生方も本当に大変でしょうが、ここはひとつ感染対策に力を入れていただきたいと思っております。

そこでこの給食時間ですが、子供たちのストレスを少しでも軽減するために、給食時間についてはテレビあるいはDVD等の視聴は構わないということにしてはどうでしょうか。もちろん、先ほど答弁がありましたように、黙食というのが大前提ではございますが、こういった取組はいかがですか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 議員がおっしゃるとおり、非常に感染リスクの高い給食の場面があると思っておりますが、給食時間の狙いの中に、子供たちが学校生活をする中でそれを豊かにする、そして明るい社交性を身に付けること、また郷土の精神を養うことの狙いもあります。このことを活かしまして感染防止策、例えば黙食であるとか食べた後の必ずマスクを着用するとか、消毒をしっかりと行うということ踏まえながら、DVDを視聴したり、また学校によりましては校内放送を使いまして、教師の読み聞かせを行ったり、あるいは全校朝会や集会活動がなかなか行われていない状況もありますので、子供との放送による対話をして、例えば、「おはようございます、皆さん元気ですか。」というときに、学年の学級の中から大きな返事が返ってくる、もちろんマスクは着用していますが、そのような光景もあると聞いております。そのような状況を踏まえながら、コロナ禍であるからこそ、できることがあるのではないかなと思っております。学校の情報によりまして、そのような場面、なかなか一斉にできることも少なくなっているのですが、音に集中したり、放送をしっかりと聞いて自ら考えていくということも、コロナ禍で生まれてきている子供たちの良さであるとも聞いております。そのようなものを生かしながら、今後役に立てていきたいと思っております。

以上です。

○5番（青山浩二君） 給食時間、本当に大変ですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

では次ですね、感染対策と衛生管理の観点から、給食のパンについて御提案したいと思います。現在パンは、大きなビニール袋にたくさん入っております、それを一人一人に配膳するという方法であるというふうに思っております。このパンを個別包装にしたかどうかというふうに思います。これは感染対策もそうではありますが、通常の衛生管理の面からも非常に大事であると思

ております。この個別包装をしている自治体もあるというふう聞いております。本市でも取り入れてみたらどうかということでございますが、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 食品衛生法の改正によりまして、本年4月からパン箱の中に直接パンを入れるのではなく、大きなビニール袋に入れて、それをパン箱に入れ、配送を始めていただいたところでありまして。パンの個別包装につきましては、コロナ禍にありまして2学期が始まるにあたり、心配ごとの一つでもございました。そのこともありましたので、パンの製造業者に個別包装ができないか確認も行わせていただいたところでございますが、設備面で十分整えることができないという状況があるというふうな回答でございました。

今後は他の市町、それからパン製造業者及び鹿児島県学校給食会と連携、協議をいたしながら、より良い方向性が見いだせないか、話し合いを進めてまいりたいと思っております。

○5番（青山浩二君） ぜひ、そういう協議の場があれば、積極的にそのことに対しては発言していただきたいと思っております。仮に、パンの納入業者にその機械がなければ、機械導入に対して一定の補助をするなどして、衛生管理というものを徹底してほしいというふうにも思っております。もっと厳しく言いますと、パンの個別包装が義務ですよというようなことを、納入条件に付け加えてもいいぐらいだと思っております。そこまで徹底してほしいというふうに、こういった対策では思いますが、教育長もう一回どうですか。

○教育長（福田裕生君） 食の衛生管理の徹底というのは、非常に重要なことだと思っております。納入業者への機械導入に対しての補助につきましては、現在納入業者が市内の業者ではないので、これについてはできないのではないかと考えております。パンの製造業者につきましては、鹿児島県学校給食会と契約をしております。市がその業者と配送方法等について契約をしておりますので、パンの個別包装を納入条件としたときに、志布志市に納入できる業者がいるかどうかということも、課題の一つになっているところです。

また個別包装を実施している自治体に確認をいたしましたところ、1食につき7円程度給食費の上乗せが必要になってくるということでございます。いずれにしても、安全・安心のパンの供給のためには、包装したパンを供給するよう改善していく必要は非常にあるかと思っておりますので、他の市町との情報の共有、先ほども申しました鹿児島県学校給食会それからパン製造業者と、十分にこの後も協議を続けてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） ぜひ前向きな協議というものを強くお願いしておきたいと思っております。

それでは次です。教職員のワクチン接種についてお伺いします。学校内感染を防ぐ一つの方法として教職員へのワクチン接種の啓発というものがあると思っておりますが、これに対して学校にはどのような手だてを講じているのかお示しいただきたいと思っております。

○教育長（福田裕生君） 学校における感染拡大を防止する上で、教職員へのワクチン接種の啓発は非常に重要なことであると考えており、既に啓発をし続けているところでございます。

本市内におきましては、その件については、順調に進んでいるというふうに捉えております。健康上の理由や様々な事情等には十分な配慮をしつつ、感染症拡大防止の大事な手段の一つとし

て、ワクチンの接種が大事だということは、これからも啓発を続けてまいりたいと思っております。既に、8月末の校長研修会それから市教委から発出しております通知文等で、幾度となくこの件については、お願いごととしてお伝えしたところでございます。

個別接種未定の方だとか、今後の接種の見通しが見つからない方につきましては、9月13日から始まっている大規模接種について周知も図っております。

○議長（東 宏二君） 本日の会議は、時間を延長いたします。

○5番（青山浩二君） これですね、子供たちの感染防止の一つの手段として非常に有効であると考えますので、よろしく願いしておきたいと思えます。

今教育長から、ちょこっと県の大規模接種という話もありましたが、その前に、現在志布志市内に住所を有する先生方は、希望すれば全て予約可能な状況にあります。本市内に住所があればですね。市外に住所があって、順番がまだ回ってきていない先生方が、まだ結構いらっしゃるといふふうに話は聞いております。そういった先生方が、今度の県の大規模接種というものを受けることができるという理解でよろしいですか。

○教育長（福田裕生君） 新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るためには、何よりもワクチン接種が重要であるということは、様々な場で啓発をしているところです。現在のところ、学校職員を対象とした職域接種といったようなものは予定されておられませんけれども、県の大規模ワクチン接種は9月13日から9月19日、9月20日から9月27日であったかと思えますが、そういったものをぜひ活用して、対策を講じていただきたいということをお願いしているところでございます。これについて、教職員の意識はかなり高いというふうな報告を受けております。

○5番（青山浩二君） ぜひですね、県の大規模接種で希望する先生方は早急に受けていただきたいと思えます。よろしく願います。

それでは次に、政府が「小・中学校の検査体制強化のために簡易の検査キットを配布する」というふうに発表しております。これについてタイムスケジュールはどうなっているのか、お示しいただきたいと思えます。

○教育長（福田裕生君） 抗体検査キットにつきましては、基本的にはこれは教職員を対象としております。教職員が発熱等風邪症状がある場合は、基本的には出勤していただかないということとしておりますが、出勤後の体調に変調があった場合には、速やかに帰宅させ、あるいは医療機関を受診するように促すことが大原則でございます。

このような状況の中において、どうしても医療機関を早々に受診できないような状況がある場合、及び本人がこの検査キットを活用する意思がある場合において、校長の判断で使用することができるというふうになっております。医療行為に近い行為ですので、立会いするものとしては医療関係者の立会いが求められておりますし、それがかなわない場合には、医療関係者からの研修を受けた者が立ち会ってというようなことにもなっているところでございます。

また、子供は基本的には対象外となっております。

検査キットにつきましては、各学校の規模に応じて2セットから10セットを配布する予定にし

ておりまして、本市内総数としては、最大数の150セットを既に確保しているところです。

○5番（青山浩二君） 今回国が配布する検査キットというのは、あくまでも教職員向けということでございますね。それも一つの対策ですので、有効に使っていただいて、そして早期発見につなげていって、クラスター等の未然防止に努めていただきたいというふうに思います。

このことについて、もう一点だけお伺いしたいと思います。日置市が、市内の小・中学校、市立幼稚園に簡易PCR検査キットを配布したということで、新聞に掲載されておりました。これは児童・生徒も対象だというふうに思いますが、本市においても日常の不安を取り除くためにも、各学校に児童・生徒向けのキットの配布をすることはできないものか。これは市長にお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） この件について日置市に問い合わせたところ、発熱等の症状のある教員、児童・生徒を対象に唾液によるPCR検査を、検査センターに委託し実施しているようです。

本市は、今後学校だけではなく市民に対し、任意でPCR検査をされた方へ助成を検討しているところでございます。

○5番（青山浩二君） 今の答弁でいきますと、先ほどの私の質問の内容になるわけですね。

「任意の検査を助成するよ」という答弁につながっていくと思いますので、それはそれでいいと思います。ぜひ、そちらのほうを頑張っていただきたいというふうに思います。

それでは、次に学校の消毒作業についてお伺いします。現在、先生方が毎日放課後に手分けしながら消毒作業を行っていると思います。これは相当な労力を必要といたしますし、時間外の作業になることもあるとお聞きしております。ただでさえ日常の業務に追われている先生ですが、これに消毒作業も加われば、相当な負担であろうと思いますし、しかも、先生御自身の感染リスクも高くなっていくと感じます。これについては、行政からの人的支援が必要であると強く感じますが、教育長いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 新型コロナウイルス感染症対策として重要となりますのは、いわゆる共有物、多くの方々が手にする、触れる場所の消毒でございます。例えば手すり、ドアノブ、蛇口、配膳台などがございます。確かに人的な配置等があれば効率よく実施できる、その良さがあるかもしれません。現在、教育委員会としましては、感染防止策を教職員と子供たちが一体となって、感染リスクとなるような場面や場所に気づき、考え、どのように消毒していくかを考えるような取組等についても進めているところでございます。目に見えないウイルスとの戦いです。整えられた適切な環境で生活することは非常に大切なことです。自らウイルスの特性を知り、自分なりに子供と先生たちが一緒になって、できることを行っていくというような教育活動も、これまで以上に大切にできる機会だというふうな捉え方をしております。

デルタ株だけでなく、今後変異した新たなウイルスも出てくるということも考えられます。子供たちにも見通しのつかない場面で、どのように考えていくか自問自答するよい機会だと捉えております。

また、さらにこの状況が加速し、よくない状況の場合は、人的配置についてすぐすぐどうこうということはできませんけれども、例えば地域の方々にお手伝いできるような状況を作れないのかどうかも含めて、様々な面から検討をしていくことになるろうかと思っております。

○5番（青山浩二君） これについても、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 教育長の言われるとおり、人的な配置等があれば、効率よく実施できる良さがあるかもしれませんが、感染防止策を教職員と子供が一体となって、感染リスクとなるような場面や場所に気づき、考え、どのように消毒していくかを考えさせるように取り組むことは、とても大切なことだというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今、前向きといいますか、人的支援するよという答弁はいただけませんでしたけれども、様々な方面でのコロナ対策というものはあると思いますが、私は学校での対策というものは、順位を付けるというところ失礼なのですが、私は上位に位置するというふうに感じています。子供たちではどうにもならないこと、そして先生方ではどうしてもできないこと、こういったことは多々あります。そこは、行政が積極的に支援するべきだと思っておりますので、前向きに検討していただければと思います。その人的支援というの、先ほど教育長答弁にもありましたように、地域の方々をお願いするとか、そういったことも考えられますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。

それでは次に、体育の時間のマスク着用についてお伺いします。基本的にマスクを着用したほうが感染リスクを抑えるという点ではいいとは思いますが、運動しながらのマスクは、熱中症になる可能性もあるわけがございます。これについては学校現場でも非常に悩ましいところであるというふうに思いますけれども、これについてはどんな指導をしているのでしょうか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 体育時間のマスク着用について説明します。

運動時は身体的なリスクが非常に高い、リスクがあるということで、マスク着用は必要ないと指導しています。特に呼気が激しくなるような運動を行う際、気温や湿度が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症など、健康被害が発生する場面もあると思います。十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すように指導しています。ただし、用具の準備や後片づけ、また体育の時間の話し合う場面については、非常に距離が近くなりますので、可能な限りマスクを着用するよう指導しています。

○5番（青山浩二君） この体育の時間も、本当に悩ましい、すごく指導が難しい時間帯の授業になりますので大変でありますけれども、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

それでは次ですね、各行事の実施状況というものについてお伺いしたいと思います。まず運動会、体育大会ですが、半日開催、無観客、保護者のみは会場に入れる、様々な形があると思いますが、本市においてはどんな形で実施するのでしょうか。そこをお示しいただきたいと思っております。

○学校教育課長（上木勝憲君） 運動会、体育大会の実施につきましては、各学校の規模、参加者数、実施形態等を考慮し対応しております。

感染防止策としましては、密集場面を避けること、短時間の視点を踏まえ午前中開催、受付で

の検温、手指消毒、接触の軽減された競技種目の選定、共用する道具等の消毒、人との距離をとった隊形、観客の人数制限、保護者の人数制限であるとか、来賓の人数制限であるとかというのが具体的にあります。昼食カットなどの工夫を行い、各行事の狙いを達成するために努力をしております。

○5番（青山浩二君） 私が聞いた学校によりますと、基本無観客でありまして、保護者のみは入場可とし、それ以外の方、これは来賓の方々も含みますが、御来場は御遠慮いただくということで通知をしているという学校もあります。そういったことも、一つの感染対策の手立てでもありますので、そこはぜひとも徹底していただきたいというふうに思います。これもまた、学校への指導というのにも必要になってくると思いますので、そここのところもよろしくお願ひしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 運動会、体育大会の実施につきましては、保護者や地域との連携を図ることがとても大切だと考えております。感染防止策としての学校の基本的な考え方を、保護者や地域の方々にも御理解、御協力を十分に得ながら、受付での検温、手指消毒、観客の人数制限、種目の工夫、午前中開催等を考慮し、実施するよう指導しているところでございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。その点についてもよろしくお願ひしたいと思います。

次に、修学旅行の状況についてお伺いします。現在まで実施済み校は何校ありますかということと、また今後計画している学校は、行き先を変更したり、日程を短縮したりと対応を苦慮されると思います。その状況をお示しいただけますか。

○学校教育課長（上木勝憲君） 令和3年度に修学旅行を計画している学校は、小・中学校合わせて19校あります。そのうち9校が現在実施済みでございます。今年度同一校において、2学年計画している学校が3校あります。今後12校が実施予定になっております。

この12校については実施にあたって、感染防止策の事前指導や児童・生徒の健康状況、同居する家族等の健康観察等をしっかりと徹底するとともに、感染状況を見極めながら、仮に当初予定の実施予定日であった場合も延期を考えると、近距離での実施に変更するとか、旅行日程の短縮を行うなど、実施方法の適切な変更、工夫について検討するようお願ひしております。判断のための基本的な考え方を、市の校長研修会でも指導しているところでございます。

以上です。

○5番（青山浩二君） これは修学旅行といいますと、私たちもそうでありましたけれど、今の子供たちにとっても、一年を通してのビッグイベントの一つでございます。行き先を変えてでも、また日程を短縮してでも行かせてあげたいと、それが親の心情だと思います。感染対策を十分にしながら、また密を避けるためバス借上げ助成もありますので、そこら辺を十分活用していただいて、できることなら中止にせずに行かせていただくよう、教育長からも各学校への働きかけをお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。

○教育長（福田裕生君） 修学旅行は、児童・生徒の学校生活に潤いや秩序と変化を与え、思い出に残るなど、大変有意義な教育活動であるというふうに捉えております。感染状況等を踏まえ

た感染対策を十分に講じた上で、その実施について特段の配慮を行うことが必要であります。

教育委員会としましては、令和3年度の修学旅行については、本市の感染状況、先ほど課長も申しましたように、目的地となる地域の感染状況、宿泊する場所の対策の在り方等々、様々な観点からその状況をしっかりと把握し、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルというのがございますので、そういったものを十分に踏まえ、各種数字的なデータ等の情報もしっかりと把握し、感染防止策の確実な実施、そして保護者などの理解を大前提にして、適切に判断されるよう各学校長へはお願いをしているところでございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。よろしくお願いします。

それでは、この項目の最後になりますけれども、感染対策の観点から、時差登校あるいは分散登校についてはどんな考えを持っておられるのかお聞きしたいと思います。また、最悪の事態も含めて、休校という判断をしなければならない状況も考えておかなければならないと思います。この点について、判断基準あるいはガイドラインとかあるんでしょうか。お示しいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 感染予防対策を講じる視点から、時差登校あるいは分散登校は一定の効果があると考えられます。市内の感染状況によっては学校規模が大きく、教室内で密閉、密集、密接の三つの条件が同時に重なる場が生じる学校等においては、時差登校や分散登校等の実施を検討する場合も出てくるかと考えております。

なお、臨時休業等の判断につきましては、国が示した基準がございますので、それに基づき、保健所の見解それから本市の医師会の学校医の助言を踏まえて判断することとなります。

○5番（青山浩二君） 私の個人的な思いなんですけれども、この時差登校、分散登校、休校については、できればしてほしくないというふうに思っています。やはり子供たちは、学校で大勢の友達と一緒に学んだり遊んだり、これが学校での楽しみの一つでもあっております。ただ、最悪それをしなければならない状況になったとするならば、子供たちを守るために早めの決断をお願いしたいと思います。

私が今回この質問をした背景には、この時差登校、分散登校、休校という事態を避けるため、そして学校からクラスターを出さないため、まだまだできる対策があるんじゃないかなと思って質問いたしました。本市の子供たちを守るため、私たち議会もそうですが、市長部局そして教育委員会一体となって頑張っていきたいと思います。

この質問の最後に、今回の学校関係の質問を振り返って、市長それから教育長、一言ずついただけますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 特に子供たちの命を守るためには、学校は安全でなければならないことが大変重要であります。今後も市長部局、教育委員会と学校と地域、家庭が連携して、感染対策にしっかりと取り組んでまいります。

○教育長（福田裕生君） 各学校におきましては、これまで様々な感染症対策を講じてきております。そのかいあって、現在のところ、極端に心配するような状況にはないわけですが、

ここで気を緩めてはならないというふうに思っております。併せて、家庭への注意喚起も必要です。人と人の距離は長く、それから時間は短く、会話は少なくといったことを徹底せざるを得ない、いくらか寂しい状況ではあるんですけども、今においてはそういうことをしっかりと守りながら、今後も子供たちの学びの場を保障できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（青山浩二君） 市長、教育長、そういったお考えの下、ぜひ本市の子供たちを守るんだという強い意識をもって、また取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の項目に移ります。過去の一般質問の答弁に対するその後の進捗状況についてお伺いします。まず、平成30年12月定例会において、市長が市長選挙に当選された初年度のときの質問になります。前市長と同様の質問を投げかけさせていただきました。前市長におかれましては、あまりいい答弁、前向きな答弁がいただけませんでしたので、下平市長はどんな考えを持っているのかお聞きしたくて、質問した経緯がございます。振り返りの質問になりますので、今回細かい部分は聞きません。3年前に隅から隅まで聞きましたので、今回は大まかにその後の計画の進捗状況、それから現在の施設の管理状況についてお聞きしたいと思います。

まず最初に、屋内練習場の整備についてお伺いします。本市には野球部がある高校が2校ございます。志布志高校、尚志館高校ですね。2校とも野球部があります。また中学生、一般社会人もそうですが、試合前の練習場の確保あるいは冬期での練習を可能にするということは、選手の競技力向上という観点では非常に重要になってきます。また、ソフトボール、サッカー、フットサル、レクリエーションなどにも対応して、さらには災害時の避難場所にも対応できるような多種多様な機能を持つ屋内練習場の整備を考えていただけないでしょうかという質問に対しまして、当時下平市長は、「市内体育館の見直しの一つとして、有明体育館を室内練習場の機能を持つ運動施設として改修していく」と答弁されました。このことについて、有明体育館の改修計画はどの程度協議されているのかお伺いしたいと思います。

また、確認の意味でお聞きしますが、答弁された当時と現在の気持ちは変わっていないですよ、そこも併せて御答弁をお願いしたいと思います。

そして、教育長におかれましては、本市のさらなるスポーツ振興を図ることや、多様化する市民ニーズに対応するため、さらにはコロナが収束した後、国内外の大学野球部のキャンプ誘致の材料に必ず良い影響を与えることができる、私はそう確信しておりますが、この屋内練習場の必要性について、考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 市内には、旧町時代に整備された三つの体育館があるわけがございます。ほぼ同時期に建設され、35年から40年が経過しており、老朽化が進み、どの施設も不具合が発生している状況でございます。そのため、優先順位を付け整備しなければならない状況となっております。現在、施設の規模が最も大きく、利用者数の多い志布志運動公園体育館の大規模改修の実施設計を進めているところでございます。

御質問の有明総合体育館におきましては、この志布志運動公園体育館の改修終了後に、以前か

ら要望があります、屋内練習場の機能を持つ運動施設としての改修に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） 屋内練習場につきましては、年間を通じて天候等に左右されることなく利用できることから、様々な種目の競技力向上やスポーツ活動、レクリエーション活動など、市民の健康づくりの向上、さらには交流活動の向上につながっていくものを捉えております。併せて、スポーツ合宿や大会等の誘致の増加による市への経済効果も見込まれるというふうに考えます。

先ほど市長からもありましたとおり、市内には三つの体育館があることから、特徴のある施設への改修というのは、さらなる市の活性化につながるというふうに考えます。

○5番（青山浩二君） それではちょっと確認です。改修計画というものは、現在協議進行中であり、改修時期については未定であるけれども、改修工事自体は実施するという理解でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。今の答弁で、この項目については答えが出ましたので、安心をいたしました。そのことを競技団体それから市民の皆様にも、しっかりとお伝えしていきたいと思っております。

それでは、ちょっと関連がありますので、一点だけ現在のこの施設の管理状況について質問させていただきたいと思っております。この有明総合体育館ですが、老朽化ということもありまして、以前は雨漏り等で利用者の皆さんから補修の要望もあったかと記憶しております。今はそういったものは改善されて、その後の不具合等はないということで理解してよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 大規模改修を計画しているため、利用者の皆さんが満足いく改修はできないかもしれませんが、大規模改修までは御不便をお掛けしますが、安全性や緊急度等に応じた改修に努めてまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは、指定管理者による定期点検あるいは専門業者による点検、これらについてお聞きしたいと思います。先ほど答弁にもありましたように、将来的には大規模改修が見込まれるところではございますが、現在においては稼働中の体育館でありますので、定期点検は必要不可欠であると思っております。この施設は、どの程度の頻度でどんな点検を行っているのかお伺いします。

○教育長（福田裕生君） 特定建築物調査員による建築基準法第12条1項の規定による総合点検というものを、3年ごとに行っております。また同条3項による設備点検を毎年行っております。

○5番（青山浩二君） では、その点検報告というものも上がってきていると思っております。その報告の中で、補修が必要である箇所等の報告というものはありますか。

○教育長（福田裕生君） 内部の床、壁仕上げ材の剥離及び浮き上がり、非常照明器具の不具合等の報告を受けているところでございます。

○5番（青山浩二君） そういった補修の必要な箇所については、利用者の安全を第一に考えて

いただきまして、優先順位を付けながら補修工事をしていただきたいと思います。

先ほども言いましたけれども、大規模改修工事までには、まだ数年かかると思います。それまでは通常のこれまでのような利用が見込まれるわけですから、安全第一で施設の運営をお願いしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 施設につきましては、安全が最も優先することだと思っております。必要な箇所につきましては、指定管理者と十分協議をいたしまして、適切に対応してまいりたいと思います。

○5番（青山浩二君） ぜひお願いしておきたいと思います。

それでは、次です。最後になりますが、これも平成30年12月定例会での質問でございます。有明体育館に隣接する有明野球場の再整備についてでございます。有明野球場においては、平成5年から供用が開始されておりますが、現在においては環境も変化し、老朽化も著しいところでございます。「安心・安全な球場運営のために、子供たちが危険な高台に上って点数を付けている手動式のスコアボードを電光掲示板にしていいただきたい」また、「内外野を囲むコンクリートフェンスを、選手の事故防止の観点からラバーフェンスに改良していいただきたい」と質問いたしました。このときの市長答弁でございますが、「補助事業を調査し、有明野球場に係る整備計画を策定し整備を進めていく」との答弁でありました。その後の整備計画の策定というのは、どこまで進んでいるのでしょうか。

また、さっきも聞きましたけれども、こちらについても答弁された当時と気持ちは変わっていないですよ。そこも併せて御答弁をお願いしたいと思います。

また、教育長におかれましては、安心・安全な球場運営という観点から、この老朽化が進む有明野球場の再整備について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 有明地域の体育施設整備につきましては、第1次、第2次スポーツ振興計画の中でのゾーニングにおいて、野球場を中心に特徴を生かして整備していくこととしており、これまで隣接する市民グラウンドと併せて、備品購入や施設整備を行ってきたところであります。

有明野球場につきましては、これまでラバーフェンスの設置やスコアボードの更新の要望があったところでありますが、国体会場の整備を優先したことと、設置自体に多額の費用を要することもあり、取組していないのが現状でございます。本年度より着手しました志布志運動公園体育館改修や先ほど答弁しました有明体育館改修、さらには延期された国民体育大会におきまして多額の費用が見込まれているため、改修時期や規模について検討が必要であると考えます。

先ほど言われました考え方は変わっていないかということで、これは全く変わっておりませんので、今のような状況で検討が必要だということでございます。

○教育長（福田裕生君） 有明野球場につきましては、これまで子供から大人まで多くの方々に年間を通じて利用をしていただいております。また、スポーツ合宿や大会の場としても活用がなされていることから、市のスポーツ振興だけでなく観光、経済の振興にも、大きく寄与する施設であるというふうに捉えております。

しかしながら、平成5年の整備から27年が経過し、修繕等が必要になっている箇所も多数あり、利用者の皆様に安心して利用していただくためには、計画的な整備が必要であるというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。この点についても、今の答弁で答えが出ました。当時と気持ちは全く変わっていないということで、改修工事をしていただくことについて、非常に嬉しく思っているところでございます。こちらについても競技団体、市民の皆さんにしっかりとお伝えしていきます。

それでは、この球場についても、安全面のことで一点だけお伺いしたいと思います。スコアボードの安全性についてですが、3年前の質問の時の答弁で、「指定管理者により年一回、年度初めに点検を実施し、必要に応じて修繕を行っている状況であります。また耐震性につきましては、建築基準法が改正された昭和56年以降の工作物であり、確認を行いました特に問題はないと考えております」と答弁されております。あれから3年経過しております。その後の指定管理者による定期点検等で、何か不具合等の報告はないでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 指定管理者による点検から腐食等についての報告を受けております。特に現在スコアボードの活用を含めた改修等も、必要な状況ではなかろうかというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 指定管理者から腐食状況の確認をしているということですね。ただ、専門業者による点検はまだしていないということですが、ああいう特殊な工作物ですね、こういったものは指定管理者ではなくて、専門業者の点検というのが必要になってくると思うんですけども、これについてはいかがですか。

○教育長（福田裕生君） 今議員から御指摘のとおり、大変大きな工作物でございますので、専門による業者の点検というのは必要であろうと捉えております。

○5番（青山浩二君） ぜひお願いしておきたいと思います。

私も今回またこの質問するにあたって、改めてスコアボードの裏に上ってみました。素人の私が確認しても、3年前からするとさびによる腐食というのがかなり進んでいまして、結構危険度が増しているというふうに感じましたが、そんな報告は上がっていないですか。

○教育長（福田裕生君） 報告としては上がっております。それから私も3年前に確認したときからすると、今回また見させていただきましたが、足場の腐食等もかなり進み、ボードそのものにも腐食が進んでいるというところを確認したところでございます。

ボールカウント表示につきましては、バックネット裏からの操作が可能であるため、これについてはまだ使用可能ですけれども、その他についてはかなり傷みがきているなというふうに感じております。

○5番（青山浩二君） それなら、なおさら指定管理者ではなくて、専門業者の点検というのを実施していただきたいと思います。

それでは、前回の質問の時には市長にはお聞きしましたので、今回は市長には聞きませんが、

教育長にお伺いします。教育長はこの高台にありますスコアボードの裏ですね、ここに上ったことはありますか。あれば感想を聞かせてください。

○教育長（福田裕生君） 私は、幼い頃野球をしておりまして、いわゆる野球少年でしたので野球場に出向くことは大変好きでして、以前勤務していたときも、幾度となく球場の中に足を運ばせていただいたり、スコアボードのところにも上らせていただきました。また今回も改めて、久々に上らせていただいたところでした。スコアボードに上って裏手を見ればかなりの高さになりますので、その高さを眺望がいいというふうに捉えるか、かなり怖いなというふうに捉えるかは、上った方の思いだろうと思っておりますが、私個人的には、いい眺めだなというふうに思って、今回上らせていただいたところでした。

○5番（青山浩二君） 教育長におかれましては、高くていい眺めだなと、そういう感想を持たれたかもしれませんが、あの場所は、地上から高さ約3m、4mのところの子供たちが2、3人で、1試合約2時間から2時間半、重い鉄板の得点ボードの入替え作業ですね、結構ハードであります。そして危険を伴う作業でもあります。電光掲示板にさせていただくまでの間に、事故でもあったら取り返しのつかないことになってしまいますので、ここは一度緊急的に腐食部分を入念に調べていただいて、そして緊急的に必要があれば補修をしていただきたいと思います、そういう思いでありますがいかがですか。

○教育長（福田裕生君） 先ほどの答弁の中で少し足りない部分がありました。上らせていただいたときに、支柱が立っていますね、横の支柱いろいろありますが、かなり間隔が広いなというのも第一印象としてございました。その間から例えば滑り落ちるとか、足を踏み外すといったことも十分に考えられることだなと感じたところです。

また指定管理者による目視による点検は実施しておりますが、先ほどから御指摘いただいたように、専門家による点検ということは、本当にやっていくべきだと思っております。併せて、すぐ対応ができない部分もありますので、上り口のところにはロープを張って、中に侵入がなされないような緊急的な対応も指示をしたところがございます。併せて、スコアボードの上のほうに放置されたままであるパイプ椅子であるとか、数字が書かれた古い鉄板、これらについても、先日早急に撤去するような指示もしたところがございますので、またその状況等については早急に確認をさせていただいて、使えなければ使えないなりの安全な状況を整えておくということの対応も進めていきたいと思っております。

○5番（青山浩二君） よろしくお願ひしたいと思ひます。安全第一ということでございますので、そこのところはぜひお願ひしたいと思ひます。

今回、振り返りの一般質問をしたわけでございますが、細かい部分については3年前にやり取りしましたので、大まかに計画の進捗状況と現在の施設の管理状況について質問いたしました。3年前、市長が「屋内練習場も野球場の改修も整備計画を立ててやります」というふうに答弁してくださいました。そのとき、中体連、高野連を代表する競技団体それから保護者会、本当に喜ばれており、「さすがスポーツを理解してくれる市長だね。」とおっしゃっていただきました。

ただ、「3年経っても、いまだに具体的な動きが見えない。」という厳しい御意見も実際ありましたので、今回質問させていただきました。この3年の中の約2年間といいますと、コロナ対応で当局におかれましても大変な時期であり、そのことも相談者の方々には、私なりにお伝えしているところがございます。そこは、相談者の方々も十分理解してくれていると思っております。現在のこのコロナ禍で、なかなか思うように事業を進めることが困難な時期ではありますが、ぜひこういう時期だからこそ、市民が喜ぶ事業そして何より子供たちが夢と希望を抱いてくれるような事業、こういうものに着手していただきたいと思っております。

最後になりますが、現在、市民の皆さんそして競技団体の皆さんは、様々な制限を受けて活動しております。アフターコロナを見据え、この有明地域の体育施設の整備というものが、下平市長の中心政策の一つになるように進めていってほしいと思います。そこに対する思いといいますか決意というものを、最後に市長それから教育長にも一言ずついただきまして、私の一般質問を終わります。

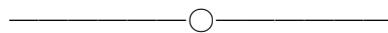
○市長（下平晴行君） このようなコロナ禍においてスポーツ活動やイベントの自粛が続いておりますが、以前のように活動ができるようになった際に、利用者の皆さんが安心して利用ができ、さらには、市外からも多くの方に利用してもらえるような施設になるように、整備をしていきたいと考えております。

○教育長（福田裕生君） このコロナ禍におきまして、部活動であるとかスポーツ少年団活動など、様々な活動それからイベント、そして学校においてもあらゆる場面で自粛が続いております。今はまさに我慢の時。我慢の時だからこそ精神面をしっかりと鍛えておくべきときだ、そういう捉え方も必要だろうかと考えております。

施設の整備におきましては、アフターコロナをしっかりと見据え、活動が再開された際に利用者の皆様に喜んでいただけるように、今は今できることを着実にしっかりとやっていくという、そういう思いでこれからも進めていきたいと思っております。

以上です

○議長（東 宏二君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。



○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでした。

午後 5 時43分 延会

令和3年第3回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和3年9月16日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

岩 根 賢 二

八 代 誠

丸 山 一

南 利 尋

平 野 栄 作

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 福 田 裕 生 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 濱 田 茂 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 大 迫 秀 治 | 耕地林務水産課長 小 山 錠 二 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎 |
| 有明支所長 重 山 浩 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 和 佐 浩 教 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | 環 境 政 策 監 梶 原 豊 |
| 危 機 管 理 監 萩 原 政 彦 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|---------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 皆さん、改めましておはようございます。獅子と公明の岩根でございます。よろしくお願いいたします。

昨日は時間延長ということで、皆さんどうもお疲れさまでございました。今日は時間延長しないように、スムーズにいきますようによろしくお願いいたします。私の質問内容は、具体的にこまごまと通告がしてありますので、多分執行部とのやり取りもスムーズにいくのではないかなと思っております。

それではまず、選挙公営の制度導入について質問をいたします。市長をはじめ、私たち議員の任期もあと5か月足らずとなってまいりました。それぞれ心の準備などで、何かと落ち着かない日々が続くのではないかなと思っております。そんな中、次の選挙、つまり来年1月30日投開票の選挙に間に合うぎりぎりのタイミングではないかなと私自身は思っているところですが、選挙公営の制度について質問をいたします。

公職選挙法では、選挙運動に係る経費を公費で負担することにより、候補者の負担をできるだけ少なくし、立候補の機会均等を図る手段として、選挙公営の制度を設けております。そこで、まず選挙公営制度の具体的な種類と、公費で負担する金額の限度額を示していただきたいと思っております。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 総務課長ではありますが、選挙管理委員会の事務局長を兼務しており、選挙管理委員長から委任を受けておりますので、私のほうで答弁させていただきます。

公職選挙法では、地方公共団体の議会の議員または長の選挙において、選挙公営に関する規定が定められており、選挙運動用通常葉書の交付のほか、任意性の選挙公営として候補者が選挙運動のために使用する自動車等の経費、頒布するビラの経費、公営掲示板に掲示するポスターの経費について、条例の定めるところにより無料とすることができるとされております。

また、市や選挙管理委員会が実施するものとして、ポスター掲示場の設置、来年の選挙から実施する選挙公報の発行があります。自動車、ビラ、ポスターにつきましては、条例により候補者

ごとの上限を定める必要がありますが、国政選挙や県の条例に準じますと、まず自動車については一般運送契約、これはハイヤー等の場合でございますけれども、一日当たり6万4,500円、選挙運動期間が7日間でございますので、その7日間を掛けまして45万1,500円。自動車借入契約の場合につきましては、自動車分1万5,800円、燃料分7,560円、運転手一人分1万2,500円の合計3万5,860円の7日間を掛けまして、合計で25万1,020円となります。

次にビラにつきましては、市長選については、単価の7.51円掛ける頒布の上限であります枚数が1万6,000枚でございます。それを掛けまして12万160円。市議会議員選挙につきましては、単価の7.51円に4,000枚を掛けまして3万400円となります。

最後にポスターにつきましては、525.06円に掲示場の216か所を掛けまして、31万500円を加えた額を216か所で割り戻した単価1,963円に、掲示場の2倍の枚数432枚を掛けた84万8,016円が上限額となっております。

○17番（岩根賢二君） 総務課長も登壇されて、いい経験になったかなと思っておりますが、ただいま限度額を提示していただきました。それでこの制度を、現在鹿児島県内では19市あるわけですが、どのような状況になっているのか。実施しているところが何か所、実施していないところが何か所というのが分かればお知らせください。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 県内での状況でございますが、19市のうちポスター掲示場と選挙公報につきましては、全ての市で実施をしております。自動車の公営が16市、ビラが12市、ポスターが17市で制度化をしております。

また、町村につきましては、24町村のうちポスター掲示場が22町村、選挙公報が3町村、そして自動車、ビラ、ポスターの公営につきましては、15町村で制度化している状況でございます。

○17番（岩根賢二君） 市の単位でいけば、19市のうちに3市がこの自動車とかビラ。ポスターについては1か所は曾於市ですかね、今度からしているということみたいですが、19市のうち16市ないし17市が実施しているということで、自動車、ビラ、ポスター関係について何も実施していないのは、志布志市とあと1市だということになるかと思えます。

それで、この3番目に入りますが、例えば本市でこの制度を導入した場合には、どれくらいの経費が掛かることになるのか試算をさせていただいていると思っておりますので、よろしくお願ひします。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 条例により上限を定めることとなりますが、国政選挙や県の条例に準じた単価で試算をしてみますと、自動車の借入契約、ビラ、ポスター、全て導入し、市長選挙で候補者を5名とみております。そして市議会議員選挙で25名とした場合に、予算を計上すると仮定した場合につきまして数字を出してみました。

まず、市長選での自動車の公営分でございますが125万5,100円、ビラが60万800円、ポスターが424万80円、合計で609万5,980円。市議会議員選挙でございますが、自動車が627万5,500円、ビラが75万1,000円、ポスターが2,120万400円、合計で2,822万6,900円となります。

種別ごとの合計にいたしますと、自動車で753万600円、ビラで135万1,800円、ポスターが2,544万480円となります。またポスターの上限につきましては、県内他市においては条例により

減額して設定している団体もあるようでございます。

○17番（岩根賢二君） 私も若干試算をしてみたところですけども、市長選挙に5人というのは考えていませんでした。市長選には2人か3人かなということを考えて、試算をしたこともありますけれども。今の計算でいきますと、市長選、市議選合わせて3,000万円を超えるということですか。合計はおっしゃいましたか、合計をお願いします。市長選と市議選、両方合わせた金額を確認をお願いします。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 合計で3,432万2,880円になります。

○17番（岩根賢二君） 3,400万円余りということのようでございますが、現在志布志市が、まだこの制度を導入していない理由は何なのでしょう。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 先ほども予算の試算をさせていただきましたけど、これにつきましては国政選挙での基準で試算をいたしておりますが、やはり相当な費用が掛かるということと、ほかの自治体を見ても、独自に上限を設けるところもありますので、そしてまた事務につきましても、候補者の皆さんに契約をしていただいて、その契約書を選挙管理委員会に届出をしていただきます。そういった事務の流れ等でしていただきまして、市につきましては、事業者の請求に基づいて支払いをするという仕組みになっております。そういった事務の流れの調査等もする必要があるというふうに考えておりますので、今後また調査・研究が必要なのかなというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） その精査はもちろん必要だと思うんですけども、この制度が始まったのはいつでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 制度につきましては、合併以前から制度としてはあったところでございますが、ビラの配布につきましては、平成31年から始まっているところでございます。

○17番（岩根賢二君） お隣の大崎町では、昨年この制度が改正をされまして、町村の段階でこの制度を導入してもいいですよ、そういうことになって、すぐこの制度を導入しているということは御存じだと思うんですけども、志布志市もやはりこういう選挙に経費が掛からないようにして、若い人だけではなくてまた新しい人が選挙に挑戦するような環境を整備してあげてもいいのではないかなと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 選挙公営制度につきましては、立候補に係る環境改善の取組として有効であると考えております。しかしながら、市の予算支出を伴うことから、選挙管理委員会におきましても効果を考えながら協議を行っているところでございます。

選挙公営につきましては、今回の選挙から選挙公報を発行し、候補者の政策や主張を有権者に届ける手段として、また政治や選挙への関心を高め、ひいては投票率の向上につながるものと期待をしているところでございます。

また、選挙運動用自動車等における導入につきましては、委員の皆様からは「志を持って立候補をされると思うので、公営制度があるから立候補を決意される方は少ないのではないかな」とい

う意見と、あと「立候補の後押しにはなるが、予算を伴うもので市民の方々の理解が得られるのか」といったような御意見もいただいておりますので、引き続き協議をしていくこととしているところでございます。

ただ、県内市町村におきましても、多くの団体が導入している状況もありますので、今回の選挙の状況を踏まえながら、4年後の市長・市議選挙までには、導入に向けた結論を出すこととしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 志がある人は、こういう制度がなくても出るんじゃないかと、あるいは、「市の税金を使って、そういう選挙に使うのはどうか」という意見もあるということですが、それは、選挙管理委員会が出た言葉ですか。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 選挙管理委員会の中で、この選挙公営につきましても平成30年9月から協議を進めているところでございます。その中で、やはり費用がかかることにより慎重な検討が必要であろうというところから、今回令和2年6月から選挙公報の導入につきましても、選挙管理委員会の中で決定をいただいたところでございます。

そのほかの制度につきましても、まだ慎重な検討が必要であろうということで、引き続き検討していくということにしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 平成30年9月から検討に入ったということですがけれども、もう既に3年経過していますよね。過去のことを言ってもしょうがないですけども、検討が全然進まなかったということは、一つには何か経費のことがあるんじゃないかなと、お金がかかるからそれをその選挙に使うべきかどうかということを、選挙管理委員会の皆さんはちゅうちょしておられるのではないかなと思いますけれども。だけど、その委員会の皆さんは、鹿児島県の状況がもうこういう状況だよというのは分かっておられるんですか。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 県内の状況等につきましても、資料を用いましてお知らせをしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今回私が通告をして、そのことによって、また選挙管理委員会の皆さんが集まって協議をしたとかいうことはあるんでしょうか。それとも、なしで総務課長のほうでそういう答弁をされたのか、そこはどうでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 令和3年9月1日に定例会がございましたので、その中でこういった御質問が出ているという内容と、あと選挙公営の内容につきましても再度御議論いただいたところでございます。

その中で、今後も引き続きやはり協議はしていくということで決定をさせていただいておりますので、先ほど申し上げましたとおり、県内の市町村ではかなりの率で実施されておりますので、そういった方向もお知らせをしておりますので、検討については、引き続きやっていくということで決定をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 私冒頭に申し上げましたけれども、次の選挙に向けてのぎりぎりのタイミングかなということで述べたんですけれども、この2か月余りで、その制度を導入ということ

はもう難しいんですね。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） その9月定例会の折にもお話を申し上げましたけれども、4年後に向けて協議をするということで、委員の方からも地域の方のまず意見も聞いてみるということでの御意見もいただいていますので、4年後に向けての協議ということで、今決定をしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 平成30年にその協議が始まった時点で、そういう態度を示していただければ、今度の選挙には間に合ったのではないかなと思うんですね。ちょっと遅きに失したという感じがしますが、ここで総務課長が「やります」とか「やりません」とかいうことは、もちろん言えないと思いますので、今経費のその税金を使うということについてのところで、疑問点があるみたいな話もありましたけれども、もちろん選挙管理委員会がやろうということになれば、予算も伴ってくるわけですが、そのときに市長のほうで、執行部のほうで、「いや、そんとは駄目やっど」ということ、そういうことはないでしょうね。どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

先ほどからありますように、選挙管理委員から制度化すべきとの意見があった場合、意見を尊重しながら予算や制度上の課題等を検討の上、条例制定に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） 私のこの質問に対して、大変期待をしていただいている同僚議員の皆さんもおられたかと思うんですが、4年後ということでございますので、次の選挙には間に合わないという結論が出たようでございますので、次の質問に移りたいと思います。

次に、市長の退職金見直しについてでございます。今定例会に市長の退職金を0円にする条例改正案が提出されました。そこで、市長の考え方を聞いてみたいと思います。この案件につきましては、総務常任委員会に付託になりましたので、またさらに詳しい質疑が行われるとは思いますが、委員会には、なかなか市長が来ていただけないのではないかなということで、市長の考え方を聞いてみたいと思っております。質問の内容によっては、事務方で答えていただきたいと思っております。

それではまず、そもそもなぜ退職金の見直しをするのか、この点についてお願いいたします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

企業に勤められている方や市役所の職員を含めて、一般的に30年、40年勤められて退職金を受け取られる、そういうことで市長は4年で受け取ることに、市民の皆さんが疑問を感じているのではないかという思いと、また自主財源の確保、財政の健全化に資するための公約の一つとして、退職手当0円を掲げていましたので、今回提案をしたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 最後のほうがちょっと聞き取りにくかったんですけども、選挙の公約にしていたからということをおっしゃいましたか。

[下平晴行君「はい」と呼ぶ]

○17番（岩根賢二君） それでは、次の本市の特別職の職員の給与に関する条例では、第4条に

「退職手当の額及びその支給方法は別に定める」とだけ書いてあります。この条例を見た時に、「別に」というのはどこにあるんだろうかと思って、市の条例を全部探してもこれはないんです。分かっている人には分かっているんですけども、分からない人はこれを見たときに、じゃあどこにあるのかなということを探すんじゃないかなと思うんですけども、他市の条例には、その根拠である条例名をちゃんと明示している例がたくさんあります。本市でも例規集を見れば誰でも分かるように、まず市民に分かりやすいように改めてはどうでしょうか。この点についてお願いします。

○市長（下平晴行君） 志布志市では退職手当に関する事務の共同処理を行うため、鹿児島県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の額及びその支給方法は、同組合の特別職の職員の退職手当に関する条例に規定されております。志布志市特別職の職員の給与に関する条例第4条の「退職手当の額及びその支給方法は別に定める」の「別に」とは、鹿児島県市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例のことでありますので、根拠条例名を明示して市民に分かりやすいように改めてまいります。

○17番（岩根賢二君） このことは、そのようにぜひ早く改めていただきたいと思っております。それでは、3番目の市長の任期中における、市長の分の市の負担金は幾らになるかお願いします。

○総務課長（北野 保君） 特別職の退職手当負担金につきましては、給料年額に1000分の280を乗じて算定されますので、市長の場合でございますが、一年当たり279万2,160円になります。任期中の4年間で1,116万8,640円になります。

○17番（岩根賢二君） 市長の分として負担するのが4年間で1,116万円ということですか。それでは、この退職金を市長が受け取らないということで提案がされているわけですけども、この1,116万円を受け取らなかった場合には、どのように処理をされるのでしょうか。

○総務課長（北野 保君） もし、この条例が改正されずに、受け取らないといけない状況になった場合につきましては、その場合でも市長のほうがもう受け取らないというふうに決断された場合につきましては、鹿児島県市町村総合事務組合につきましては、退職手当を法務局へ供託することになります。その供託した場合につきましては、消滅時効がございまして、10年経ちますと権利が消えるということになっております。

[岩根賢二君「10年経つと」と呼ぶ]

○総務課長（北野 保君） 消滅時効が10年でございます。

[岩根賢二君「消滅というのは何ですか」と呼ぶ]

○総務課長（北野 保君） 国庫に入ることです。

○17番（岩根賢二君） 市長が受け取らなかったとした場合には、それは市に返ってくるということではないんですね。最終的に受け取らなかった場合は、法務局へ供託した後に、最終的には国庫のほうに入っていくということになるわけですね。何かやり取りがありますけど、よろしいですか。

分かりました。

それでは、4番目にいきます。本年3月の施政方針では、市長退職金の見直しについては、関係機関との協議や審議会の意見を聞く必要があるとのことでした。それらの関係機関の名称と審議会の名称を、まずお聞きします。

○総務課長（北野 保君） まず関係機関でございますけれども、鹿児島県市町村課と退職手当の事務を共同処理するために加入している鹿児島県市町村総合事務組合と協議を行っております。

市長の退職手当を0円とするために、現に在職する市長が退職する日の属する月の給料月額を0円とする条例改正については、了承を得ているところでございます。

議員報酬等審議会につきましては、令和3年7月15日に委員10名のうち9名が出席をさせていただきまして開催しております。今回の市長の退職手当を0円にするための現に在職する市長が退職する日の属する月の給料月額を0円にするという条例改正につきましては、適当という答申をいただいております。

○17番（岩根賢二君） 県の市町村課と市町村総合事務組合のほうでは了解されたということですね。それと、市の報酬審議会のほうでも適当であるという答えが出たということではございますが、1点だけお尋ねしますけれども、この市長が退職金を受け取らないあるいは0円にするということについては、この手法のほかにも何か手法があるのでしょうか。

○総務課長（北野 保君） まず一つ目でございますけれども、退職金を受け取って寄附するという方法につきましては、公職選挙法の寄附行為にあたりますので、できないということになります。

二つ目に、鹿児島県市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例を改正する方法がございしますが、この方法につきましては、事務組合の定例会において、構成市町村による議決が必要となります。そして組合側としては、共同処理の観点から、個々の事情に対応することは適切でないという意見をいただいているところでございます。

三つ目に、鹿児島県市町村総合事務組合を脱退するという方法がありますが、こちらも同様に構成市町村の議決が必要になることと、一般職員の分も含めて退職手当の事務を市単独で行う必要があるため、財政的観点、事務が増大する観点から困難と判断されます。

四つ目に、受取拒否をして法務局に供託する方法がございしますが、これも10年後に国庫に入るだけということで、市にメリットがないというところで判断しているところでございます。

○17番（岩根賢二君） いろいろな方法があるけれども、寄附行為になったりしてできない、あるいは国庫に入るのということみたいですけど、この市長が退職する月の給料月額を0円にするということについては、地方自治法の第204条には、「普通地方公共団体はその長及び職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない」と規定されております。退職する月の給料月額を0円にすることは、この条項に違反することになるのではないかなという疑問もあるわけですが、この点についても、鹿児島県市町村総合事務組合または県の市町村課では何も議題にもならなかったのか、それでもよいということだったのか、その点お聞かせください。

○総務課長（北野 保君） 御質問の件につきましては、県の市町村課との協議をしているところでございます。給料を支給しないことが法的に問題ないかということでございますけれども、地方自治法第204条第1項で支給が義務付けられているところでございますが、「生計を維持できる額の支給について十分に留意した上で、附則等で特定月額を100%減額しても差し支えない」ということで回答をいただいております。

○17番（岩根賢二君） 私が一番疑問視していた点がそういうことで、私の心の内では解決しましたので、了ということで理解したいと思います。

それでは、最後に退職金を0円にすることにより、市の財政にどのような影響があるのかということで、通告してありますけれども、先ほどの質問の中で、受け取らなかった場合には3番目の負担金のところでやり取りをしましたけれども、最終的には法務局へ供託するというところでございました。そして、市のほうには別に返ってはないんだよということでお聞きしましたが、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長（北野 保君） 先ほどの供託につきましては、条例が改正されずに支給される場合に、受取りのほうを拒否した場合には供託されるということでございますが、今回条例案を可決していただきますと、その退職手当につきましては、もう支給が0円になるということでございますので、供託されることはないということでございます。

今回、財政的にどういう影響があるかということでございますけれども、市町村総合事務組合に支払う退職手当負担金につきましては、特別職と一般職と合わせた負担金の額と支給された退職手当の額が同程度となるよう、負担率の調整や精算を行う制度となっております。今年度の負担率や負担金の額につきましては確定しているため、今回退職手当が0円になったとしても、今年度の負担金額には影響はございませんけれども、将来の負担率の見直しがあった際には、減少する可能性があるということでありませう。

○17番（岩根賢二君） ということは、市の財政に関して言えば、負担金の減少があるかもしれないということですね。そこの試算まではしていないでしょう、どうですか。

○総務課長（北野 保君） これにつきましては、退職者数の関係もございませうので、試算等はちょっとできないところでございませう。

○17番（岩根賢二君） そうしますと、市長は当選されてすぐに、所信表明で五つの政策ビジョンを述べておられます。その5番目にこのように述べておられます。「合併後12年が経過しまして、普通交付税については合併算定替えによる特例交付も平成32年まででなくなります。このようなことから歳入の確保に努めながら、行政評価により各事業の費用対効果の把握をしっかりと行い、支出の無駄を省き、真に必要な事業には予算配分しながら、メリ張りのある予算編成に努めてまいります」と述べられた後に、「そのような中で市長の今期の退職金につきましては、見直しを行ってまいります」と述べておられます。

この内容からしますと、市の財政も厳しくなるので市長の退職金については見直しを行うと、財政と関連付けておられるのではないかなと思っておりますが、果たしてそうなのかなと。ある

意味、市民に誤解を与えているのではないかなと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほども言いましたけれども、やはり毎回一期ごとに退職金をいただくということのいわゆる職員も含めてですけれども、私は30年から40年経って初めて退職金がもらえるというその意識も含めて、この退職金をゼロにするという考え方でありました。

確かに今説明があったとおり、財政的に将来の負担金の割合でいくと、そういうのが影響が出てくるのかなというふうには思っておりますが、考え方としては、やはり財政の意識を持ってもらうということと、私も基本的には、その中身までは調べて一般質問したということではないです。基本的には財源確保というのは、やはり退職金をもらわないことでの意識改革を含めてお願いをしたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今、市長の答弁の中で1か所間違っていたところがありましたので、訂正されたほうがいいんじゃないかなと思いますが、「一般質問しました」とおっしゃいましたけど、所信表明しましたということではないかなと思います。

○市長（下平晴行君） すみません、緊張しておりましたので間違っていました。一般質問ではなくて、公約として挙げたということでございます。

○17番（岩根賢二君） 分かりました。市長の今おっしゃったようなことであれば、これは仮の話になりますけれども、次の二期目に当選されても、同じように公約に掲げるということをお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今はそういう立場ではございませんので、ここで答弁は控えさせていただきますと思います。

○17番（岩根賢二君） 今はそういう立場ではないとおっしゃいましたけれども、昨日の一般質問では、次年度以降についての答弁もされていますよ。例えば、小野議員の無電柱化について、「次期選挙のマニフェストにこれを入れる考えはありますか」ということの答弁が、「これに取り組んでいく」とおっしゃっています。また野村議員の通学路関係の来年度予算について質問があった場合に、「予算確保をしていきたい」とおっしゃっています。尚志館高校のところの歩道設置の件ですけれども。そういうことをおっしゃっていますので、それは当然当選した場合にはこれをやりますよということだと思っただけですが、同じように私は今聞いたわけです。当選した場合というか、選挙公約に市長の退職金は二期目も受け取りませんよという公約をされるのかなということで、お聞きしたんですよ。

○市長（下平晴行君） 昨日の質問に対して答弁したのは、これは事業の政策でございます。私が今質問されたのは、私の個人的なことでありますので、そのような答弁をさせていただきました。

○17番（岩根賢二君） それでは了解いたしました。

それでは、6番目に退職金を受け取らないという方法以外に、市の財政に貢献する方策は考え

たことはないかということですが、この点についてはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 退職手当を0円とする方法として、鹿児島県市町村総合事務組合の特別職の職員の退職手当に関する条例を改正することについては、個別の団体の特例的な扱いを行うことで同組合の共同処理の趣旨や目的、制度そのものが不安定になることから実施できないところでありました。鹿児島県市町村総合事務組合で共同処理事務を行っている退職手当事務を脱退すれば、市の条例で市長の退職手当を0円にすると規定できることとなりますが、退職者が想定よりも多かった場合の対応など、本市単独では対応が困難な事態が想定され、脱退することは将来的に不利益を生じることと考えられます。

また、退職手当の受取りを辞退することや受け取った退職手当を寄附する行為は、公職選挙法に抵触するため、今回提案いたしております退職の日の属する月の給料を0円にすることが、最良の方法であると判断をしたところでございます。

○17番（岩根賢二君） 今市長がお答えになった部分については、先ほど総務課長もおっしゃってましたので、それは理解をしたところでございます。

私がこの6番目に退職金を受け取らないという方法、ちょっとこの表現が悪かったんですけども、退職金を受け取って寄附をするというのは、寄附行為になるから駄目だとおっしゃいましたけれども、一旦受け取っておいて、市長を退職された後に市に寄附をするということも、市に貢献することになるのではないかなと思います、そのようなことは考えたことはなかったですか。

○市長（下平晴行君） そのようなことを考えたことはなかったんですが、そういうことができるとすれば、市の財政に影響を与えられるのかなという、今質問される途中で考えたところであります。

○17番（岩根賢二君） そういう方法もあるのかなと思いますので、また再考していただければなと思っております。

私が最後に質問しようと思っていることに、お答えしていただけるかどうか分かりませんが、仮に今定例会でこの市長の提出した0円にするという条例改正案が否決された場合に、「それは私の意思とは違うから、再度また提案します」という、そういうお気持ちがあるのかどうか、それだけお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） それは気持ちはありますけれども、議会でそういう否決された場合には、それは尊重しなければいけないんじゃないかなというふうには思います。

○17番（岩根賢二君） ということは、もし否決された場合は、議会の意思を尊重して再提案はしない、退職金は受け取るということで理解していいんですか。

○市長（下平晴行君） 結果的には、今議員がおっしゃったようなことになるのではないかなというふうには思います。

○17番（岩根賢二君） 市長の心意気を受け取ることができましたので、私の質問はこれで終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

次に、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 思った以上に早い時間に回ってきたなというふうに思っているところです。私も簡潔に質問してまいりますので、よろしく願いいたします。改めまして、皆さんこんにちは。真政志の会、八代誠です。早速通告書に基づき、一問一答により質問いたします。

まず、本市単独の助成事業及び補助事業について質問いたします。これから質問する三つの事業については、6月中旬から7月末日にかけて、令和3年度の予算上限に達したため、受付を終了しますよという旨のお知らせが本市のホームページに示されております。

まず1項目目の防犯街灯設置に関する補助金について質問いたします。この事業につきましては、街灯の新設・増設の場合とLED街灯への転換の場合の2種類に分類されていると私は考えていますが、制度の内容と今年度の申請状況及び実績について、具体的に御説明をお願いします。

○市長（下平晴行君） 八代議員の質問にお答えいたします。

現在、防犯街灯に関する補助金につきましては、2種類ございます。一つは維持管理に関する補助金で、電気料金や電球の交換等、街灯の維持管理に関わる経費に対し、一基当たり1,700円を助成しております。

もう一つが防犯街灯の設置に関する補助金で、新たに設置する場合は設置費の2分の1、LED等への転換は一基当たりの3分の2もしくは9,000円を上限として助成をしているところであります。

実績でございますが、令和2年度補助金の実績は641万5,000円となっており、内訳は118自治会と2校区公民館が申請され、LEDの新設が27基、LED等への転換708基を補助しているところでございます。8月末まで76自治会、校区公民館より申請をいただいているところであります。内訳はLED等の新設が13の自治会より26基分、LED等への転換が63の自治会、校区公民館より515基分の申請がされている状況でございます。

○7番（八代 誠君） それでは続きまして、2項目目の危険廃屋解体撤去事業について質問いたします。この事業は、本市のホームページにおいて7月26日付で令和3年度の予算額に達し、受付終了の案内がありました。なお、そのホームページの中に、解体相談、現地確認は随時行っておりますので、係へ御相談くださいと注意書きが書いてあります。そういったことで、私のほうにも解体をされる事業者あるいは実際に申請手続きへ行った方々から、「今年はもう予算がなくなったというふうに言われましたよ。」と、補正をしない限り来年になると、補正をしない限りという言葉はないわけなのですが、来年になりますよと。ただ、相談あるいは現地確認はやりますので、窓口に来てくださいねという案内が書かれておりました。

まず、今年度の申請状況及び実績についてお示してください。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

危険廃屋解体撤去事業は、住環境の向上並びに市民の安全安心の確保、市内産業の活性化を図る目的で平成22年度から危険な住宅の解体に際し、その費用の一部を補助しており、また平成29

年度からは附属屋のみの解体にも利用できるようにしているところであります。

これにより本事業を利用した方は、令和2年度末で486件となっているところであります。本事業の申請件数は47件となっております。

○7番（八代 誠君） 今年度の申請状況が47件ということですかね。30万円上限額が出る分と今附属屋ということの、その件数については把握されておられませんか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 申請件数は、今市長がお答えになりました47件が合計でございます。住宅が32件、附属屋が15件になっているところでございます。

○7番（八代 誠君） 分かりました。

先ほどの防犯街灯に関する補助金は、私の記憶では4月13日から受付を開始しましたよということでした。6月半ばだったかと思いますが、もう本年度の予算がなくなったということで、4月13日から始まって5月、6月の約2か月で令和3年度の予算が上限に達したということになります。

この危険廃屋解体撤去事業につきましては、7月26日付で令和3年度の予算額に達したので、受付を終了したいという案内があったわけなんですけど、この危険廃屋解体撤去事業については、開始日は4月1日でよろしいですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 4月1日から受付を開始しているところでございます。

○7番（八代 誠君） ということは、これも4月から7月までの約4か月ということで、半年以上とか7か月ぐらい経ってからだったらちょっと分かるんですが、ちょっと対応がどうかというふうに考えていたところですよ。

この質問の2番目に入っていくわけなんですけど、本当に今回補正予算を組んでいただいてありがとうございますということですよ。この危険廃屋解体撤去事業については、今定例会におきまして450万円が増額になっています。この金額を示すことになった積算根拠をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 補正予算根拠につきましては、過年度の8月以降の申請実績に基づいて、20件を見込んでいるところでございます。

○7番（八代 誠君） 先ほどお話ししましたように、ホームページ上では受付は終了しましたが解体相談、現地確認は随時行っていますということでしたが、建設課のほうでは、この450万円の増額、過年度の8月以降の申込みということもありましたが、もう既に、今年補正予算を組まなければさばききれない数字というのは把握されているのですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 非常に人気のある補助事業でございますが、例年は10月、12月ぐらいまで予算があるところですが、本年は7月で枯渇したというところでございます。相談も十数件あるところでございます。

また、ホームページ上で随時現地を確認しておりますというのは、危険廃屋に該当するのかわという相談、どのような業者がいるのかわか、費用がどれぐらいかというような相談を随時受けているところでございます。

○7番（八代 誠君） それでは、今年度に限ってはこの450万円の増額で十分かなと、足りませよということで、課長よろしいですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） あくまでも市民の皆様からの申請でありますので、我々が計画してなかなか件数を把握するのが非常に難しいところで、例年8月以降に20件程度の申請があるものですから、それを根拠に今回予算の補正をさせていただいたところでございます。

○7番（八代 誠君） そういうことで補正予算を組んでいただきましたので、本当に良かったなど。今回補正予算が上がっていなかったら、かなり突っ込んだ形でいきたいなと思っていたところですので、よろしく願いいたします。

それでは、3項目目になります。住宅リフォーム助成事業について質問いたします。この事業は7月13日付で令和3年度の予算額に達したという案内があったところでした。これも4か月弱、ほぼ3か月ちょっとということで受付を終了しています。今年度の申請状況及び実績についてお示してください。

○市長（下平晴行君） 本事業は地域経済対策として、市内産業の活性化、雇用の創出、環境対策を行うことを趣旨として、改修及び撤去等の工事に係る経費の一部に対し、助成を行うこととしております。

住宅リフォーム助成事業は、平成24年度から実施しており、本事業を活用される方は令和2年度末で累計871件となっているところでございます。本年度の申請件数は80件ということでございます。

今までの実績件数は、今年度で80件を含めると951件となるところでございます。

○7番（八代 誠君） 同様に今回のこの事業についても補正予算によって300万円ほど増額になっていますが、先ほどと同様にこの金額を示すことになった積算根拠についてお示しをお願いします。

○市長（下平晴行君） 今回の補正予算については、例年平均して9月までの受付が可能だったこともあり、今回締め切った7月からの受付件数の統計から、20件を見込むということでの補正でございます。

○7番（八代 誠君） この項目については、最後の質問になります。今回先ほどもお話ししましたように、予算の増額補正に対しては、本当に大歓迎いたします。ただ、タイミングについて対応が遅かったんじゃないかなというふうに私自身は考えています。先ほどもやり取りの中でお話ししましたように、新年度が始まって3か月弱、あるいは4か月、12か月ある中で3か月から4か月で新年度予算がなくなってしまって、受付を終了してしまった。市長の所信表明あるいは施政方針には、市長がいつも言われるのは、「熱き思いで市民に身近な市政を」と、その信念の下、「市民目線で市民が主役のまちづくりを推進し、市民生活の利便性の向上の実現に向けて全力を尽くしていきたい」というふうに、市長は常々言われます。今回のこのタイミングも含めて、私はちょっと遅かったんじゃないかなというふうに思います。市長の率直な見解をお聞かせ願います。

○市長（下平晴行君） 例年9月までの受付を行えており、それ以降の補正をお願いした場合11月、12月からの案内では、年度内に完成を見込めない場合もあることから、事業者の方に適正な工事を取り組んでいただくというような計画が、いわゆる年度内に事業が終了するかどうかということも、この業務の場合は考えられるということから、予算のこういう決め方をしてきたということでございます。

○7番（八代 誠君） いずれにしても、本当にこの補正予算を組んでいただいたことはよかったなと思っています。いろいろタイミングについては様々な考え方があると思いますが、もう少し何らか方法を考えていただきたかったなと思いますので、今後についてはよろしくお願ひしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 話途中でしたので、最後の単独の助成事業の補助事業についてということでの総体の答弁をさせていただければと思います。

補助金は公益性・公平性・有効性など市民のニーズと一致しているか、市民の生活にどのように密着しているかなどを考えながら、年間の予算の範囲内で市民や民間の団体等が行う事業や活動に補助金を交付しているところであります。今回のように、数か月程度で予算が枯渇してしまう補助事業につきましては、本市の財政状況を見ながらでございますが、その補助事業の特性、市民への公平性・有効性の観点など考慮し、増額による補正が必要ではないかと思っているところでございます。

今後は特にコロナ禍後の経済の流通などを見極めながら、緊急性を要するもの、市民に直接関連するもの、その補助事業の申請から完成までの機関などを考慮すべきものなど、当初予算編成時での在り方も考えた必要なものに、めり張りの利いた対策を講じながら執行していきたいというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） ですから、市のホームページ、この三つの各事業については、現在受付をしておりませんということですので、制度設計についても、本当はこういうどんな事業ですよということの案内も、シャットアウトになっている状態です。結局、もう今年度の予算に達したので、「あれ、どんな内容になっていたかな」というふうに、制度の中身を調べようとしたときに、その中に入っていけない。そういったことになっております。今定例会で令和3年度9月補正予算が可決されてから、再度案内ということになりますので、可決後は市民の不利益にならないように、早急な対応をしていただきたいというふうに思いますが、市長、その点について最後になります。よろしくお願ひいたします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃった、市民に対して不利益を被らないように、いわゆる市民の安全・安心、そして先ほど言いましたように、必要なものにはめり張りの利いた対策を講じていくという考え方でございますので、しっかり対応してまいりたいと思います。

○7番（八代 誠君） それでは、この件につきましてはよろしくお願ひします。

次に、災害復旧等の問い合わせ対応についてということで、これは今年はそのまで問い合わせはなかったんですが、一昨年そして昨年の梅雨、あるいはその後の大雨で様々な市民の方々から

災害復旧等の問い合わせというものがありました。ここでは、国や県が主体となる災害復旧等に関して、本市にそれぞれ担当部署が配置されています。しかし、問い合わせに対する国や県からの回答が、私は極端に曖昧であると考えています。問い合わせた市民の方々が納得できる回答を文書で求めることができないかということなのですが、今そういったことで、建設課あるいは耕地林務水産課や鹿児島県が発注した災害復旧工事が、急ピッチで進んでいます。しかし、いまだに手付かずの災害箇所も本市では散見されています。今年5月から6月にかけてだったと思いますが、本市が毎月各家庭に配布する使送便の中に、こういった「山地災害に備える」あるいは「県政かわら版」等が配布されました。梅雨本番に備えて皆さん気を付けてくださいよという啓発の意味のパンフレットだと思います。ただ、この「山地災害に備える」、市長も多分持っておられると思いますが、5ページから6ページにかけて崩れた山を整備しますよという形で示してあります。そこには、みんなの暮らしを守る治山事業、「国や都道府県では、山地災害から地域の皆さんの生命・財産を守るため、次のような対策を進めています」とあり、さらに詳細部分を見ていくと、「山地災害が発生したとき、再び災害が発生しないように速やかに復旧します。山地災害による住宅や公共施設などへの被害を未然防止」と掲載されています。先ほどお話ししましたように、昨年、一昨年の大雨で被災された方々は、すぐる思いで「いろんな事業がでけんけな」ということで、本市の担当部署に相談されるわけですね。しかし、相談される方はこういった事業が採択されるその条件という詳細は分からないわけですよ。こういったパンフレットが来たときに、いかにも自分も勘違いするような、何か表現が紛らわしいというか、文面と写真になっていると私自身も思います。こういうパンフレットを見られて、去年、一昨年の災害で、自分が本当に裏山が崩れたという、今年また梅雨前にこんなものが来た。私は勘違いするかなと思いますが、市長の率直な意見をお聞かせ願いたいと思います。特に6ページの上の段ですよ。

○市長（下平晴行君） 今議員が言われましたとおり、「山地災害に備える」のパンフレットの6ページですね。これは山地災害が発生したときに、再び災害が発生しないように速やかに復旧とありますが、治山事業には採択基準があることを伝えてほしいと思います。

また、写真ですが、保全施設が下のほうに何も無いように見えていますので、この箇所の下流部には重要な幹線道路や受益地の多い用水路等があるのではないかというふうに思います。この写真だけでは保全施設が見えないために、治山事業はどこでもできると誤解されると、議員がおっしゃるように、私もそういうふうに見て思ったところでございます。

○7番（八代 誠君） 特に、やはり私も60歳になりましたので、若い方からは相談はありません。70代、80代、もう父ちゃんが亡くなればあちゃん一人、あるいは老夫婦暮らしの方が「本当に晩も寝がならんなよ」というふうに、相談があったりするわけですよ。こういったものが配布されると、「ないごてうちんとはでけんとか」という話になっていくんですね。そういった場合に、先ほどもお話ししましたように、国や県につないでいただく建設課や耕地林務水産課があったりします。もちろん市民の方々から問い合わせがあると、うちの職員の方々は、ほぼ現地向かって現場を確認して、そしてどんな事業が適切かなということで、国や県につないでく

れます。しかし、その後の回答が、非常に曖昧だなと私は感じています。例えば、回答はですね、市長。県からの回答が「厳しいですね」ですよ、「厳しいですね」。できるのかできないのかも分からない、「厳しいですね」。鹿児島県からそうやって「厳しいですね」と言われたうちの建設課長、耕地林務水産課長の部下と言ったらおかしいですけど、職員の方々。問い合わせた市民の方々にどんな回答をすればいいのか、私もちょっと分かりません。中には県の職員が見に来て、「ああ、ここはシラスを採取しやっただけですね」、結局「シラスを取っちょいやっですがね」というようなことを言った県の職員もいた。入り口は乗用車がやっと入るぐらいの宅地なんですよ。ね。「大型ダンプがどっから入るとよ」というような、ちょっと自分もかちんとききましたけど、ですから何かこう不親切だなと。先ほどお話ししましたように、治山事業の採択基準の何か資料をいただいたのですが、やはりすぎる思いで相談されているのに、「厳しいですね」というような言葉はちょっと乱暴かなというふうに思います。私たちにも相談があったときに、大体相談者は、もう高齢者は気が短いですから、2、3か月ぐらいすると、「どげんなっちょったけな。何という回答があったけ」「国でできるの、県でできるの、市でできるの」という問い合わせが来るんですよ。そういうときに「どうでしたか」というふうに担当課に伺いに行くと、「厳しいですね」としか言われません。ずっと「厳しいですね」で、うっちょかかれているわけですよ。これはどうかなというふうに思います。

です。ですので、そういった回答を文書でいただきたいと。市の職員の方々も、のさんですよ。その相談された方々に「厳しいですね」と言われて、どんな答えをすればいいのか、自分もよく分かりません。ですから、何かそういったルールというか、本市では県や国の該当するような事業に対して、できないんだったらできないと、どういう理由でできない。できるんだったらまだいいですよ、できない理由をしっかりと文書でいただきたいなというふうに思います。そういったお願いをしていただきたいと思いますというふうに思っています。市長どうですか。

○市長（下平晴行君） これは議員がおっしゃるとおり、私もそのように思います。後から申請して、後から申請した分が前のより危険度が高いとなりますと、そっちのほうを優先していくというようなことで、次から次にそういうことになるんじゃないかと思いますが、しかし、申請される方は、今おっしゃいましたとおり、いつ来るのか、ただ厳しいのか、いつするのかということでは、本当に不安がより一層募るような形でありますので、要望される方については、市から調査結果の内容を付して、文書で回答するようにいたしたいというふうに思います。

○7番（八代 誠君） ぜひそういった形をお願いしないと、なかなか今でもはっきりした回答をいただいている、裏山が崩れた、あるいは自宅のすぐ軒先が崖になっていて崩れた、2年前に被災されて何ら対策ができていない。ただ志布志市は総務課のほうで宅地災害に対する上限30万円の補助制度ができましたので、まだ何とかなっていますけど、「土砂は何とか撤去できたけど、また崩れるんですよ」と毎年大雨になると、もう気が気じゃない、大雨警報が出ますよというたびに近くにある親せきの家に避難を余儀なくされている方というのは、結構おられますので、できないんだったらできない、できるんだったらできる、できないんだったら次の方法を、

じゃあどうやって考えていこうかということになりますので、先ほどお話ししました今総務課が、危機管理監も来られています、危機管理監のほうで総括されている宅地災害に関する助成事業、補助金事業、そういったものをさらに充実していただけないかという次の展開に入れますので、そこら辺をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。今市長が文書でということでしたけれど、もう一回、本当に大丈夫なんですかね。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） ただいま市長が申しているとおりの、文書での回答ということ、これを県に確認をして、県から調査結果の内容が付してきますので、その内容について要望された方に文書で回答したいと考えております。

○7番（八代 誠君） ぜひそういった形で、文書で回答をお願いしたいと。できれば市の事業についても何かちょっと煩雑になってきますけれども、なるべくそういった文書で回答していただければ、市民の方々もでけんやりやでけん、また自分たちにも相談が来ますので、じゃあ他の事業ということでみんなで考えて、いろんなそういった事業ができませんかということで、またこういった一般質問の場で市長にお願いができていきますので、そういった形で進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

—————○—————
午前11時26分 休憩
午前11時35分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、12番、丸山一君の一般質問を許可します。

○12番（丸山 一君） 会派志みらいの丸山でございます。通告に従い質問をいたします。市長の答弁次第では、短くも長くもなりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

本年7月17日に、東九州自動車道の鹿屋串良ジャンクションと志布志有明インターチェンジが開通をいたしました。私も志布志有明インターチェンジをよく利用するんですけども、非常に利便性がよくなりまして、志布志市のまちが非常に近いと。一区间でもうノンストップで行くわけですから、非常に有り難い。開通後、私が現場におきまして、危険な場所をときどき見かけるようになりました。また地域住民や各種団体からの安全対策についての相談もありました。開通から2か月が経過する中、市には相談や苦情等は寄せられていないか、また今後の安全対策について、どのように対応していかれるのか答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

東九州自動車道志布志インターチェンジから鹿屋串良ジャンクション間が、令和3年7月17日に開通しました。開通から約2か月が経過し、利用者及び地域住民、各種団体から担当課へ相

談・要望が寄せられております。市としましては、相談・要望内容について現地を確認しながら、内容について関係機関と連携し対応を協議している状況でございます。

今後も利用者や市民の皆様からの意見を聞きながら、安全対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○12番（丸山 一君） 野井倉地区に高速道路のインターチェンジができて利便性が上がりまして、非常に嬉しく思っております、毎日行って眺めておりました。市の以前の説明では、開通したことによって一日に約3,000台の車が通過するであろうということでありましたので、インターチェンジ付近の車の流れはどうなるのか、何か問題はないのかということで毎日行って、1回か2回は行きました注視しておりましたが、大型車両が増えるに従いまして、ヒヤリハットの事案等が増えてまいりました。今のような状況では、これは事故が発生するなど気づきまして、毎日1回や2回は行きましたチェックをしておりました。高速道路の下で私がずっと車の流れ等を見ておりますので、私を見かけた人は寄ってきて、「一ちゃん何しよつと」と言うから「チェックをしよつとこじゃ」と言うと、皆さんが言われるのが「ここに信号がないから、絶対将来事故が起きる」と。しかも「走りづらい」などを言われるようになりましたし、7月4日の通山小学校、有明小学校、有明中学校の3校合同学校運営協議会におきましても、中学校への安全性に問題があると指摘がありました。このことは要望書が出て提出されましたので、御承知かとは思いますが。指摘箇所としては数多くありますけれども、例えば、信号機の設置、速度制限の表示、路面カラー舗装の整備について、どういう対応をされるのかお伺いをします。

○市長（下平晴行君） 志布志有明インターチェンジは、東九州自動車道の開通時期や用水路の出水期の関係上、市道側の4車線などの整備が完了しない状態で開通されたこととなったところであります。現在、大隅河川国道事務所が発注しており、今年度内に完成する予定であります。

有明中学校運営協議会ほか4団体より信号機設置の要望書の提出があり、国、県警と協議を行ってきたところであります。県警により現地調査の結果、信号機は設置しない旨の回答があったところです。しかしながら、この場所は有明中学校の通学路であることや、交差点形状が未完成であること等から、今後の交通量の経過を見守る等の回答も併せていただきました。市としまして設置に向けて要望を続けてまいりたいというふうに考えております。

速度制限についてでございます。公安委員会で規制しているところです。当該地域の周辺状況から速度規制基準により50kmの規制となっているため、簡易看板で速度注意看板等の設置ができないか検討をしてみたいというふうに考えております。

4車線化され次第、順次路面のカラー舗装化をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○12番（丸山 一君） 今答弁がありましたけれども、信号機につきましては、市のほうでも以前設置をしてほしいということは要望を出しておられたそうですけれども、先の市道の飯山通山1号線にあります信号から81mしか離れていないから、100m以上離れていないと設置はできないということを以前にも言われたそうです。今の答弁にありましたとおり、検討はするとい

うことでありますけれども、実際乗り下りしてみますと非常に危ないですよ。一番危ないのは大崎方面から来た車が下りてきたところ、あそこが一番危ない。あそこは実際3車線ですから、下りてきた車は一時停止なんです。ところが吉村方向へは1車線しかない。それと志布志・通山方面は2車線あるわけです。ですから、一旦停止した車が出ようとしたときには、スピード制限がないものだから通山方面から走ってきた車は時速60km、70kmで突っ込んでくるわけです。それであつという間に目の前に来る。今までも何回もそれを見ているんですよ。「危ない、ぶつかる」というのが。それと出て行った大型車両が右側に右折する場合には、かなり広く回らなくては行けませんので、今度は吉村方向から来た車がまた飛び出してくるものだから、これは危ねえなど、あそこが一番です。ですから、ほかのところも含めると、これは絶対信号がないと、いずれでかい事故が起きます。ですから信号設置に関しましては、強く要望をしていただきたいと思います。

それと先ほど言いましたけど、速度制限もインターチェンジ付近を見ていると、直線の走ってくる車はそのまま突っ込んでくるものですから、大体60km前後ぐらいで来るわけです。そしたらあつという間に目の前に来るわけですね。ですから、これはもう絶対事故が起きます。

それと、路面のカラー舗装の件ですけれども、高規格道路ができて、私もよく都城方面に行くんですけども、どこから乗ってもカラー舗装でちゃんとラインが引いてあるんですよ、ブルーのラインとか赤いラインとかいろいろありますけれども。それで走りやすいですよ。ところが志布志有明インターの現状を見ても、そういうラインがないものですから、「どっから入るとやろかい」という感じで、迷っておられる。ひどい人なんかは、進入路に入らなくて手前の側道に入っていき人がいたりするんですよ。あれ農道ですけどね。そしてあそこからバックしてくる車がおって、後続車が今度は直進して来るものですから、やばいなという不安ですよ。ですからラインがないと、これは一番安全性のことを考えた場合は、信号機の設置と速度制限の表示、路面カラー舗装の整備。ここをもう一度答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 速度制限についてと路面のカラー舗装の整備ということではありますが、おっしゃいますとおり、やはり市民の安全を考えるとどちらも大変重要なことでもあります。

カラーについては、カラー舗装化をしていくということで、4車線化がされ次第整備をしまっているということでございます。速度制限については、警察のほうに再度要望していきたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 今言われましたとおり、市道の4車線化をぜひやってもらいたいということがありますが、4車線にするためには、現状の3車線からもう1車線増やさなくては行けない。そうなった時には飯山通山1号線の横にある野井倉改良区の3号水路があります。その3号水路の畦畔が約2mぐらいありますので、あれを削って1車線を増設できるわけです。そのためには、土地改良区との協議も必要だと思います。併せて、あそこが草ぼうぼうですから、やはりいろんなことがありまして、我々野井倉土地改良区の年若い役員が、ビーバーで草刈りをしたわけです。建設課長が来られて見ていましたけども、実際80歳近いじいさんたちが、一生懸

命草払いをしているわけですね。将来のことを考えますと、手前は吉村のエノキがある辺り、インターチェンジから約40mぐらい向こうですけど、あそこから飯山通山1号線の信号の辺りまで、合わせますと110mか120mぐらいなると思うんですけど、そこまでの3号水路を整備をして4車線を造っていただきたいというのが希望です。

それと、あと通学路の舗装、有明中学校までの防犯街灯の設置についてをお願いします。

○市長（下平晴行君） 雑草の場所については、この国のほうで一部コンクリート化していただいているところがございますが、残りの部分についても除草対策が必要と考えておりますので、やはりコンクリート化を実施していきたいというふうに思います。

それから、通学路の舗装化等でございますが、ランプ付近の農道において一部砂利道になっている箇所がありますが、その砂利道については、今後、国と調整し舗装復旧をしてまいりたいというふうに思っております。

防犯街灯については、要望のあった箇所に優先順位を決め、設置している状況であります。志布志有明インターチェンジ付近におきまして、今年度中に街灯を設置する予定でございます。

○12番（丸山 一君） 今の答弁の中で、4車線化と3号水路の整備についてであります。3号水路に関しましては約110mほどになるんですけども、それに対する要望は可能かどうか。それと中学校までの防犯街灯は、インターチェンジ付近も含めてなんですけども、通山地区から有明中学校までの途中は、今までもさんざん言ってきたんですけども、それでもやはり完全にパーフェクトじゃないということがあります。特に冬場の場合は、夕暮れが早いので、特に中学校から帰る子供たちのためには、もう一度見直しをしたほうがいいんじゃないかと。ときどき夜走るときに、玉切れが起きてたりするから、ああいうことも含めて、ちょっと対応していただきたいと考えているんですけど。

○建設課長（鮎川勝彦君） 3号水路のコンクリート化につきましては、インターチェンジのオンランプ、オフランプの付近100mほどでございますが、今後整備をする予定としているところでございます。

街灯につきましては、今回オンランプとオフランプそれぞれ1基ずつ4か所設置を予定しているところでございます。

また、有明中学校から通山地区までの街灯が足りないということでございますが、街灯設置基準を見ながらどこが足りないのか、また現地等を調査させていただきたいと思っております。

○12番（丸山 一君） 今答弁をいただきましたけれども、最低限必要でありますのでしっかりと対応をしていただきたいと思っております。

次に、「通学路有り」の予告板の設置、出入口のワイド化、出口からの主要方面案内板の設置についてお願いをいたします。志布志方面から入ってきますと、ちょうど下りてきたところに横断歩道がありまして、そこが中学生の通学路なんです。そこには一旦停止の表示がしてありますけれども、一方通行とスピードと一旦停止の看板が三つセットになっているんですけども、それだけでは一旦停止をする車は見ていますと大体約2分の1です。ですから、手前30mか40m

ぐらいのところに、この先には通学路がありますよという看板設置ををしていただきたいというのが一つ。

出入口のワイド化というのは、大型車両が高速道路に入っていく場合に、一両の場合はいいんですけれどダブル連結のロングの場合が、かなり反対車線まで踏み出していかないと回り切れないうことは、進入路線がちょっと間口がワイド化していないんですよ。ですからここも見直しが必要であろうと。

それと、例えば高速道路から下りてきたときに、よく一時停止で止まっている車を見えますけれども、右に行こうか左に行こうかとよく迷っているんですよ。ということは、高速道路を走ってくるときには、志布志有明インター、志布志港という表示がでかいのがありますけども、下りてきたときに今度は右に行ったらどこなのか、左に行ったらどこなのかという表示、例えば右に行ったら「国道220号線・志布志港」、左に行ったら「志布志市役所有明支所・吉村方面」とか、そういう表示をしていただければこんなに迷わなくても済むんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 一つ目の予告板設置でございますが、予告看板を既存のガードレールに設置可能か検討してまいりたいというふうに思います。

それから、出入口のワイド化でございますが、道路構造令に基づいた設計をしており、最小回転半径は普通自動車、セミトレーラ連結車で12mとなっております。ワイド化となると速度超過した車両がランプに進入する可能性があり、大変危険なため、曲線部を広げることは困難ではないかというふうに考えております。中央車線には、ポストコーンで反対車線へのはみ出し防止対策を行う予定であります。

出口からの使用道路案内板の設置でございますが、案内標識については道路標識設置基準に基づき、道路標識適正化委員会において、設置場所の決定を行っております。設置場所の選定については標識の視認性を確保し、道路の構造や交通状況、沿道の状況等を検討の上、ドライバーが標識の指示に安全かつ円滑に従えるよう、道路の標識の種類に応じて適正に設置することとあります。しかしながら、開通後間もないため、ドライバーが誤認するようであれば、ガードレール等に簡易看板が設置可能か検討してまいりたいと考えているところでございます。

○12番（丸山 一君） セミトレーラなんかは、左折で入っていく場合に2車線のところを走ってくるわけですけど、右側に膨らんで2車線を通り越したぐらいで曲がらないと、一両の場合はいいんですけど、連結車の場合はかなり膨らまないと、大崎方面、鹿屋方面へは入っていけないということがあるわけです。志布志方面へは大型車両があまり行きませんので、そこは問題ないんですけど。そこはまたいろいろ設置基準等があるようですから、そこは検討していただきたい。道路標識に関しましては、その協議会の中で協議をしていくということですので、ぜひ設置の方向でお願いをしたいと思います。

次に、側道出入口の一時停止と歩道ラインの整備、調整地のコンクリート舗装化、側道と調整地間の蓋板設置、防音壁の設置、鳥類のふん対策についてお願いをいたします。

○市長（下平晴行君） 出入口の一時停止と横断歩道ということではありますが、一丁田宇都鼻線のボックスカルバートについては、将来の歩道設置を見据えて、ボックス下のみに歩道が設置された状況であります。暫定的な措置として簡易看板を設置し、注意喚起を行ってまいります。一時停止や横断歩道については、公安委員会の判断で設置される予定であります。

先ほども申しましたけれども、コンクリートの残りの部分については、除草対策が必要であると考えているため、やはりコンクリート化の実施をしていきたいと考えております。

それから、蓋板の設置でございますが、現在蓋板の設置は考えていないところでありますが、市有地であり今後駐車場等の利活用が見込まれるのであれば、乗入口の設置を検討したいと考えております。

防音壁の設置については、現在、国へ調査確認の依頼をお願いをしております。騒音規制法に基づき、騒音が規定値以上超えた場合でなければ防音壁の設置は厳しいと思われまます。

ふん対策については、既に国に依頼をしているところであります。12月末までには対応予定と伺っているところでございます。

○議長（東 宏二君） ここで昼食のため、暫時休憩します。午後は1時5分から開会いたします。

—————○—————
午前11時58分 休憩
午後1時03分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○12番（丸山 一君） 側道出入口の一時停止と歩道ラインの整備ですけど、この側道は前回認定されました上肆部合3号線になる側道でありまして、ここと一丁田宇都鼻線の交差点のところの歩道ラインの設置をお願いしたいということです。簡易看板を立てるということでありますので、くれぐれも間違いのないようお願いしたいと思います。

調整地のコンクリート化は、もう「これはやる」ということであります。なぜこういうことを言うのかといいますと、例えば通山方面から吉村方向、高速に向かって行ったときに、左側のほうには鹿屋方面への進入口があるわけです。その中間に調整地があって、1 m以上の高さの草ぼうぼうの土地があると。その手前に今度は側道があって、鹿屋方面に走っていく車が手前の側道に入ってしまった、「あら、しもた、しもた」と言ってバックしてくるんですね。今度は後ろから直進で車が来るといことで、あそこも危ないなど。まさかあの草ぼうぼうの土地の向こう側に、進入口があるとは思わんとですよ。慣れた人はそういう見間違いはないですけど、その草ぼうぼうの土地をコンクリート舗装をして、インターチェンジ付近をきれいな状態にしたい。これをお願いをしておきます。

それと側道と調整地間の蓋板設置でありますけれども、先ほどの答弁ではないということであつたんですけども、実際、市の建設課とか耕地林務水産課の方たちといろいろを話をする中で、

あの調整地をただ空き地のままで残していたら意味がないわけですから、そこを有効活用するためにも、側道と調整地間の側溝に蓋をしていただきたい。側溝に蓋をすることによって、この調整地が生きてくるわけですね。ましてや農作業をするときにもあれだけの空き地がありますと、例えばわらを収容する2t車が来て、わらをかきまわすようなのが来て、梱包するのが来てと、いっぱいになるわけですよ。ですからああいうときには、ああいう空き地があれば便利だなと。それと11月の第1週になりますと、コスモスまつりがあります。そのときにもああいうところは駐車場として利用できるのではないかと考えますので、ここの蓋板設置もぜひお願いをしたいと思います。

それと防音壁につきましては、吉村・押切線の上の部分になるんですけど、ちょうど鹿屋方面から走ってきた車がちょうどそこ辺りで上りになりますので、そこで加速をするわけですね。ですから特に大型車両の場合は、加速をして上っていきますので、そこでかなりの音が発生をするということで、できればそこに防音壁をお願いしたいという地元からの要望でありました。ただ、所管課といろいろ協議をする中で、ほかにもいっぱい今付いてはおりますけれども、そこは防音壁ではなくて目隠しフェンスだということでもありますので、防音壁の設置は無理だという話ではあるんですけども、それが無理であれば、目隠しフェンスでもいいのではないかと考えております。

鳥類のふん対策については、12月末でやるということでもありますけれども、なるべくならもうちょっと早めにしていただけないかなと。この橋脚の下の隙間のところにハトが巣を作っていて、1か月ぐらい前はかなり羽の生えたヒナが落っこってしまっていて、なかなか飛べずにそこをうろちょろうろちょろしていましたけれども、その巣があるところからふんが落ちてきているわけですね。しかもそこを中学生が通るわけですよ。ですから、なるべくなら急いで対応していただきたいと思うんですけど、どうですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 今それぞれにあったところでございます。調整地のコンクリートにつきましては、市のほうで対応していきます。側道と調整地間の出入口につきましては、コスモスまつり等で利用等が見込まれるのであれば、出入口の検討をしたいと思っております。

本線の騒音について防音壁の要望でございますが、現在、国に騒音等の調査等を依頼しておりますので、またその結果を受けて、国が対応するところでございますが、なかなか基準の騒音のレベルまでには達していないのではないかと考えているところでございます。

鳥類等のふん対策においては、既に国が12月までに施工というところでございますが、通学路等でございますので、なるべく早い対応を再度お願いしたいと考えているところでございます。

○12番（丸山 一君） 側道と調整地間の蓋板設置ですけれども、例えば出入口ばかりしたって、そこを利用する方たちというのは、結局コスモスまつりとか農作業に来る方たち、軽トラや軽乗用車が多いわけですね。そして落っこったら困りますので、出入口だけだったらなかなか分かりづらいところがあるから、できればそこは約30mぐらいですから、全面蓋板設置をお願いしたいと思います。

今までいろいろ申し上げてまいりましたが、なぜこういうことを急いでやってもらいたいということを提案するかといいますと、実際、志布志方面から下りてきた車のところに、今度は通山方面から走っていった車が、下り口のほうに進入していったわけですよ。そしたら今度は上から下りてきた車は、目の前に車が来たものですから、慌ててクラクションを鳴らしよったんですよ。それで入っていった車は初心者マークかなと思って見ていたところ、高齢者マークの女性でありましたけども、ああいうことを見えていますと、やはり蓋板設置も大事だし、信号も大事だ、それと路面カラー舗装も大事だなということでもありますので、私が今までいっぱい申し上げてまいりましたが、なるべく素早い対応をお願いしたいと思います。

次に、2番目になります。近年豪雨災害が続いておりますが、道路パトロール隊を創設して、災害の軽減を図れないかについて質問をいたします。50年に一回とか100年に一回、生まれて初めてだというような災害が毎年発生をしております、一昨年は市内で1,000か所を超える災害が起きております。本年までその対応に追われておりました。そのうちの何割かは以前にチェックをしておれば、未然に防げたのではないかと思われる案件があります。

そこで各町ごとに2人ずつ人員を配置して、市内に600kmを超える市道認定道路がありますが、それを事前にチェックをしておけばと考えるんですけど、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

道路パトロールは道路の損傷や変状、落下物などを発見し、応急対策などを講じることにより、道路交通の安全を確保する上で極めて重要だと認識をしているところであります。

現在、市道のパトロールは建設課の職員が行うとともに、基幹市道約40kmにおいては、ふるさと協議会に毎月一回程度のパトロールを委託をしているところでございます。

○12番（丸山 一君） 今、市長答弁にありましたけど、建設課の職員がパトロールをすると、ふるさと協議会が約40kmをということですけども、残りが五百何十kmあるわけですね。ですから合わせて600kmを超える市道認定道路がありますが、そこを一年中走ることによってチェックをしておけば、災害等を未然に防げるのではないかと。特に近年は、土地所有者がなかなか高齢化しているのもあるし、所有者がこっちにおられないというのもあって、雨が降るたび、台風が来るたびに梅雨時もそうですけれども、道路上に木が倒れてきたり竹が倒れてきたり、枯れ枝が落っこって来たり、例えば雨が強い場合には、側溝から水が溢れてきたり、集水枡がいっぱいになって溢れたという事案があって、それが災害に結び付いていく事案が多いわけです。ですから、それに気付いた方たちが「一さん、どこどこがこげんなっちょっど、あげんなっちょっど」と言うわけですね。それで行ってみると、例えば枝一本とか、倒れている竹が引っ掛かってきているだけでも電話をしてくるわけですよ。それを今度は僕が市の職員に言って、市の職員が今度は現地確認をして対応をしてというのはえらい時間がかかるから、「このぐらいは自分たちでできるから自分たちでしやい」と。「のこ一本、なた一本あれば済むこっじゃがな」「よか、ならビーバーで切るが」とか、僕はいつも車に七つ道具を積んでいるんですけど、いちいちそういうことが面倒くさいから、そういうことをするよりはこういうパトロール隊を付けて、その人たちが

一年中走ることによって、そういう災害を未然に防げるのではないかという考えでいるわけですね。ですから、そういう人たちが自分たちの仕事として取り組んでくれれば、災害を未然に防げるのではないかと。それと、災害箇所が例えば2か所か3か所ぐらいあれば、6人の人件費はペイできると思うんですよ。だからそういうことを考えてみると、このパトロールの価値というのは高いなと僕自身は思うんですけど、そういう対応はできませんか。

○市長（下平晴行君） 道路パトロール隊の創設は、現状では厳しいと考えているところではありますが、市民環境課の環境パトロール隊と連携して、今おっしゃったような道路の損傷や変状についての情報共有をできることなら、すぐに対応してまいりたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 市民環境課でと言われますけど、実際は600kmも超える市道があるわけですから、そこをとてもしゃないけど回り切れないんですよ。僕なんかだつて市内のいろんなところから電話が来るわけです。行ってみると、「ああ、これは事前に何とかできたのにな」と。それと「言ってもなかなかしてくれない」という苦情がまだ来るわけですよ。ですから、そういう苦情等を処理したり、いろんなことを考えれば、これは未然に防ぐためにもパトロール隊というのをシルバー人材センターに6人の依頼をして、その方たちが一生懸命に働いてくれて、未然に防止すれば災害の2、3か所分でペイできるわけです。損得勘定を計算しても、随分僕は助かる。それに例えば建設課、耕地林務水産課の職員たちもいちいち現地確認に走らなくても、その人たちが事前にパトロールしてくれれば、その人たちが課に電話をしてこうだったと、そしたら職員は今度は調整だけで済むわけですから。ですから、職員の人数にはそんなに余裕があるわけではないわけですから、そういう対応をしていただければなど、すごく仕事も効率よくできるし、苦情等も減るんじゃないかと考えますが、もう一度お願いをいたします。

○市長（下平晴行君） パトロール隊の創設については、今後検討してまいります。職員の通勤時や出張の際に、道路の異常などがあった場合は、道路や水路などの所管課に報告するように課長会等でも指示をしているところであります。また郵便局と協定を締結しております。道路に異常があった場合は、連絡をいただくようにしているところでございます。

また、有明庁舎4名、志布志庁舎4名、松山庁舎2名でパトロールを実施しているところであります。道路維持作業班は今年度より職員を1名増やし、4名体制を3班、2名体制を2班の16名体制で、実施していくようにしているところでございます。

○12番（丸山 一君） 今答弁がありましたけども、やはりこの市の対応だけでは間に合わない部分がかなりあるものですから、議員の皆さんそれぞれだと思んですけど、僕らにいろんな電話が来るわけですね。ですから、職員の仕事の軽減を図るためにも、我々の苦情処理を少しでも減らすためにも、ぜひこの道路パトロール隊については、検討をいただければと思います。

次に、本市における現在の絶滅危惧種等に関する保護対策は十分と考えるかについて質問をいたします。

今年3月に制定されました志布志市生物多様性地域戦略は、「将来にわたって市民が幸せな生活を送ることができるようにするため、生物の多様性の保全と持続可能な利用についての計画で

ある」とあります。市内には、植物461種、動物531種が確認されているようですが、その中には絶滅危惧Ⅰ類、Ⅱ類、純絶滅危惧に分類されている動植物も数多くいるようでありましたが、今度できました生物多様性地域戦略においては、どのような対応をしていくのかお伺いをします。

○市長（下平晴行君） 絶滅危惧種等に関する保護対策については、志布志市希少野生動物保護活動の支援に関する要綱を令和3年4月1日から施行し、希少野生動植物保護活動員章や腕章その他、保護活動に必要と認める物品を交付することとしております。令和3年度は、コアジサシの保護活動について申請がありましたので、腕章、帽子、ネームプレート等の交付を行ったところであります。

今後の保護対策についても、保護活動に取り組まれている方と連携をしながら、取組をしていきたいと考えているところでございます。

○12番（丸山 一君） 市内には、11件の国・県・市の認定された天然記念物があります。そのほとんどは、大体看板を立てて見守るだけでいいんですけど、何件かやはり人間の手を加えなくてはいけないというのがあるわけです。

一つは、水源殿（みけんどん）のフクロハイゴケですよ。あそこだって崖がオーバーハングになっていまして、その上にあった木がでかくなりすぎて、かなり荷重がかかった上に台風でゆすられて落っこって、フクロハイゴケが半分以上埋まってしまったという事例があるわけです。あそこだって僕らも一生懸命やりましたが、なかなか落っこった砂を撤去するにも人的には難しい面があるわけです。落ちないようにするためには、上の木を何とかして処理してくれんかということをお願いをしているんですけど、そのままなんです。入り口にありました水を取るための小さなタンクの小屋がありましたけど、あれは社長に言いまして、「これ、撤去しろ」と、「おまえんちが造ったんだから、要らないんだったら撤去してくれ」と言って、今はきれいになっております。それで落っこちた砂もユンボの運転手が気を利かして、さらっと平たくしてくれましたけどね、今はすごくきれいなんです。ただ、上に生えている木はそのまま、ちょうど崖の上の真ん中辺りに水が流れてきた跡が見えるわけですね。ですから僕は教育委員会の方たちにも、上にちょっと登って、「水が流れないようにしたほうがいいよ」と言っているわけですけど、その後の対応というのができていないわけですよ。

今市長の答弁にありましたとおり、例えばコアジサシに関しましても、今年の新聞に載りました「コアジサシの子育ての夏」というのが、市長はこれは見られましたか。であれば、分かっていると思うんですけど、本当に嬉しかったんですけど、今年初めてコアジサシが、約60羽弱が巣立ってくれまして、8月11日にオーストラリア・オセアニア地方に旅立ってくれたんですよ。これだって、我々が一生懸命やって800mぐらいの柵を設けて支柱を立てて、エスター線を引っ張って、ネットを張って、それに捕食動物が来ないように今度は人間の髪の毛をぶら下げてというようなことをいろいろやって、しかも4月末から8月10日ぐらいまで約3か月ちょっと、大阪から1人、三股町から1人、大隅町から1人、志布志市から1人の4人で、ずっと柵のところで見張ってての結果なんです。今まで6年かかってもなかなか難しい面があって、なかなか

うまくいかなかったんですけど、今年はうまくいった。そのためには、なかなか難しい面もあるかと思うんですけど、やはり自然環境とかということを考えれば、何かしらの対応策というのを考えなくちゃいけないから、また僕らもいろいろ考えてはいるんです。野鳥の会の方たちと一緒にいろいろ考えてはいるんですけども、何かしらの対応策というのも市のほうでも考えてみるべきではないかと。しかもこの生物多様性地域戦略ができたわけですから、この中で具体的に組み込んでいくということをししないと、例えば帽子も、腕章とかもいただきましたけど、それ以上の現地のほうの作業的なものをしていただかないと、こういう絶滅危惧種であるものはなかなか防げないと思うんです。その対応を考えてはありますか。

○市長（下平晴行君） 県の事業で、「みんなの生物多様性サポート支援事業」があります。絶滅危惧種の野生動植物の保護に関する活動が対象事業となっておりますので、そういう補助事業等の活用、それから保護活動には、消耗品等の経費の支援ができないのか、このことも検討してまいりたいというふうに考えております。

○12番（丸山 一君） 僕は地元だからいいですよ。例えば三股町から1人、大隅町から1人、これは毎日来て、朝9時頃から昼過ぎ2時か3時頃まで、毎日ネットを張ったところで座って見張ってしてくれるわけですよ。見張っていないといろいろな人たちがいます。サーファーの方たち、フィッシングの方たち、投網の方たち、それとハングライダーの方たち、ジョギングをする方たち、犬を連れて散歩をする方たちがおられるわけです。だからそういう方たちが営巣地の中に入らないように、ネットのところずっと見張っているわけですね。それでけんかになったときには僕の出番ですけど、僕が一生懸命やりますから、そこは大丈夫なんですけど。ですから、そういう方たちは7月、8月のこの暑いのにじっと座って見張っているわけです。そしたら腕の皮だって2回も3回もむけるんです。そこまでしながらでも、やっとうち何か志布志湾で育ててほしいという、志布志市の宝だということで一生懸命されているわけですから、そういう方たちにも何かしらの対応策を考えていただきたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○市民環境課長（留中政文君） この野生動植物につきましては、先ほど市長のほうで申しあげました県の「みんなの生物多様性サポーター事業」というのがございます。まずそれに組み込んでいただきまして、市としては、先ほど申しあげた平成3年3月に策定しました志布志市生物多様性地域戦略に基づきまして、希少野生動植物の保護について支援をするというふうに計画のほうにも載っておりますので、今後、設立を予定しております志布志市生物多様性地域戦略センターの中で保護活動として支援を行うということを計画しておりますので、その中で支援を行っていききたいというふうに考えております。また、その支援をした後は、環境フェアで活動の報告をしていただきまして、希少野生動植物の普及・啓発を図っていききたいというふうに思っております。

○12番（丸山 一君） 今度できました生物多様性地域戦略に基づいて支援を計画をしているということなんですけれども、例えば先ほど申しあげた水源殿（みけんどん）の土地所有者も、もう80歳近いわけなんです。ああいう方に池の整備をしてくれとか、上の木を何とか処理してく

れよということは、実際無理なんです。コアジサシに関しましても飛び回っている鳥類ですから、オーストラリアから来たときには、益丸海岸のほうに行って持留川に最初行って、そこで捕食動物にやられて、それから手前の田原川に逃げてくるわけですね、そこでまた卵を産むわけですが、そこでまたふ化したらまたそこで動物にやられて、今度は菱田川の河口まで逃げてくるわけですね。ですから、3回そういうことがあって、それを何とかしようといって僕らは一生懸命やったんですが、今年もうまいことに田原川のところに来て、一回は全滅したんですけども、田原川には今度中の島ができて、そこが約100㎡ぐらいですけど、中の島があって、そこで無事ひなが育ってくれて、水位が上がったり下がったりしたんですけど、何とか30組ぐらいの巣が何とか巣立ってくれて、そこで約60羽ぐらいがふ化してくれて飛び立ってくれたというのがあるわけです。ですから、我々みたいに一生懸命する人たちがあちこちおられるわけです。ほかの絶滅危惧種に関しても一緒だと思うんですね。ですから市のほうもせっかくこうやって戦略を作ったわけですから、それに基づいて支援策をぜひ新規に取り組んでいただければと考えるんですけど。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長のほうでも志布志市生物多様性地域戦略センター（仮称）が、保護活動については支援していくということでありました。丸山議員が市内では1人で、あと3人は市外からということでもありましたが、やはり市内にそういう協力をもっている体制づくりは、こういうこともして、行政も一緒になって取組をしていかなければいけないのかなと感じたところでもありますので、一緒になって対応してまいりたいと考えております。

○12番（丸山 一君） 今答弁にありましたとおり、この戦略を作るにあたりましてのメンバーの表もあるわけですね。僕らの知らない世界を知っている方たちがいっぱいいらっしゃるわけですね。僕らはごく一部です、この中にいっぱい出ている中でも。そういう方たちと一緒に、できればいわば保護センターみたいな感じが、何とかセンターという名前を付けられて、それで必要なところに対しては、財政的処理をするよという形を取っていただきたい。

特に、平成19年にできました志布志市環境基本条例というのはありますね。その中の第4条の第5項で、「環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」とありますよね。もうここで、平成19年にはこうやってうたわれているわけです。それ以来、財政的な支援は今まで一回も多分行われていないと思うんですね。この際戦略ができたから、併せてこの二つの条例と戦略によって、素早い対応をできればお願いをしたい。特に、必要とあるものに関しましては、やはり支援対策というのも必要です。ボランティアでも限界があるわけです。ですから、そういうところも含めて、なるべくなら早い対応をお願いしたいと思うんですけど。

○市長（下平晴行君） どういう支援策ができるか、内部でも十分協議をして、今後対応していきたいと考えております。

○12番（丸山 一君） 次で最後になりますけど、サツマイモ基腐病のまん延を防止するための具体的な対策や解決手法について、検討や議論は進んでいるかについてお伺いをします。

○市長（下平晴行君） サツマイモ基腐病とは、ヒルガオ科のみに寄主するカビ、糸状菌が原因で、サツマイモの腐敗や葉、茎が枯れる病気であり、平成30年12月に鹿児島県内で初めて発生が確認され、本市においても令和元年度から被害があり、年々被害拡大傾向にあるところでございます。

現在、大隅地域において県、J A、市町、農研機構、関係業者等でプロジェクトチームを設置しており、残渣の腐熟促進剤検証、輪作による軽減効果、品種による基腐病の発生状況、有効微生物の投入に伴う有害菌の繁殖抑制等、各地域により様々な解決手法について検証し、技術普及を目指した取組を実施しておりますが、抜本的な解決に至っていない状況でございます。

今後も関係機関と連携をより一層図り、情報収集に努め、防止対策に取り組んでまいります。

○12番（丸山 一君） 昨日の同僚議員の一般質問の中でも、サツマイモ基腐病の質問があったわけですが、それを聞いておりましても、なかなかこれは進んでいないなという現実を感じたところなんですよね。

ちょっと前置きが長くなりましたが、ちょっと聞いていただければいいかなと思います。今サツマイモの収穫は進んでいるんですけども、ほ場によってはほとんど出ていないところもありますし、少々出ているところもあるし、かなり出ているなというところも実際見受けられるわけですね。聞いてみると、「今年は、去年に続いて駄目だな」と言われる方も結構おられるんですよ。ところがそれに対する対応策というのは、ほとんど示されていないものですから、去年と同様に植え付けをして、大きくなるのを待って、今葉っぱが黄色くなってきて「ああ、また基腐病が出てしもた、駄目だ、駄目だ」という感じで、農家の方たちが感じておられる。僕らはそれでいいのかと、実際思うんですよ。

実際、僕がいろんな農業をする中で感じてきたんですけども、今の農業は化成肥料に頼り過ぎている傾向がある。トラクターで耕うんしておりますと、例えば20cm下は耕うんされませんから、畑の下に硬い盤ができるわけです。雨が降ったりしても浸透しないから、畑でありながら田んぼみたいになっちゃうわけですね。それで根腐病のもとになるわけですよ。あらゆる植物が根腐病とか起きて駄目になるわけです。だから、僕はそれじゃいかんだろうとっていたところに、飯山一郎氏の乳酸菌の問題がありまして、それでいろいろ勉強させていただいて、乳酸菌を使った農業と。乳酸菌を作った畜産業というのがいろいろ利活用が増えてまいりまして、それで11年前の現代農業の3月号に、僕は6ページ載っているわけで。それに載ったことによりまして、例えば近くでは鹿屋市、垂水市、日南市、遠いところでは長野県安曇野市というところから研修に来られた。その中でいろいろお互い勉強することによって、乳酸菌の活用というのはでかいなというのが、実際感じたところであったわけです。

6年前に都城市、三股町の方たちが3人来られて、「乳酸菌農業というのを教えてくれんか」ということで教えたわけです。それから、その3人組と色々な交流が始まりまして、今のままの農業じゃいかんだろうと有機農業をどうすればいいかというので、結論が出たのが乳酸菌とミネラルとキトサンとえひめA I、この「4種混合ワクチン」と僕は冗談で言うんですけど、これ

を利活用することによりまして、僕は随分畑の色合いが違ってくるし、これは絶対おもしろいぞというところに、今年6月に今度は肝付町のほうから「基腐病の対策を解決してよ」と、「来てくれんか」と言われて行って見たわけです。そしたら、その勉強会に来られた中に今度は農家の方たちもおられて、詳しい方たちが何人もおられた。その方たちが今度は指摘したんです。

「もう基腐病は出ているよ」と。そこで僕らの持っている4種ワクチンを「2週間に一回ずつ打ってくれんどかい」と打ってみたところ、8月10日過ぎぐらい、もう掘ってみたらもう200g、300gの赤イモが出てきたんです。去年は収穫ゼロですよ、基腐病で。今年はサツマイモ基腐病は出たんですけど、それが広がらないで止まった状態になっていて、きれいな色の紅はるかが出てきたんですよ。「これはすげえわ」と「やっぱり俺らがやっていることは間違いねかった」ということで感じてはいるんですよ。ただ、我々がやっていることが、公的機関の裏付けがあるわけじゃないですから、僕らも声高には言えないんですよ。サツマイモ基腐病を根絶したよということは、なかなか僕らも言いたくても言えない面もある。公的機関が発表しているわけではないですから。でもこれは市長どうですか、参考に値すると思うんですけども。

○市長（下平晴行君） 私も有機で、いわゆる糸状菌ですので、恐らく土壌からの大きな影響はあるんじゃないかということで、それを実践している方のところに聞き取りに行きました。丸山議員がおっしゃるように、やはり基本は土じゃないかなというふうに思っておりますので、ただ、これが先ほどおっしゃいますように、公がしっかりとした評価をしておりますので、それが使えるのか使えないのか私の判断では言えませんけれども、そういう形で基本的には糸状菌ということを考えますと、やはり土壌が基本になるのかなというふうには感じているところではございます。

○12番（丸山 一君） 今市長が言われるとおり、公的機関が発表しているわけではないですから、そういうバックグラウンドにはならないわけですけど、実際ここにえひめA Iという本がありますよね、この中にもいろいろあるわけです。僕も一生懸命勉強しますから。この中で納豆菌とか酵母菌とかいうのと乳酸菌というのがあって、これを見ていることによって、「ああ、なるほどな、なるほどな、じゃあ自分たちで作ってみよう、畑にまいてみよう」といろいろやっているうちに、「これは間違いねえな」と。「畑にミミズが増えてきたよ」と、「土壌がふかふかしてきたよ」ということが実際あったわけです。それを今度肝付町の畑に、去年基腐病で駄目だったんですよ、ゼロですよ。そこに植えた人も勇気があると思うんだけど、その植えた人が、「今年はまだ間違いなくいろいろ対策を考えて、間違いありませんから。肥料の延命措置をするのと、マルチの耕うん障害で基腐病が起きているんだ」ということを言われるから、「いやそうじゃないよ」と、「これは土の中の問題ですから」ということで言って、僕らが4種ワクチンを打ってくれと。打ち方も教えたんですよ。そしたら、2週間、3週間経ってくるうちにだんだんだんだん葉っぱの色が窒素過多で青色の濃い色になっていたのが、だんだん黄色っぽくなってきたんです。「これが正常な形だよ」と、「これが光合成するための準備になっているんだから、これでいいよ」と言って、今度は「イモが採れたよ。いいのができた」と電話が来て、また僕らは走ってい

ったわけです。そしたらきれいなイモがいっぱい出てきたんです。「ああ、やっぱり基腐病はこれで根絶できたな」という形で、この間の9月8日になりますけれども、そのほ場に鹿児島大学農学部の教授が2人、県議が2人、南日本新聞の記者も1人来られて、何かしらのタイミングで新聞に発表されるかどうかははっきり分かりませんが、何かしらの対応をされると思うんですよ。我々が考えた乳酸菌であったり、ミネラルであったり、キトサンであったり、えひめAIを使うことによって、ほかの農業でもいっぱい利活用できると思うんですよね。ですから、こういうところを多分間違いないと思うんですけど、サツマイモ基腐病はこれで根絶できたと思うんですけども、そういうところを市のほうでも何かしらの形でPRできればいいんですけど、裏付けになるものがないですから、できればそういうところを何とか対応していただいて、広く皆さんに知らしめてあげないと、もうイモを作れない時代になっているわけですから、その農家の方たちを救済するためにも、所得を上げるためにも、このサツマイモ基腐病を根絶しなくちゃいけないんですよ。今年できたから来年もどうだということは、まだ僕らも絶対だということは言えないんですけども、まず間違いはないだろうと思うんですよね。ですから、市長、どういうふうにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 市としても、好気性細菌を用いた肥料についての実証実験をしているところですので、そこ辺等のことも加味しながら、それが有効に活用できるのかどうかですね、取組ができるのかどうか、そこ辺も検証してまいりたいと思っております。

○12番（丸山 一君） このえひめAIの作り方も簡単ですし、あと乳酸菌は志布志地域でも大量に作っている業者がおられますから、20Lで1,000円ですから、1L50円。それを10倍、20倍、30倍にして振っていくわけです。幾らもお金はかからないんです。あとキトサンというのがありました。このキトサンも連作障害防止のために絶対必要な微粒要素なんですよ。ですから、僕らもいろんな勉強をしながら対応してきていますので、間違いはないかと思うんですけども、私もつくづく思うんですけど、私もばか一直線ですからやるときは一生懸命やるわけですね。高校のときに「げん勉強しとけばよかったな」とつくづく思うんですよね。やるときは一生懸命になって、なるべく早く短期間で僕はマスターするようしていますから、ここで結果がこれで結び付いているわけだから、市のほうもできれば、市の職員の中にも専門家というのはあまりいないと思うんですけど、その方たちといろいろ僕らも情報を出しますので、なるべく早い対応をできればとお願いをしたいんですけど。

○市長（下平晴行君） できることはしっかりと取組をしていって、それが可能かどうかということは、実際、実証してみないと分からないわけでありまして、丸山議員は実証されているということでございますので、そこ辺の活用がどの程度できるのか検証してまいりたいというふうに思います。

○12番（丸山 一君） 終わります。

○議長（東 宏二君） これで、丸山一君の一般質問を終わります。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。昨今、多様性を尊重することが当たり前になりました。7月23日から8月8日まで東京オリンピックが開催され、33競技339種目が行われました。多くの感動をもらいました。特に、柔道の大野将平選手とスケートボードの西矢栞選手のインタビューの違いには、衝撃を受けました。多様性ということですね。大野選手のインタビューでは、「自分が何者であるか確かめるために、証明するために戦うことができました。敵は自分にあり、自分の心にある。ようやく自分が柔道家であったという実感をつかめたオリンピックでした」というインタビューでした。これは、武道を極めた者にしか分からない感動のインタビューだったと思います。一方、中学生の西矢栞選手は、「みんなと仲良くやれました。とっても楽しかったです。ラスカル聞いていました。お腹が空いたので焼肉食べたいです。」と、とっても明るなおちゃめなインタビューをしておりました。両選手ともすばらしい金メダリストだと思います。スケートボードの解説者に至っては、オリンピックの解説で「超やべえ」とか「まじやばいっす」「ハンパねえっす」「ゴン攻め」「びったびた」と今まで聞いたことのない言葉を連発しておりました。その日のネットでは、トレンド1位になっておりました。解説者のインタビューまで、「スケーターのすべりを見ていたら楽しくなっちゃって、ほんとに楽しかったです」と答えておりました。皆さんは、「ゴン攻め」とか「びったびた」ってお分かりですか。誰も分かんないですよ。ごんずいとかごんぜびというのは鹿児島にありますけど、「ゴン攻め」というのは、がんがん攻めるとい言葉らしいですね。「びったびた」というのは、的を得るといのかボードを的にしっかりとはめてすべるということを「びったびたにすべる」ということで、この議場にいらっしゃる方は、なかなかピンとこないと思いますが、本当に多様性の時代だなということ、そのオリンピックの種目に対してでも、本当に痛感したところでした。今回は、多くの市民の意見を踏まえた政策提言で「ゴン攻め」しますので、「びったびた」の答弁をよろしく願います。

経済対策について伺います。長期化しているコロナ禍により、飲食、宿泊業などが深刻なダメージを受けています。どのような支援事業に取り組んでいくのか、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えします。

8月13日に鹿児島県緊急事態宣言が発令され、続いて8月17日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく、まん延防止等重点措置が本県にも適用されました。このことで県民の経済活動や行動に制限がかかることになり、飲食店や宿泊施設をはじめ、直接取引のある卸売小売業を営む事業所にとっては、深刻な影響を受けていると思っております。

本市においては、長期化しているコロナ禍において、特にこの8月に発令された緊急事態宣言で影響を受けている市内事業者に対し、令和元年または令和2年同月と比較し、1割以上の売上げ減少が認められる事業所に、応援給付金を交付する予算を計上したところでございます。業態ごとに給付額を設け、特に飲食店に仕入れを直接行っている取引業者には、上乘せをしているところでもあります。申請を10月1日からとし、少しでも早く給付できるよう、事業者配慮したものとなっております。

○2番(南 利尋君) 9月12日までのまん延防止重点措置が、9月30日まで延期されましたね。9月12日までの県の協力金が売上げに応じて60万円から180万円の間で給付されるとのことですが、今答弁にありました本議会に提案されている議案の中で、本市単独事業の「第4弾コロナに負けるな!特別応援給付事業」の内容は、県の給付の対象にならない事業者に対して一律の給付額となっております。私は、売上げに応じた給付額にすべきではないかと考えるわけですが、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 令和2年5月に実施した第1弾となる経営持続化給付金支援事業では、地方における標準的な売上げや粗利等の資料を参考にしながら、給付額を決定したところであります。

第2弾以降の給付金事業は、これまでの給付申請時に得た情報を参考にしながら、コロナ禍で影響を受けたであろう月間を基に、前年または前々年の平均的な売上高から生じる粗利を勘案したものをなっております。

今回提案している特別応援給付金でも、同様の手法を用いており、コロナ禍の影響を受けていない令和元年7月及び8月の確定申告書または売上帳簿等のデータを基に、平均的な売上高から生じる粗利を勘案したものとなっております。そういった意味では、各業種間において公平性を考慮したものとなっておりますので、御理解をさせていただきたいと思っております。

○2番(南 利尋君) まん延防止重点措置の期間に限りのことで、ちょっといろいろ考えてみますと、例えば、飲食店は2万5,000円から7万5,000円という形で24日分の補償がされるわけですね。その事業をその期間に60万円から80万円いただける飲食店もあるわけですね。例えばその期間は関係なくとも、その対象外の事業者は、飲食店であれば20万円、代行業者であれば、1台につき10万円、2台目以降は上限20万円ということになりますよね。単純計算してみますと、対象にならない方々も一生懸命頑張っているんですけど、それを24日分の日割で計算してみますと、飲食店は2万5,000円から7万5,000円という枠で計算されますが、これを独自の事業をその24日間の救済という仮定で考えてみますと、飲食店に対しては一日8,333円になるわけですね。例えば、代行業においては一日1台4,166円ということで、その期間だけを考えるとそういう考え方もできるわけです。例えば、代行業者の方々は、本当に市長も御存じだと思うんですけど、夕方から夜中まであそこに待機して、二人一組で頑張っているわけですね。まん延防止重点措置が発令されてから、今までは家飲みが多かったわけですよ。だけど、その措置が出て家飲みも全くなかったそうですね。もちろん人の流れが以前より止まったわけですから、そういう声もいろいろ聞いて、廃業される業者ももう何社が出てきておりますね。だから、例えば代行だけを考えてみますと、代行がないということは、これからコロナが収束したと、例えば新たに飲食店を利用される方々が増えるような状況の中で、代行業者がないということは、コロナ禍が収束後利用する方々の増加にも影響を及ぼす事態が懸念されるんじゃないかなと私は思うんですね。だから、今も何社かの代行さんは取りあえず営業されていますよね。飲食店には最近はお向いたことはないんですけど、しぶしアピアのほうから見れば、代

行さんが並んでいるわけですよ。でもゼロでも取りあえず何台かは並んでいるわけですね。そういう現実を見ると、代行さんに関してはやはり4,000円ではなかなか持続できないんじゃないかなと思うんですね。飲食店に関しても、一日8,333円といういろんな見方、考え方、計算の仕方があると思うんですが、そういうもので鑑みてもなかなかもっと本当の未曾有の非常事態の状態ですから、そこら辺ももうちょっと、今までの申請でそういう計算方法になっていますということだったんですけど、これからまた時短営業が最短でも9月30日までは飲食、代行業は壊滅的な状況にあるわけですね。だから、新たな今回のそういう支援事業は、そういう申請の在り方だということ提案してあるわけですから、ぜひ今度新たな支援事業を提案していただく折には、もっと売上げとか本当に業種、業種の状況をしっかりと把握された上で、申請方法や給付金の増額も熟慮していただきたいと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 本市の給付金事業は、休業や営業時短に伴う売上げを補償するものではなく、事業継続を応援するための支援金となります。

その中で運転代行業に関しては、営業車を3台以上保有している事業者がごく少数ということもあり、2種類の給付額を設定したところであります。給付額については、コロナ禍の影響を受けていない令和元年度の平均的な売上高から生じる粗利を勘案したものとなっています。算定にあたっては、多業種との公平性も重要なこととなりますので、引き続き研究を重ねながら、今後の取組内容を計算してまいります。

なお、国や県の支援事業も公表されていますので、本市の給付事業と併用しながら、事業の継続に役立てていければというふうに思うところでございます。

○2番（南 利尋君） 私はちょっと知らないんですが、今度の時短営業要請の中で、県とか国のほうからもそういう支援事業があるんですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず8月20日から9月12日、そして今回9月13日から9月30日のこの期間、最初が24日間そして18日間というのが今回時短要請ということで、そういう要請をされた方で協力された方には、そういう支援金が出るということでございます。

先ほど市長が述べました、あと国・県等が支援するものをも併せてやってくださいということで、市のほうはその時短要請がなかったところに支援をするわけですけれども、それ以外に今回県のほうも県議会のほうに月次支援金というの、その要請をしなかったところにする支援金も準備しているということでございますので、それが可決されれば、そういうものも情報収集しながら併せて支援が受けられるように努力をしていただきたいと思いますし、私どもも情報を発信していきたいと思っております。

○2番（南 利尋君） ということは、今の答弁だと、まだそういう事業は提案されていないということですよ。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 県議会のほうも今週始まっておりますので、提案をされているというふうに伺っております。

○2番（南 利尋君） 代行業者とかも入りますか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 要項等発表されてみますと、全業種ということで、ただ売上げが県の場合は30%から50%下がっていること、それから国については50%以上下がっているというような条件もあるようでございます。

○2番（南 利尋君） 緊急事態な状況なわけですよ、未曾有の緊急事態が今発生しているわけですよ。市内は、意外と本当に皆さんで代行業者さんを使われたことはない人はいらっしゃると思うんですね。みんなおかげさまで飲酒運転をしなくて帰れる、酔っぱらってべろべろになっても気づいたら家にいるというような、本当に代行業者さん、タクシー業者さんのおかげなんですよ。そこが今悲鳴を上げているわけですよ。そこに対してこういうことだからこうだということを、例えばいろんな方がおっしゃいます。サラリーマンの方は、「なんで飲食だけそういう救済をするんだ」という声も、私の周りでは聞いたこともあるんですね。だけど、この前の一般質問でもさせていただきましたが、「スポット的にどこが本当に緊急事態の一番あおりを受けているか」ということで、「しっかりと把握してください」ということも、この前お願いしました。現実にはもちろん飲食店とかは、多分居酒屋さんだったら午後8時まで営業して、それ以外は休業しますで、そういう給付金が発生するわけですね。だけど、市のほうでもそこに該当しない方は、救済しようということとされていると思うんです。だけど本当に現実に何社も廃業していますし、「どうにもならないです」ということを、例えば代行業を副業でやっていらっしゃる方は、それはもちろん次の収入があると思うんですね。だけど、代行業をなりわいにされている方というのは、なかなか本当にもう1年半以上続いているわけです。これが昨日も僕はちょっと首をかしげちゃったんですけど、分科会の尾身会長が、「あと2、3年は続きますよ。」というような発言をされたわけですね。もうみんなひっくり返っちゃいますね、本当にああいうことを聞くと。だから、今本当に持続していただかないと、志布志市の経済にとってのちのち後遺症が残るようなところには、しっかりと目を向けて給付していただくことが必要ではないかということで質問させていただいております。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどから課長も含めて答弁しておりますが、基本的には事業継続ということでの支援をしていくという考え方でありますので、先ほど課長も私も答えたとおり、その支援の内容について問題があれば、そこはしっかりと研究してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 本当に市長も、どこかの代行業者さんを利用されたりして、いろんな要望をお受けになったこともあると思います。ぜひですね、生の声をしっかりと行政でも把握していただいて、できればその事業者がコロナ禍の収束が来るまで、まだ経済が回復するまで、しっかりと事業継続ができるような補助の在り方も、しっかりと検討していただくことを強く要請しておきます。

次に、接待を伴う全ての飲食店には、利用客が無料で利用できるカラオケ設備があるわけですね。市長も副市長も、なかなかの歌唱力だとお伺いしております。1か月のリース料が4万円から5万円かかるそうです。利用者が激減して、維持費が大きな負担になっていると聞きます。カ

ラオケ業者間では値下げはしないということが、はっきりと決められているとのこと。接待を伴う飲食店にとっては、欠かすことのできない利用者へのサービス手段であって、固定費になっているわけですね。これも平時とは違って有事の時ですから、補助対象にすべきだと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 経営手法は店舗によって異なり、当然に固定経費に占める比重も変わってきます。今回の特別応援給付金は、事業自体の継続を目的としております。その用途範囲を限定してはけませんので、事業者によって継続するために必要な経費に対して、自由に充てていただければというふうに思っております。

○2番（南 利尋君） おっしゃることは分かるんですけど、ただ、事業者というのは、本当に飲食店はまだ補償があったりする場面があって、それなりの何か月間かは持続ができると思うんですね。家賃を払って、カラオケの使用料を払って、例えば皆さんカラオケを歌われる方はいっぱいいらっしゃると思うんですけど、これが1年半以上で売上げもなく、約100万円前後の使用料を飲食店の方は払っていらっしゃるわけですね。それは事業する上で当たり前のことなんですけど、昔の方が結構いらっしゃいますので、昔は1曲200円とか払って歌っていたという場面があったんですけど、今はカラオケというのは無料提供なんですよ。だから、そこに対する売上げは全くないわけです。だけど、接待を伴う飲食店は、もう全店舗でカラオケが置いていない店があったら手を挙げて教えていただきたいんですけど、全部の店がカラオケを置いているわけです。それがもし仮に5万円という固定費を100万円売上げがないのに、ましてカラオケを利用して営業しても誰も歌わない、「大声を出さないでください」というのがあられるわけですから、全く使わないものに対しても、まだ頑張ってお店を営業して、そのときは皆さんがお越しいただいたらカラオケを歌ってもらおうということで、一生懸命途中解約もせずに頑張ってお金だけを払っていらっしゃるわけですね。だから、そこも有事の事態なので、普段はそういうカラオケを補助してくださいなんて、「大丈夫かよ」という話になっちゃうわけですけど、本当にこの危機を全市民一丸となって乗り切るには、やはり今まで志布志市の経済を支えていただいている飲食店業界に対しては、平時でないそういう補助も必要だと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、事業を継続するために必要な経費に対して自由に充てていただくということと、今話がありましたけれども、基本的には支出する場合には公平性がありますので、本当に公平に支出しているのかどうかということも勘案しながら、そこ辺がどこまでそういう経費のいわゆる支援ができるのか、そこは内部で十分協議してまいりたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） 皆さん御存じのとおり、飲食業の方々、代行業者さんは、本当に大変な思いをされております。まだ当分はコロナ禍で、コロナ禍の後遺症的なものが経済に対しては付きまとうと思うんですね。そう考えると、その公平性も大事なんですけど、誰一人取りこぼさないという観点からも、やはりいろんな担当課の方々でも、しっかりと状況を把握していただいて、また新たな支援事業を考えていただけたときは、その辺も踏まえた対策をよろしく願いいたし

ます。

長期化しているコロナ禍に対して、固定費などの支援だけでは、経済の底上げは図れないと考えます。利用者を増やして、スピード感ある経済の底上げを図るためにも、全市民に対して、飲食、宿泊、代行などで使用できる商品券配布を行うべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症の収束には、まだまだ多くの課題そして時間を要する状況で、飲食店や宿泊施設などは開店していても客足が戻らず、売上減少とは別に管理費だけは生じてしまうという現実問題が続いております。災害とも言えるコロナ禍でも、生活の基盤となる地域経済の浮揚策を講じることは、非常に大切なことと考えております。この地域経済の循環を考えた場合に、ヒト、モノ、カネが循環して初めて景気刺激策につながると考えております。

一方で、商品券を全市民に配布するということは、生活困窮者に配慮したものだと思うところではありますが、商工業者への支援というより生活支援を目的とした施策になると考えております。人流を増やし、経済の底上げとなる景気刺激策については、新型コロナウイルス感染症の状況を見極めながら、関係機関と意見を交わして商工業振興策として効果的なものになるよう模索して、取組をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 私は商品券配布については3月、6月議会でも提案させていただきました。多くの自治体が経済回復の手段として、商品券配布を行っています。幾つかの自治体の9月議会で商品券配布が議案に上がっているということもお伺いしました。私は、今の状況でどうのこうのではなくて、ワクチン接種が進む今こそ、コロナ収束を見据えた取組が不可欠だと考えているわけです。現金給付は貯蓄に回る可能性もあります。期限付きの商品券であれば、期限内に使用しなければただの紙切れになるわけです。例えば、市長への3回目の質問なんですけど、3連続で今質問させていただいて商品券の質問をさせてもらっているわけですが、生活困窮者ということに必ず触れてこられるわけですね。僕は今経済対策としての項目で質問させていただいているんですけど、これは例えば、もし仮に全市民に1万円ずつの商品券を配布したとします。そうすると今の人口が3万300人ぐらいですよ。ということは、3億300万円になるわけです。これを2か月の期限で、今は時期尚早なので、コロナ収束を見据えた事業として、その収束の時点か2か月間で使ってくださいという場面であれば、単純に計算すると3億300万円の飲食・宿泊事業者に対して、2か月間で3億300万円の経済が動けば、もう一気に前より回復しちゃうんですね。そんな景気のいい時期あったっけという話になるわけです。それがうまく飲食・宿泊業に対しての配布があればということなんですけど。だから、例えば10枚つづりで、1,000円を10枚で皆さんに配布したとします。お釣りをしなすでいけば、例えば「2,500円です」と言われたときに、みんな500円は多分1,000円券は使わないと思うんですよ。500円分は現金で、2,000円分は商品券で払うようなパターンが、お釣りがなければ出ると思うんですね。ということは、1万円プラスアルファのそういう経済波及効果も生まれてくると思うんです。だから、コロナ収束を迎えると

きが来たら、そういう事業にも取り組むべきではないかと考えるわけです。商品券配布が実施された幾つかの自治体の住民の方々にお聞きしますと、皆さんが喜んで使用されており、ありがたいと感じていらっしゃるのとことでありました。どうでしょうか、市長。

○市長（下平晴行君） 地域経済の底上げとして、感染状況や社会経済活動の動向を見極めながらの実施となりますが、今定例会の補正予算に、貸切バス旅行誘致事業の増額や新規事業のキャッシュバック志布志キャンペーン事業を提案させていただいているところでございます。

そして商品券の配布となると、先ほど答弁しましたとおり、商工業者への支援というより生活支援を目的とした施策になると考えていますので、商工業振興の景気刺激策については、関係機関を意見を交わしながら、より効果的なものになるよう模索していきたい。それと併せて、やはり実際困っている人に投資をしていくという考え方で、取組をしているところでございます。

○2番（南 利尋君） もちろん困っていらっしゃる事業者に対してのそういう支援事業ということなんですよ。固定費だけを何回も、今第4弾になりますけど、ここで5弾、6弾、固定費だけ払っても利用客がいないことには経済は回らないわけですよ。その不動産屋さんへの家賃支払いが遅れないように、みんな固定費を払います、カラオケ代を払います。それで飲食をなりわいにされている方は、もうそれで生活費がありますという感覚になるわけですね。そこに一日でも早く、行政の救済を離れるような事業を提案するためには、経済を回すということは、人流を起すということが一番の経済回復にはつながると思うんですね。だから、経済を回すという意味でも、しっかりと方向性を考えていただければ、簡単に言えば、飲食店を皆さん利用していただくような動きを取りあえず作りましょうということなんですよ。誰を救済する、何を救済するではなくて、取りあえず志布志市の経済、例えばスーパーとかそういうところには人はいっぱい行っているわけです。家飲みをしたりとか、自分の家でいろんな飲酒はやっていらっしゃるわけですから、スーパーとかそういうものに対して救済してくださいというのは、ある程度は回復している状況があると思うんです。ただ、飲食業界、宿泊業界、代行業界は大変な思いをしているわけですから、そこに対して次は固定費ではなく、商品券で「皆さん頑張り次第で2億円の経済が回りますので、もう自分なりのオリジナリティを持った営業をしてくださいね、2か月間頑張ってくださいよ」ということになればですね、また違った事業の取組になると思うんですね。例えば、本市からは医療従事者、福祉従事者に対しては労をねぎらうような給付はまだ行われていないわけですね。そのような方々に対しても、その商品券でおいしいものを食べていただいたり、のんびりしていただいたり、労をねぎらってもらって、飲食業を利用していただくことにもつながると思うんです。本市の飲食業、代行業者は未曾有の危機に陥っているわけですね。だから、スピード感ある経済の底上げをしていくには、一番の起爆剤になるのは、ほかの自治体の事例もいろいろ調査してみますと、商品券ではないかなということでは私は提案させていただいておりますが、もう一度見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 基本的に市が給付事業をしていることは、事業の継続でございます。ですから、見えた形での投資をどうしていくかということでの対応でありますので、今おっしゃっ

たその医療従事者あるいは福祉従事者等々に対しては、大変ありがたいと思っておりますが、次の段階でどうことが支援ができるかですね、今のところは事業継続の支援をしっかりと給付していきたいという考え方でございます。

○2番（南 利尋君） 次の事業で、いろんな自治体の事例を参考にさせていただいて、その中で商品券配布というそういう事業もありますので、その辺の経済効果とかそういうのもいろいろ調査・研究していただいて、前向きに取り組んでいただくことを期待しております。

漁業振興について伺います。本市では、漁業の衰退が懸念されています。新たな部署を設け、漁業振興に取り組むべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 平成18年1月に志布志市が誕生して、耕地課と統合されて耕地林務水産課としてなったところでもあります。平成29年度と平成31年度に、水産の専門の大学を卒業した職員を配置して水産の業務に励んでおり、現在のところ部署の設置は考えていないところでありますが、志布志漁協とは日頃より連携を取り、取り組んでいるところであります。

また市の漁業振興策対策協議会を通じ、事業報告や翌年度以降の事業計画について協議を行い、漁業振興に係る施設の整備や機械導入、並びに稚魚の放流や魚食普及の啓発等、水産振興を図っているところであります。

○2番（南 利尋君） よく総合振興計画などに本市の特性を生かしたまちづくりという文言が出てくるわけですね。本市は漁業資源、観光資源の豊富なまちです。漁業資源、観光資源を活用したまちづくりが、本市の新たな新しいまちづくりに必要不可欠なわけです。しかし、現在農業、観光に特化した部署がありません。以前は、観光課を設けるべきではないかという提案をさせていただきました。今回は水産課を設けるべきではないかということで提案させていただきます。本市の基幹産業である農業に対しては農政畜産課があります。職員の中には、実家が農家であるという方もいらっしゃるので、農業に精通する方が多いわけです。例えば、農地などに対しては、耕地林務水産課や農業委員会が関わってくるわけですね。農業や畜産事業に対しては、行政、農協、農業公社なども連携して取り組んでいるわけです。盤石な組織が確立されて、日本トップレベルの農業、畜産があると考えます。しかし漁業に対しては、今市長が答弁された耕地林務水産課でいろいろ対応しなければならないという状況なわけですね。本市の名の付いた志布志湾という漁業資源の豊富な漁場があるわけですね。今はしらす漁が行われている、市長も今後一回でも見ていただければ分かると思うんです、これはリアルな話なんですけど、ちりめん漁の船があるんですけど、朝6時に僕も何回か「行って見てくれよ」と言われて行ったんですけど、普通の鮮魚の漁業はほとんどされていないんですね。後で質問させてもらいますが、だからそういう志布志湾の豊富な漁業資源を生かして、もう一回漁業振興に取り組まないといけないんじゃないかということで提案させていただいているんですけど、港湾事業が進むにつれて、どんどん漁業が衰退していくように感じているのは私だけではないと思うんですね。やはり今こそですね、昔は「港町・志布志」というのがあったわけですよ。港が栄えた志布志というのがあったわけですから、この漁業・水産業に精通したスペシャリストをトップに置いて、水産課を設けるべきではな

いかと考えるんですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新たな組織を立ち上げる際には、限られた人材の中でどのような業務があり、どの程度の人員が必要かといった具体的な政策、見通しを考慮しながら進めていくことから、まずはどのような政策を進めていくかといったことから検討する必要があるというふうにご考えております。

○2番（南 利尋君） そういうことなんですよ。だから、その担当課が、どういう事業を提案していくかということになるわけだと思っております。例えば今回の補正予算にスタートアップ商工業者応援事業として210万円が計上されているわけです。商工業者に対しては、新たな創業やリフォームに対して手厚い支援があるわけですね。新規就農者に対しては、後継者育成事業などの支援事業があるわけです。なぜ漁業の新規就業者に対しては、このような事業は提案されていないんですか。

○市長（下平晴行君） 志布志漁協からの新規就業者への補助等の問い合わせがないところですので、今のところはそのような事業は考えられないというか、考えていないところであります。今後志布志漁協から支援の要望があった場合は、協議して前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 市長がよく先手管理、先手管理と言われますけども、あったからやろうよという話じゃなくて、志布志湾を活用した志布志のまちづくりをしようよということであれば、漁業に対しても、何かの事業を行政の方から提案するべきだと私は思っております。例えば、昨今「もうかる農業」とか、「もうかる畜産」というような言葉をよく耳にするんですね。農林水産省や水産庁のホームページには、「もうかる漁業」「がんばる漁業」などがあるわけです。漁業に対して、もうかる漁業のシミュレーションを行われたことがありますか。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） 現在、担当課としてはシミュレーションという形では取り組んでおりませんが、水産振興対策に取り組む中では、漁業の現状を踏まえた意識の中では、漁協と同じ考えを持っているところです。

今後その制度の必要性など、市の漁業振興対策協議会などを通じて、そのようなシミュレーションとかを図ってまいればと思っております。

○2番（南 利尋君） 例えば農業に対しては、Iターン・Uターンの新規就農者に対してピーマン農家などで研修を行い、創業まで支援する制度があります。様々な角度からシミュレーションを重ね、もうかるピーマン農家の制度が確立されたのではないかと思います。漁業資源の豊富な志布志湾を活用して、もうかる漁業の制度を検討し、Iターン・Uターン、後継者に対して情報発信を行えば、漁業振興にもつながるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 鹿児島県と鹿児島県漁業協同組合連合会では、平成30年度から名前を変えてかごしま漁業学校を設置し、原則4か月の研修を行い、漁師を目指すにあたってのきっかけ作りから、漁業体験、就業の適否判断や技術の習得を経て、漁業に就業し農村に定着するまでの一連の支援を行っております。

この漁業学校は、鹿児島県内で就業される方が対象で、受講料は無料となっております。漁業へ就業を考えている方は、この漁業学校へ入校してもらい、漁業へ就業してほしいというふうに考えているところがございます。

○2番（南 利尋君）　そういう県の取組があると思うんですけど、例えば志布志市は、グルメのまちでも情報発信されているわけですね。現状では、市内の飲食店で皆さんも刺身とか頼まれていると思うんですよね。鮮魚類は、ほとんどが鹿屋市、串間市、日南市などの近隣から仕入れていらっしゃるわけです。目の前に豊富な漁業資源があつて、志布志湾という志布志の名前が付いている漁場があるのに、串間市とか鹿屋市とか日南市とかから仕入れをして、お寿司屋さん、居酒屋さんは営業されているわけです。例えば、鮮魚が水揚げされるまちというのは、目井津港もあります、垂水港もあります。例えば三浦半島には三浦海岸にもまぐろのまちがあつたりするわけですね、沼津港だったり、三崎港とかあるんですね。そういうところは、今日も目の前に焼肉屋さんがオープンして、おいしそうなメニューが回ってきたんですけど、焼肉屋さんというのは、大体皆さん地元で食べるわけです。「地元のおいしい焼肉屋さんができたよ、じゃあ、そこに行って食べようか」という話になるんです。でも、魚介類に関しては、「港の海に見える新鮮なあそこに行って食べたいな」とみんな思っていると思うんですね。だから今、都城志布志道路が開通した状況の中で、都城市の方々は居酒屋さんでももちろん夜は食べられると思うんですけど、「たまには空気のいい志布志湾の港沿いのおその定食屋の刺身でも食べてみたいね」という話になると、これが観光振興にもつながるといことなんですね。漁業だけがどうのこうのだけじゃなく連携して新しいまちづくり、志布志市の特性を生かしたまちづくりということになると、せっかく志布志市にお越しになってくださる方が多いということは、やはり志布志市でとれたもので、おもてなしをするということが大事なわけです。であれば、今鮮魚漁はなかなかされていないわけですから、そこにもちゃんと着目して、おいしい刺身を志布志市に來られた人には食べさせてあげようよ、それに担当課の方は目井津港とか垂水港とか行ってもらえれば分かると思うんですけど、観光客が多いんですね。それに垂水市に來たからイチョウとかを見て、何を見て、じゃあ垂水港の定食を食べて帰ろうとか、そういう経済効果が生まれるわけです。だから、それが点じゃなくて線になって、志布志市が回っていけば、すごい経済効果が生まれるわけですね。そういう志布志市でとれた鮮魚を、志布志市で食べるようなイメージをした漁業の事業にも取り組んでいただけませんか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君）　先ほど述べたとおり、新たな組織を立ち上げる際には限られた人材の中で、どのような業務があり、どの程度の人員が必要かといった具体的な政策見通しを考慮しながら進めていくことから、まずはどのような政策を進めていくかといったことから検討する必要があるというふうに考えております。

また漁業へのIターン・Uターン者への支援であります。例えば農協あるいは森林組合等とも協議会を立ち上げているわけですね。その中でどういう方向で、いわゆる経営をしてその関わりを持っている事業者には生産者にどう対応していくかということもその中で議論して、そして支

援の策を市にも求めてくるというやり方をしているわけでありますので、できれば志布志漁協からもそういう取組の考え方があれば、一緒になってその要望があった場合には協議していけるとい方向性が見える形での取組が必要じゃないかと思うところでございます。

○2番（南 利尋君） 漁協からそういうアプローチがあった場合ということなんですけど、私も今回質問するにあたって、漁協関係者からも水産漁業のことに関して役所に問い合わせても、なかなかそういううまくつながらない場面もあると、そして時間もかかると。だから、「もうちょっと漁業に対してちゃんとした取組をしてくれないかと、市長にも言ったこともあるんですけどね」というようなこともお伺いしたことあるんですね。本当かうそか分からないです。僕はそれを「ありました」ではないんですよ。「そういうことも聞きました」というようなことですから、だから、何で耕地林務水産課、昔は林務水産課があったわけですよ。何であっちこっちするような、そういう扱いなのかなと単純に思うと私はそう思うんですよ。今度は耕地林務水産課にあります。でも志布志湾の一番大事な目の前に広がるそういう漁業資源の材料を、何であちこちたらい回しにして課が変わるのかも、私はちょっとクエスチョンマークになりますし、ただ漁業関係者からはそういう意見があつての初めての漁業振興ということで、私は今質問させていただいております。だから、そういう観点からも、今おっしゃったIターン・Uターンを考えている方は、農協とかそういうところからいろいろな協議会の中で考えていかれることかもしれませんが、でも実際、私が思うにピーマン農家の事例を考えれば、例えば全国から移住・定住で漁業をされたい方は志布志市に来ませんか、2年間志布志市がいろんなカリキュラムを組みますので、その2年間のカリキュラムをクリアした人は、じゃあ志布志市で船を買うときは、1,000万円かかるのであれば300万円は志布志市が補助しますとか、その軌道に乗るまでは志布志市がそういう支援をしていきますよ、というような感覚でもし取り組んでもらったとすれば、ピーマン農家と一緒にみたいは何軒も増えていくような可能性もあると思うんですね。ただ、リアルに志布志の今漁協には、なかなかそういうソナーのようなものを備えた船がないわけなんですよ。今は魚群探知機とか言いますかね、そういうソナーを備えて、「ああ、あそこに魚群がいるから、あそこで漁をしよう」とか、そういう現代的な漁がなかなかできない。まして後継者にとっても、漁協がじゃあ金融機関と連携を図っていけるような場面があれば、漁協を通してそういう金融機関と連携して新たに漁業に取り組む人には、漁協がその資金までちゃんと段取りしてあげようとか、例えば油津漁港とかには、マリンバンクとかそういうのが入ってるわけですね。そういうのがあれば後継者も増えていきますし、船が壊れた時の修理代も、そういう金融機関がいろいろ漁協と連携してできるわけですよ。だけど、現実には怒られるかもしれませんが、なかなかその連携も図れていないような組織になっているわけです。だから、そこがしっかりと行政が取り組んでいくべき点ではないかなということで、漁業振興に対して提案しておりますが、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどのなぜ耕地林務水産課ということではありますが、基本的には私がちょうど旧志布志町役場にいるときに、商工水産課というのがあって、そこに水産部門があった

わけです。結局なぜ耕地林務水産課に持ってきたかという、ちょうどその頃漁協が山に木を植えるというときだったんですね。いわゆる山、川、海というプランクTONのこれは森林を豊かに育てることで、漁協も魚がとれるというそういう流れの中で、合併して耕地林務水産課と同じようにそういう取組をしてきたことじゃないのかなというふうに思います。それは先ほどのあれですけど、今議員がおっしゃる中身なんですが、先ほど言いましたように、できればそういう協議会等の中で議論されて、こんな志布志市の漁協を目指したいというものがあるって、行政と連携をして一緒になってやるというのが、私は一番手っ取り早いやり方じゃないのかなと思っておりますので、漁協からの連携はそういうことで議員のほうにお話があったということですか。

○耕地林務水産課長（小山錠二君） 先ほどの漁協から水産課というような形での課が設置できないかということも含めて、私も漁協のほうに確認をしてきたところであります。漁協としては、今度の本庁舎移転に伴って、水産係も志布志庁舎のほうに来てくれるんじゃないかというようなことでは考えていたところなんですけども、そういう形ではなくて、来てもらえれば窓口も近いというような形で、漁協としては助かるというような話は伺っております。その中で、様々な漁業振興というような形でお話を伺ったところです。先ほどの漁具とか魚探とか様々な施設の整備とかいう形になった場合には、現在水産資金制度の融資とかそういう制度ももちろん漁協も漁連からの情報も十分入ってきて、活用の方法とかも聞いてはいるところであります。

先ほどの話にまた返りますけれども、新規就業、後継者につきましては、先ほどのかごしま漁業学校という制度も漁協のほうは十分理解をしているところであります。その中では、漁師になりたいというような形で話が来ることもあると。しかし、先ほど議員からあったように、今の漁業の現状というようなお話をする中では、あと一歩前に踏み出せないというようなことは聞いております。

今後は市長が先ほど申したように、十分対策協議会を通じて漁協と協議しながら、また今後の漁業振興、水産振興について図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○2番（南 利尋君） ちょっと今訂正しておきますけど、私は「漁業組合から話があった」とは言っていません。漁業組合員の中の方々から話があったということなんです。そこはまた明日、僕も発言の訂正とかいうとあれなんで、そこは漁業組合からそういう相談があったとは言っていないので、組合員の方々の中でそういう話をもらった、だからそれが漁協のトップを通じて何かをしたということではないですからね。皆さんの現場で一生懸命夏井港で頑張っている方とか、志布志港で頑張っている方というのは、大体もう限られていますよね。そういう方々が、いろいろ漁協から僕に何かこれでどうだというのは何もありませんよ。「漁業関係者です」ということを僕はさっきから言っていますので。だから、漁業振興というのは、本当に志布志市の観光事業にもつながっていくわけですね。だからそういう意味でも、例えばIターン・Uターンで今課長の答弁にもありましたが、そういう希望者があればということなんですけど、全国からIターン・Uターンで漁業者が来てくださいという事業があれば、また移住・定住の促

進も図れるようなことも出てくるんじゃないかなと思います。前向きにいろんな今は衰退していくようなことが言われておりますので、漁業振興に対してもしっかりと、農業と漁業を現実を比べれば一番分かるじゃないですか、今、体制を考えれば。農業事業と漁業事業がどれだけ今どっちをやろうかなといったときに、いろんな状況が分かるのは農業だと思うんですよね。農業はどこに相談に行ったらいいんだよ、取りあえず農業だから農政畜産課に行ってみようかなって、「農」が付いているわけです。でも役所内調べても耕地林務水産課ってありますから、耕地林務だけ見た方は、「水産課はどこだよ」という話になるわけですね。だから本当に志布志湾の豊富な漁場を生かした漁業振興にも、前向きに取り組んでいただくことを強く期待しておきます。

観光振興について伺います。昨今、マイクロツーリズムの普及により市内観光スポットの利用者が増えております。保全・管理をしっかりと行うべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） コロナ禍における新たな旅行形態として少人数で近場を選択するマイクロツーリズムのニーズが高まってきていることは確かでございます。特に、ダグリ岬一帯をはじめとした景観は、おいでいただいた観光客が楽しみにしている本市の魅力の一つであることも、十分認識をしているところであります。

今後は県からの市へ譲渡される予定のダグリ岬展望所と併せ、指定管理者への景観維持の指導を行いながら、本市の魅力ある観光スポットの環境整備に努めてまいりたいと考えているところであります。

○2番（南 利尋君） 9月になってもダグリ岬周辺や国際の森には、以前より多くの方が訪れているというのが現状なんですね。以前にも何度か要請したことがあったのですが、保全・管理がしっかりと行き届いていないわけです。設置されているいすやテーブルを利用して、食事や休憩を取れる状態ではないんですね。のりや苔が生えて枯葉などがくっ付いています。国際の森のトイレ施設は、雑木で薄暗く、清潔感もなく、観光スポットの施設としてはあり得ない状況なわけですよ。早急に対応していただけませんか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 国際の森トイレの施設は、展望台の維持作業につきましては、耕地林務水産課の作業員で年4回行っており、トイレとタンクの水補給作業を委託しているところであります。

国際の森のベンチにつきましては、表面が老朽化してきておりますので、早い段階で補修を行いたいと考えております。

またトイレ、東屋海側の雑木であります。トイレ付近が明るくなるように、直営の作業班により可能な限り伐採の対応してまいりたいと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 本当に早急な対応をよろしくお願いします。僕は通り道なので何回もあそこをチェックするんですけど、結構いらっしゃるんです。あそこでカップルとか家族で来られたり、一人でたそがれていらっしゃる方もいらっしゃるわけですね。できれば、雰囲気づくりをしっかりとよろしくお願いします。

ボルベリアダグリの周辺は、雑木・雑草などが生い茂り、蚊とかブトなどの衛生害虫などが発生し、景観のいい場所からも全く海が見えなくなっています。おもてなしの心は全く感じられません。今回の補正で、ボルベリアダグリに対しては繰出金が増額されています。コロナ禍で管理者も大変な苦労をされていると思います。行政が景観保全にしっかりと取り組むことで、利用者や訪れる方が増える可能性も出てくると考えます。早急に取り組むべきではないかと思いますが、見解をお伺いします

○市長（下平晴行君）　ボルベリアダグリ周辺についてであります。ボルベリアダグリからの眺望は、観光客にとっても魅力あるものと認識をしております。周辺の生い茂った木々は、今年度新たに開設したグランピング施設のための木蔭づくりにも必要であることや、海岸線までの崖地の木を伐採することで、大雨時における災害の危険性もあることから、木々の伐採には慎重な対応が求められているということでの状況でございます。

○2番（南　利尋君）　最近、民放でもBTVでもよく先の展望台が出てくるんですよ。志布志湾を一望できるどうのこうのとかですね。市長は、最近行かれたことはありますか。

○市長（下平晴行君）　このグランピングが設置されたときに行っております。

○2番（南　利尋君）　僕も結構忙しいんですけど、何回か行ったんですよ。そうすると、私が言っているのは、木をがんがん伐採しろとかそういうことではないんです。例えば、ボルベリアダグリの横の崖のほうに、海水浴場のほうの横にコンクリートのテーブルと椅子があるんですよ、皆さん御存じですよ。あそこがもう草ぼうぼうで、例えばボルベリアダグリを利用された方が、風呂上がりにあそこで涼もうなんていうことができるような状態ではないということですよ。もう草が生い茂って、草のほうがテーブルより高い状況になっているわけです。だから、その横の景観をちょっと邪魔するような雑木とかの枝を切れればいいじゃないですか、簡単に言えば、前に港湾商工課のほうで、あそこのグランピングを提案されたときに、「多少は伐採してもいいですよ」という話をしたら「県と協議します」ということで、「ある程度だったら伐採できます」という答弁もいただいたことがあったんですよ、委員会のほうで。だから、別に「がんがん伐採しろ」という話ではないんです。景観を取りあえず作ってあげるぐらいの、まず夕涼みにボルベリアダグリを利用された方が、庭先の夕涼みをするために座れるような状態にしてくださいよという話なんですよ。木をがんがん切れとかそういうことではなくて、例えば、展望台に行かれる方が弁当でもジュースでも持って、ちょっと木蔭で一服しようかなんて言ったときに、つつつつののりの生えた椅子と、虫がわいたテーブルでお茶を飲みたいという人はいないわけですよ。ボルベリアダグリの経営者も一生懸命頑張っているのに、市が管理するそういう土地とかが、雑木とか衛生面で管理が行き届いていなかったら、ボルベリアダグリのイメージにもつながるんじゃないかなということなんですよ。だから、常に保全・管理をしていけば、景観のきれいないい場所ですから、そこもしっかり取り組むべきではないですかということなんですけど。

○市長（下平晴行君）　ダグリー帯は、日南海岸国定公園内に位置するため、草払いなどの軽微

な刈払いは許可なく可能ではありますが、木々の伐採については、鹿児島県自然保護課への伐採申請及び許可が必要となっておりますので、このことから木々の伐採に関しては、景観や安全に配慮した管理・保全の下、伐採を行ってまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 後で、担当課のほうにこういうことをやってくださいということで、具体的をお願いに行きますので、「草を払って枝を取っ払ってください」というだけの話なんですけどね。前向きな取組をよろしくお願いします。

新しい生活様式の中で、需要の多い観光事業にスピード感をもって取り組むべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） コロナ禍における新しい生活様式、新たな旅行形態への対応が求められる中、少人数で密にならないマイクロツーリズム等の旅行、観光の人气が高まっており、その新しい生活様式にいち早く対応した観光地を求め、旅行客の移動が見られることは十分認識しているところでございます。

本市が新しい生活様式に対応した観光地となるために、どのような整備、取組が適しているのか、庁舎内の意見に限らず、様々な方向から協議検討し、早急に取り組める事業については、スピード感をもって取り組んでまいりたいと考えております。

○2番（南 利尋君） 前回の答弁では、観光振興計画の中で取り組んでいきたいとの答弁があったわけですね。私も、そのこの現地を何度も視察したんですけど、私がいつも思っているイメージは、市長が「パラダイスは撤去に3億円かかるからちょっと無理ですね」という話で、「三角の土地の辺りにどうにかできないかな」ということを考えたこともありますよ」というような答弁をさせていただいたので、何回もあそこのイメージを作ると、ダグリ遊園地があって、その道路の反対側に道の駅的な施設とオートキャンプ場があったとします。昔、海水浴場の駐車場が、今きれいな芝が生えた土地があるわけです。昔はその土手側に、旧町時代にキャンプ場があったわけですよ。あそこのイメージを考えれば、キャンプ場が昔あったところを整備して、洗い場を造ったりトイレを造ると。そして芝生のところはそういうグランピングでもできます、きれいなところですからそういうものをする。浜辺では泳げます、岩場では何か捕れますとか、道の駅があります、オートキャンプ場がありますということで言えば、そんな具体的な何十億円かけて何をしようということではないわけですね。ましてや横に遊園地がありますから、子供から大人まで幅広く活用できる場所になるわけですね。だから、私が思うには、できればそういうキャンプ場、道の駅を造って、ジェットコースターでもあれば完璧な場所になると思うんですけど、だからキャンプ場と道の駅のようなものを整備するだけでも、あそこの景観は変貌するわけですね。だから、観光振興計画の中でも、長期・短期・中期とあると思うんですけど、短期事業計画と位置付けて、スピード感をもってそれぐらいの対応をしていただけませんかという提案なんですけど、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） コロナ禍において、密になりにくい自然に親しむレジャーやオートキャンプ場が人気となっていることにつきましては、いろいろな方面から見聞きをしているところで

ございます。

本市においても新しい旅行形態にあった受入態勢を整え、観光客誘致を図るため、オートキャンプ場やそれに係る施設の整備も含め、どこにどのような取組、整備が適しているのか、様々な意見を参考に協議・検討していきたいと考えております。そして協議された内容につきましては、今年度策定中の第2次志布志市観光振興計画にしっかりと盛り込み、魅力ある観光地の整備に早急に取り組めるよう努めてまいります。

○2番(南 利尋君) ぜひですね、いろんなことを言いたかったんですけど、本当に市民の方は夏井で思いっきり遊びたいとか、夏井でゆっくりしたいという方が本当にいらっしゃいます。僕はこの前の一般質問で、「当分パラダイスは無理ですから違うところで考えましょう」という話で、いろいろ話をさせてもらったことがあったんですけど、市民の皆さんが本当に思っていることなので、ぜひ短期計画として前向きに取り組んでいただくことを期待しております。

環境行政について伺います。昨今、多くの場所でたばこのポイ捨てが目につきます。対策を講じるべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) ポイ捨て防止の対策については、空き缶、吸い殻等の投棄、飼い犬のふん放置等、ポイ捨ての防止等を図るため、志布志市ポイ捨て防止条例を、平成21年10月1日から施行しております。

ポイ捨て対策については、おじゃったもんせクリーン大作戦やマイロードクリーン大作戦等で市民の方々に取り組んでいただいております。環境パトロールでの不法投棄による空き缶等の回収量を平成21年度と令和2年度と比較しますと、平成21年度が1万1,637kg、令和2年度が6,647kgになっており、57%の減少をしている状況であります。

しかし、いまだにポイ捨てはなくなっていない状況でありますので、今後も市民の啓発に努めていかなければならないと考えております。

また、たばこのフィルターは、マイクロプラスチックとして海洋汚染につながると言われておりますので、その観点からもたばこのポイ捨てを減らしていくべきだというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) 今おっしゃったように、JRの周辺やしおかぜ公園、飲食店入り口などは、最近ポイ捨てが目立つんですね。健康増進法が改正されて、喫煙できる場所が少なくなりまして、余計増えたような気がしております。

そこで、市の単独事業として、ポイ捨て撲滅運動に取り組むべきではないかと考えるわけですね。管理可能な施設の敷地の片隅に、スタンド灰皿を置いてそこに市のマークと目立つステッカーを貼って、「ポイ捨て撲滅のまち、志布志」のような、そういう灰皿を作れば、その啓発になると思うんですがこれも一つの逆転の発想なんです。「ここで吸ってはいけません」と言うと、結構高い確率で吸う人が多いわけです。「吸ってくださいよ、でも志布志市はポイ捨ての撲滅運動をやっていますから」という感じでやっていけば、これも一つの逆転の発想で、ここでポイ捨てはしちゃいけないけど、ここだったらいいというような感じだから、ここで吸ってほかにポイ

捨てないようにしようという考えも出るかもしれませんが、これも一つの逆転の発想なんですけど、一回試しに取り組んでいただけませんか。

○市長（下平晴行君） 灰皿の設置については、設置だけでなく管理もしていかななくてはならないということでありまして。受動喫煙防止対策を図りながら施設管理者と協議し、理解を得られた施設については設置をしていきたいと思っております。

○2番（南 利尋君） 私もたばこメーカーに問い合わせたんですけど、「志布志市で取り組んでいただければ、全面的に協力します。全国初の取組になるかもしれません。必要な灰皿は無償で提供します」とのことでした。無償で灰皿を提供してもらえれば、予算はシールを作るだけで十分なんです。ですから、ポイ捨て撲滅対策事業が低予算でできるわけですから、実際駅前とか今度多目的スペースがありましたよね、必ずあそこらあたりは、たばこ喫煙者は訪れるわけです。でもあそこら辺には喫煙所がないし、灰皿もないわけなんです。できればもう「ポイ捨て撲滅対策のまち、志布志」みたいな、こんだけ目立つのを作ったのかよぐらいのステッカーで、片隅に置いていただければ、ポイ捨ても少なくなると思うのですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 灰皿の設置については、先ほども答弁しましたが、受動喫煙防止対策を図りながら、施設管理者と協議し、理解を得られた施設について設置していきたいというふうに考えております。また、捨てさせないように、市民の意識を変えていかなければいけないと思います。それには、子供の頃からの家庭教育が大切だというふうに考えておりますので、教育委員会と連携して、小・中学生の皆さんにも環境学習の充実を図っていければと考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、今は多様性の時代なので、吸う人も吸わない人も嫌な思いをしないよう前向きな検討をよろしくお願いします。

ごみ処理に対して多くの意見を聞きます。市民の意見も取り入れた環境に優しい廃棄物処理設備等の検討も行っていくべきだと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 志布志市では、旧町時代の平成11年より本格的な資源ごみ分別を始め、現在で22年経過しているところであります。市民の皆さんに御協力いただき、最終処分場への埋立量も分別開始前と比較しますと、約8割減となっている状況でございます。

現在の志布志モデルを始めたきっかけは、平成2年度に現在の最終処分場建設後、大隅半島の市町で広域での焼却施設の検討会を発足し、ごみを焼却するリサイクルするかを検討したところでございます。焼却炉の建設は多額のコストがかかることや、地球温暖化の問題等もあり、資源のない日本であることから、あるものをしっかりと生かすために「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本に、限りある資源を有効に活用するリサイクル方式を選択したところでございます。

本市では、現在のところさらなるごみの減少を図り、ごみゼロを目指していますので、焼却炉の建設は考えていないところでございます。

○2番（南 利尋君） ごみ処理に対して、多くの意見や要望を今まで聞いておりました。不法投棄が多く見受けられます。宅地の庭や空き地、田畑などで、結構いろんなところで煙が上がってるのを見かけるわけです。個人や企業などでは、簡易な焼却炉を設けたり、会社、事業者あた

りは月に2、3万円でコンテナボックスを借りたりするような状況が結構多いわけなんですね。そのような状況は、市長はどう把握されておりますか。

○市長（下平晴行君） 基本的には焼却してはならないと思いますので、そういうところがあるのかというのは、ちょっと私も見ておりませんので、分かりません。

○2番（南 利尋君） 煙が上がっているのを見たのは私だけなんですかね。いろんな方が見ていらっしゃると思うんですけど、ごみ処理に対しては簡素化してほしいという意見が多くあるわけです。例えば子育てでは、「朝大変忙しくて、ごみ出しが大変だ」とか、「分別に時間がかかるごみを置くスペースがなく、ストレスを感じる」「近隣自治体のようなごみ出しに取り組めばよいのではないか」「水道代もかかるし、洗剤も使う、生活用水も多くなる、生活排水も多くなる、手間暇がかかって大変だ」などがあります。高齢者の意見には、「以前は分別できたが最近難しくなってきた」「体が思うように動かなくなり、知り合いに頼んでいる」「一人分のごみになったので、庭先で燃やしている」、企業などに伺うと、「志布志市はごみ出しが大変だから、コンテナボックスを置いている」「簡易な焼却炉を設置した」、都市部とか市外から採用した社員や転勤してきた職員の中には、大変だからということで近隣から何人か通勤しているということでした。前回、ごみ出しが困難になった高齢者への対応を質問したところ、「地域コミュニティ協議会の中で対応できないか検討したい」との答弁がありましたので、先日行われた潤ヶ野地区コミュニティ協議会の定例会で、議案に挙げてもらいました。出された意見としては、「人の家に上がるだけで犯人扱いされていることもある」「自宅のごみ出しも大変なのに、人の家のごみ出しまでできない」「自治会長の年齢層も高いし、『老老ごみ出し』になるので無理である」というような意見だけで、前向きに取り組めるといふ自治会長の意見はありませんでした。私は、現状に鑑みると、分別を簡素化し焼却場の整備も検討すべきではないかと考えます。分別するものはしてもらい、紙くず、木くず、布ぎれ、ビニールなどは焼却するような出し方も検討すべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 現在でもごみ出し困難者の対応は行っておりますが、高齢者などのごみ出しについては、対応していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

紙類の分別の簡素化やいつでもごみを出せるような常設のごみステーションについても、調査・研究していきたいと思っております。

また、焼却施設を持っている自治体でも、全てのごみを焼却しているわけではありません。容器包装プラスチックや新聞紙や雑誌類の分別は行っていると思います。また現在プラスチック製品の一括回収も国は進めているような状態でありますので、焼却施設ができたとしても、ごみの分別は必要になってくるというふうに思うところでございます。

○2番（南 利尋君） 分別を簡素化したほうがいいんじゃないですかということなんですね。例えば、志布志市のごみは家庭用だけではないんですね。港湾事業が進めば港湾のごみも多くなりますし、例えばさつきから出ている基腐病のイモですよ、あれは一般廃棄物で、一般廃棄物は市町村が責任を持って処理しなければならないということがあられるわけですね。今、基腐病のあの

イモはどういう処理がされているんですか。

○市民環境課長（留中政文君） 基腐病に罹患したカンショの廃棄でございますが、通常の一般ごみについては、最終処分場で埋立処理をしておりますが、有機物の受入れを行っていないために、カンショについては有機物のために受入れができないところでございます。

一方、生ごみや草木などを受け入れております、松山の有機センターについても、委託先でございますそおりサイクルセンターとも協議を行いましたが、100%県が示す確証が持てないということから受入れができないところでございます。

○農政畜産課長（大迫秀治君） サツマイモの基腐病につきましては、カンショ残渣が越冬することにより、翌年の一次伝染源になることから、適切に処分する必要があり、罹病残渣の分解が進むことで次作の基腐病の発生は軽減するものとされております。

志布志市では、罹病残渣をできるだけ次作に残さないように、早期発見した発病株は抜き取り、ほ場外へ持ち出す。それから収穫後は分解促進資材等を活用し、複数回耕うんすることについて周知依頼をしているところでございます。

実態としましては、現在の残渣処理状況について、昨年の基腐病に対する国の補助金申請者161名を対象にアンケートを実施したところ、89名から回答がありました。約54%の方がすき込みをしております、約46%の方が持ち出しというような状況でございます。

○2番（南 利尋君） ほとんど持ち出していらっしゃるんですよ。もう早く収穫しないとどんどん基腐病は広まりますので、生産者にすれば、取りあえず耕うんしている暇はないわけですね。だから、それでこの前も農政課から、「ほ場に鳥獣の餌となるようなものは置かないでください」みたいな行政放送も流れていましたよね。だから持ち出しているわけですよ。それがどこに行きましたかという話なんです。串間市は、ちゃんと出たものを日南市に委託して、焼却処分しているわけですね。こういうこともしっかり取り組まないと、鳥獣被害の拡大に必ずつながると思うのですが、見解をお伺いします。

○市民環境課長（留中政文君） サツマイモの基腐病については、近隣の処分状況を確認したところ、鹿屋市や日南市などの一部の地域では、焼却処分をしておりますが、ほとんどの自治体では、水分を多く含んでいるというような理由で、焼却処分はしていないという状況でございます。廃棄物処理につきましては、先ほど農政畜産課長が答弁したとおり、早期発見した発病株は抜き取り、ほ場外へ持ち出す。収穫後は、分解促進資材等を活用し、複数回耕うんすることが大事だというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、その件に関しては、しっかりと現状把握と早急な対応をよろしくをお願いします。

昨今では、想定外のことがいつ発生するか予測できないわけですね。例えばコロナ禍により相当数のマスクが毎日捨てられるわけですね。市内でも3万枚以上のマスクが捨てられるわけです。今は一般ごみとして処分されるわけですから、志布志市の場合は、使用済みマスクも埋め立てるわけですよ。マスクは焼却しないと熱を持って何してかにしてって埋め立てたら、そういう場面

も出てくるわけですよ。マスクは焼却するべきだと思うんですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 今後もしばらくはマスクの使用が続くと思われませんが、新型コロナウイルスは時間の経過により死滅する、72時間というようなことを言われておりますが、埋立処分であっても、市民への感染リスクはないものと考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） ということは、このまま埋立てするということになりますか。

○市長（下平晴行君） 今のところは、そういう取組をしてみたいという考えです。

○2番（南 利尋君） 全国で焼却炉を持たない、埋立処分をしている自治体というのは、何か所ぐらいあるんですか。

○市民環境課長（留中政文君） 一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、焼却施設を持っていない委託もしていない自治体は、九州では志布志市と大崎町の2自治体、本州・四国にはなく、北海道に数か所あるようでございます。

○2番（南 利尋君） 考え方として埋め立てるということは、後世に残すということになるわけですね。市長がよく言われる延命処置を行っていくとありますが、焼却することで延命処置につながると私は思うんです。今、焼却灰というのは、例えば土木資材の原料とかコンクリートの材料とか、畑に撒く肥料になったりするわけです。今の厳しい環境基準に合った焼却炉は、ダイオキシンとかそういう公害物質を出すようなものは一切ないわけですね。この前曾於市でも、建替えが終わったということもお伺いしました。でも、現状に鑑みれば、埋立てをするということも大事かもしれませんが、リサイクルは大事なんだけれども、埋立てはやはりいろいろ考えていく必要は私はあると思うんです。現場近くの住民の方々にいろいろお話を聞きますと、「絶対今度は処理場は造らせないぞ」という話を強くされる方がいっぱいいらっしゃいますね。みんなあの処理場があって楽しいという人は誰もいないわけです。だから、身近にあったときのことを考える、人の身になって考えると、絶対ごみ出しとかそういうごみ処理法は、いろいろな場面で検討していく、ただ焼却炉を造る、造らないとかじゃなくて、埋立てに関して、マスクの処理に対してどうなんだということで、具体的にしっかりと軌道修正をしていかなければならぬのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、今言われていますように、2050年までのいわゆる脱炭素ということも含めて、本当に焼却炉はそういうことでいいのかどうかということもあります。それからSDGsの考え方も含めて、基本的には処分場もごみゼロにしていくという、将来的にはそういう考え方もあるわけありますので、現状では今の処分場を使うことで、焼却炉の建設の取組は考えていないということでございます。

○2番（南 利尋君） もちろん、ごみは資源になるわけですよ。焼却灰はさっきお伝えしたようにコンクリートの材料になったりするわけです、いろんなものにですね。なおかつ、今経済産業省が最近カーボンニュートラルという言葉が使われますが、カーボンリサイクルという事業にも取り組んでいるんですよ。そのものをどうやって資源化していこうかという事業も取り組んでいるわけですね。であれば、経産省もニュートラルもあるんだけどリサイクルもあるよねという

話で、いろんな観点から取り組むわけですから、志布志市もそういう観点からもしっかりと軌道修正すべきものはして、また続けるものは続けるということで、多様性の時代ですから、これじゃなきゃいけない、あれじゃなきゃいけないじゃなくて、これをしながらあれをやるという、そういう施策も大事ではないかということをお伺いします。見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 分別の簡素化やいつでもごみを出せるような常設のごみステーションについても、調査・研究をしていきたいというふうに考えております。

議員が言われる焼却炉については、以前からすると技術改修も行われていることでもあります。維持管理も毎年多額の経費もかかるようでもあります。焼却炉のある自治体からすると、一人当たりのごみに係る経費は、本市の場合は全国平均の約3分の2で済んでいるということでもあります。ごみゼロを目指して、紙おむつ再資源化事業にも取り組んでいるところであります。また、新しい最終処分場の建設には、候補地の選定で市民の理解を得るのを難しいのではないかとこのように考えております。焼却施設でも同じことだというふうに思います。

そういうことから見て、今のリサイクルの取組の在り方がこのままでいいのかどうかというのは、十分協議をしていかなければいけないというふうに思うところでありますが、本市ではさらなるごみの削減を図るために、私が平成11年に取り組んだのは、ドイツが廃棄物を減らすための取組である5R。リデュース、減らすということで、ごみの元になるものは買わない、もらわないということ。それからリフューズ、断る、ごみになるものは持ち帰らないということですね、買ったところで置いて帰るということです。それからリユース、再利用、何回も利用できるものを買う。それからリサイクルというのが、これが最後の段階で再資源化ということになります。そして新たにリペア、これは修理・修繕。このことをしっかり理解していただいて、リサイクルに取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

○2番（南 利尋君） 本当にごみの処理の方法には、担当課の方は本当に苦慮されています。担当課長におかれましては髪の色まで大変なことになっちゃっていますので、心中お察ししますが、本当に今後も行政のごみ出しの在り方については、いろいろありますので、ぜひ前向きな取組をよろしくをお願いします。

私が今回の質問で提案したかったことは、多様性を尊重する今こそ、行政の立場からだけではなく、また市民の立場からだけでもなく、お互いの立場を理解しあって、活気のある明るく楽しくおちゃめで元気な新しいまちづくりに取り組むべきではないかということでした。見解をお伺いして終わります。

○市長（下平晴行君） 資源のない日本であることで、あるものをしっかり生かすために「混ぜればごみ、分ければ資源」を基本に、平成12年度に容器包装リサイクル法の施行に先立ち、平成11年度から旧志布志町で資源ごみ分別回収をはじめ、その後拡大し現在のスタイルになったところで、「美しい地球を子供たちへ」の考えを基本に持って、持続可能な社会の取組をお願いしているところであります。日本はもともと資源が少なく、輸入に頼っているところでもあります。大量生産、大量消費の使い捨ての時代から今ある資源を生かしていくことが、SDGsの持続可

能な開発目標につながっていくと思っております。本市ではごみゼロを目指して、さらなるごみの削減を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

○

午後 3 時 19 分 休憩

午後 3 時 30 分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） こんにちは。明日トップバッターから本日のラストになってしまいました、また資料を忘れるというドジをしでかしまして、大変自分自身バタバタしたところでした。最後になりましたが、今回は市長には少ししか質問しませんので、ゆっくりお休みいただければと思います。会派志みらいの平野栄作です。早速質問に移っていきます。

今回は、学校運営協議会制度いわゆるコミュニティ・スクールについて、質問をさせていただきます。学校運営協議会を設置した学校のことをコミュニティ・スクールというわけですが、本市においては、平成28年度に3校がモデル校として導入し、その後平成30年度には、市内全ての小・中学校において導入され、各校それぞれ特色のある取組が展開されております。この学校運営協議会以前におきましては、学校評議員会という名称で、活動が相当間続いてきたというふうに認識をしております。これまでも学校・家庭・地域の連携により、児童・生徒の健全育成を推進してまいりましたが、さらに一步踏み込んだ取組を展開するために導入されたものと私自身は感じているところです。

学校運営協議会の役割としては、大きく3本柱があるのですが、校長の示す学校経営方針について、承認の是非を行うことができる。学校の運営に関して、教育委員会または校長に意見を述べることができる。そして学校職員の任用について、教育委員会に意見を述べるすることができる。大きく言えばこの3本なのですが、ほかに毎年度一回以上、学校運営状況に関する評価を行う。そしてまた地域住民に対して、学校運営への必要な支援に関する協議の結果を、積極的に情報提供しなければならない。そしてもう一つ最後なのですが、学校の運営について地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように努めなければならないというふうになっております。大きな権限が与えられる一方で、この役割を委員として遂行していくには、学校の様々な実情の把握や児童・生徒への支援を図りつつ、併せて地域への情報発信を行い、さらなるサポート体制づくりを行っていくというようなことになってまいります。ただ、これまでも年間5回から6回程度の協議の場があります。このような限られた協議の場の中で、熟議を通してはなんですけれども、これら全てのことを網羅していくとなると、ここに参画する委員の負担というものは相当なものになっていくと思います。

また、教育行政要覧にも、冒頭部分に「各学校に設置している学校運営協議会制度をさらに活性化し、これまで以上に充実した教育活動に取り組んでまいります」との記載がされておりました。

そこで、この質問に至るわけなのですが、導入から現在まで最長6年程度、教育委員会としてこの活動をどのように分析して、今後どのように活性化をしていくかという点と、実際私なんか現場で活動してみて、検討が必要な部分が多々あるように感じております。また、これまで改善等が加えられてこなかった、こういうことから、今回の質問に至ったということになります。

また、このコロナ禍で活動も自粛されている現状を踏まえ、今後におけるこのコロナ禍が去った後の活動を円滑に行っていくためにも、今の段階でこの学校運営協議会制度の体系を整えておく必要があるのではないかと感じております。併せて、新たな地域コミュニティとして校区単位による地区コミュニティ協議会の設立も同時に推進しているところもあります。また、今後全ての校区において、この地域コミュニティ協議会が導入されていくわけなのですが、そうしたときに、このコミュニティ・スクールとの関連付けも必要なことになってくるころなんです。

そこで、まず教育長にお伺いしたいのが、このコミュニティ・スクールが設置されました。その後どのような変化があったと感じていらっしゃるかということ、まずもお尋ねをしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

学校運営協議会制度は、保護者、地域の方々が委員となり、学校経営方針を承認していただくとともに、意見を述べたり評価をしたりするなど、保護者、地域の方々が学校運営に参画していただく制度でございます。

先ほど平野議員のほうから、本市の状況については年度を追ったお話もありましたので、その部分は省かせていただきます。導入から4年から6年ほどが経過しました今、それぞれの学校において、学校と地域の連携・協働の現状を見つめ直しながら、よりよい姿の実現にふさわしい仕組みへとさらに作り上げていく必要があると、私は考えております。そのためにも、改めて学校運営協議会制度の狙いや意義を再認識していただき、これまでの成果・課題等を検証した上で、協働活動の工夫改善、それから予算の措置も含めた方策について検討していく必要があると捉えております。

近年の教職員の長時間勤務や指導内容の増加、情報通信技術の活用、子供たちへのきめ細やかな対応、情報化やグローバル化の進展、それに加えてコロナ感染防止対策など、これまで以上に学校に多くの対応が求められる中、学校と地域が協働活動を展開する中で、その解決に向けて進んでいくことは非常に重要なことだと思っております。

教育委員会といたしましては、各学校の運営状況を把握しながら、学校と地域とのよりよい協働活動が展開されるよう、情報の提供や指導・助言に努めてまいりたいと思っております。

なお、これまでのどのような変化があったかという御質問もありましたので、その点についても触れさせていただきます。

昨年度各学校に調査をいたしまして、成果・課題等についてお聞きしておりますので、そこを基に整理をしてみました。成果といたしましては、地域の多くの方々のお力添えによりまして、子供の学びや体験の充実、安全確保がこれまで以上に図られたということでまとめることができます。課題といたしましては、教職員の認識それと保護者、地域住民を含めたより広い方々への意識の啓発といったところに、まだ課題が残っているというふうに私どもは捉えております。

みんなが学びの当事者となる、誰もが地域の担い手となる、という視点で言いますと、これからの課題になるだろうというふうに捉えております。併せて、管理職の業務負担というところも見えてきたところがございます。

以上でございます。

○10番（平野栄作君） それでは、ちょっと役割ということで何点かお聞きします。

まず、私としては非常に大きな課題だなといつも思っているのですが、この学校運営協議会設置規則の第4条第2項に、「職員の採用その他の任用に関する事項について意見を述べる」ということが出ておりますけど、この導入してからこれまでの間にこういうケースがあったのかどうか、そこをちょっとお示しいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 教職員の任用等につきましては、例えば、今度うちの学校が外国語の教育に力を入れたいと思っているので、そういった免許を持った先生の配置というのを考えてもらうことはできないだろうかとかですね。例えば昨年度でありますと、コロナ禍で学習指導員、スクールスタッフの中で、消毒等の仕事を担っていただく、補助をしていただくような方の配置というのはどうだろうかとか、また実際にそういった方を地域の中からお願いするときに、人選にあたっていただくためのお力添えをいただいたといったようなこと等がございます。

○10番（平野栄作君） それでは、極端な言い方ですけど、この先生を変えてほしいとか、そういう極端な例というのはないという認識でいいですか。

○教育長（福田裕生君） そこまでは、この条例の中では求めておりませんので、具体的に申しましても、そういう形でこの先生をととかあの先生をとかいったようなことでの御指摘、御意見はいただいていないところでございます。

○10番（平野栄作君） 分かりました。

それでは設置規則第5条2項に、「協議会は地域住民等に対して活動状況を公開する等の方法により、積極的な情報提供に努めなければならない」とありますけれども、このことは、具体的にはどのようなことを指しているのかお伺いします。

○教育長（福田裕生君） 情報提供の在り方等についてでございますが、例えばそれぞれの学校におきましては、学校運営協議会の中で協議された内容等について、学校だよりの中でお示しし、保護者、地域の方に配布するなどの方法を取っている学校もあれば、ホームページを使っているところ、それからこれは学校運営協議会のメンバーの方が学校運営協議会だよりを定期的に発行されて、保護者や地域の方々への配布、回覧を非常にこまめにやってきておられたという学校等もございます。

情報提供については、今のところはそのような形で、それぞれの学校の状況に応じて工夫した取組がなされているという状況です。

○10番（平野栄作君） それでは、その委員の方々がやる役目としては、この協議会だよりの発行に携わると、今の役割としてはその程度だという認識でよろしいですか。ホームページとかそういうところまでも、この委員の方々が取り組んでいらっしゃるということなんですか。

○教育長（福田裕生君） これは、あくまでもそれぞれの学校の実情に応じて、いろんなやり方があるという中で、先ほどお話ししたとおりでございます。ですので、その学校によっては、紙ベースのものを回覧で配布というところもあれば、ある学校においてはホームページの中に少しその状況を掲載されて、発信されているところもありますよと、それは学校のホームページ上に学校の担当者、管理職が、その部分に掲載するような状況を作っておられるところもありますということございまして、必ずしもその方法全てしなければならないという理解ではございませんので、よろしくをお願いします。

○10番（平野栄作君） 分かりました。当校におきましても情報提供の一環として、広報紙を平成30年度におきましては4回ぐらい発行されているようです。導入当初ということで、教頭も事務が大変だったのかなというふうに考えているところなんです。その中で、今言われたように学校だよりの、これなんかはもう学校で作られているということ。そうしたときに先生方、特にまた教頭先生の負担というものが、非常に増えてきてしまったのかな。特にこの協議会の事前の段取りというか、日程調整から資料の作成、そして協議録の作成、そしてその後の協議会だよりの作成、そしてそれを地域に配ると。評議員会のときについては、そこまではなかったと思うんですけども、この学校運営協議会になると相当な事務量になってきてしまう。そこについてはどのようにお考えですか。

○教育長（福田裕生君） 確かに御指摘のあったとおりですね、学校評議員会制度のときよりも、この学校運営協議会制度になりまして、学校と地域がより密接に関わりながら、学校の情報、地域の情報を整理した上で、少しでも多くの方々にしっかりと分かっただいて、教育の担い手となってもらう、それから地域の担い手の一人になってもらうという趣旨でございますので、今言われたようなところでいうと、学校の中における教頭先生に、その仕事が一極集中してしまっている学校区があるというのも実態かなと捉えております。

その件につきましては、ぜひともそれぞれの学校区において、十分また状況をお互いに分かり合っただきまして、その地域の中で、例えばチラシ作りが得意な方があそこにおられるので、広報紙についてはどこそこの誰さんをお願いしてみようとか、いろんな形のやり方もあるのかなと。ですから、委員でなければその仕事を担ってはならないというのではなくて、地域の様々な特技を持っておられる、またはキャリアを積んでおられる方々をそれこそ人材を活用していただいて、そのまとめ役、調整役になっていただくのが委員の方々だと。そんな捉え方で活動を進めていくことは今後あってもいいのかなと。もっと言いますと、そういった取組を進めていただけたらどうかなと考えております。

○10番（平野栄作君） 私もそういうふうを考えています。設立当初、立ち上げ段階においてはどこかが中心にならないといけないというのは確かなことでありまして、立ち上げの段階において、教頭の仕事が非常に増えてしまったというのを目のあたりにしまして、できたらその部分については委員の中で、そういうすぐに担当部署を設けてやっていると、そしてまた地域の中でそういう優れた方がいらっしゃったら、そういう人たちに入ってもらおうというような形の取組がいいんだろうなというのは思っているんですけども、どうしても文章の中でいくと、委員に対してというような捉え方になってしまうものだから、外部の方もいいんですよというような形ということでしたので、了解をしたところでした。

それと、導入当初の平成28年度から平成30年度についてですけれども、教育委員会としても立ち上げのときということで、非常に力を入れていらっしゃいました。これは平成30年度のときのコミュニティ・スクールに関する資料です。うちの学校もずっと入っています。学校だよりから全部入っていますが、ちょっとお恥ずかしいですが、これが令和元年度です。資料としてうちの分だけです。外部の資料は一切入っていません。なぜこういうことを申し上げるかという、導入当初については研修会への案内、そして各協議会への教育委員会からの職員の同席、そういうものが頻繁にあって立ち上げてきたという経緯があるかと思えます。しかし、一旦立ち上げが終わった時点から、資料の提供もない、そして唯一自分たちが情報をもらえるというのは、中学校区における合同での協議会のときの資料で、各学校がどういうことをやって、どういう課題があるというものを見せてもらう。平成30年度までは全校のがもらえたんです。こういうものが。今このコロナ禍で、教育委員会は立ち上げのときは一生懸命でしたけれども、その後、いろんな情報というのは消えてきているよなというのを非常に感じるんです。ですから、このコロナ禍で校区行事もできない、学校としての授業もできない中で、ほかにどういうことをやっているのか。その特色あるものを行っているところについては、いろんな情報も通じて、やはり提供していただきたいということを非常に思うんですよ。非常に今暗中模索じゃないですけど、試行錯誤の中で各学校取り組んでいらっしゃると思うんです。その中でやはり独創的な取組をしているところもあると思うんです。だからそういう情報というものについては、教育委員会はどんどん発信すべきだと思うんです。そしてそういうものを学んで、独自のにもた発して自分たちでやっていく。そういうスタイルもできていくんじゃないのかなと思うんですけど、教育委員会としてこちらあたりどう思われますか。

○教育長（福田裕生君） 今、平野議員がおっしゃったとおりのことを、実は私も痛感をしております。導入当時にこの事業の設計に携わらせていただきました。その当時は先ほど御指摘があったように、幾度となく計画的に会を開催させていただいて、それぞれの学校区の取組等の紹介をするような研修会等ももたせていただいたところでございました。

その後、新学習指導要領等の導入もありまして、教育委員会が、そしてまた各学校が、新たに取り組んでいかなければならない事業等も目白押しとなってきたという実態等もありまして、一通りこの設置が終わった学校運営協議会については、それぞれの学校にお任せする形になってき

たというのが事実でございます。

先ほどから申し上げているとおり、以前やっていたような中学校区での研修会であったりとか、年間計画した研修会をまたもってみるとか、それから各校区で取り組んでおられるような情報をお互いが知るような共有の仕方の検討といえますか、そういったことがなかなか集まるチャンスはないんですけど、集まらなくしても情報だけはお互いに共有できるようなことについては、今後しっかりと取り組んでいくべきだなと、反省の一つとして私は痛感しているところでございます。

以上です。

○10番（平野栄作君） 立ち上げ当初は本当、その後これだけやっているわけじゃないからというのは十分分かりますけれども、やはり教育委員会として積極的に導入をしたわけですので、やはりそのサポートとしては、どこかで委員会の中でそういう情報が伝わって、何かないのか、いろいろ学校側から聞くとか、そういうものをして情報があればそういうものを流していくという取組をぜひやっていただければ、まだ多分、うちが平成28年度でしたから、平成30年度までは上向きだったと思います。その間に委員も替わります。学校の先生方も替わります。そこでまたちょっとこの熱がさめるというわけではないんでしょうけども、若干導入当初とは違ってきたのかなと思いますので、その点については、今後も御配慮いただきたいなと思います。

ちょっと視点を変えて、また2番目に、地域や家庭への浸透というのが、まだまだこの運営協議会については進んでいないというふうに考えます。先ほども広報については学校側がということもありましたけれども、昨年から今年にかけては、公民館行事もですが学校行事も本当にできない。我々でさえ児童の顔を1年ぐらい見ていない方もいるぐらいです。登校指導とかそういうところに行ってもマスクをしているから分からない。それとまた何かこの頃、コロナ禍で朝の登校時間のずれとか、個人的には何かちょっとこのコロナ禍の影響なのか、若干前と変わってきているよねというそういうものもあるんですけども、やはり地域の方々も何か学校に対する関心というものが、学校付近の方もちょっと薄れてきつつあるのかなという、非常に危惧をしているところなんですよ。

これもまた情報提供ということでお願いなんですけれども、この地域との距離を縮めるというようなことを、ほかの先進事例としてやっているようなところがあるのか。先ほども文書の配布とかいうのはやっているわけですけども、ほかに何かこの地域に対してアプローチをしているというような取組があれば、ちょっとお示しをいただきたいんですけど。

○教育長（福田裕生君） 現在このコロナ禍で、実は学校もこの件については非常に心配をしているといえますか、物足りなさを感じている、そうせざるを得ない状況がありますのでですね、思っているのが現実でございます。

しばらく前でありますと、例えば校区の中の長寿会の方々のお力を借りて、朝の見守り活動であるとか立しょうの挨拶、それからちょうど下校の時間帯に散歩をしていただくような形をとって、下校の見守りをしていただくといったようなことをされている、これは本市だけではありま

せんけれども、他市においてもございました。

それからまたある学校においては、なかなか週末の土日に新たな計画を組んで、美化活動をするようなことがしづらい状態になってきたというところにおいては、これは学校側と地域の方々がいろいろ話し合いをされた。活動としてはやりたい、子供たちと関わられるような仕事を奉仕作業でもいいから一緒になってやりたいんだと、学校としてもそういう願いはある。じゃあどうしましようかということで、ちょうど折り合いがついたのは、学校では通常の掃除の時間というのがありますね、15分から20分ほど。そこに合わせて月に2回程度、その時間帯に合わせて地域の方々が学校に来ていただいて、子供たちと一緒に清掃活動を学校の中でしたり、高学年は学校のちょっと外のところを地域のおじちゃん、おばちゃんと一緒にしてやる。こういった形での取組に変えていかれたところもあります。実はこれは非常に評判がよくて、学校の先生方にとっても掃除時間もくまなく見守ることができない、指導することができない中であって、地域の方々がその時間においでいただけるとありがたかったと。かねては、学校の外の掃除はとてもできないんだけど、地域の方がいらっしゃるので、見守りも含めて安全対策も含めて一緒にできた。地域の方もそんなに長くない時間に、ちょうどいいぐらいの活動を一緒に子供たちとできて、非常に充実感があつた、毎月その2回が楽しみだといったような声等もありまして、今もその学校は継続しているというふうに捉えておりますので、今申したのは一部ですけれども、このようなこと等をいろいろ広報していく必要があるだろうなと思っております。

○10番（平野栄作君） 大変有り難い情報だと思います。こういう情報があれば、すぐ自分たちも学校と相談しながら計画できていくのかなと思います。

それでは設置規則第6条においては、「学校運営及び教育活動に地域住民との積極的参加及び支援が促進されるよう努めること」、また学校応援団募集等のチラシ配布等は実施してはいるんですけども、なかなか成果に結び付いていないというのが今のうちの現状です。この第6条にある学校運営協議活動に、地域住民との積極的参加ということについて、今言われたようなその掃除のこと、そういうことも含まれると思います。その他に何か特筆すべきようなものがあるのか。そしてまた教育委員会としては、この部分を地域にどのような形で参画をしてもらいたいのか。そこらあたりが分かればお尋ねしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 県の教育委員会が示しておりますアンケート等によりますと、これも例えばの話ですけど、こういった活動も考えられますよということの一つです。学習の支援、書写とかミシンの授業とか、そういったところへのサポートに加わっていただくとか、部活動の指導員となつていただく方を、地域から人材発掘をしていただくとか、それから放課後の子供教室の役を担っていただくようなことであるとか、そういったようなこと等も含まれてくる。それから避難訓練を地域の方と一緒にする。それは、学校の授業の一つとしてする避難訓練に、その時間帯に合わせて地域の方々にも来ていただいて、一緒に避難訓練をするといったような取組も例示として示されておりますし、県内においてはそのような活動をしているところもございます。

○10番（平野栄作君） 前にいただいた資料の中にも、その点について記載があるものをもらっ

ております。登校においても、この原田小の学校応援団、団員募集と大々的に裏に刷って配布はするんですけど、なかなかというのが実際だと思うんです。これを見たからといって理解できない方が多いと思うんですね、ぱっと見てですね。ですから、本来ならばこういうところも、我々委員が事細かく細部についてできる範囲でピックアップしながら、募集をかけていくということも必要になるのかなと思ってはいるところです。

もう一点、家庭、保護者との連携、我々委員とですね。これも設立当初については、授業参観に出席して、その後に委員の紹介程度だったんですけど、そういうこともあったみたいです。ですが、それもこの頃なくなってきた。伊崎田小学校の取組等を見ますと、ほとんどが昼間にやっていらっしゃって、そういう授業参観の状況。ですから子供たちの学んでいる姿というものを、毎回重視していらっしゃるのかなというのを思うのですが、我々は夜というか、昼間、土日に集まっても看板づくりとかそういうのもやりますけれども、ほとんどが会合は夜にやるということになっております。なかなか保護者との接点、PTA会長はいるんですけども、そこのリンク付けがなかなかうまくいっていない。会長もこのコロナ禍でなかなか総会とかも開けない状況の中で、情報が伝わっていかないと。そういう中でやはり学校側としてはこの制度の在り方、そして保護者への情報提供をするときに、そういう時間の設定、そういったものは我々にはできないわけですね。そういうものも定期的にやっていくべきではないのかなという、この連携ということを見たときにですね。最初、こういうことを始めますよというときには、十分説明があったんですけども、その後それもずっとなくなってきた。だからそこらあたりについても継続性をもたさないと、委員も一年で交代する中で、なかなか保護者の方々に伝わっていかない現状があると思います。そこらあたりはどうなんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） いわゆる持続可能な学校運営協議会の制度というのをしっかりと形作っていくのが、まさに今の時期なのかなという思いでおります。ですので、PTA含め保護者の方々と委員の方々が、本当であれば顔をじかに合わせて、いろいろ語れる場を定期的に持てるのが一番なんだろうけども、いろいろ工夫していただく中で、あるところでは、テレビ会議システムみたいにしてされているところもあると聞いていますし、そこまでいかないところは、せめて顔写真だけでも許可をいただいて、本校区の委員の方々がこういう方々でどこにお住まいですよと、それからPTA役員はこんな方がおられますよとか、そういうやり方をされているところもある。それから時間設定についても、これはコロナ禍を別に置くとすれば、PTAの理事会等をされるときに、そこの最初の30分は合同の会をされたりとか、後ろのほうを合同にされたりとか、三回のうち一回は夕方から夜にかけての会を持たれるとか、いろんな模索をされながら、より皆さんが顔を合わせて、情報が交換しやすいような場作りに努めておられるところもありますので、これらのことについても、これから考えておくべき研修会等の中で紹介していきたいと考えております。

○10番（平野栄作君） この時間設定等については、学校に合わせざるを得ない部分等があつて、委員の中から要望していけばいいんでしょうけども、できたらほかのところもそういうことがず

っとできていけば、PTAと地域との連携という部分については、若干深まっていく部分もあるのかなと。管理職の先生方によって、そこの考え方が違ってくると、ほかとのまた統一したやり方につながらないものですから、そこあたりはもうちょっとベストな形があれば、研究していただきたいなと思いますので、その際については、また御配慮いただきたいなと思います。

3番目に、コミュニティ・スクールの普及・啓発や活動等に対する予算措置はできないかというところ。ここで市長の出番になりますので、よろしくをお願いします。年5回から6回程度の活動ということです。この中で何年もやってくると、やはり熟議といっても限りがある。またさらにこのコロナ禍で、委員の中でも何をやるのということになるんですよね。じゃなくて、やはりうちの取組としてお手元にお配りをしてしておりますが、平成29年度に通学路の全般のチェックをしまして、平成30年度としてマップを作りました。そして、今年ちょっと大きな課題であったところが解決しそうな状況になってきておりますが、小さいところはたくさんあります。ただ、これを行政にどうしろとお願いしても限りがあるんですよね。通学路の危険箇所にしても、県道があったり市道があったり私道があったりと。ですから我々はできることをやろうよということに方向を変えまして、子供たちの今実際どうなんだということ、ずっと視察をした中で、これ改善していこうということで、県道の通学路沿いの伐採を「委員の中でやろうや」とか、「ちょっと汗をかこうや」とか。あとは危険箇所については看板の設置をしよう。そして3年前に立てたところが、もう大分文字も読めなくなっているから、それをまた改良しようよという形で、これまでやってきて、委員の方々一生懸命やってもらうんですが、この学校運営協議会の予算については、出会報酬という形で予算としては組んでありますが、その中で委員なんかができる部分をやるとなったときに、結局は委員の方々の持ち出しなんですよね。委員の総意になるからまだやり難いんですけど、なかなか強制としてできない部分もあります。ですが、草は一年間に何回払えばいいか、一回で済むかという問題なんです。これを実際は地域に広げていくというのが我々の最終的な目標になると思いますが、やはりやって、見てもらって、そして気づいてもらって、参画をしてもらっている、そういう方向でないと「やってください」と言っても、なかなかできるものではない。ですので、このコミュニティ・スクールの普及・啓発活動に対して、そういうものに対する予算措置、そして先ほど言いましたが、教頭先生等の業務負担を軽減していくためにも、協議会だよりの発行、配布、こういうところまでも委員会の中でできないことはないのかなと考えるんです。年間5回も6回も出せば負担になりますけれど、2回ぐらいの発行という形でやっていけば、10人程度の委員がおりますので、その中で割り振りをしながら担当していくという形をとれば無理じゃないかなと。そうして、結局は学校でやれないから自分ちでやるということになって、印刷費とかそういうのも出てくるんでしょうけど、そういうところに若干でもいいので補助とかいう予算を付けられないのかなと。多分ほかの学校でも、通学路の安全確認については、ずっと回られると思うんですよ。それもずっと経費を使って回られていると思うんです。それについては全く、それが欲しいからということではなくて、まだいい活動をしていってどうしても欲しいというところについては、そういう予算措置も別途考えていくと、まだより深まっ

た活動も展開できるんじゃないかなと思って、一応提案しているんですがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

学校運営協議会は、保護者や地域住民が学校の運営に積極的に参画することによって、学校と保護者や地域住民が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる仕組みであると認識しております。志布志市立学校運営協議会設置規則の中には、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、協議する機関として協議会を設置していることから、具体的な活動への予算化は図っていないところであります。

現在、本市で進めているコミュニティ協議会の中に、コミュニティ・スクールを位置付け、活動費を予算化することは可能かというふうに思うところでございます。

○教育長（福田裕生君） 財政面のことにつきましては、本市の場合もそうなんですけど、これは文科省が全国的に調査した結果からも、この運営協議会の課題の一つとして、予算措置が挙げられているところでございます。ですので、本市でも活動面の工夫・充実というのは、今後も目指していきますが、一方で財政面の措置を含めた方策についても、より使いやすい形でお示しできるようなことについて、市長部局とも十分協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

○10番（平野栄作君） 大変有り難い回答をいただきました。というのはですね、本当、我々議員としてもですけども、同僚議員の皆さんもだと思んですが、通学路に関しては苦情が多いんですね。「伐採をしてくれ」とか「特にここは危険だから、何回か伐採してくれ」とか言っても、なかなかその要望してもぱっと対応はできない。そういうときには、やはり業務が混んでいるとかいう事情があると思いますが、やはり手分けをしながら、そういうことも軽減できていくのかなと思うんです。そうすることによって、児童の安全が図られていくということにつながりますので、これもう安全を確保するには待ったなしなんですよね。危ないんだったら取り除かないといけないと思うんです。それをどうするかということを我々はいつも真剣に考えて議論しておりますので、そこについて、やはりそういう予算があれば、委員会として効率的な活動もできて、また今後は地域の方々にその部分をお願いをしていくということも考えられるのかなと思いますので、この部分については、早い段階で予算化をしていただければありがたいと思います。

次に4番目なんですけど、地域との連携に学校側としてどのように参画をしていくのかということで、ちょっと分かりづらい質問になったんですが、地域との連携につきましては、相当以前から言われておりますが、なかなか思った水準までは達していないというのがずっと続いてまいりました。高齢化や職業の多様化により、思うようにまだ時間が取れなくなったという環境の中にある中に、地域からの参画としては、その中でも愛校作業や運動会の準備作業、そういうものについては地域の方々の協力が得られているのが現状だと思います。学校側から地域への参画として、地区にいる職員、これは管理職に限られると思うんですけども、そういう先生方が地域の自治会へ加入することによって、その地域の自治会の一員となることで、地域を知り、地域にはい

らっしゃるんだけど、多分その集落の実態、その校区の位置、集落でどういうことをやっている、そういうことは分からないと思うんですよ。入ることによってその地域、自治会の中身を十分分かって、そこにどういう人たちがいるんだということを理解していただきたい。そして、その個人として自治会の一員として、地域との連携をまず築く。そういうことをすることによって、ひいては学校との連携にもつながっていくんじゃないのかなど。確かに今地域の中であって、昔は2軒続いて住宅がありました。それで職員住宅という形での位置付けでした。今は校長も若干離れたところにいらっしゃいますし、うちは教頭は民間のところに入っています。そうすると、その近くの自治会に入ってもらって、その校区内の自治会の全部は分かりませんが、そういうところに入ってくださいことで、自治会というものの自体がどうなのかというのを実際自分の目で見て体験して、一緒に活動して分かると思うんです。そして今そこに児童がどういう形にいるのか、そしてそこにその地域としてどういう形で接しているのか、そういうことを肌で感じた上で、学校との連携そしてそれを我々と一緒に進めていく。そういう体系づくりが私は必要ではないのかなと思うんですが、その点どうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 地域の中核となる学校において、管理職のリーダーシップと組織としてのマネジメント力が求められているのは、もう言うに及びません。地域と学校の円滑な連携のためには、管理職の意識の高揚が大切であることを管理職研修会等でも幾度となく指導をしているところでございます。

本年度におきましても、管理職研修会におきまして、自治会の加入について本年度異動してきた教職員の加入も含めて、積極的な理解と加入について促し、周知を図ってきたところでございます。今後もこの点につきましては、機会あるごとにその重要性について指導してまいります。

○10番（平野栄作君） ぜひこれは、本当に重要な問題だと思うんです。この地域に先生方は一緒に住んでいらっしゃるんですけども、実際その近くにある自治会の中身というものを捉えきっているのかどうなのか。本当に高齢化、高齢化という言葉は耳にされているかもしれませんが、その自治会がどれだけ高齢化をしているのか、そしてそこに子供たちがどういう形で存在しているのか、そしてそれが地域にどういう形で接しているのか、そういうことを本当に実際に自分たちのものとして見ないと、なかなか難しいのかな。学校側からの目線だけではちょっと届かないのかなというところは非常に感じるものですから、その点ぜひお願いをしたいと。

それについてもう一点なんですけど、もうそういう自治会に加入しているというようなケースがあるかどうか、誰、何人とかいうのはいいですけども、今もう現在そういう自治会に加入していますよという、そういうケースはあるんですか。

○教育長（福田裕生君） 本市の管理職におきましても、およそ80%が加入をしている状況でございます。

○10番（平野栄作君） 80%、高いですね。なぜそのあとの20%は進んでいないんですか。

○教育長（福田裕生君） そこにはまた様々な事情、理由があろうかと思えます。

○10番（平野栄作君） 分かりました。できたら80%いらっしゃるところは、やはり地域の状況

も分かるし、そして地域にいると学校側からものを頼みやすい、同じ公民館の役員みたいな感じで、同じ地域の方でしたら声をかけやすくなるのかなと思います。

それともう一点なんですが、うちの学校では、やはり平成30年度なんです。土曜授業の一環として先ほどもあったようにごみゼロ大作戦というものをやりまして、これは校長が時間設定をしたと思いますが、森神社、学校周辺のごみ拾い活動、青少年館の清掃、たしか5班に分けて学校周辺の道路のごみ拾い、青少年館の草取りと清掃、森神社の清掃、そういうものの時間設定をしていただきました。私は、これがずっと続くんだろうって思っていたものですから、そういうことが続くと地域に対して「子供たちはこれだけやっているよ、だから地域の方々ももうちょっと学校に目を向けて」という発信ができるなと思ってはいたんですが、なかなか単年で終わってしまって、非常に残念で、これをまたできれば復活させていきたいなと思うんです。

先ほどはまた地域の方が学校に入ってという、そしてまた地域の方と一緒に外の掃除をするというのがありましたけれども、私はやはりそういうものって必要だと思うんですね。でも、やはりこの言ってじゃなくて、繰り返し見てもらって、そこに自分から積極的に入ってもらうようなシステムづくりということも必要だから、こういう時間の設定、そういうことって非常に必要なことじゃないかなと思うんです。ですから、できたらこういう時間を授業の中で一時間程度のものを、年間一日でもいいからそういうものをしていただければ、我々としても一緒に活動しながら、そしてまた地域の方々にも声をかけていける。やはり何もない中で「来てください」というよりは、「子供たちもやっているから一緒にやってくださいよ」というほうが声はかけやすいですので、何かそういうことも学校としても必要ではないのかなと思うんですが、そこはいかがですか。

○教育長（福田裕生君） 先ほども申しましたとおり、各学校は今取り組まなければならないことが山積しておりまして、そういった中で調整しておられると思います。来年度の教育課程、教育計画を作り始める時期が近付いておりますので、平野議員のそういった思いを学校とぜひ語っていただいて、残していくべきもの、そしてそこにどういう教育価値があって、地域としてのよさもあるのかといったことを、それこそ熟議をしていただいて、それぞれが現時点においてはこれがよかろうという方策を、ぜひとも模索していただきたいと思っていますのでございます。

この件につきましては、全ての学校区で同じようなことがあろうかと思っていますので、学校の厳しい状況等も十分くんでいただきながら、そして地域としての思いも校長たちにしっかり語って、そして熟議をしていただいて、皆さんで教育課程を作るという方向も見いだしていただきたいと思っています。

○10番（平野栄作君） 分かりました。今本当に学校は大きく変わりつつあって、新しい事業がどんどん増えているということは十分分かりますが、やはり我々として与えられているのは、やはり地域のパイプ役ということに徹していくとなっていくと、やはり我々が一緒に活動する中で、子供たち、学校の先生方、そういうところと一緒に活動するというのが、一番地域にアピールできるものだと思います。だから単体でということなのか、そういう時間は取れないという

こともあるんでしょうけど、ここについてはまた持ち帰って、委員の方々とも十分熟議を重ねていきたいと思います。了解いたしました。

あと残りが少なくなっただけですが、5番目に移ります。委員となつてずっと活動をさせていただいているんですが、学校側の情報というのは膨大なものがありますので、それを全部というのは無理ですけども、我々としては、学校関係評価書というのは毎年度末に評価書を作成するというか、やりますよね。5回のうちに学校の状況というのは説明があります。学力テストの関係とか現状がどうなのかというのは、大体のができます。でも中身については、先生方が取り組んだ状況が記されてて、見えないんですよ、はっきり言って。こういうことをやっていらっしゃるんだなという、それに対して評価をするというのが、非常に情報も持っていない中でAを出すのかBを出すのかCを出すのか。そして何とコメントをすればいいのか。見てて、聞いてて、実際分かっていたら十分な判断が、評価ができると思うんですが、何かここらあたりの、これはずっと評議員時代から変わっていないんですよ。同じものですよ。何かこの在り方というものもせっかく変わったわけですので、悪いということではないですよ。ただ、我々が評価をするときに、果たしてこれで皆さん分かっているのかなっていうのがあるんです。近くに住んでいらっしゃる方は子供たちの状況と朝登校、下校の状況とかいろんなことが分かれると思います。挨拶とか細かいこと。我々としては登校指導に行った時に、どういう状況なんだなというぐらいしか分からない。そして中身については、生徒指導とかそういういじめの早期発見とかそういうものもありますけども、実際どうなのって、そういうものも何も情報として受けていない中で、この評価書を作成していかなければいけない。これは本当は委員会の中で熟議をしないといけないのかも分かりませんが、多分この書式としては統一されているのかなというのを感じたものですから、ここらあたりの在り方というのが、これが駄目ということではないですよ。これを評価するんであれば、これを評価できる程度の情報をもらわないと評価ができないと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 評価の在り方につきましては、こうでなければならないというのはございません。ですので、各学校で工夫したものをお願いしていいわけでございます。

ちなみに私が現場にいた当時は、委員の方々に提供している情報、委員の方々が知り得ている、分かってくださっている情報等に基づく評価項目、だから非常に具体的で分かりやすく、少ない評価項目にしましてやっておりました。そしてその他の内容につきましてはもう記述式で、例えば項目が7、8個あったとすると、もうその他については記述式でお願いしますという形でとっておりましたので、今議員から御指摘のあった点につきましては、恐らく他の学校区においても同じような課題を持っておられる可能性が高いと思いますので、また教育委員会といたしましては、そこらの状況を把握した上で、より適切な苦にならない評価がお願いできるような形の指導をしてまいりたいと思います。

○10番（平野栄作君） 記述式だったら分かっている部分を記述しますが、「A・B・C」とあるものだから、「A・B・C、付けられないですよ」っていつも言うんですけど、だからそこに

365日いるならできるかもしれませんが、我々としてはそういう情報を持ち得ておりませんし、できる範囲のところだけしかピックアップしないということもありますけれども、できたらそこもまた今後、うちなんかもまた中で検討していければいいのかなと思いますけど、そこについてはまた委員会の中でも協議をしていただければなと思います。

それでは6番目に移ります。先ほども冒頭にありましたけども、教育要覧の中の活性化という言葉です。活性化を促進するには、各委員の資質向上及び情報収集に加えて各地域での継続及び短期的課題との選定と学校とタイアップをした運営委員会の在り方等の検討と課題となることが相当あると思いますけれども、本市としては今後この学校運営協議会をどのような形でこの活性化に向けて取り組んでいかれるのか。そこを最後にお聞きしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 学校運営協議会の導入当時におきましては、先ほども申しましたとおり、管理職それから保護者や地域住民代表が本制度の意義や理念、各学校の仕組みづくり等に熱心に取り組んでいただいたわけでございます。その後教職員の人事異動、特に管理職の人事異動等によって、このことについて十分深く理解した上で、本市に赴任されたというところまでは言えない状況等もあったやに思っております。もちろん地域の役員の交代等もありましたし、コロナ禍の影響でなかなか十分に活動ができないというような状況もございましたので、導入当初に比べますと、十分とは言えない状況があるというのは感じているところです。ですので、本制度の意義それから理念を生かした展開が、発展的、継続的に推移しているのかどうか、この時期にしっかりと検証するべきであろうというふうな考えでおります。

本市は、地域とともにある学校づくりと学校を核とした地域づくりの実現を目指しており、学校と地域の連携・協働が不可欠であると考えております。今後全ての公民館が移行を進めている地域コミュニティ協議会を核として、学校運営協議会を活かし、地域学校協働活動が一層充実するよう、協働活動の在り方や財政面の措置も含めた方策について所管する企画政策課、学校教育課それから生涯学習課が連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○10番（平野栄作君） 地域コミュニティが今後進められていきます。この前もおいでいただいて説明をいただいたんですが、先駆的にも取り組んでいらっしゃるところがありますので、うちはあと2年先になるのかなと思っております。ただ、地域コミュニティを今後考えていくときに、校区を単位とした地域コミュニティの在り方、学校のコミュニティ・スクールの中でのコミュニティの在り方、これがばらばらだとおかしいと思うんですよね。一体化していくべきだと私は思うんです。ですから、私自身の考え方としては、このコミュニティ・スクールの母体としながら、協議会を考えていく、そういう方向はできないのかなということで、今後、公民館の中で検討を進めていかなければいけないんですけれども、やはり今資料としてはこちらの企画政策課でされた取組が図示されたものがあります。こっちはもう前に教育委員会から出してあるコミュニティ・スクールの体系があります。要は地域と一体化していくということで、主体がどこになるかという、若干違いはありますけれども、やはりその核として学校というのは欠かせない存在になっているわけですね。ですから学校を中心にすれば、高齢者から全てのものが網羅できると思う

んです。参画したり、応援をしたりとか、いろんなことができるような気がするんです。公民館になってくると、今度は自治会に入っていない方の取扱いをどうするかということになったときに、なかなか難しい課題はあります。学校を核としていくと、「技術があるから学校に協力をしてください」、そういう誘いもできるわけですね、逆に言えば。そこに自治会加入というのは何も抵抗はないわけです。ですから、そういう形での取組というのも、私はそういう取組から入った方が、協議会を今後作っていく上では、ちょっとやりやすいのかなと個人的には思うんです。そういう自治会未加入者と加入者が一緒になった組織体ですから、そういうものを一応感じていて、これは勝手に今思っているだけです、できるかできないかも分かりませんが。

もう一つですね、今単体の学校にコミュニティ・スクールがありますが、小学校の場合はいずれは中学校に行くわけです。この中学校については、本当自分なんかも登校指導して、そこを自転車で行く子に挨拶をする程度で、近くに田んぼがあったりしてそこに行きますけど、そのときに部活動をしているのを見る程度、そういうことぐらいの情報しかないです。でも子供たちが小学校から中学校へ移っていく、小学校では一生懸命取り組んで我々もサポートをしてきて、中学校になったら今のコミュニティ・スクールとしては何もないですよ。連携というか、ここから送り出した子が中学校でどういうことをやっているかというのに情報が無い。そこに言えば小学校の会長が兼務している、公民館長さんが兼務しているとかであれば、本校の生徒がこういう状況だよというのは分かると思います。そこがちょっと今後活性化という観点からいったときに、小学校が終わったらそれでいいよというわけじゃないわけですよ、地域に住んでいるわけですから。そこをどうされるのか、そこを最後にお聞きして終わりたいと思います。

○教育長（福田裕生君）　そこがまさに地域コミュニティのまた力になっていくのではなかろうかと思っています。併せて小学校、中学校それぞれの学校運営協議会の交流の場というのを、年間数回もったりとかいろんな形は検討できると思いますが、ぜひその地域コミュニティの組織を立ち上げていただいた中で、その中でそれぞれの学区の連携をどうとるか、そんなことも今後私どもは制度として整理していくときには考えていく必要があるのかなと、そんなことを考えているところでございます。

○10番（平野栄作君）　なかなか難しい問題かなと思います。でも、やはり地元にいる子供たちは、小学校を卒業したら中学校に行くわけですので、いろいろ話は聞くんですよ。でも情報としてなかなか入ってこないし、行って聞けばいいんでしょうけども、そこもなかなか課題があるということ、少ないけど地元から行っている子がいる。そこで我々としても何かサポートがあれば、そういうものの依頼があれば、そういうことに対してのサポートもできていくのかなと思ったりもしますので、その点については、今後また我々のところでもいろいろ協議をしながら、また教育委員会にお願いする部分も出てくると思います。

今回につきましては、自分自身がこれをやらせてもらって、ずっとやってきたんですけども、このコロナ禍の影響もありまして、なかなか子供たちの顔と接することができなくなり、また学校とも疎遠になってきて、本当にこの会議と登校指導ぐらいしか行けないということです。ただ、

子供たちは一年したら、もう一歳年を取って学年も上がっていきますので、いつの間にかもう卒業していたというような、本当なんかどうなのかな、今まではずっと土曜体験広場に来てくれた子が、いつの間にかもう卒業しているんだというような感触で、我々も精いっぱい子供たちの健全育成のために地域と一緒に活動を進めてまいりますので、今、予算付けとかいろいろな回答をいただきましたので、今後また持ち帰りまして、当校の協議会でまたいいふうになるように協議をしていきたいと思えます。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後4時36分 延会

令和3年第3回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：令和3年9月17日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 福 田 裕 生 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 濱 田 茂 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 大 迫 秀 治 | 耕地林務水産課長 小 山 錠 二 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎 |
| 有明支所長 重 山 浩 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 和 佐 浩 教 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|---------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） おはようございます。日本共産党の小園義行でございます。

菅総理大臣が自民党の総裁選に出馬をしないと、コロナ対策に専念するんだということで、安倍政治そして菅政治の9年間が今終わろうとしています。日本は議院内閣制ですので、多数の国会議員を持っているところが総理大臣になる、いわゆる日本国の総理大臣になる選挙が、今日と同じく10時から受付が始まっているということでございます。この間の立候補を表明されている方々は、真に日本をどういう方向に持っていくのかと、そういったことを真剣に考えて、国民に発信をする。そういうものを期待をしておりましたけれども、立候補を表明された方々3人、また昨日お一人ありましたが、これまでの安倍政治、菅政治、そこに付度をするような内向きの発信が、メディアを通して連日繰り返されております。私は、本来ですとこの9年間どうだったのか。国民の声にしっかり耳を傾けて、国民に説明をする。そういったことが全く行われてこなかったのではないかと、私自身は思っております。そういった中で、新しい日本をこうやっていくんだと、そのリーダーを決める選挙ですので、もっと国民に届く発信をしてほしいものだと思って見ていました。その様子はありません。私たち議員は、住民の皆さんの声をしっかりと、今回も10名の議員の方が当局に届けておられます。当然当局は議員に対してではなくて、住民に届く、そういった発信をしていただきたいと、当然そうされているというふうに思います。私たち地方議会の議員として、住民の皆さんから負託を受けて、きちんとその声を届ける。そしてそれを受け止めた当局の声が、議員じゃなくて住民に届く、そういった市政の在り方が正しいのではないかというふうに、私は思っております。そういった立場から、今回も寄せられています問題について、数点通告に基づいて質問をしていきたいと思っております。

まず、消費税についてということでもあります。消費税の納税義務者である事業者の方々は、現在は帳簿を基に納付をすべき、そして消費税額を計算をしておられます。この帳簿方式が2023年10月からインボイス（適格請求書）方式に変わるということで、当然当局としても情報は持つておられると思いますが、このことが始まることによって、それぞれの事業者、免税事業者に対してどういった影響があるのか、そのことをどのように受け止めておられるのか、まずお聞きをし

たいと思います。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えします。

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入額控除の方式として、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることとなっており、その影響をどのように受け止めているかということですが、一番影響があると予想されているのは、免税事業者の方々からの仕入れについては、消費税の仕入額控除ができなくなるということで、課税事業者から仕入れたほうが有利であるため、免税事業者からの仕入れを控えるということが懸念されているということです。

また、適格請求書発行事業者となるために、税務署へ登録申請や適格請求書様式への対応など、事務手続にも時間を要することから、制度の内容を十分に理解する必要があるというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長のほうから、その制度をしっかりと認識する必要があるという答弁でありました。この現在の帳簿方式からインボイスに変わる、そのことで取引の金額や年月日、品目、消費税額などに加えて、税務署から割り振られる13桁の事業者番号を記載した伝票、これが適格請求書ということになるわけですが、現在は売上高が1,000万円以下の方は、免税事業者はこの適格請求書を発行できないわけですね。この10月から申請が始まる時に、自分はその適格証明者になるかどうかという非常に免税事業者の方々、今、大変な思いをしておられると思うんですね。今の区分記載請求書など保存方式は、請求書等の発行義務はなくて、帳簿の記載金額に基づいて仕入れの消費税額を計算するというやり方でありました。一方で、このインボイス（適格請求書）方式がされますと、必ずそれがないと駄目と義務付けなんですね。その適格請求書の保存をもってのみ、仕入れ等の消費税額が認められて、控除ができるというふうになります。事業者はこっちも出すけれども、向こうからも請求書を出して、そこにきちんとしたものが振られているということで、課税事業者のみが現在はいいいわけですが、このインボイス方式になると、その免税事業者の方たちは取引の中止を受け入れるか、また消費税分の値引きに応じて取引を継続してもらうか、インボイスを発行できる課税事業者になるか、そういった選択をこの10月から迫られているわけですね。今、市長から答弁がありましたように、そういうふうに来年10月、1年間猶予があるわけですが、申請はこの10月から選ばないといけないということになっていますので、税務署からの13桁、マイナンバーは12桁ですけど、これは全く別の業者としてのその13桁のその番号をもらわないと、適格請求書が出せないと、そういうことになっているわけですが、そういったことになったときに、市長、どういうことが起きるんだろうかと。大半の免税事業者の方たちは、今私が三つ言いましたね、そのことを選択を迫られるわけですよ。当然、廃業とかそういったことが起きてくる、そういう心配があるわけですね。そこについては、当局としてもっと真剣に受け止めておられると思いますけど、事業者の立場に立ったときに、こういう制度というのは、本当に私から見たら問題があるというふうに思うわけです。これは消費税を8%から10%に引き上げた、そのときからこういうことがされてきているわけですね。市長、

その免税事業者の方々の思いを、今でもこのコロナ禍の中で大変厳しい状況があって、消費税の引上げ、そしてコロナ禍のこのことで営業が大変厳しい状況になっている。そういうときに免税事業者の方たちがこのインボイスを導入して、本当にいいのかという思いがあるんですけど、再度そのことについて、市長は中身をしっかりと理解をして取り組む必要があるという答弁でしたけど、私が今平たく申しましたけど、そういうことになるわけで、10月からその選択を迫られる事業者に対してはどういった思いなのか、もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたように、いわゆる課税事業者がこのインボイス制度に取り組むことによって、先ほども言いましたように、免税事業者が事業継続を断られるケースも出てくるというようなこともあるんじゃないかということも考えております。全体的に今まで免税となったものも、またなくなるということも含めて、これは任意でございますので、それはその事業者がどういう考えでその取組をされるのか、それはすごく幅があるんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、今おっしゃいましたように軽減税率等含めて、その税の取り組む体制が変わってきたということでもありますので、そこについては、免税事業者にどういった影響かと申しますと、買い手側が課税事業者の場合に免税事業者から購入した商品、サービス等の費用は、仕入額控除対象とならないために、契約の継続に影響があるんじゃないかということが予想され、また契約継続のために適格請求書発行事業者の登録を受ける事業者も、先ほど言いましたようにあるかというふうに考えております。

○19番（小園義行君） これは制度としてあるわけですけど、例えば、農業をされている方々、1,000万円以下の方は免税事業者ですので、それが一回一回課税事業者にならないと、そのもとのそこからの「ごめん」で取引停止になったり、しかもこれ7年間ですよ。その請求書を保存しないといけないんですよね。大変な事務も出てくるということで、農業を一生懸命しながらそのインボイス（適格請求書）を出せる課税事業者になるかどうか、そこも非常に問題。

またもう一つは、シルバー人材センター、ここも高齢の方々がシルバー人材センターと契約をして、いろいろします。個人事業主ですので、多分委託契約という形になって、仮に課税事業者になるとします。月に4万5,000円そこで仕事を受けていて、課税事業者にならないと請求書が発行できないからですね。やるとしたら月に平均4万4,000円、年間にしたときに48万円ぐらいですね。消費税は10%ですので、4万4,000円は年間の収入からなくなってしまいます。今までだとそれが無いわけですけど、そこまで地方で頑張って高齢になっても仕事をして頑張ろうという、そういう人たちに対して、このインボイスを導入するって、非常に私は考えられないと思います。

そこで、この免税事業者への周知というのは現在どういう状況なんですか。国がやっているんですか。

○市長（下平晴行君） 市商工会によりますと、インボイス制度については、6月に総務省から鹿児島県を通じて周知に関する協力依頼があったところではありますが、認知度はまだ低いと認識をしているところでもあります。

先ほどの答弁で申しましたが、事前準備に時間を費やすことや制度の理解を十分深めるために

も、市としても各種団体に対し、関係課を通じて案内の計画をしているところでございます。

○19番（小園義行君） 商工会等でそういう努力をされたんでしょう。実際国もそういうことに対しては、ほとんどの免税事業者の方々がよく御存じでないというのが状況だと思います。今の市長の答弁に表れているとおりですね。これぜひです、この10月から申請が始まるんですけど、その段階でもうやめようとか、事業をやってられないとか、そういうことにならないために、私は努力をすべきだというふうに思います。

そこで、まだ実施がされるまで1年間あるわけですね。2023年10月からですので、この1年間の間でやはりそういう免税事業者の方に対して、よくお知らせをして事業を継続していく。今コロナ禍でも、事業を継続してくださいと一生懸命支援金を交付していますね。こういう一つの制度のきっかけで、事業を閉じてしまう。そして、このまちからそういった免税事業者の方が少なくなっていくと、これは本当にまちの振興、そういったことに逆行しているものだと思います。国はです、財務省ですよ、この約500万件ぐらいあるわけですけど、この免税事業者のうち161万件が課税事業者になって、消費税が2,480億円増えるという、そういった試算まで財務省が出しています。そうまでして消費税を徴収していく、納めてもらうという、これは非常に今のこのコロナ禍の中で、大変な思いをされて事業をされている人たちに対して、私は大変問題があるなというふうに正直思います。

そこで、今全国でいろんな人たちが運動しています。インボイスの導入の中止、そういうのをしてくださいと。消費税の引下げについては、国会議員の与野党を含めて四十数%の議員が、何らかの形でそうだというふうに新聞報道がされております。滋賀県の東近江市議会でもインボイス中止の意見書を決議しています。国に導入をやめてくれと。これはそれぞれの会派から出てこういう結果です、議会の意思として。ぜひ市長、まだ1年ありますので、このまちに免税事業者がどれくらいあるかというのは把握されているかどうか分かりませんが、私も民主商工会の役員をさせていただいてまして、そういった方々の声をいっぱい聞かせてもらっているわけですね。まだ1年ありますので、これぜひこのインボイスの導入中止をしてください、そして地方を守ってください、そういった声を国に届けるべきだというふうに当局としても、もちろんそうして我がまちの経済を守っていくという、国に対してそういう声を上げるべきではないかと思うんですが、市長、そこについてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 声を上げるとすれば、私も市長会等で議論された上で、やはり上げていくべきではないかと考えております。

○19番（小園義行君） であれば、市長、その全国市長会、そういった九州市長会いろいろあるんでしょう。ぜひです、地方の今の状況を考えたときにどうなんだと、その声をぜひ次のそういう会議がいつあるか分かりませんが、そこでは志布志市の市長としてその声を上げていく、「導入中止をしてください」という声を上げていくというふうに理解していいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そのとおりでございます。

○19番（小園義行君） ぜひ、この問題についてはこの1年間、それぞれ事業をされている方々

が大変苦勞される問題だなど思っております。当局としても事業をされている方がおやめにならないように、ぜひ、そういうところで機会あるごとに声を上げていただきたいと思っております。そういうことを確認できましたので、次にいきたいと思っております。

国民健康保険についてということでもあります。コロナ禍が始まって2年近くになるわけですが、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料を減免するというこの特例措置が昨年もありましたね。そして、今年もまたそれを継続してあるということで、特例措置が出されているわけですが、その中身についてお願いします。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険税減税の内容であります。減免対象者は同感染症による重傷者、不幸にして亡くなられた方、世帯主の諸収入が前年比10分の3以上減少する方が対象となります。また、収入減少者については、前年度所得額に応じた割合が定められており、年税額に常時減免額を算出しております。さらに、主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料の全部を免除することになります。

○19番（小園義行君） 今市長のほうから答弁がありましたように、そういう人たちが対象になるということで、その減額される具体的な要件として、前年に比べて10分の3以上の減少をする見込みであること、1,000万円以下であるということですね。そこにですね、ちょっとお聞きします。国民健康保険税は、本当に国民健康保険に加入されている方は大変重い負担を感じておられると思います。そこで、国が特例措置で出している前年の収入ですね、前年に比べて10分の3減少する見込みであるとあるんですけど、ここに事業収入や給与収入などというふうに、ここを収入をしていますね。この中に持続化給付金、去年100万円、法人だと200万円と、法人は社会保険とかいろいろあるわけですが、個人の場合持続化給付金などを100万円いただいているんですけど、これは、この事業収入や給与収入というそこに含まれるんですか。

○税務課長（濱田 茂君） お答えします。

各種給付金につきましては、国民健康保険税を算定する際の課税標準額としては含まれますけれども、減免の対象とする判断する際の収入としては含めないこととなっております。

○19番（小園義行君） この持続化給付金は含まないんですよね、この収入の中にはね。そうすると、今年の国民健康保険税の算定をする際には、その100万円の持続化給付金は入って課税されたんですか。

○税務課長（濱田 茂君） お答えします。

令和2年分の課税標準額には、含めて計算されていると考えております。

○19番（小園義行君） であれば、国が示している減免しますよというそこには、前年の収入の中には100万円は入っていないわけですね。でも、去年いただいた100万円を国民健康保険税の課税をする際には、含めて税額が決められている。そういうふうになると、前年の事業収入、給与収入に持続化給付金を含めて3割以上減少しているというふうにしないと、課税のところだけそれをして所得がちょっと高くなって、減免の措置のところではその100万円はしませんよとした

ときに、前年に比べて10分の3以上減少するということがあったときに、おかしなことになりますよね。市長、ここ分かりますよね。ごめんなさいね、もう一回言いますよ。去年収入が500万円としましょう。そして持続化給付金はこの減免の措置の中に100万円もらっても含めないから、500万円が前年収入としますね。一方で、令和3年度の保険税を課税するときには、この100万円を足して600万円が所得を出して課税しているから、当然このハードルが高くなりますよね。だから、私はこの減免をする際には、この収入としては国が示している特例措置に100万円は含めないよということですけども、税金を課税するときは、その100万円と含めて収入で所得を出してあるというのは、ちょっと矛盾していますよね、これね。ここについてはやっぱり前年に比べて10分の3以上減少する見込みとしたときには、この100万円も入れて本当はしないとおかしいでしょう。課税するときだけ入れて、減免にはその100万円は加えないよといったらおかしいですよね。そういうふうに私は思うんですよ。そこについて市長、単純な疑問なんです。それはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 減少率が3分の1以上ないと、そのときは免税の対象になるという、そこ辺の取り方と申しますか、今議員がおっしゃったように、前年度収入で100万円の持続化給付金を入れて500万円と100万円が600万円。しかし、その経費としては400万円ということになるわけでありまして、なかなかそこ辺の取り方が、おっしゃるように難しいのではないかなと思っています。

○19番（小園義行君） 国のやり方がこうだから、当局は当然そうされるんですよ。そうしないといけないじゃないですか。でも、どう考えても前年の収入を出して、それに課税をする際に所得が出ますね。その所得で国民健康保険の今年のやつは課税をしています。でも今度減免の特例措置の中でその100万円は入れないで、去年100万円もらったけどそれを入れなくて、400万円が今年かどうかというのをみてねという、前年の収入400万円としたらハードルは高くなります。それはちょっと問題だねと私は思うんですよ。そこで、仮に今年このとおりにして、10分の3下がりました。でも実際来年の確定申告をしてその後でしか分からないから、そのときに見込みで減免が可能だとしたときに、それを確定申告のときにちょっとオーバーしていたから、ごめん、返せという返還はまさか求めないですよ。

○税務課長（濱田 茂君） お答えいたします。

結果として10分の3以上の減収とならなかった場合でございますけれども、申請時点で法定事務による審査等を行い減免の可否を決定しているため、状況の変化等を踏まえた決定取消し等は想定していないところでございます。

○19番（小園義行君） 求めないということで、少し安心をしました。じゃあ、そこにちょっと0円かどうかということをやりましたが、当然ゼロからしたら、マイナスが出てこないから、これはもう当然対象外ですが、それはもう分かりました。

そこで、令和2年度の本市の減免の件数というのは何件ぐらいですか。

○税務課長（濱田 茂君） お答えいたします。

令和2年度の減免実績でございますけれども、延べ22件、減免総額270万1,600円、申請世帯は12世帯となっております。

○19番（小園義行君） 私はもっとあるのかなと思ったけど、そういう少ない数字ですね。それは周知がよく届いていないのかなということと、今言いましたいわゆる国が示している特例措置、ここが非常にハードルが高いから、そういうことになっているのではないかというふうに思うところでもあります。私たちもこのことについてよく学習をして、うちの国会議員のほうにお願いをして、厚生労働省と7月1日にオンラインで交渉をしたんですね。そのときに、「自治体が独自に前年収入に持続化給付金等を加えて、減免を実施することは可能ですか」という問いに対して、厚生労働省当局は、「自治体が独自に実施することは可能ですよ」と。けれども、国が示している財政支援、令和2年度は全額減免した今の260万円何がしかは、国が全部みてあげるということだったんですが、今年度はそれが違うんですね。一部しかしませんよということで、そのときに国が示したそのことについては、減免措置のそれについてはこのとおりですよと。令和3年度分の国民健康保険税の減免総額が市町村調整対象需要額の3%以上であるとか、1.5%がこうだというときに、3%以上であると10分の10全額国が減免したのはみますというふうになっているんですよ。令和2年度は、全部100%、さっき課長が答弁されたのは国がみてくれたんですね。令和3年度はそれが違うものですから、ここでいろいろお願いをして、そこでやったときに、「自治体が独自に前年収入に持続化給付金等を加えて、減免を実施することは可能ですか」と聞いたら、「自治体が独自に実施することは可能です」と。ただし、さっき言いました国の減免に対する地方自治体にあげますよというそこについては、対象にはなりませんのでということです。

市長、ここは私はとても大事なところで、市の考え方ですよ。そのことをして頑張って国が示している以上のものを少し足して、減免の対象にするというのは、そういったことなんかを考えられませんかということ、今お聞きしているんです。それは市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 現時点で厚生労働省側から給付金を減免判断基準に含めてよいという通知がないわけですが、国民健康保険の運営状況は依然として厳しい状況であります。国の財政支援を受けられない場合の減免措置は難しいというふうに考えておりますが、国の動向を注視しながら、内部で協議をしてまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 基本、市長、国民健康保険は国はそれでやっていいよと。いわゆる自治事務だというような決め方ですよ。当然そうなんですから、ここで決めていいわけですよ。そういうことで、志布志市も少し頑張って令和3年度の収入、今年の収入ですよ、それを前年度収入に対して生活保護費の1.5倍ぐらいの収入ぐらいまでに落ちたらそれをやるよとか、一つの基準ですよ。そういったのを作ってあげるという、そういう立場にやはり立たないといけませんよ。本当に市長が悪いことをしているのではないですよ。国の制度に基づいてやっているんだけど、国が「独自で志布志市でやっていいよ」ということを答弁しているんですから、だから、そこは首長の住民に対する自分の思いですよ、そこですよ。だから、これはぜひ本当にそういう人たちは大変な思いをされていると思いますので、国民健康保険税の減免、そこに国が示してい

るそのものだけじゃなくて、少しうちのまちはこうだよねということをごできませんかということなんですけど、国はそれで何も構わないと言っているんですよ。ただ国がやる減免に対する国の補助金、そういったのはごめんなさいと、国が決めたとおりですと言っているんですから。そこについては、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今言われたその国からの、それは口頭でしているわけでありますので、そういうことに対しての文書等があれば、また考え方、取組方も違ってくるのではないかなと思うところでございます。

前年度所得がゼロまたはマイナスで、対象とならない世帯の国民健康保険税については、均等割額と平等割額のみで課税となっております。また、軽減措置の対象となることから、制度上、必要最低限の負担をお願いしているという認識であります。国民健康保険の運営状況は、被保険者が減少する一方、一人当たりの医療費は年々増加傾向にあるところでございます。その中で大変厳しい状況でありますので、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えながら、今後のどのような財政運営となるのか不透明でありますので、今後の税収と医療費の推移を見ながら、内部でしっかりと協議をして取組をしていく考え方をもち、取組をしていきたいと考えております。

○19番（小園義行君） これはもう待たないんですよね。来年とかということで、今年税金を納められるかどうかなんですけど、そこで少し立ち入ってすみません。令和2年度の国民健康保険の決算はどういう状況になっていますか。

○保健課長（川上桂一郎君） 令和2年度の国民健康保険特別会計の決算状況ですが、歳入におきまして44億964万8,417円の収入済額で、歳出におきましては42億6,884万9,901円の支出でございます。差し引きまして、繰越額が1億4,079万8,516円となる見込みです。

○19番（小園義行君） 市長、そういう状況ですよ。当然、病院の受診抑制とかいろいろあったんでしょ。いろんなことですよ。それはそれとしてそういった状況の中で、ぜひ税金は納めないというふうには私は思っておりません。税金は納めないといけないんですから、当然ね、その立場ですよ。でもそのときに、少し当局いわゆる行政、首長のそういう心が見える政策が必要だというふうにいつも思っているんですよ。ぜひ、ここに志布志市はこういうふうにしますと、やってよいと国が言っているわけですので、もしそれを市長ができないというふうにおっしゃっているとおりと思いませんけど、それがなかなか難しいというふうに理解されていると。そうしたらですよ、令和2年度と同じように、国のその減免をすることに対して100%みるからっておっしゃっていた、そこに令和3年度の国のその減免に対する財政措置ですよ、それを元に戻してくれと国にお願いをする、これは市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） その考え方としてはよく分かりますけれども、ただ一自治体でそういうことが言えるのかどうかですね、そこはもう少し内部を確認しながら、もし言えるとすれば、その中身を精査して対応してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） 国民健康保険のお話、御質問をすると、やはり市長はそこがなかなか崩れませんね。国がやっていいからって、ただどこについては、お金は国が決めたとおりのその

負担しかしませんよと言っているわけで、私が市長なら、ここでその分については全額というふうにはいかないけど、こういうふうにして税金を納めていただいている、その方たちの負担をやわらげると、これぐらいは市長、市長としての責任を持ってそれが言えないのかなと。国の動向は国がやっていいと言っているんですよ。そしてだけど、減免をしたそのお金に対しては、国は令和2年度100%みたけど、令和3年度については10分の10から8、6、2というふうに分けています。そういったことを国はこれでいきますと言うんだけど、いいです、私たちは私がしますので、していいと国が言っているんですよ。だから、ぜひ市長、国は国民に対してそういう冷たいんですよ、この今の政権含めてね。そんなコロナ禍で大変な状況の中にこういうことをやる、とんでもないと僕は思いますが、ぜひ国に対して負担を元に戻してくれと、令和2年度と同じようにしてくれと、それは勇気持って声を上げるべきですよ、市長。もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） おっしゃることはよく分かるんですが、市民全体のそういう立場に関わっている人たちも含めて、そういう対応をしていくということになれば、公平性もあるんじゃないかなと思うところではありますが、ただ、先ほど言いましたように、一自治体でそこまで言えるのかどうかですね、もうちょっと内部で精査をしていきたいと考えております。

○19番（小園義行君） 市長の姿勢がよく分かりました。これは、憲法が地方自治をちゃんとうたっているんですよ。国がやらないなら自分たちでやると。だって市長考えてくださいよ、志布志市は18歳まで子供の医療費は無料にしていますね。国はしていますか。本来こういうのは国がやらなければいけないわけですよ。国がしないから、地方からいろんな声が上がって、3歳まで、入学前まで、中学校卒業まで、高校卒業まで、それぞれの自治体が頑張って国にやれと、そういうことを上げているんですよ。だから市長、地方自治法この改正で国と地方自治体が対等になっているんですよ。そこを国の声だけ伺って、ずっと言葉は悪いけど国の言いなりというのは、少し考えたほうが私はいいと思います。勇気を持ってこれぐらいやりますよと言うぐらいのものを持っていてほしい。このことについては、市長の考えはそういうことで、私はそういったものが国と地方自治体は対等の関係になっているんですよ、いつまでも国に言いなりではいけないと思います。このことについては、少しいろいろやり取りをしましたけど、市長の考えがちゃんとしなから前にいきませんので、中身は少しそれぞれお互い理解をさせていただいております。

次にいきます。子供の均等割の件ですね。国が来年2022年4月から、未就学児の均等割を5割軽減とするとしましたね。そして先の議会で未就学児の負担軽減に対する答弁も出ていますが、未就学児の負担、これは国が半分するんですから、あと半分その負担を少し市のほうでみても、全額そういうふうにする考えはありませんかということをしたんですけど、保健課長のほうから、「試算では191世帯、262人で全部の5割軽減を行った場合に、480万4,650円の軽減額になります」という答弁を先の議会でしました。これは、国がなぜこの未就学児を5割負担したかということ、市長会が国にお願いしたからですよ。だからこうなっているんですよ。そのことについては、まず国がそういうふうに5割軽減にしたということについて、市長はどんな思いですか。

○市長（下平晴行君） これは、子供の子育て支援をしっかりと取組をしていこうと、少子高齢化

と言われておりますので、その分を守っているというか、しっかりと取組をしていこうというような考え方で、5割軽減という措置ができたんじゃないかというふうに思います。

○19番（小園義行君） では、この未就学児の2分の1負担、国が半分ですよ、市が未就学児の半分、この金額ですよ。これを来年どうにかして、未就学の子供たちの均等割、負担軽減してやるというそういう考えに立てませんか。

○市長（下平晴行君） 本市の国民健康保険の状況につきましては、被保険者は減少傾向にあり、税収の減少が見込まれる中、医療費は先ほども言いましたように増加傾向にあるというところでございます。また、決算見込みにおきましては、単年度収支の赤字が増大するなど、厳しい財政状況でございます。財政の確保は必須であることから、現状での市独自の均等割軽減の上乗せを行うことは、今のところは厳しいのではないかと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） やっぱ難しいんですね。全て国民健康保険税を納めておられる方々、非常に大変だということで、いろんな声が寄せられているわけですね。だから、そこは市長、少しあちこち歩いておられると思いますけど、いいですか。全国のそういういろんなところを私もいろいろ見ていますけど、埼玉県伊奈町というところが、今コロナ禍で大変だということで、先ほど議論しました特例措置に入らない人たちも当然あるわけで、そうしたときに、この伊奈町というところが全員に対して生活保護基準ですね、生活保護費の1.3倍以下になったらちゃんと頑張ってくださいよって、均等割8,000円ここは引き下げています。努力してますよ、いろんなまちがそういうことをしているんです。でも市長は、そういうことだということで、そのことについては、今後もこれは少し議論をしていきたい。私は、子供が増えると0歳の子供にも課税するという、この国民健康保険の在り方というのは問題だと思います。だって1歳の子供は仕事に就くとかそういうことではないですよ。でも1人増えると地方交付税が志布志市に入ってくるわけで、よくそこは考えていただきたい。このことについては、またの機会に議論しましょう。

次に、傷病手当についてお願いします。事業主やフリーランスにも被用者、いわゆる従業員と同じように対応する考えありませんかということでした。私たち曾於民主商工会会員が560名前後おられるわけですが、その中で、この間3名の事業主の方が新型コロナウイルスに感染されて、大変苦しい思いをされたわけですね。そういった意味で、それなりに努力をしてお店を閉じるとかいうところにはなっていないわけですが、ぜひここについては、考え方としてできませんかということなんですけど、このことについても先の議会でちょっとしましたけど、市長がこう答弁されていますよ。「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業計画を提示することで、自治体ごとに交付金の交付限度が定められているが、計画に充てていなかった」と。今まで議論してこなかったということですね。「次に考えることが、今できるのかどうか内部で議論する」というふうに、先の議会で答弁されました。これは本当に、新型コロナウイルス感染症は事業主だからかからない、従業員だからかかる、そんなことはないですよ。ぜひここについても安心してやれるという意味で、この傷病手当、全国の自治体で傷病手当金というのを出しているのが7で、見舞金12、全国でも19、そういうふうにして頑張ってください

いと出しているんですよ。そこについての市長の考えは前と変わりませんか。どう議論されたんですか。

○市長（下平晴行君） 国民健康保険における傷病手当金につきましては、雇用され、給与収入を得ている被保険者が感染した場合、または感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合に、給与の一部を補償するために支給されることとなります。傷病手当金の対象者につきましては、国から財政支援の要件が給与収入を得ている被保険者に限られ、全額を国からの交付金が充てられるようになっております。本市が、給与収入を得ない事業主やフリーランスを対象に支給をする場合は、国からの財政支援の対象とはならないところであります。また、国民健康保険は厳しい財政状況が続いていることから、今のところ市独自での対象の拡充は考えていないところでございます。

○19番（小園義行君） ことごとく市長の答弁は拒否と言いますか、答弁が拒否されているという意味ではないですよ。やらないということですね。これは市長選挙がありますね、もう本当に住民の皆さんに、さっき言いましたよ、冒頭ね。どんな実態なのかそのことを踏まえて、19人の議員の方がいろんな声を当局に届けます。その声に関して、住民に届くような発信をしてほしいと言いましたけど、これは非常に難しい。選挙で何かやるしかなんだなという思いがあります。ここについては、本当に住民の立場に立った行政かどうかということが問われているというふうに思うんです。このことについてはよく分かりました。これはまたの機会に議論したいと思いません。

次に、介護保険についてということで、特別養護老人ホームなどに入所する低所得の高齢者への補足給付制度が、8月から改正されています。その内容についてちょっと教えてください。

○市長（下平晴行君） 介護保険施設やショートステイを利用する方の食費、居住費については、低所得の方への助成として補足給付を行っております。対象となるのは、利用者及び世帯全員が市民税非課税となります。

今回の改正については、国において介護保険制度の見直しに関する意見を踏まえ、令和3年3月の省令改正に伴い、8月1日から施行されました。内容につきましては、利用者負担段階の細分化や預貯金等の認定要件の基準、食費の負担限度額において見直しが行われたところでございます。

これらについては、在宅で介護を受ける方との公平性や負担能力に応じた負担を図る観点から改正されております。

○19番（小園義行君） 今、市長からありましたように、その内容ですね。この制度改正でどんな影響が出ているんですか。この補足給付を含めて、今まではそうだったけど、外れたりしている人がどれぐらいいるんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

今年度申請をされた方が563件ございました。その中で認定をされた方が516件、うち認定にならなかったという方が47件ございまして、その47件のうちの28件が、その要件で該当にならな

ったということでございます。

○19番（小園義行君） 今数が出ましたけど、これは住民税課税世帯が対象ということで、前年の収入、所得に対して決まるわけですね。それがこの改正で貯金があるから、ないからということで対象になる。普通は利用料とかいろいろなのは、前年の所得によって変わりますね、でもそれ以外のここに、預貯金、この要件が変わった。そのことでこういうことが起きるとするのは、市長いかがですか。もっと具体的に言いますね。これまで年金収入が80万円以下の方、これは単身だと1,000万円貯金があつてよかったですよ。これが単身見直し後は650万円、単身ですよ。そして同じように年金収入80万円から120万円以下、年金収入が120万円を超える人も、7月までは1,000万円で、夫婦で2,000万円だった。それが見直しされて650万円と引き下げられて、夫婦でも1,650万円と。本当にそういう状況で、これはあくまでも今まで頑張つて、将来葬式のためとか、孫に何とかとか、そういう思いでしてきた。でも実際はそういうにもかかわらず、去年は年収これだけだったというそれで決まっているのではなくて、貯金が幾らあるかどうかでこういうのをやるって、市長、そのことをどう思いますかということなんです。

○市長（下平晴行君） 年収は変わらないけど、そういう面では厳しくなるのかなというふうには思います。

○19番（小園義行君） もう一回答弁をお願いします。

○市長（下平晴行君） 年収そのものは変わらないと思いますが、受ける側の今のおっしゃったようなことになると、厳しくなるのではないかというふうに思います。

○19番（小園義行君） それは、その本人の生活が厳しくなると、そういうふうな答弁と受け止めていいですか。

○市長（下平晴行君） はい、そういう考え方でございます。

○19番（小園義行君） そこは共有できましたので、じゃあ、利用料や食費の負担というのはどんなふうになるんですか。ちょっと教えてください。

○保健課長（川上桂一郎君） これまで施設に入所をされていた方の見直し分が増額をしまして、食費におきまして、施設の対象の方が第2段階、第3段階の1と2と三通りございまして、その中で施設入所者の方の負担が、年金収入等が120万円を超える者が、650円から1,360円になりまして710円の増。あとショートステイ等の利用をされる方が、まず年金収入等が80万円以下の方が、390円から600円に増額しまして210円の増。次に年金収入等が80万円を超えて120万円以下の方が、650円が1,000円になりまして350円の増。年金収入等120万円を超える方が650円から1,300円という形で、施設入所におきまして年間で入所をされている方の増額というのが、年金収入等の120万円を超える方が、25万9,150円程度は負担が増えていくというような形になります。

○19番（小園義行君） 市長、今お聞きになりましたね。120万円を超えている人で25万円ほど負担が増えると。もちろんその80万円以下の方も何万円という負担が増えるんです。こういった状況を今回のこの改正というのは、新型コロナウイルス感染症が拡大する前の2019年末に、これは打ち出されたんですね。さっきちょっと答弁がありましたように、いわゆる法律の改正ではな

くて、省令の改正でやったから、誰も知らないうちに国民は今こういうことになっているわけです。だから、この「8月1日から保険が変わります」と言って、こんなに負担が変わったら、どうなるんだろうと。コロナ禍の前であって、2019年ですよ。今2021年ですよ。この状況になっても今の政権はこれを強行したんですよ。本当に国民の側を向いていない。冷たい政権ですよ、本当に国民にこんなことを平気でやったんですよ。そして8月から変わります、この一辺倒ですよ。これを受け取られた方々はびっくりされます、正直言って。やっぱりこれは行政にとっても大変だと思います。普通は退院したら、自宅に帰らずに即施設に入所とかになりますよね。介護しておられる方々のお話を聞くと、私もしていましたけど、現実にそうなりますよね。そうしたときに、この費用が工面できないからって、もう断念してしまうという人たちが出てくる、そうなる困るのは行政ももちろんそうですけど、当人たちが一番困りますけど、当局としてもこれは困るんですよ。こういう本当に今の安倍政権から菅政権の9年間で、こういうことを平気でやってきた。このコロナ禍で国民がどんなに苦しい思いをしているか。そのことについて聞く耳持たずですよ。こんな省令の改正だけでいいんだとぼんとやってしまっ、こんなことに対して、市長、怒らんといかんでしょう。法律を国会で議論しないで、省令で変えられるようにしてしまっ、こうですよ。誰も正直言ってあまり知らないと思うんですけど、こんなことね。ぜひ、こういう冷たい政治ではなくて、冷たい政権はやっぱり交代せんといかんて。でも交代する人たちが、また同じような国民の側を向いていないんだからしょうがねえなと思うけど、基本、市長、こういうことに関しては、国の言いなりにやっているとそういうことが住民に起こるんですよ。声を上げたほうがいいですよ。そこについては、国が言っているからとか、国がやっているからと、それだけじゃどうしようもできないじゃないですか。こういう人たちをどうするんですか。年間25万円だったら月2万円でしょう。もっと話せば分かっているんですけど、負担の増える人はどっさいおいやとですよ。ここに対して、やっぱり考えてほしい。ぜひこういうことについては、さっきの市長の論法だと、知事会とかそういうところで言うしかないということで、やっぱり声を上げてほしいですよ、これね。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 在宅介護との公平性や負担の能力に応じた改正の趣旨であります、このようにコロナ禍が長引くこの状況を鑑みると、施行日の先延ばしはあってもよかったんじゃないかなというふうに考えているところであります。

○19番（小園義行君） もちろん、施行日を先に延ばすとか、それは国がやればいいわけで、できるわけですよ。市長にしろとは言わないですよ、だから、国はそういうことをあまりにも今の実情を分かっている中で、こんなことをよくやれるなと私は思います。だからぜひ、こんなことは考えてよということ、首長としてやはり発信すべきですよ。それぞれの首長がいろいろなことを発信していますよ。それはなぜかと言ったら、地方自治をちゃんと憲法が保障しているからなんですよ。ぜひそこについては、これからも本当に市長がおっしゃる住民の目線で、何かものを発信してほしい、そう思います。施行日は変えられなかったって、それは国がそれをやるんですよ。そういうことに対して、この外れました28人の方に何か一言ありますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、こういうコロナ禍の大変な状況の中で始まったわけでありますので、そういう面に対しては、やはり国のほうにしっかりと市長会等も通じて、ものを言ってまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、志布志市の行政は住民に寄り添った行政の在り方であってほしいものだなと思います。そういう立場からしたときに、国だろうが県だろうが、きちんとそこに対して言うべきはものを言うという姿勢が必要だというふうに思います。ぜひ、こんな冷たい政治でいいんだろうかと、当事者に見てみたら大変ですよ。この議員さんの中でも、お父さんやお母さんを介護したり、いろいろされている人もおられると思います。今度8月に、たったこれしかないんですよ。これがいくわけですよ。こんなことで「なんげこいや」て正直思いますよ。貯金を一生懸命まず頑張って、将来我がの葬式のためとか孫のためとかいろんなことで、そのことまで見せろとやってやるんですよ。この中身を見たらびっくりしますよ。ちょっと言いますね。預貯金、普通預金、定期預金、これは通帳の写しを出しなさい。有価証券、株式云々ね。金・銀、こんな購入先の口座残高によって時価の評価額が容易に把握できる貴金属とかね、投資信託、現金。もうね、そこまでやれと言うんですよ。そこまでして国民からしたいのかねというふうに僕は思います。本当に冷たいなあという、こんな冷たい政治じゃいかんですよ。やっぱり本当に国民に寄り添った形でのものにしてもらいたいと、そう思います。ここについては、市長の思いはもうよく受け止められたと思いますので分かりました。

次にいきます。

○議長（東 宏二君） 小園議員、保健課からの答弁があります。

[小園義行君「はい、どうぞ」と呼ぶ]

○保健課長（川上桂一郎君） 先ほど今回の改正の基準額の改正により、影響を受けた方を28名と申し上げましたが、今回のこの預貯金の基準額の改正で影響を受けた方は21名の誤りでしたので、おわびして訂正いたします。

○19番（小園義行君） 21名ですよ。それは課長がおっしゃったんですから、はい、21名ですのでよく分かりました。

次にいきます。学校教育ということで、GIGAスクール構想ということで、先に少しやり取りもありましたけど、子供一人に1台のタブレット、そういったものを全部渡されたわけですけど、ここについて、国がそれだけして全国の子供たちにやった。それはどういうふうに国が何を求めているというふうに思って、この事業がされているというふうに、教育委員会としては認識されているのですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

GIGAスクール構想は、一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、児童一人一人により良い学び、学びの質を高めるといったようなことを目的としております。学校には、情報活用能力を育成するために、ICTを効果的に活用して指導することや、情報モラルを含めた情報教育をより一層充実することが求められております。

本市におきましても、教員の指導力向上や授業の中でICTの効果的な活用を目指した取組を進めているところであります。なお、活用にあたりましては、子供の発達の段階や学習場面に応じた従来型の対面型の授業、直接体験を通じた学び、デジタル教材の良さを適切に組み合わせた指導が重要だと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） このGIGAスクール構想は、2019年12月に発表されたところですが、先進国の中でも、日本の教育のICT化というのは遅れていたし、実際教育の場でICTを活用する、そのことについては何も否定するつもりも何もありません。国が今教育長がおっしゃったようなそういう立場で、両方やるということです。学校の先生や子供たちの受け止めというのは、このことによって本市はこの4月から始まっているんですけど、どんな受け止め方があるんですか。

○教育長（福田裕生君） まず、子供たちの受け止め方でございます。令和3年度の全国学力学習状況調査の中で、このことについて問う質問紙がございました。その結果をまずお示しいたします。

「学習の中でコンピューターなどのICT機器を使うことは勉強に役立つと思いますか」という設問に対して、本市の6年生の子供たちは61.6%が「役に立つと思う」と、非常に前向きな捉え方をしております。中学校3年生におきましては、64.9%の子供たちが同じように「役に立つ」と肯定的に捉えております。

一方で、教員の中には、まだその指導の在り方等について戸惑いを感じている者がいるというのは、実際のところ事実でございます。

なお、小学校の低学年におきましても、タブレットを触ってお絵描きをしたりとか、いろんな活動することは非常に楽しみにしているというような報告も受けております。

○19番（小園義行君） うちの孫が学校にそれぞれ入ってまして、孫が小学校5年生以下にずっと下までいますけど、その中でいろんな声を聞くわけですね。タブレットを学校の先生も子供も「ちょうだい」と言って求めたのは、ほとんどなかったと思うんですね、積極的にですよ。国がこのコロナ禍で、本来だと2025年、実際これをやろうとまだ2年ぐらい後だったんですけど、このコロナ禍で何か政権もちょっと変わるいろんなことの中で、菅政権が誕生してデジタル庁の発足、そして給付金の支払いとかで非常にあったということで、前倒しでできて、学校が今どういうふうにしたらこのタブレットをうまく使えるんだろうかと。学校の先生や子供たち、先生が一番だと思うんですけど、どうやってこれを使って子供たちにうまく適用してもらって、教育としてのその力を発揮できるんだろうかということで、非常に学校の先生は今悩んでおられるのではないかというふうには私は思うんです。なぜかと言ったら、まだ2年後だよねと思っていたのが、いきなりきたわけですよ。そういうことについて、先生たちの受け止め方としては、今少し子供はありましたけど、先生たちは、非常に正直言って忙しい中でのこういうことです。もう一回お願いします。先生たちはどうだったんだろうかと。

○教育長（福田裕生君） 本市におきましては、5年ほど前からこのことにつきましては、県内

の中でも先進的に少しずつ進めておりましたので、大きな違和感というものをを感じる教員が数多くいたわけではございません。ある程度の学校の中での理解の程度は進んでおりました。そこに新たに転入等で来た教員の中に、このことへの取組について、自分の研修の在り方だとか技術の向上についてどうしたらいいかという、戸惑いがあったのは事実でございます。

そこを見据えて、教育委員会では段階的に習熟の程度に応じた研修会を計画的に盛り込むなどして、丁寧に進めております。一方でICT支援員の配置だとか、また納入業者の協力も得ながら、それぞれ対応できるような体制は整えているところでございます。

○19番（小園義行君） これは1年生がパスワードを設定するのに、今平仮名をやっと始めたのに、アルファベットでしないといけないとか、いろんな心配もあるわけですけど、先生たちがこれまで積み上げてきた学校教育の在り方、こういったものを子供が主人公の学校づくり、それがこのことで壊されるようなことがあってはいかんと、教育基本法にこう書いてありますよ。「目的は、人格の完成」ここに向かって幼稚園からですけどずっと来て、社会に送り出すというそういう目的があるわけで、このタブレットが始まることで、国が示したSociety5.0そしてSTEAM教育ということで、公の教育が市場開放される。そういうことにならないように、これまで先生たちが積み上げてきたそういった努力が無にならないような方向にやってほしい。もし、そういうことが壊されるようなことがあるときは、やっぱり声を上げてほしいんですよ。そこはいかがですか。

○教育長（福田裕生君） 全く同様な気持ちでおります。教育基本法の中にも、「教育は人格の完成を目指す」というふうにうたわれておりますので、私たちはここを絶対に踏み外してはならないと思っております。

これまで脈々と積み上げられてきたこの教育の流れというものを、土台というものはしっかりと大事にしながらも、新たなこのデジタルを加味した流れというものは、バランスをしっかりと取りながら子供たちに与えていくことが、非常に重要なことだと思っております。

なお1、2年生につきましては、アルファベットによる入力等ということは、本市においてはさせておりません。

○19番（小園義行君） こんな大きなお金があるなら、学級の人数を減らして先生を増やして、もっと子供と密になれるような教育をやってほしいと、そんな声もいっぱいあるわけです。

ただ一つだけ、これはWi-Fiルーターは貸しますね。通信費、これが仮に持ち帰りになったときに、当局として考え方です。そこだけ将来に向かってのことですけど、公費で負担という理解でいいですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

オンライン授業を持ち帰って行った場合の通信料につきましては、国が準要保護児童生徒援助費補助金の予算単価を年額1万2,000円としていますので、これを基準といたしまして、準要保護世帯でインターネット環境がない世帯に対して、就学援助費で支援することも考えております。

ただ、インターネット環境がない世帯を解消するためには、どのような支援が必要なのかも含

めて、今後慎重に対応してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、全ての家庭がうちにパソコンがあったり、いろんなことじゃないから、そこは今答弁がされたようによろしくをお願いします。

あと最後です。これまで生理の貧困について取り上げてきました。そして、それぞれ市長も教育長も答弁されております。「前向きに取り組む」というそんな答弁だったんですけど、取組と新年度に向けての考え方を最後にお聞きしたいと思えます。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

学校では、生命や人格の尊重、男女平等の精神など、基本的な人権尊重の精神に基づいた性に関する指導を行うとともに、生理用品等の衛生用品を常備し、児童・生徒が安心して過ごせる教育環境の整備に努めているところであり、社会全体でそれらの認識を深め、対応していくことは行政として大変大切なことであるというふうに認識しているところであります。

新型コロナウイルス禍にあっても、志布志市内全ての子供たちの学びの場を保障し続けるとともに、生活への不安等、様々なことを市民目線で捉え、より豊かな市民生活の実現に向け、その可能性を模索してまいりたいというふうに考えております。

児童・生徒が安心して、学校生活を送れるような環境の整備について、これまでの取組の経緯を含めて教育長に答弁させます。

○教育長（福田裕生君） 生理用品を学校や女子トイレに整備することにつきましては、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のためには、非常に重要なことだと思っております。これまでも管理職研修会等において、これらのことについては指導もしてまいりました。生理用品を女子トイレに置く取組につきましては、学校の規模や学校種、児童・生徒への実態に応じ、その管理の在り方にも十分配慮しながら進めるべきだと考えております。

6月から8月にかけて、1年間に使用するであろう生理用品の種類や数量等について、各学校へ調査の依頼をいたしました。教育委員会といたしましては、学校からの回答を参考に予算化に向けた協議を進めるとともに、保健室やトイレに常備していくことによる良さや問題点等を明らかにして、子供たちが安心して集い、学べる学校環境づくりにこれからも努めてまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） ということは、今そういう努力されているということもよく理解をいたしました。ぜひ、新年度からということになるかどうか分かりませんが、学校のトイレに、きちんとそういうのが配置されるというふうに理解していいんですか。

○教育長（福田裕生君） 既に、幾つかの学校で試験的にどのような形での置き方がより使いやすいただろうとか、こちらの意図する状況で使ってもらえるだろうということの取組をお願いしているところでもございます。

一番懸念されるのは、各学校の養護教諭の方々からの声として上がってまいりました。衛生面それからこれまでは手渡しで渡していたものによって、コミュニケーションの時間的なことも短くされることによって、個々の子供たちの様子をしっかりとくみ取れないことが出てくるのでは

なかろうかといったような課題等も出されておりますので、そこらあたりをどうするかということ
を丁寧に考えながら、協議しながら、徐々に徐々に進めてまいりたいと思っております。

○19番（小園義行君） 今朝の新聞に、鹿児島空港にもきちんとした生理用品を置くという、そ
ういうことですよ。空港のトイレは、子供だから大人だからということじゃないですよ。やは
りそういうしっかりとした安心して学校で生活を送るためには、今教育長が努力されていま
すけど、ぜひ新年度から、それぞれの学校でいい形で心配なく、学校生活が送れるように努力して
いただきたいと思います。

今回いろいろ質問させていただきましたけど、今コロナ禍で私たちが学んだこと、そしてやら
なきゃいけないこと、これは当局を含めてという意味ですよ。本当にこの新型コロナウイルスと
の戦いは大変厳しいものがあります。ぜひ住民の側により寄った行政を遂行していただ
きたいと。その先頭に立つのは、市長、あなたですよ。ぜひそのことをよく心にとめて、これ
から残された任期どうぞ頑張ってやってください。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から9月29日までは休会とします。

9月30日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午前11時26分 散会

令和3年第3回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和3年9月30日（木曜日）午前10時14分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第47号 志布志市多目的イベント広場条例の制定について
- 日程第4 議案第48号 財産の処分について
- 日程第5 議案第49号 事業契約の変更について
- 日程第6 議案第50号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第7 議案第53号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第55号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第56号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 報告第4号 令和2年度志布志市健全化判断比率について
- 日程第11 報告第5号 令和2年度志布志市資金不足比率について
- 日程第12 認定第1号 令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第2号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第3号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第4号 令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第5号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第6号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第7号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第8号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第9号 令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書の提出について
- 日程第22 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長）
- 日程第23 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）

出席議員氏名（19名）

| | |
|-------------|-------------|
| 2番 南 利 尋 | 3番 尖 信 一 |
| 4番 市ヶ谷 孝 | 5番 青 山 浩 二 |
| 6番 野 村 広 志 | 7番 八 代 誠 |
| 8番 小 辻 一 海 | 9番 持 留 忠 義 |
| 10番 平 野 栄 作 | 11番 西江園 明 |
| 12番 丸 山 一 | 13番 玉 垣 大二郎 |
| 14番 鶴 迫 京 子 | 15番 小 野 広 嗣 |
| 16番 長 岡 耕 二 | 17番 岩 根 賢 二 |
| 18番 東 宏 二 | 19番 小 園 義 行 |
| 20番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 市 長 下 平 晴 行 | 副 市 長 武 石 裕 二 |
| 教 育 長 福 田 裕 生 | 総 務 課 長 北 野 保 |
| 財 務 課 長 折 田 孝 幸 | 企画政策課長 西 洋 一 |
| 情報管理課長 岡 崎 康 治 | 港湾商工課長 假 屋 眞 治 |
| 税 務 課 長 濱 田 茂 | 市民環境課長 留 中 政 文 |
| 福 祉 課 長 木 村 勝 志 | 保 健 課 長 川 上 桂 一 郎 |
| 農政畜産課長 大 迫 秀 治 | 耕地林務水産課長 小 山 錠 二 |
| 建 設 課 長 鮎 川 勝 彦 | 松 山 支 所 長 上 原 健 太 郎 |
| 有明支所長 重 山 浩 | 水 道 課 長 新 崎 昭 彦 |
| 会 計 管 理 者 和 佐 浩 教 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜 |
| 教育総務課長 萩 迫 和 彦 | 学 校 教 育 課 長 上 木 勝 憲 |
| 生涯学習課長 江 川 一 正 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|---------------------|-----------------|
| 事 務 局 長 藤 後 広 幸 | 次 長 松 永 憲 一 |
| 調 査 管 理 係 長 大 田 和 隆 | 議 事 係 長 末 原 和 幸 |

午前10時14分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、青山浩二君と野村広志君を指名いたします。

ここで選挙管理委員会事務局長より、9月16日の岩根議員の質問に対する答弁について訂正したいとの申し出がありましたので、発言を許可します。

○選挙管理委員会事務局長（北野 保君） 先の本会議における発言の訂正をお願いいたします。

9月16日の一般質問で、岩根議員からの選挙公営の制度導入についての御質問の中で、「今回の質問通告を受けて以降、選挙管理委員会の中で協議があったのか」との御質問に、9月1日に選挙管理委員会の中で協議をしている旨の答弁をいたしました。正式に質問通告を受けましたのは9月7日であり、質問通告を受ける前のこととございましたので、「質問通告を受ける前ではありますが」と付け加えて答弁すべきでございました。

発言を訂正し、深くおわび申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの選挙管理委員会事務局長の発言の訂正については、これを許可します。



日程第2 議案第46号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第2、議案第46号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第46号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月21日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市長の選挙公約により、現任期に係る市長の退職手当を0円にするとのことであるが、その目的についてただしたところ、ほとんどの企業等では、およそ30年から40年間勤めてから退職金を受け取ることが一般的であるが、市長は1期4年で退職金を受け取ることができる。そのことを市民の皆さんは疑問に感じているのではないかという思いがあったよ

うである。自主財源の確保や財政面の健全化に資することも、大きな目的ではないかと思っ
るとの答弁でありました。

市長の退職日が属する月の給与月額を0円とすることにより、退職手当が0円になるという手
法について、これまで本会議においても、いろいろな方法を検討したいと答弁していたが、今回
の提案までどのような議論や経過があったのか。また、第3者委員会等でも審議したのかとただ
したところ、退職手当事務の共同処理を行っている鹿児島県市町村総合事務組合と、退職手当を
0円とする手法について協議を行ったところ、県内でも実施している自治体があり、今回提案し
た手法が最善であるとのことであった。

市長の退職日が属する月の給与月額を支給しないことについて、法的に問題はないか県市町村
課と協議したところ、「地方自治法第204条第1項により、給与の支給が義務付けられているが、
生計を維持できる額の支給について、十分に留意した上で、附則等で特定額を100%減額しても
差し支えない」との回答を得ました。

また、7月15日に市民10名の方で構成されている議員報酬等審議会が開催され、その際の意見
として、「現任期に限る、退職手当のみが対象か」「退職手当の負担金は返還されるのか」「給料
は受け取り、退職手当だけを0円にはできなかつたのか」「受け取るべき本人がマニフェストを
守るため、0円にするとやっているのでもいいのではないか」等の意見があり、最終的に「適当」
との答申をいただいたとの答弁でありました。

鹿児島県市町村総合事務組合に市が支払った市長の退職手当負担金は、4年間で1,116万8,640
円とのことであるが、今後の特別職・一般職員合わせての退職手当負担金について、どのような
軽減効果があるのかとただしたところ、特別職の退職手当の負担率は1000分の280で、固定であ
り現在と変わらない。しかし、一般職分の退職手当の負担率については、おおむね10年ごとに
見直しがあるため、受け取らなかつた市長の退職手当については鹿児島県市町村総合事務組合に志
布志市負担金分として残り、一般職分の退職手当として、負担率見直しの際に影響を与えるもの
と考えている。短期的な財政的効果は乏しいが、長期的には負担率の見直しによる軽減効果があ
るとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

賛成討論として、1点目に、この条例の改正案は、現在の市長の現任期に限られており、次期
以降の市長の退職金に影響を与えるものでないこと。

2点目に、退職金を辞退することで、市の財政に短期的に直接寄与するものではないが、後年
において負担金の軽減効果があること。

3点目に、退職する月の給与を0円にすることについては、地方自治法第204条で規定されて
いる、市長や職員等に対する給与の支給義務について、県市町村課や鹿児島県市町村総合事務組
合でも問題なしとの回答を得て、市の議員報酬等審議会でも了としていること。

4点目に、市長が公約実現への強い意志があること。

この4点に基づき賛成の立場であるとの討論でありました。

ほかに討論はなく、起立採決の結果、議案第46号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

○7番（八代 誠君） 反対の立場で討論いたします。

まず1点目に、市民の方々は市長が退職金を受け取らないということで、市長に支給されるべき退職手当全額が、志布志市の財政に直接影響があるものというふうに考えているのではないかと私は思っています。しかし結果として、本市が鹿児島県市町村総合事務組合に負担した市長分の約1,100万円は、組合にプールされるということで、短期的な財政的効果については乏しいということが1点。

2点目に、この議案は市長の公約達成のものであり、志布志市の市政発展には何ら効果を示すものではないと私は考えています。また、下平市長が勇退されて以降の市長退職金問題については、大きな影響を与えていくものと考えています。例えば、市長の退職日に属する月の給与月額を0円とすることにより、退職金を0円にするという手法についても、市長職というものは、いよいよ経済力の備わった人でないと務まらないというようなイメージを、与えかねないなというふうに私は考えています。

今回提案されたこの議案によりまして、下平市長の強い意志というものは、私は十分示されたというふうに考えています。

以上のような点から、私は反対の立場であります。

以上です。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありますか。

○15番（小野広嗣君） 私は、ただいま総務常任委員長より報告のありました、議案第46号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

下平市長は、2018年の市長選出馬の際に、主に5点にわたる公約を掲げて選挙戦を戦い、初当選をされました。その市長選の際の公約の一つに、退職手当を受け取らないことが掲げられており、今回の条例の提案は、その際の市民との約束を果たすために提案されたものと私は理解をいたしております。

下平市長は初当選以来、鋭意、行財政改革に取り組まれてきておりますが、その渦中での今回の提案については、選挙公約を実行に移そうとされる行為として評価できるものであり、また市長が御自分の退職金を受け取らないこと自体が、志布志市の行財政改革に向けての自らの姿勢を示すことにつながる意義があるものと理解をいたしております。また、先ほど委員長報告にもあ

りましたように、委員会で、「市長は1期4年で退職金を受け取ることができるが、そのことを市民の皆さんは疑問に感じているのではないか」の答弁のように、1期4年ごと支払われる市長の退職金額を知る市民は、一様に驚いております。市長は33年にわたる職員の経験もおありでありますので、勤務年数に応じた退職金を受け取る在り方こそが、正当性が担保されとの御理解だと察しております。ゆえに、1期ごとに支給される高額な市長退職金を返上するとの市長の思いは、十分理解できるものでありますし、庶民感覚に合わない高額な退職金を見直すことは、時宜を得たものであると考えます。

また以前は、「市長選挙にはお金がかかるので、退職金を選挙費用に充てなければ大変だ」と、そういった話もよく聞かれておりましたが、現在では制度の見直しなどもあり、選挙費用の上限額も下げられることにより、選挙費用の負担軽減が図られてきているものと理解をいたしております。

なお、下平市長の今回の提案は、あくまでも1期ごとに支給される市長退職金の在り方に一石を投じるものであり、これが適用されるのは、今期の下平市長だけであります。

以上のような観点から見たときに、今回の提案については十分に理解できるものであり、賛成とするものであります。

同僚議員の皆様のご御賛同方、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

○11番（西江園 明君） 私は、議案第46号について反対の立場で討論いたします。

先ほど八代議員からもありまして、かなり今の思いは一緒でございますので、重複するところがございますけれども、今ありましたように、退職金を0円にしようとする提案でございますけれども、今の仕組み、制度の中では、市長の思いというのは伝わらないと思います。もっとほかの方法があるのではないかという思いから、市民にもっと目に見える形を期待して、私は反対討論を行います。

そもそも今回提案されました市長の退職金制度の仕組みについては、残念ながら市長本人も、私ども議員の多くも、そして市民の皆さんもほとんど内容については、詳細については理解していなかったと思います。普通に考えて、市の一般会計の予算の中に退職金はある。それを市長が受け取らないことによって、その分が一般会計の中に予算として残るんだというふうに思いました。ここにあるのを使わないんだから、ここに残るんだという単純な、普通はそう考えてしまいます。ところが、そのような仕組みではなかったんです。先ほどの全員協議会の中でも、一般質問の中でもありましたように、毎年職員の分も含めて退職者の事務を行います、鹿児島県市町村総合事務組合に負担金として納める仕組みで、普通に市長の分も納められており、市長が受け取らないからといってその負担した分が返ってくるわけではございません。「返してください」と言っても、返ってくるものではございません。この鹿児島県市町村総合事務組合は鹿児島県全体の事務を行っておりますから、ここに納めた額はここに残る形で、「将来、志布志市が負担する額が減るかもしれません」という説明でございます。減るかもです。県全体の中でプールしてい

ますから、幾ら反映されるか、先ほども意見としてありましたけども、負担金として返ってくるかもしれません。将来、それがいつ、どういう形で返ってくるかということも分かりません。市の財政にどのように反映されるか、そのような分からない仕組みの中で、それだったら市長は退職金を受け取り、それを定期預金がいいのかいろいろそれは別問題ですけれども、何らかの形で保管して、その後市長が政治家でなくなったときに、市長の思いであるお世話になった市民に目に見える形で還元すべきと思います。

市長としては、在任中は思っても言えません。「寄附します」とかそういうことは絶対言えませんから、将来受け取らなかった金額が、市が退職金として負担する額にいつどのような形で反映されるかも分からない仕組みは、市民から到底理解されるものではないと考えます。

私も今回の件については、多くの市民と話す機会がありましたが、全ての市民が「それはおかしい」と言われました。中には「市民投票すべきではないか」という、厳しい、激しい意見を言われた方もいました。市民に見える形を望んでいると思います。市長の公約でありますから、それは尊重すべきであるという意見もありますが、市長の公約は、今回議案として提案された段階で公約を果たされており、その判断を本議会に委ねられております。ですから、決して市長の公約違反に当たるものではないと思います。そしてこの結果は、マスコミや広報紙で報道されることにより、市民にもこの仕組みというのは理解されることになると思います。

そして、先ほども出ましたけれどもこのような問題は、今後志布志市を担っていこうと首長を目指す若い方が、この退職金のことが重い立候補の足かせの一つになってしまうのではないかと、私は懸念いたします。給与報酬にしろ、先ほどから出ておりますように退職金にしろ、労働に対する対価です。制度上やむを得ない、そして許されているとは言いますが、市長の退職金を算出する月の給与を0円にして計算されます。働いたのに給料が0円という仕組みが、地方自治法の附則程度で認められていますけど、労働基準法上ではこれが民間だったら許されるのかなという疑問を思います。

市長の思いは、市民に直接役に立つ形を望んでいたと思います。今回この議案が可決されますと、市長の公約の思いは残念ながら伝わりません。

以上で、この議案第46号に対して反対の立場で討論をいたしました。同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

終わります。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

○20番（福重彰史君） それでは、基本的立場で賛成討論を行います。

この条例改正は、市長の退職手当金を0円とする案件でありまして、下平市長の市長選挙での市民に約束した一つの公約でありまして、それを実施、実現するための改正であります。市長の退職手当金は1期4年ごとに支給されることになっておりまして、その金額は1,662万円でありまして、市民感覚とはあまりにもかけ離れた高額支給であり、また制度であります。しかし、これを受け取り寄附することは公職選挙法に抵触することになりますし、また現段階で退職後寄附

することも約束できず、さらには約束すれば公職選挙法との絡みも出てくるとの状況でもあると思います。ただ、市長の職責はただでさえ激務でありまして、市民に対する責任も大変重いものがございます。

そのような中、市長は副市長を2名体制から1名体制にされており、その激務は推して知るべきものがございます。また副市長1名減によりまして、その人件費は1期4年で4,000万円超程度になるのではないかと考えておりますが、そのことで財政的にも大きな節減となっておると考えているところでございます。

そのような状況の中、私は退職手当金の制度そのものは否定はいたしません、現在の制度では市町村長にあっては勤続期間1年につき給料月額に100分の500を乗じて得た額となっておりますので、例えばこれを100分の100に見直すことなどが、市民の理解を得ることにつながるのではないかなというふうに思うところでございます。

しかし、今回は市民に対する約束でございまして、このような手段を取らざるを得ない状況でもありますので、今後鹿児島県市町村総合事務組合の中で、みなし提言など行うなどして、市民に理解される制度として確立されることを強く要請をいたしまして、賛成討論といたします。同僚議員の御賛同方をよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

○3番（尖 信一君） 今回の議案第46号の上程に対して、反対の立場から討論させていただきたいと思っております。

私は、常日頃、市長には「退職金は受理してください」というようなことを申し上げてきました。その中で市長の公約でもあるということで、その点は非常に尊重申し上げたいと思っております。また、常任委員会でも可決されておりますので、その件についても尊重していきたいのでありますが、次の3点の観点から、反対を述べさせていただきたいと思っております。

まず第1点は退職金。皆さん、退職金というのは最高裁の判例で定義はされておられませんけれども、就労の中で労使の協議が決めてあれば、それは賃金に相当するというふうなうたっております。また、企業が倒産した場合の優先弁済権も退職金にありますので、これから判断すると、退職金というのは、毎月の賃金の中の一部を、退任後にまとめて払うという観点がございます。まずこれが第1点です。

第2点は、今回担当課から様々な試算が示されました。短期的にはさほど効果はないということを示されております。しかし、長期的に言えばある程度の効果があるということも、今日改めて示していただきました。

その観点から、第3番目の私の反対する討論でございしますが、八代議員も申されました、それから西江園議員も申されましたけれども、やはり短期的な効果があまり見られないのであれば、私がこれまで主張してきましたように、様々な問題があろうかと思っておりますけれども、退任後に基金を作って、今大変なこのコロナ禍で本当に困っておられる方々にいろんな形で、奨学金とかいう形で下平財団で寄附なされていくのが、一番いい効果のある方法ではないかと考えております。

たまたま9月29日にこんな新聞記事が出ておりました。奨学金制度ですね。本当に名も知れない小さな企業が奨学金を設けたり、個人で奨学金制度をつくられたりしているのが現状なんですね。それだけ今経済が疲弊しております。市民の中にもお子さんを大学に出すかどうか、本当に悩んでおられる方がたくさんおられます。そういう中で、せっかくの市長の退職金、2期になれば3,000万円を超えるわけですね。そういうような基金の基礎財源があれば、この市民の中にも寄附という新たな貴い行為が、今後根付いていくのではないかなというふうに思っております。

そういう意味で、以上の3点の立場から、私はせっかくの公約ではございますけれども、反対をさせていただきたいと思えます。

同僚議員の皆様の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 基本的に賛成の立場で討論をします。

まず第1点は、私たち議員もそうですけど、選挙に立候補しようとする人は、市民いわゆる住民と約束をして、首長だとこの4年間どういうふうに行行政をつかさどっていくのかと、私たち議員はその立場から、住民の福祉向上そういったことを含めて、しっかりと職責を果たすという意味で選挙のときにお約束をして、選挙に臨みます。

そういった点から、下平市長が今回立候補のときの公約に、退職金を受け取らないと、このことを公約に掲げたということは、これまで私の議員生活の中で5人目の首長ですけど、初めてでございます。その以前の方が提案しなかったからどうだと、そういうことではありません。勇気を持ってこの退職金を受け取らないと公約に掲げた。その公約をもって、志布志市の市民が市長に下平晴行でよいという結果を残したわけでありまして。そのことをもって、仮に首長がこの公約を投げうったならば、とんでもないことだと、約束を守らない、そういう烙印を押されるというふうに思えます。

私はこの公約に掲げられた、退職金を受け取らないというこのことをシンプルに提案されて受け止めました。そのことについては、大変な思いもあったでしょう。でも4年間の中でそのことをしっかりと守っているという、もうすぐ選挙が来ますけど、再度立候補をしたいという意思表示をされました。ぜひこの議案については可決していただきたい、そういう思いがあります。

二つ目に1,662万円、これはいわゆる市民感覚と乖離があります。私たちが企業に40年近く勤める、職員の方もそうですけど、「えっ、そんなにもらうの」という形があります。退職金、このことについては、隣の曾於市の五位塚市長が、この7月3期目の当選を果たされました。1期目のときから退職金を受け取らないということで、公約に掲げて受け取られませんでした。そして2期目も退職金を受け取らないと、そのことをしっかりと公約に掲げて受け取られませんでした。そして3期目も、退職金を受け取らないということを掲げて、曾於市の住民の方が3期目の当選を勝ち取らせていただいております。そういったときに、住民から見たら、本当にそのことをもって勇気を持って公約に掲げる、そのことを了とされたわけでありまして。全国の首長の中で、それぞれ首長の給与が高いということで、3分の1にしたり、いろんなことをそれぞれの首長が

されておられます。これは、もっと退職金そのものの在り方を考えるいい機会だったというふうに私は思います。今後もぜひ、次の市長選挙に出られるときも、当然これは下平市長は掲げられるというふうに考えておりますが、ぜひ実行していただきたいものだと思います。

また、本市に何も残らないというふうにありますけれども、五位塚市長がその退職金を0円にするというとき、私たちも勉強させていただきまして、この鹿児島県市町村総合事務組合に残るといことで、その他一般職の方々、そういう運営に少しずつなって、今日もありましたように、将来に向かってのこの精算をしたときに、負担の見直しというのができてくる。これは長期に考えると、退職金を受け取らないそのことが、本市の財政に寄与しているというふうに私は思います。今のこのことだけで議論するのではなくて、5年後、10年後、志布志市がどうあるべきかという、そのことを考えたときに、思い切って退職金を受け取らないという判断をされた下平市長の考えに、大いに賛同するものであります。

そして4点目に、この高い退職金を43ですか46ですか、鹿児島県市町村総合事務組合に加入されているところの団体で、首長の退職金については大いに議論してほしいと。これは本会議でも上程のときに質疑をいたしましたけれども、ぜひこのことについては、鹿児島県市町村総合事務組合の中で、首長の退職金100分の500というここについては、それなりの見直しがあつていいものだというふうに、私は思います。

そうした立場から、そこについては首長の側で組合で議論ができるようなそういう提案をしていただいて、このことについての自らが提案した退職金を受け取らないそのことが、県内の各自治体に広がっていく。そして鹿児島県市町村総合事務組合がその見直しをしていく。そういった先陣になっていただきたいと、そういうふうに思います。

今回のこの退職金を受け取らないという市長の選挙公約である、そのことをきちんここに議案をして提案されたその勇気と、約束したことは守るといふ、人間本来の在り方として、そのことを私たち議会は「よくぞやった」という思いで、市長に堂々と退職金を受け取らないという、その道をしっかりと実施できるように、同僚議員の皆さん方の賛同をいただいて、私の賛成討論といたします。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。反対討論はないですか。

○2番（南 利尋君） 私は、反対の立場で討論させていただきます。

市長という立場は、特別職であります。特別職といいますと、一般企業の退職金と比較されたりする事例がいろいろありますが、市長という立場は24時間365日、市民の安心と安全、生命と財産をしっかりと守らなければいけないという立場であると考えます。それによって、例えば市長の公約でこの議案が上がっておりますが、市長という立場で市民の意見をしっかりと聞いて、市民の納得するような、市長がよく言われる「住んでよかったまち」と言えるような、そういう展開を常に心掛けて取り組んで、そういう業務に全うしていただけるような市長の成果を、市民が今まで3年半常に見ているわけであると思います。最初の公約で退職金を受け取らないということ掲げられましたが、実際、いろいろ質疑をしてみますと、私たちもそうなんです、退職金

の仕組みというものに対しての認知度が多少は薄かったのではないかと、私は考えております。これからの市長を目指すそういう若い方々、またその退職金の金額ももちろんいろいろ賛否あると思いますが、退職金を受け取る受け取らないということは、もちろん大事なことなんです、市長がどれだけ市民のために生命・財産を守るような、そういう業務をなされたかということが一番大事だと思います。マニフェストにはそういうふうに掲げていらっしゃるんですが、3年半業務を全うして、本当に市民のために市民が納得できるようなそういう業務をされたのであれば、私は堂々とこの議案に提出されたわけです、そこで議会で反対ということで、もし受け取るような状況があれば、しっかりと堂々と受け取っていただいて、また次期の市長選にも出馬を表明されておりますが、その折にもしっかりともし次の任期があるのであれば、退職金ということの問題よりも、今本当に志布志市民がコロナ禍において、いろんな企業が生活困窮されている方が多くいらっしゃいます。そういう方々に対しても、全力で市長という立場で業務を全うしていただきたいと思いますので、その業務を全うされているという確信があるのであれば、堂々と退職金も受け取っていただきたいと思います。

そういう立場から、反対という意見で発言させていただきました。同僚議員の皆さんの賛同をよろしくお願いします。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

○14番（鶴迫京子君） 私は賛成の立場で討論いたします。

まずもって、第1点目でこの条例改正案は、市長のマニフェストであったということですね、公約ということで、公約を守ろうとする市長の意思の表れであります。その意思を尊重するということが、いろいろ個人的にはいろんな考え方がありまして、迷いましたが、やはり初心忘れるべからずということで、市長覚えていらっしゃるでしょうか。市長が市長に立候補する前、告示前に市長にお会いしたことがありました。その時に、市長は巷では市長はもう2回目だから出られないんだといううわさがいっぱい流れていました。その時に、市長に出会えたときに、もう意気揚々としまして、マニフェスト作り的一生懸命でした。そのときにこの公約の退職金を受け取らないんだということを第一番に掲げて、「こうするんです、私は」ということで、すごく熱心に訴えられました。「市長、公約出来上がっていないから、それは市民が全員が納得しないですよ」って、「もう市長は退職金をもらわれて当然じゃないですか」ということですごく意見を言ったんですが、そのときの市長は200%ぐらい、「いや、自分はこの公約をそう思っているんだから、実現するんだ」ということで、マニフェストに掲げるんだと強い思いをその時にお伺いしました。その時の気持ちというのは、やはり志ですので、すごく重いものがあるし、尊重しなければいけないと今も思っています。そして、ここに出たことによって、「あっ、市長はあの時の思いを貫かれたんだな」ということでとても感動しました。そして、そういう意味もありまして、まず公約を守ることが、やはり志布志市のトップである市長、4年近くなりますがそういう姿で頑張っているから、まず約束は守るということを示されたわけですので、そのことは尊重して賛成したいと思います。

そして、やはり志布志市には子供たちもいます。約束は守るんだよということを、市長自らが示さないでどうするのかなという思いがありますので、内容的にはいろんなありますよね。だけど、先ほど総務課長に説明をいただきました。その中で納得いたしました。それまでは半分ぐらい仕組みが分からなかったんですが、納得しました。小園議員もおっしゃいました、短期的にはその退職金の市負担分1,116万円がどうこうということではありませんが、長期的にはやはり市民のほうに返ってきます。そういう仕組みのことをしっかり勉強したら、やはり全然市民のためになっていないということはありませんので、受け取らないことイコール市にお金が入らない、ということではありませんので、ぜひこのことは、やはり公約は守るということで、下平市長の志を貫いてほしいと思いますので、賛成の立場で討論いたしました。

皆様の御賛同をよろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） では、賛成討論で。

○17番（岩根賢二君） この件に関しまして、賛成の立場で討論いたします。

一般質問をした者として、やはり態度をはっきりしたほうがいいのかということでございます。

最近行われました兵庫県知事選挙で、新しい知事が誕生されて、この知事が「退職金を受け取らない」ということを宣言されました。それに抗するように、大阪府知事が賛同の意を示されたということがニュースで流れておりました。先ほど小園議員からもありましたように、この退職金問題については、こういうことも含めまして、議論がさらに深まっていくのではないかなと思っております。

さて、本市のこの議案第46号に関しましては、先ほど委員長報告もございましたが、市長は市民に対する公約を守りたいという思いで、関係機関や報酬審議会等の審査を経て、この条例改正案を提出されました。提案までの経緯は、一般質問や総務常任委員会での審査でも分かる通り、丁寧な議論の末に結果が出されたものと理解をしております。

市長就任からこれまで、強い意志をもって3年半余りをかけて、公約実現への道を探ってこられたことに深く敬意を表しまして、本案に賛成をいたします。

委員の皆様方の賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

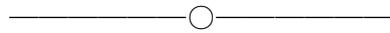
これから採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第46号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第46号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第47号 志布志市多目的イベント広場条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第47号、志布志市多目的イベント広場条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第47号、志布志市多目的イベント広場条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月21日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、多目的イベント広場の使用料について、どのような基準を基に算定されたか、参考にしたものがあるのかとただしたところ、使用料については、受益者負担等様々な積算方法があるが、都市公園条例の規定と整合性を図るため、同一の使用料を規定しているとの答弁でありました。

多目的イベント広場の管理について、港湾商工課が行うとのことであるが、JR志布志駅舎内にある観光特産品協会が管理すれば、日常的に管理が行き届くのではないかとただしたところ、今回、条例制定を行うにあたり、観光特産品協会との意見交換を重ねており、管理が滞ることのないようにしたい。今後のより良い管理方法については、協議・検討していきたいとの答弁でありました。

また、使用時間については、午後5時までとなっており、必要があると認めるときは変更することができる旨記載してあるが、多くの利用を望むのであれば、午後9時や10時までとしたほうが利用しやすいのではないかとただしたところ、多目的イベント広場は住宅地の中にあるため、特別な場合を除き、イベント開催等については、午前8時30分から午後5時の間にさせていただきたいと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第47号については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第47号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第48号 財産の処分について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第48号、財産の処分についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第48号、財産の処分について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月21日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、安楽大迫工業団地分譲地について、売却の相手方である株式会社霧島湧水の施設建設計画は、第1期として、ペットボトルの保管や製品出荷倉庫、第2期で、ペットボトル製造工場や保管倉庫、第3期で、飲料水製造工場を予定し、設備投資予定額は3期合計で21億円、雇用予定人数は15人とされているとのことであるが、この議案が可決された場合、どのような契約の流れとなるのかとただしたところ、本案の可決後、株式会社霧島湧水に対し土地代金について納入通知を行い、30日以内に納入をしていただき、市が所有権移転登記を行う。その後、土地取得日から2年以内に工事着工していただき、3年以内に操業開始するという流れであるとの答弁でありました。

今回の分譲地を売却した後、安楽大迫工業団地には、どのくらいの残地が残るのかとただしたところ、河川敷ののり面及び水路については、管理の面で一部残しているが、それ以外は全て売却するため、残地はないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第48号については全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第48号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第49号 事業契約の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第49号、事業契約の変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第49号、事業契約の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告をいたします。

当委員会は、9月21日、委員全員出席の下、審査に資するため、（仮称）志布志市地域優良賃貸住宅の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。執行部より、議案による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の契約変更は、事業名の変更及び当初契約額から2,376万6,396円の減額となるものであるが、この具体的な経緯や理由についてただしたところ、本契約については、条例の整備を行ったことにより、契約の目的の（仮称）部分を削除することとしたものである。

また、減額となった背景については、維持管理運営費を見直した結果によるものだが、その他の主なものとして、本住宅は水圧が強い地区に立地しており、実際に十分な水圧があることを確認できたため、当初計画していた受水槽の設置を行わない給水方式に変更したことや、敷地内の植栽について、最終的に全てコンクリート舗装したことに伴い、30年間分の管理が不要となったものであり、契約額の減額につながったところであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第49号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第49号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第6 議案第50号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第50号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案は、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第50号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）について、予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月17日、委員全員出席の下、審査に資するため、林道の大規模崩壊箇所、市道・用水路の被災箇所の現地調査を実施した後、9月22日に、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まず初めに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方交付税について、普通交付税が令和2年度決算額と比較して4%伸びたとのことであるが、その要因は何かとただしたところ、普通交付税の原資となる財源は、所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額となっているが、このような国税が伸びたことが一つの要因である。

また、令和2年度で普通交付税の合併算定替の特例措置が終了したため、令和3年度についてはマイナス要因を加味していたが、それを上回る増額となったとの答弁でありました。

次に、教育総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、GIGAスクール構想で配布されたタブレット端末のパスワードやIDアカウントの管理方法はどうなっているのか。また、児童・生徒がタブレット端末を使い、インターネット上で誹謗中傷を書き込み、いじめ・トラブル等につながった事例が各地で起きて

いる。今回、フィルタリングソフトを導入するにあたり、チャット機能などの通信機能制限はどのようになっているのかとただしたところ、タブレット端末のパスワードやIDアカウントについては、児童・生徒が個人で管理するよう割り当てられており、また、学校・担任教師も、それらを全て管理している状況である。

また、チャット機能などの通信機能制限については、担任教師用のパソコンで通信機能の制限を解除しなければ、子供たち同士で勝手にやり取りができないシステムとなっており、現在のところ、インターネット上に誹謗中傷の書き込みや、いじめ・トラブル等が起きる可能性は低いとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、不妊去勢手術費助成事業について、助成金の交付対象となるボランティア活動団体の登録の周知方法はどのように考えているのか。また、助成金額は半年間で20万円だが、来年度は倍程度を考えているのかとただしたところ、ホームページ、市報しぶし、チラシ等により周知・啓発を図りたい。また、今回の助成金額は、オスが12匹で6万円、メスが14匹で14万円を想定しており、今年度の実績を見ながら、来年度の予算計上を考えたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康ふれあいプラザの入浴施設について、一日当たり何人利用して、一人当たりの利用料は幾らかとただしたところ、入浴施設については、一般利用とデイサービス利用があり、一般利用は、多い日は6人、少ない日は0人の日もある。令和2年度の利用者数は、一般利用が533人、デイサービス利用が2,625人、合計で3,158人である。

利用できる者の範囲は、高齢者、小学生以下の者、身体に障害がある者及びその介護者となっており、利用料は、小学生以下の者は50円、それ以外の者は200円と条例で定めているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業で実施するシステム改修の内容についてただしたところ、個人のがん検診等の健診結果情報を、マイナンバーを活用したマイナポータルで確認できるようにするためのシステム改修である。

当初予算で健診情報連携システム整備事業として、健康管理システムとマイナポータルを接続するための改修を予算計上しており、今回は連携するための様式の標準化を行う改修であるとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、危険廃屋解体撤去事業及び住宅リフォーム助成事業について、実際の工事費をベースとした実績はどのくらいか。また、今回の増額補正の提案を踏まえ、事業効果の検証や、来年度の事業継続については何らかの議論がなされているかただしたところ、危険廃屋解体撤去事業については、現在48件の申請があり、解体事業に係る工事費は5,204万2,000円となっている。また、住宅リフォーム助成事業は、現在80件の申請があり、実際の工事費としては1億2,090万円となっている。両事業ともに、市民から非常に人気を得ている事業であり、工事費の実績が示すとおり地元経済活動への後押しにもかなり貢献しているため、今後の予算獲得及び来年度についても、継続的に事業を展開していきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、林業用施設災害復旧事業について、現場である御在所岳線林道は、県道塗木大隅線の迂回路としても期待されているところであるが、今回のような崩壊の危険性があるほかの箇所は把握しているか。また、この林道は砂利の通行箇所が多いことから、豪雨等での流出や決壊のおそれがあるのではと考えるが、今後の維持・管理を考慮した場合、コンクリート舗装を検討すべきではないかとただしたところ、今回決壊した箇所以外では、今後同規模の復旧が必要となることはないと考えている。また、林道のコンクリート舗装については、本事業内では急な勾配の箇所を対象に施工されているが、平成29年度から令和7年度まで計画されている全6工区の事業終了及び市への引渡しが完了した後に、引き続き県の事業なども要望・活用し、舗装化に向けた事業展開を模索していきたいとの答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、有害鳥獣捕獲特別強化事業について、捕獲わな、無線式捕獲パトロールシステムとは具体的にどのようなもので、導入後の管理や維持はどのように考えているか。また、鳥獣被害対策実施隊はどのような組織、活動となるのかとただしたところ、捕獲わな、無線式捕獲パトロールシステムは、くくりわなと無線機を連動して利用するもので、発信器とくくりわなをつなぎ、イノシシが足をくくりわなにとられると同時に、つながっていた発信機が作動し、わな設置者の手元にある受信機に捕獲情報が送られてくる仕組みとなっており、これまで捕獲確認のため、わなの設置箇所まで何度も足を運んでいた労力が軽減されるものである。

維持費としては、個別の無線機であるため通信料等の発生はなく、機器本体と電池代程度と考えている。機器については、志布志市有害鳥獣捕獲対策協議会への補助金であるため、同協議会で購入し、各猟友会への貸与という形での管理となる。

また、鳥獣被害対策実施隊については、市職員で構成されるため有害鳥獣の捕獲は難しいことから、追い払い用のピストルを活用し、できるだけ早い段階で現場の被害拡大を防止することが主な目的の活動であるとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、児童手当及び子育て世帯への臨時特別給付金の過誤支給について、システムの販売及び保守管理事業者に損害賠償請求を行うとのことであるが、当局に過失はなかったのか。また、過誤支給となった世帯に不利益が生じることはないかとただしたところ、損害賠償請求にあたり、事業者から経緯等の報告をもらい、協議をしてきた。今回の案件は、法に従った処理であり、市職員側に仕様の選択の認識がなく、システムエンジニアとのやり取りの記録等が確認できなかった。また、事業者が作成したシステムエンジニアへのマニュアルに誤った指示が記載されていたため、事業者側に非があることをお互いに確認したところである。

過誤支給となった世帯については、払戻しや相殺等の処理等、負担をいただくことはないと言明を行っているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「コロナに負けるな！特別応援給付金事業」の宿泊施設分について、財源として地方創生臨時交付金の充当が可能だと思うが、なぜ充当がないのかとただしたところ、「コロナに負けるな！特別応援給付金事業」の宿泊施設分についても事業者支援であり、地方創生臨時交付金の対象である。しかし、交付金には限度額があるため、今回は他の新型コロナウイルス感染症対策事業に充当を行ったとの答弁でありました。

次に、総務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、避難所用新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業について、換気用大型扇風機81台と自動ラップ式トイレを5台整備するとのことであるが、整備台数の根拠は何か。また、配置場所はどこであるかとただしたところ、換気用大型扇風機については、1次開設の避難所が市内27か所あり、1か所当たり3台ずつ配置する予定である。

自動ラップ式トイレについては、感染疑いのある方が発生した際、避難所にトイレが1か所しかなく、分離が難しい場合等に使用することを想定している。志布志庁舎・有明庁舎にそれぞれ2台、松山庁舎に1台配置し、必要に応じて、避難所に運ぶことを想定しているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、キャッシュバック志布志キャンペーン事業について、志布志を訪問し、宿泊及び買い物等をした場合、1万円を上限に宿泊代金等の還元を受けることができるとのことであるが、どのような流れになるのかとただしたところ、当該事業は、個人旅行者を対象としており、市内の宿泊施設に宿泊し、市内で買い物等を1,000円以上していただくことが要件である。これらの領収書を観光特産品協会に持っていき、領収書や本人確認等を行い、還元を受けるための申請書を提出してもらう流れである。

また、事業期間としては、令和3年11月1日から令和4年2月28日までを予定しているとの答弁でありました。

最後に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第50号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第6号）については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

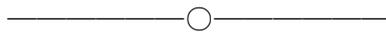
これから、採決します。

お諮りします。議案第50号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第7 議案第53号 令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第53号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第53号、令和3年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、9月21日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険基金への積立てについては、近年、若年者層が減少、高齢者層が増加傾向にあることから、その負担の差を平準化するために行われているという認識でよ

いかとただしたところ、介護保険基金は、若年者層と高齢者層の間の負担調整ではなく、65歳以上である第1号被保険者の負担を少しでも減らしたい、抑えたいという目的で積立てを行っているとの答弁でありました。

介護保険基金積立金について、予算の範囲内で積み立てるとのことだが、1期だけの計画なのか。また、この基金をどのように活用するのかとただしたところ、2025年に団塊の世代が後期高齢者になること、2040年に被保険者と若年者のバランスが崩れることを見据え、基金の創設が必要となった。2025年を過ぎても、各期ごとに介護保険事業計画の見直しを行いながら、基金を積み立てていくことになる。また、基金については、今後、介護給付費が伸びた場合に、被保険者の大幅な負担増にならないよう、保険料負担の軽減に活用したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第53号は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第53号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第55号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第55号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第55号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第1号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月21日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリの指定管理料を新たに計上し、運営継続のための支援を行うとのことであるが、指定管理者である株式会社グリーンハウスと、どのような協議がなされてきたのかとただしたところ、令和3年度の事業計画について、事業継続の努力をしていくことを確認した。しかし、新たに宿泊マネージャー等の増員配置を行い、収入の確保を図っているが、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、令和2年度同様、納付金や支援金について配慮いただきたいとの意見等があった。

そのことを基にさらに協議を行った結果、基本協定書に基づくリスク分担により、不可抗力により生じた場合の費用負担は、市が行うことを踏まえ、納付金は一時差止めとし、収支等を確認の上、年内または年度末に正式に決定することとした。

また、現在までの株式会社グリーンハウスによる経費削減や様々な経営努力を講じても、なお生じた損失については、十分精査して補填等を考えるものであるが、予算措置においては、市議会の議決が条件であることを示し、さらに協議することとした。

こういったことを受け、株式会社グリーンハウスにおいても、新規及びリピーター客確保に向けた情報発信や経費削減のための委託業務の見直し等の経営努力を行ったが、宿泊数や宿泊稼働率など、全国的な落ち込みと同様の推移となり、支援が必要な状況となったとの答弁でありました。

新型コロナウイルス感染症の状況予測は困難であるが、令和4年度は指定管理期間の最終年度であり、来年度に向けた事前協議はしっかりと行う必要があるが、どのような状況かとただしたところ、当初の基本協定書のとおり、まずは2,000万円の納付金は納付していただき、指定管理料はゼロというところから協議をスタートすべきと考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第55号については全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第55号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第9、議案第56号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第9 議案第56号 令和3年度志布志市一般会計補正予算（第7号）

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第56号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第56号、令和3年度志布志市一般会計補正予算（第7号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、県営業時間短縮要請協力金給付事業負担金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,365万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ267億6,681万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、ふるさと志基金繰入金を1,365万2,000円増額するものであります。

予算書は6ページ、付議案件説明資料は1ページをお開きください。

歳出の商工費の商工業振興費の負担金、補助及び交付金は、県が飲食店の営業時間短縮要請期間を延長したことに伴い、県営業時間短縮要請協力金給付事業負担金を1,365万2,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

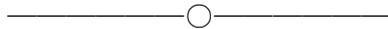
これから、採決します。

お諮りします。議案第56号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定しました。



日程第10 報告第4号 令和2年度志布志市健全化判断比率について

○議長（東 宏二君） 日程第10、報告第4号、令和2年度志布志市健全化判断比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第4号、令和2年度志布志市健全化判断比率につきまして説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度志布志市健全化判断比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

一般会計をはじめ、全ての会計が赤字ではありませんので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されませんでした。

また、実質公債費比率につきましては、本市の早期健全化基準25.0%に対しまして10.0%、将来負担比率につきましては、本市の早期健全化基準350.0%に対しまして15.3%であり、いずれも早期健全化基準を下回っております。

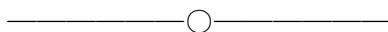
よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和2年度志布志市健全化判断比率についての報告を終わります。



日程第11 報告第5号 令和2年度志布志市資金不足比率について

○議長（東 宏二君） 日程第11、報告第5号、令和2年度志布志市資金不足比率についてを議題とします。

報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第5号、令和2年度志布志市資金不足比率につきまして説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度志布志市資金不足比率を、監査委員の意見を付けて御報告申し上げます。

資金不足比率の対象の公営企業会計である水道事業会計、下水道管理特別会計、公共下水道事業特別会計、国民宿舎特別会計及び工業団地整備事業特別会計に資金不足額がなく、資金不足比

率は算定されませんでしたので、これらの公営企業会計の経営は健全であります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

以上で、令和2年度志布志市資金不足比率についての報告を終わります。



日程第12 認定第1号 令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（東 宏二君） 日程第12、認定第1号、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第1号、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

令和2年度におきましては、これまでの取組を、なお一層本格化させるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、市民の皆様の安全安心を最優先に考え、感染の状況、社会経済活動の動向等を見極めながら、必要な対策を講じてまいりました。

さらに、令和2年7月豪雨により被災した施設等を緊急に復旧するための必要な対策を講じました。

主要施策成果説明書の一般会計の1ページをお開きください。

決算額は、歳入総額342億7,168万8,000円、歳出総額336億9,746万8,000円、差引残額5億7,422万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,689万1,000円を差し引いた実質収支額は4億9,732万9,000円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入のうち市税、寄附金、繰入金等の自主財源は総額149億7,410万2,000円、構成比43.7%、令和元年度と比較しますと、18億9,295万4,000円の増額となっておりますが、ふるさと志基金繰入金、ふるさと納税による寄附金の増加等によるものであります。

地方交付税、地方譲与税、国県支出金等の依存財源は総額192億9,758万6,000円、構成比56.3%、令和元年度と比較しますと、46億7,808万2,000円の増額となっておりますが、特別定額給付金給付事業補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、国庫支出金が増額となったこと等によるものであります。

6ページをお開きください。

次に、歳出の主なものを性質別に述べますと、人件費、公債費及び扶助費の義務的経費は104

億3,147万3,000円、構成比31.0%、令和元年度と比較しますと、1億2,488万5,000円の増額となっておりますが、ひとり親世帯臨時特別給付金事業の増額等によるものであります。

普通建設事業費及び災害復旧費の投資的経費は48億2,951万2,000円、構成比14.3%、令和元年度と比較しますと、8億9,315万9,000円の増額となっておりますが、災害復旧費の増額、まちづくり公社所有地取得事業に伴う増額等によるものであります。

物件費、補助費等のその他の経費は184億3,648万3,000円、構成比54.7%、令和元年度と比較しますと、53億711万2,000円の増額となっておりますが、特別定額給付金給付事業及び新型コロナウイルス感染症経済対策事業、並びにふるさと納税推進事業の増額等によるものであります。

7ページをお開きください。

令和2年度末地方債残高は221億7,879万8,000円で、令和元年度と比較しますと、2億6,005万6,000円、1.2%の減少となっております。市民一人当たりで換算しますと75万6,000円の残高となります。

8ページから9ページの本市の主な決算財政指数をみますと、財政状況はおおむね健全であると考えております。

しかしながら、地方交付税は、普通交付税が令和3年度から一本算定となったこと等から、今後も歳入の伸びが厳しい一方で、新型コロナウイルス感染症の影響を十分に把握した上で、感染症対策に全力を尽くし、地域経済の再生に取り組むとともに、健全な財政運営を推進してまいります。

以上で説明を終わります。

詳細につきましては、主要施策成果説明書に記載しておりますので、お目通しの上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。発言通告はありませんでしたので、質疑終結といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号については、17人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、17人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員は、お手元に配布しました名簿のとおり選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、この議場において、特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩します。

○

午前11時51分 休憩

午前11時57分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ただいま、特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告します。委員長に平野栄作君、副委員長に野村広志君。

以上であります。

○

日程第13 認定第2号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 認定第3号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 認定第4号 令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 認定第5号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第17 認定第6号 令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 認定第7号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第19 認定第8号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第20 認定第9号 令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（東 宏二君） 日程第13、認定第2号から日程第20、認定第9号まで、以上8件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第2号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額44億964万8,417円、歳出総額42億6,884万9,901円、実質収支額は1億4,079万8,516円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

また、国民健康保険基金の総額は、令和3年3月31日現在で1億1,007万9,415円となっております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が7億4,663万1,426円、構成比16.9%、県支出金が31億3,212万9,144円、構成比71.0%、繰入金が3億1,403万6,021円、構成比7.1%となっております。

また、国民健康保険税の現年課税分の収納額は6億9,895万8,736円で、収納率は95.36%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が30億1,375万8,337円、構成比70.6%、国民健康保険事業費納付金が11億6,657万6,669円、構成比27.3%、保健事業費が2,831万1,254円、構成比0.7%、諸支出金が2,451万8,671円、構成比0.6%となっております。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響で前年度より療養給付費等は減少しましたが、国民健康保険事業費納付金の増加等により、実質単年度収支は5,680万5,911円の赤字となっております。

国民健康保険は、他の医療保険制度と比較して、前期高齢者が多くを占めており、さらに医療技術の高度化等に伴い医療需要が高まり、国保財政は非常に厳しい状況が続いております。

平成30年度から財政運営の責任主体となった県と一体となり、引き続き国保財政安定化のため、国保税収納率向上による財源確保に努めるとともに、特定健康診査及び特定保健指導等の健康増進事業を推進し、医療費の適正化に取り組んでまいります。

次に、認定第3号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額4億4,202万1,776円、歳出総額4億4,073万1,078円、実質収支額は129万698円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が2億6,232万1,449円、構成比59.3%、繰入金1億7,413万1,337円、構成比39.4%となっております。

歳出の主なものは、広域連合納付金が4億3,224万8,052円、構成比98.1%、保健事業費が594万6,736円、構成比1.3%、諸支出金が69万7,036円、構成比0.2%となっております。

後期高齢者医療の事務につきましては、資格等の手続き、被保険者証の発行等の窓口業務のほか、健康保持増進事業として長寿健診等を実施してまいりました。

今後も、ますます進展する高齢化に伴い、被保険者数は増加し、医療費はさらに増えることが見込まれますが、鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化を推進するとともに

に、適正な事業運営に努めてまいります。

次に、認定第4号、令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額42億4,040万4,937円、歳出総額37億8,713万4,865円、実質収支額は4億5,327万72円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、介護保険料が6億6,816万6,576円、構成比15.8%、国庫支出金が10億3,666万1,900円、構成比24.4%、支払基金交付金が10億76万4,880円、構成比23.6%、県支出金が5億6,442万2,851円、構成比13.3%、繰入金が5億6,272万7,776円、構成比13.3%となっております。

歳出の主なものは、保険給付費が36億6,616万9,670円、構成比96.8%、諸支出金が3,846万4,686円、構成比1.0%、地域支援事業費が7,668万6,713円、構成比2.0%となっております。

高齢者もその家族も、可能な限り、住み慣れた地域において継続して生活できるよう、市の介護保険事業計画に基づき、2025年と2040年の双方を見据えながら、地域包括ケアシステムの推進及び持続可能な介護保険制度の運営を図ってまいります。

次に、認定第5号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額3億1,920万7,600円、歳出総額3億1,226万5,748円、実質収支額は694万1,852円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、使用料及び手数料が7,430万7,650円、構成比23.3%、一般会計繰入金が1億9,261万4,000円、構成比60.3%、市債が4,470万円、構成比14.0%となっております。

歳出の主なものは、職員の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理等に要する経費の総務費が1億917万9,771円、構成比35.0%、公債費が2億308万5,977円、構成比65.0%となっております。

今後も、加入率及び収納率の向上を図り、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第6号、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額280万1,864円、歳出総額252万7,012円、実質収支額は27万4,852円となり、

全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が252万5,000円、構成比90.1%、繰越金が27万6,855円、構成比9.9%となっております。

歳出の主なものは、公債費が252万4,312円、構成比99.9%となっております。

次に、認定第7号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額8,702万1,429円、歳出総額8,656万2,836円、実質収支額は45万8,593円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が8,102万8,000円、構成比93.1%となっております。

歳出の主なものは、管理費が7,441万3,504円、構成比85.9%、公債費が1,214万9,332円、構成比14.0%となっております。

次に、認定第8号、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算額は、歳入総額6億2,851万9,439円、歳出総額6億2,850万9,312円、実質収支額は1万127円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

それでは、歳入歳出決算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

歳入の主なものは、基金繰入金が3億2,836万7,494円、構成比52.2%、市債が2億6,790万円、構成比42.6%となっております。

歳出の主なものは、事業費が2億9,795万7,841円、構成比47.4%、公債費が3億3,017万9,164円、構成比52.5%となっております。

今後は、5工区については早期造成完了を目指し、4工区についても、早期造成及び分譲等につなげるよう進めてまいります。

次に、認定第9号、令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算につきまして、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付す必要があるため、提案するものであります。

決算の結果、総収益が5億7,766万5,247円、総費用が5億8,864万2,693円となり、1,097万7,446円の純損失となりました。

総収益の主なものは、営業収益が5億274万3,442円、構成比87.0%、営業外収益が7,132万

1,805円、構成比12.4%となっております。

総費用の主なものは、営業費用が5億170万7,928円、構成比85.2%、営業外費用が2,208万5,222円、構成比3.8%となっております。

令和2年度は、令和2年7月豪雨により冠水被害を受けた結果を踏まえ、大迫水源地の電気計装盤改修及び大迫配水池場内配水管布設替を中心に整備をいたしました。

今後も、市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、重要施設の耐震化対策及び老朽化施設の更新にも努めてまいります。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。発言通告はありませんでしたので、質疑終結といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を委任し、閉会中も継続して審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号から認定第9号まで、以上8件については、それぞれの所管の常任委員会に付託し、これに地方自治法第98条第1項の検査の権限を委任し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

会議を続行してよろしいでしょうか。

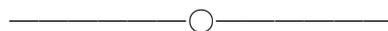
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第21、発議第5号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第21 発議第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（東 宏二君） 日程第21、発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○6番（野村広志君） ただいま議題となりました発議第5号、コロナ禍による厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

提出の理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められます。その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれます。

よって、国においては、令和4年度地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。

提出先は、衆議院議長、大島理森、参議院議長、山東昭子、内閣総理大臣、菅義偉、内閣官房長官、加藤勝信、総務大臣、武田良太、財務大臣、麻生太郎、経済産業大臣、梶山弘志、経済再生担当大臣、西村康稔、まち・ひと・しごと創生担当大臣、坂本哲志でございます。

以上で、趣旨説明を終わります。御賛同方、よろしくお願いいたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第5号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま議決されました発議第5号についての字句整理及び提出手続きについては、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において字句整理の上、提出することにいたします。

—————○—————

日程第22 閉会中の継続審査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第22、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第23 閉会中の継続調査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第23、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和3年第3回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後0時20分 閉会